

平成16年太宰府市議会第4回(12月)定例会会期内日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
12月1日(水)	午前10時	本 会 議	議 事 室	提案理由説明
	本会議散会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会終了後 議員協議会終了後	議 員 協 議 会 中学校給食・少子高齢化 問題特別委員会	全員協議会室 第三委員会室	
12月2日(木)	(午後1時)			(質疑通告締切)
12月3日(金)	午前10時	本 会 議	議 事 室	質疑・委員会付託
	本会議散会後	臨時議事委員会	第一委員会室	
	臨時議事委員会終了後 (午前10時)	建設経済常任 委員会協議会	第二委員会室	(一般質問通告締切)
12月4日(土)				
12月5日(日)				
12月6日(月)				
12月7日(火)	午前10時	総務文教常任委員会	全員協議会室	
	委員会終了後	総務文教常任 委員会協議会	全員協議会室	
12月8日(水)	午前10時	建設経済常任委員会	第二委員会室	
	委員会終了後	建設経済常任 委員会協議会	第二委員会室	
12月9日(木)	午前10時	環境厚生常任委員会	第三委員会室	
	委員会終了後	環境厚生常任 委員会協議会	第三委員会室	
12月10日(金)				
12月11日(土)				
12月12日(日)				
12月13日(月)				
12月14日(火)	午前9時30分	臨時議事委員会	第一委員会室	
	午前9時50分	議 員 協 議 会	全員協議会室	
	午前10時	本 会 議	議 事 室	一般質問
12月15日(水)	午前10時	本 会 議	議 事 室	一般質問
12月16日(木)	(午後1時)			(討論通告締切)
12月17日(金)	午前10時	本 会 議	議 事 室	報告・質疑・討論・採決
	本会議散会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会終了後	議 員 協 議 会	全員協議会室	

平成16年第4回(12月)定例会目次

第1日(12月1日開会)

1. 議事日程.....	1
2. 出席議員.....	2
3. 欠席議員.....	3
4. 会議録署名議員.....	3
5. 出席説明員.....	3
6. 出席事務局職員.....	3
開 会.....	4
散 会.....	13

第2日(12月3日再開)

1. 議事日程.....	15
2. 出席議員.....	16
3. 欠席議員.....	17
4. 出席説明員.....	17
5. 出席事務局職員.....	17
再 開.....	18
散 会.....	44

第3日(12月14日再開)

1. 議事日程.....	45
2. 出席議員.....	47
3. 欠席議員.....	47
4. 出席説明員.....	47
5. 出席事務局職員.....	48
再 開.....	49
散 会.....	142

第4日(12月15日再開)

1. 議事日程.....	143
2. 出席議員.....	144
3. 欠席議員.....	145
4. 出席説明員.....	145

5. 出席事務局職員.....	145
再 開.....	146
散 会.....	214

第5日(12月17日再開)

1. 議事日程.....	215
2. 出席議員.....	216
3. 欠席議員.....	216
4. 出席説明員.....	216
5. 出席事務局職員.....	216
再 開.....	217
閉 会.....	239

審議結果及び議案書等

1. 審議結果.....	241
2. 議案書.....	245
3. 請願.....	325
4. 意見書.....	328
5. 議員の派遣について.....	334
6. 諸般の報告.....	335

1 議 事 日 程（初日）

〔平成16年太宰府市議会第4回（12月）定例会〕

平成16年12月1日

午前10時開議

於 議 事 室

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定 |
| 日程第3 | | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 議案第57号 | 太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第5 | 議案第58号 | 太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第6 | 議案第59号 | 市道路線の廃止について |
| 日程第7 | 議案第60号 | 市道路線の認定について |
| 日程第8 | 議案第61号 | 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について |
| 日程第9 | 議案第62号 | 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について |
| 日程第10 | 議案第63号 | 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について |
| 日程第11 | 議案第64号 | 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について |
| 日程第12 | 議案第65号 | 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について |
| 日程第13 | 議案第66号 | 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について |
| 日程第14 | 議案第67号 | 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の増減及びこれに伴う福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同約の一部変更に関する協議について |
| 日程第15 | 議案第68号 | 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の減少に関する協議について |
| 日程第16 | 議案第69号 | 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の増減及びこれに伴う福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同約の一部変更に関する協議について |
| 日程第17 | 議案第70号 | 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の減少に関する協議について |
| 日程第18 | 議案第71号 | 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の増減に |

に関する協議について

- 日程第19 議案第72号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の増減及びこれに伴う福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第20 議案第73号 福岡都市圏広域行政推進協議会を設ける市町村の数の増減及びこれに伴う福岡都市圏広域行政推進協議会規約の一部変更に関する協議について
- 日程第21 議案第74号 福岡都市圏広域行政事業組合を組織する市町村の数の増減及びこれに伴う福岡都市圏広域行政事業組合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第22 議案第75号 福岡都市圏競艇等事業組合を組織する市町村の数の増減及びこれに伴う福岡都市圏競艇等事業組合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第23 議案第76号 福岡都市圏の市町村の図書館等を相互に他の市町村の住民の貸出利用に供することに関する規約の一部変更に関する協議について
- 日程第24 議案第77号 福岡地区水道企業団を組織する地方公共団体の数の増減及びこれに伴う福岡地区水道企業団規約の一部変更に関する協議について
- 日程第25 議案第78号 両筑衛生施設組合を組織する市町数の増減及びこれに伴う両筑衛生施設組合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第26 議案第79号 両筑衛生施設組合を組織する市町数の増減及びこれに伴う両筑衛生施設組合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第27 議案第80号 太宰府都市計画事業観世音寺土地区画整理事業施行規程を廃止する条例について
- 日程第28 議案第81号 太宰府市個人情報保護条例の制定について
- 日程第29 議案第82号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第83号 太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第84号 太宰府市地域活性化複合施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第85号 太宰府市立保育所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第86号 平成16年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第34 議案第87号 平成16年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第35 議案第88号 平成16年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第36 議案第89号 平成16年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第37 議案第90号 平成16年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について

2 出席議員は次のとおりである（20名）

- | | | | | | |
|----|-------|----|----|------|----|
| 1番 | 片井智鶴枝 | 議員 | 2番 | 力丸義行 | 議員 |
| 3番 | 後藤邦晴 | 議員 | 4番 | 橋本健 | 議員 |
| 5番 | 中林宗樹 | 議員 | 6番 | 門田直樹 | 議員 |

7番 不老光幸 議員
9番 大田勝義 議員
11番 山路一恵 議員
13番 清水章一 議員
15番 安部陽 議員
17番 福廣和美 議員
19番 武藤哲志 議員

8番 渡邊美穂 議員
10番 安部啓治 議員
12番 小柳道枝 議員
14番 佐伯修 議員
16番 田川武茂 議員
18番 岡部茂夫 議員
20番 村山弘行 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 会議録署名議員

5番 中林宗樹 議員

6番 門田直樹 議員

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(22名)

市長 佐藤善郎
収入役 松島幹彦
総務部長 平島鉄信
市民生活部長 関岡勉
建設部長 富田謙
教育部長 松永栄人
総務部次長 松田幸夫
健康福祉部次長 村尾昭子
財政課長 井上義昭
市民課長 藤幸二郎
上下水道課長 宮原勝美

助役 井上保廣
教育長 關敏治
地域振興部長 石橋正直
健康福祉部長 古川泰博
上下水道部長 永田克人
監査委員事務局長 花田勝彦
地域振興部次長 三笠哲生
総務課長 松島健二
地域振興課長 大藪勝一
建設課長 武藤三郎
教務課長 井上和雄

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名(5名)

議会事務局長 白石純一
議事課長 木村洋
書記 伊藤剛
書記 満崎哲也
書記 高田政樹

開会 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は20名です。

定足数に達しておりますので、平成16年太宰府市議会第4回定例会を開催します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（村山弘行議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定によって、

5番、中林宗樹議員

6番、門田直樹議員

を指名します。

~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

議長（村山弘行議員） 日程第2、「会期の決定」を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの17日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月17日までの17日間に決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期日程表によって運営を進めたいと思います。また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いします。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

議長（村山弘行議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係、議長会関係及び行政視察関係の資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方はご覧いただきたいと思ます。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4と日程第5を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第4、議案第57号「太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて」及び日程第5、議案第58号「太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4及び日程第5を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 皆さん、おはようございます。

平成16年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、師走を迎え大変ご多忙の中ご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日、定例議会開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今年もあと1か月余りとなりましたが、1年を振り返ってみますと、これほど連続して発生した自然災害の脅威を感じた年は記憶になかったのではないかと思います。夏の集中豪雨災害に続き、観測史上最高の回数で台風の直撃を受け、全国各地で多くの人命が奪われるとともに、家屋損壊などの損害を受けました。さらに、追い打ちをかけるように、10月23日夕刻に発生した「新潟県中越地震」は、未曾有の惨事を引き起こし、多くの犠牲者を出したのをはじめ、今なお不安な避難生活を余儀なくされる方々が多数おられます。改めまして、犠牲となられました方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。

本市も昨年豪雨災害に見舞われ、全国各地から心温まる義援金や物資をいただき、非常に感謝いたしました。今回は、地震により被災された新潟県の皆様をお見舞いするために、市役所、いきいき情報センターなどの公共施設に募金箱を設置しまして、市民の皆様からの募金をお願いした次第であります。ご支援、ご協力誠にありがとうございました。

さて、本市におきましては今年は幸いにして大きな災害もなく、市民の皆様にお誓いいたしました諸施策の実現に向けた様々な取り組みを積極的に行ったところであります。

まずは、仮称「九州国立博物館」についてであります。このたび文化庁が正式名称を「九州国立博物館（KYUSHU NATIONAL MUSEUM）」に決定し、開館日が平成17年10月15日に決まり、シンボルマークも同時に発表されました。100年来の先人たちの熱い思いの結実として、いよいよ開館を迎えるに当たり、市民の皆様とともに祝い、ともに喜びを分かち合いたいと考えております。今後は、散策路整備事業の早期完成に向けて、引き続き取り組んでいくとともに、先に開館いたしました地域活性化複合施設「太宰府館」とあわせて、

観光・文化情報の発信や創出に向けた取り組みも積極的に展開してまいります。

次に、「とびうめ国文祭」についてでございます。

10月30日から11月14日までの16日間、福岡県内の各市町村で開催されました「第19回国民文化祭・ふくおか2004」は、全国各地いろいろな文化活動に親しんでいる人たちが集まって、日ごろの練習の成果を発表し交流する国内最大の文化の祭典でありました。本市においても、11月6日に大宰府政庁跡で「古今東西まんさい大狂言祭」が開催され、約6,000人の観客の皆様が狂言師と一緒に参加する観客参加型野外劇を演じられまして、壮大な歴史絵巻に酔いしれました。そのほか「文芸祭 漢詩大会」をはじめとする多彩なイベントを行いまして、多くの参加者が県内外から本市をお訪ねになりました。そうした中、来訪者に「九州国立博物館」の見学を呼びかけましたところ、大変多くの方々にご参加をいただき、博物館開館の周知を図ったところであります。

次に、「歴史と文化の環境税」についてでございます。

本税は、平成15年5月23日に施行いたしまして、約1年6か月が経過いたしました。導入当初、一部に混乱がありましたものの、識者や市民代表、駐車場事業者などで構成した歴史と文化の環境税運営協議会や議会をはじめ関係者の皆様のご理解とご協力により、本年4月1日から正常化いたしております。しかしながら、条例施行後1年を経過いたしまして、幾つかの課題も発生したことから、5月に税制審議会に対しまして、課税標準及び税率と非課税対象となる駐車可能台数につきまして諮問を行い、6回にわたる慎重なご審議を経て、11月1日に答申並びに提言をいただきました。今後は、この内容を最大限尊重いたしまして、今後のまちづくりに生かしてまいりたいと考えております。

さて、本日ご提案申し上げます案件は、人事案件2件、市道路線の廃止1件、市道路線の認定1件、県内市町村合併に伴う規約の協議19件、条例の廃止1件、条例の制定1件、条例の一部改正4件、補正予算5件、合わせて34件の議案のご審議をお願い申し上げます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第57号及び議案第58号を一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第57号「太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

教育長であります關敏治氏が、本年12月24日付をもって教育委員としての任期を満了することに伴い、再度教育委員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

關氏は、平成12年12月25日付で教育長に就任以来4年間、その重責を果たされるとともに、教育行政の円滑な運営と健全な発展にご尽力をいただいております。略歴書に添付いたしておりますとおり、長年教育者として携わってこられた方であり、教育に対する深いご理解とご見識を持たれ、教育委員として適任であります。

次に、議案第58号「太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて」ご説

明申し上げます。

教育委員長であります岡部定一郎氏が、本年12月24日付をもって任期満了となることに伴い、その後任として稲積謙次郎氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

稲積謙次郎氏は、昭和31年に西日本新聞社に入社以来、社会部長、政治部長、編集局長、そして常務取締役を歴任され、さらには株式会社西広代表取締役社長として、また現在もテレビ西日本客員解説委員としてご活躍されており、人権教育行政をはじめとして多分野において識見を有しておられます。

また、本市におきましても、都市計画審議会や市史編さん委員会等の委員として、公平・公正な立場から貴重なご意見並びにご提言をいただいております。今までに培われてこられました見地によりまして、当市の教育行政の健全な発展にご尽力いただけるものと確信いたしております。

なお、略歴書を添付いたしておりますので、ご参照いただきたいと思います。よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は12月3日の本会議で行います。

~~~~~

日程第6と日程第7を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第6、議案第59号「市道路線の廃止について」及び日程第7、議案第60号「市道路線の認定について」を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第6及び日程第7を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第59号及び議案第60号を一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第59号「市道路線の廃止について」ご説明申し上げます。

今回、廃止を提案しております正尻・紺町線につきましては、御笠川災害復旧助成事業に伴う下川原橋のかけかえによりまして、この市道に平均幅員9.5mの道路を延長470m追加し、議案第60号で認定を提案する路線として道路整備を進め、道路法第10条第1項の規定に基づき一度廃止するに当たり、同条第3項の規定により市議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第60号「市道路線の認定について」ご説明申し上げます。

今回、認定を提案いたしております正尻・川久保線は、さきの議案第59号で廃止のご説明を

申しあげました正尻・紺町線に平均幅員9.5mの道路を延長470m追加し、道路整備をするものであります。家の前・今王線につきましては、高雄台地区と梅香苑地区を結ぶ道路が狭小のため、新規に道路整備をするものであります。

以上、2路線について、道路法第8条第1項の規定に基づき認定するに当たり、同条第2項の規定により市議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は12月3日の本会議で行います。

~~~~~

日程第8から日程第26まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第8、議案第61号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」から日程第26、議案第79号「両筑衛生施設組合を組織する市町数の増減及びこれに伴う両筑衛生施設組合規約の一部変更に関する協議について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第8から日程第26までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第61号から議案第79号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第61号から議案第72号までをご説明申し上げます。

平成17年1月24日から3月28日にかけて、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第1項の規定により、県内市町村の7つの合併が行われることにより、福岡県市町村職員退職手当組合及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合の構成団体に増減を生ずることに伴い、増減に関する協議及び規約の一部変更に関する協議について、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第73号から議案第77号までをご説明申し上げます。

平成17年1月24日に宗像郡福間町と宗像郡津屋崎町が合併し福津市となることにより、組合等の構成団体数に増減を生ずることに伴い、増減に関する協議及び規約の一部変更に関する協議について、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第78号及び議案第79号をご説明申し上げます。

久留米市と三井郡北野町等の合併及び朝倉郡三輪町と朝倉郡夜須町が合併し朝倉郡筑前町となることにより、両筑衛生施設組合の構成団体数に増減を生ずることに伴い、増減に関する協

議及び規約の一部変更に関する協議について、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は12月3日の本会議で行います。

~~~~~

日程第27 議案第80号 太宰府都市計画事業観世音寺土地区画整理事業施行規程を廃止する条例について

議長（村山弘行議員） 日程第27、議案第80号「太宰府都市計画事業観世音寺土地区画整理事業施行規程を廃止する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第80号「太宰府都市計画事業観世音寺土地区画整理事業施行規程を廃止する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、太宰府都市計画事業観世音寺土地区画整理事業につきまして、平成6年度に換地処分を行い、その後の清算事務についても完了いたしましたので、太宰府都市計画事業観世音寺土地区画整理事業施行規程を廃止するものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は12月3日の本会議で行います。

~~~~~

日程第28 議案第81号 太宰府市個人情報保護条例の制定について

議長（村山弘行議員） 日程第28、議案第81号「太宰府市個人情報保護条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第81号「太宰府市個人情報保護条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、個人情報の適正な取り扱いの確保に関し、必要な事項を定め、市の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正等を求める権利を明らかにすることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、基本的な人権を尊重し、個人の権利・利益を保護することを目的として制定するものであります。

この条例の制定に当たりましては、識見者や市民などで構成いたしました太宰府市個人情報保護制度審議会におきまして、本年2月から計12回の審議をいただき、提出されました答申の

趣旨を十分に尊重して策定いたしました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。  
議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は12月3日の本会議で行います。

~~~~~

日程第29から日程第32まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第29、議案第82号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第32、議案第85号「太宰府市立保育所設置条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第29から日程第32までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第82号から議案第85号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第82号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、太宰府市情報公開・個人情報保護審査会と太宰府市情報公開・個人情報保護審議会の設置並びに太宰府市情報公開審査会と太宰府市個人情報保護制度審議会の廃止を行うものであります。

今回、議案第81号でご提案しております太宰府市個人情報保護条例の制定に伴い、情報公開と個人情報保護の審査会及び審議会を統合して設置させていただくことにいたしました。審査会は、識見者で構成し、情報公開、個人情報保護条例に関する異議申し立て事項を審査する機関として設置し、審議会は情報公開、個人情報保護制度に関して調査、審議をするため、識見者のほかに市民等から幅広く意見をいただく機関として設置するものであります。

次に、議案第83号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、現在の税の4か月ごとの納期限について、税制審議会からもご提言いただいておりますとおり、駐車場事業者に対してできるだけ負担を軽減し、申告納入が円滑に行われますよう期限を延長するため、条例を改正するものであります。

次に、議案第84号「太宰府市地域活性化複合施設条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、太宰府市地域活性化複合施設の名称に「太宰府館」をあらわし、より一層「太宰府館」の利用を広報・周知していくため、条例を改正するものであります。

次に、議案第85号「太宰府市立保育所設置条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

太宰府市立都府楼保育所につきましては、昭和47年の開設以来、多くの子どもたちを保育し、親しまれてまいりました。少子・高齢化による家庭や地域の育児機能の低下や保育需要の多様化等により、総合的に地域の子育て支援策を展開することが緊急の課題であること並びに行政改革の趣旨を踏まえ、平成18年4月1日に都府楼保育所を社会福祉法人「飛鳥会」に移譲する予定にいたしておりますので、条例を改正するものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は12月3日の本会議で行います。

~~~~~

日程第33から日程第37まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第33、議案第86号「平成16年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」から日程第37、議案第90号「平成16年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第33から日程第37までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第86号から議案第90号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第86号「平成16年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、緊急を要し既決予算では対応できないもの、入札減などで生じた不用額について計上させていただいております。

また、人件費は今回、人事院勧告による職員給与の改定が実施されなかったことから、人事異動等に伴う給与費の調整をあわせて行っております。

補正の主な内容といたしましては、西鉄五条駅前に建設が予定されておりますマンション建設に伴う測量委託料及び道路改良事業用地購入費、通古賀地区整備事業関連として紺町5号線ほか測量設計委託料、吉松地区のフケ・水城駅線道路改良事業費、佐野土地区画整理事業費、史跡地公有化事業費などを追加計上いたしております。

この結果、今回の補正予算では、歳入歳出それぞれ3億3,590万6千円を追加させていただき、予算総額を236億5,593万2千円といたしております。

次に、議案第87号「平成16年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入及び歳出予算にそれぞれ2億3,803万5千円を追加し、予算総額を50億7,035万6千円にお願いするものであります。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費における一般被保険者療養給付費及び退職被保険者等療養給付費並びに退職被保険者等高額療養費の増額によるものであります。

歳入につきましては、療養給付費負担金及び社会保険診療報酬支払基金からの退職者医療費交付金の増額が主なものとなっております。

次に、議案第88号「平成16年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億2,655万円を追加し、予算総額31億3,721万円にお願いするものであります。

歳出の主な内容といたしましては、平成16年度介護給付費の見込み増及び組み替えと人事異動等に伴う給与費の調整により、1億2,655万円の増額をいたしております。

また、介護サービス適正化事業実施に係る費用として、歳入歳出それぞれ144万9千円を計上いたしております。

次に、議案第89号「平成16年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、収益的収支におきまして、支出を100万7千円増額し、総額11億8,435万4千円とするものであります。

資本的収支におきましては、支出を478万3千円増額し、総額10億2,612万2千円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、収益的支出におきましては、職員の変動等に伴う職員給与費の変更をするものであります。資本的支出におきましては、収益的支出と同様に職員給与費の補正と福岡県施行による御笠川改修に伴う用地購入費として固定資産購入費を486万8千円計上するものであります。

次に、今回追加しております債務負担行為につきましては、浄水場浄水業務一部委託の契約を今年度中に行い、来年度事業の円滑な執行を図るものであります。

次に、議案第90号「平成16年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、収益的収支におきまして、収入を64万3千円減額し、総額17億6,437万9千円に、支出を527万9千円減額し、総額17億198万1千円とするものであります。

資本的収支におきましては、収入を55万3千円増額し、総額10億7,568万7千円に、支出を1,060万2千円増額し、総額15億6,904万1千円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、職員の変動等に伴う職員給与費の変更をするものと、9

月議会において平成15年度下水道事業会計決算が認定されたことに伴い、平成16年度における一般会計からの繰入金の内訳が変更になりましたので組み替えを行うもの、平成16年度の一般会計繰り出し基準に関する総務省自治財政局長通知に基づいて組み替えを行うもの、及び資本費平準化債の平成16年度借り入れが完了し、償還条件が確定したことに伴う元利償還金等の変更であります。

また、福岡県が施工しております宝満川上流流域下水道事業の事業費が増額されたことに伴い、流域下水道事業債10万円を増額し、下水道整備事業の雨水幹線整備計画区域における認可変更を行うための業務委託料770万9千円を増額するものであります。

次に、今回追加しております債務負担行為につきましては、来年度予定工事の早期着手ができるよう、芝原雨水幹線実施設計業務委託を今年度中に契約し、事業の円滑な執行を図るものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は12月3日の本会議で行います。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は12月3日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前10時32分

~~~~~

# 1 議 事 日 程 ( 2 日 目 )

[ 平成16年太宰府市議会第4回(12月)定例会 ]

平成16年12月3日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 議案第57号 太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第2 議案第58号 太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第3 議案第59号 市道路線の廃止について
- 日程第4 議案第60号 市道路線の認定について
- 日程第5 議案第61号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第6 議案第62号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第7 議案第63号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第8 議案第64号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第9 議案第65号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第10 議案第66号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第11 議案第67号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の増減及びこれに伴う福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同約の一部変更に関する協議について
- 日程第12 議案第68号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の減少に関する協議について
- 日程第13 議案第69号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の増減及びこれに伴う福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同約の一部変更に関する協議について
- 日程第14 議案第70号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の減少に関する協議について
- 日程第15 議案第71号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の増減に関する協議について
- 日程第16 議案第72号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の増減及びこれに伴う福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同約の一部変更

に関する協議について

- 日程第17 議案第73号 福岡都市圏広域行政推進協議会を設ける市町村の数の増減及びこれに伴う福岡都市圏広域行政推進協議会規約の一部変更に関する協議について
- 日程第18 議案第74号 福岡都市圏広域行政事業組合を組織する市町村の数の増減及びこれに伴う福岡都市圏広域行政事業組合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第19 議案第75号 福岡都市圏競艇等事業組合を組織する市町村の数の増減及びこれに伴う福岡都市圏競艇等事業組合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第20 議案第76号 福岡都市圏の市町村の図書館等を相互に他の市町村の住民の貸出利用に供することに関する規約の一部変更に関する協議について
- 日程第21 議案第77号 福岡地区水道企業団を組織する地方公共団体の数の増減及びこれに伴う福岡地区水道企業団規約の一部変更に関する協議について
- 日程第22 議案第78号 両筑衛生施設組合を組織する市町村数の増減及びこれに伴う両筑衛生施設組合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第23 議案第79号 両筑衛生施設組合を組織する市町村数の増減及びこれに伴う両筑衛生施設組合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第24 議案第80号 太宰府都市計画事業観世音寺土地区画整理事業施行規程を廃止する条例について
- 日程第25 議案第81号 太宰府市個人情報保護条例の制定について
- 日程第26 議案第82号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第83号 太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第84号 太宰府市地域活性化複合施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第85号 太宰府市立保育所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第86号 平成16年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第31 議案第87号 平成16年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第32 議案第88号 平成16年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第33 議案第89号 平成16年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第34 議案第90号 平成16年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第35 請願第11号 良識的な男女共同参画条例の制定を求める請願
- 日程第36 意見書第8号 「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書
- 日程第37 意見書第9号 WTO・FTA交渉に関する意見書

## 2 出席議員は次のとおりである（20名）

- |    |          |    |         |
|----|----------|----|---------|
| 1番 | 片井智鶴枝 議員 | 2番 | 力丸義行 議員 |
| 3番 | 後藤邦晴 議員  | 4番 | 橋本健 議員  |
| 5番 | 中林宗樹 議員  | 6番 | 門田直樹 議員 |

7番 不老光幸 議員  
9番 大田勝義 議員  
11番 山路一恵 議員  
13番 清水章一 議員  
15番 安部陽 議員  
17番 福廣和美 議員  
19番 武藤哲志 議員

8番 渡邊美穂 議員  
10番 安部啓治 議員  
12番 小柳道枝 議員  
14番 佐伯修 議員  
16番 田川武茂 議員  
18番 岡部茂夫 議員  
20番 村山弘行 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(24名)

|         |      |          |      |
|---------|------|----------|------|
| 市長      | 佐藤善郎 | 助役       | 井上保廣 |
| 収入役     | 松島幹彦 | 教育長      | 關敏治  |
| 総務部長    | 平島鉄信 | 地域振興部長   | 石橋正直 |
| 市民生活部長  | 関岡勉  | 健康福祉部長   | 古川泰博 |
| 建設部長    | 富田讓  | 上下水道部長   | 永田克人 |
| 教育部長    | 松永栄人 | 監査委員事務局長 | 花田勝彦 |
| 総務部次長   | 松田幸夫 | 地域振興部次長  | 三笠哲生 |
| 健康福祉部次長 | 村尾昭子 | 総務課長     | 松島健二 |
| 行政経営課長  | 宮原仁  | 財政課長     | 井上義昭 |
| 観光課長    | 木村甚治 | 市民課長     | 藤幸二郎 |
| 子育て支援課長 | 和田敏信 | 建設課長     | 武藤三郎 |
| 上下水道課長  | 宮原勝美 | 教務課長     | 井上和雄 |

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名(5名)

議会事務局長 白石純一  
議事課長 木村洋  
書記 伊藤剛  
書記 満崎哲也  
書記 高田政樹

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1 議案第57号 太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議長（村山弘行議員） 日程第1、議案第57号「太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第57号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第57号は同意されました。

同意 賛成19名、反対0名 午前10時01分

~~~~~

日程第2 議案第58号 太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議長（村山弘行議員） 日程第2、議案第58号「太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第58号を同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第58号は同意されました。

同意 賛成19名、反対0名 午前10時01分

~~~~~

### 日程第3 議案第59号 市道路線の廃止について

議長(村山弘行議員) 日程第3、議案第59号「市道路線の廃止について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第59号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第4 議案第60号 市道路線の認定について

議長(村山弘行議員) 日程第4、議案第60号「市道路線の認定について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第60号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

### 日程第5 議案第61号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組規約の変更について

議長(村山弘行議員) 日程第5、議案第61号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方

公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について」を議題とします。  
お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論、採決を行います。

議案第61号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第61号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第61号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時03分

~~~~~

日程第6 議案第62号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について

議長(村山弘行議員) 日程第6、議案第62号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論、採決を行います。

議案第62号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第62号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第62号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時04分

~~~~~

日程第7 議案第63号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について

議長(村山弘行議員) 日程第7、議案第63号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論、採決を行います。

議案第63号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第63号を可決することに賛成の方は起立願います。

( 全員起立 )

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第63号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時05分

~~~~~

日程第8 議案第64号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について

議長(村山弘行議員) 日程第8、議案第64号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論、採決を行います。

議案第64号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第64号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第64号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時06分

~~~~~

日程第9 議案第65号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について

議長（村山弘行議員） 日程第9、議案第65号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」を議題とします。お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論、採決を行います。

議案第65号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第65号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第65号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時07分

~~~~~

日程第10 議案第66号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について

議長（村山弘行議員） 日程第10、議案第66号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」を議題とします。お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論、採決を行います。

議案第66号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第66号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第66号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時08分

~~~~~

日程第11 議案第67号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の増減及びこれに伴う福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の一部変更に関する協議について

議長（村山弘行議員） 日程第11、議案第67号「福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の増減及びこれに伴う福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の一部変更に関する協議について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論、採決を行います。

議案第67号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第67号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第67号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時09分

~~~~~

日程第12 議案第68号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の減少に関する協議について

議長(村山弘行議員) 日程第12、議案第68号「福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の減少に関する協議について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論、採決を行います。

議案第68号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第68号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第68号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時10分

~~~~~

日程第13 議案第69号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の増減及びこれに伴う福岡県市町村消防団員等公務災害補償組  
規約の一部変更に関する協議について

議長（村山弘行議員） 日程第13、議案第69号「福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の増減及びこれに伴う福岡県市町村消防団員等公務災害補償組  
規約の一部変更に関する協議について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論、採決を行います。

議案第69号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第69号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第69号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時10分

~~~~~

日程第14 議案第70号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の減少に関する協議について

議長（村山弘行議員） 日程第14、議案第70号「福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の減少に関する協議について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論、採決を行います。

議案第70号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第70号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第70号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時11分

~~~~~

日程第15 議案第71号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の増減に関する協議について

議長(村山弘行議員) 日程第15、議案第71号「福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の増減に関する協議について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論、採決を行います。

議案第71号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第71号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第71号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時12分

~~~~~

日程第16 議案第72号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の増減及びこれに伴う福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規

約の一部変更に関する協議について

議長（村山弘行議員） 日程第16、議案第72号「福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の増減及びこれに伴う福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の一部変更に関する協議について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論、採決を行います。

議案第72号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第72号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第72号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時13分

~~~~~

日程第17 議案第73号 福岡都市圏広域行政推進協議会を設ける市町村の数の増減及びこれに伴う福岡都市圏広域行政推進協議会規約の一部変更に関する協議について

議長（村山弘行議員） 日程第17、議案第73号「福岡都市圏広域行政推進協議会を設ける市町村の数の増減及びこれに伴う福岡都市圏広域行政推進協議会規約の一部変更に関する協議について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論、採決を行います。

議案第73号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第73号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第73号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時14分

~~~~~

日程第18 議案第74号 福岡都市圏広域行政事業組合を組織する市町村の数の増減及びこれに伴う福岡都市圏広域行政事業組合規約の一部変更に関する協議について

議長(村山弘行議員) 日程第18、議案第74号「福岡都市圏広域行政事業組合を組織する市町村の数の増減及びこれに伴う福岡都市圏広域行政事業組合規約の一部変更に関する協議について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論、採決を行います。

議案第74号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第74号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第74号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時15分

~~~~~

日程第19 議案第75号 福岡都市圏競艇等事業組合を組織する市町村の数の増減及びこれに伴う福岡都市圏競艇等事業組合規約の一部変更に関する協議について

議長（村山弘行議員） 日程第19、議案第75号「福岡都市圏競艇等事業組合を組織する市町村の数の増減及びこれに伴う福岡都市圏競艇等事業組合規約の一部変更に関する協議について」を議題といたします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論、採決を行います。

議案第75号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第75号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第75号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時16分

~~~~~

日程第20 議案第76号 福岡都市圏の市町村の図書館等を相互に他の市町村の住民の貸出利用に供することに関する規約の一部変更に関する協議について

議長（村山弘行議員） 日程第20、議案第76号「福岡都市圏の市町村の図書館等を相互に他の市町村の住民の貸出利用に供することに関する規約の一部変更に関する協議について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めま

す。

これから討論、採決を行います。

議案第76号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第76号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第76号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時17分

~~~~~

日程第21 議案第77号 福岡地区水道企業団を組織する地方公共団体の数の増減及びこれに伴う福岡地区水道企業団規約の一部変更に関する協議について

議長(村山弘行議員) 日程第21、議案第77号「福岡地区水道企業団を組織する地方公共団体の数の増減及びこれに伴う福岡地区水道企業団規約の一部変更に関する協議について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論、採決を行います。

議案第77号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第77号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第77号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時18分

~~~~~

日程第22 議案第78号 両筑衛生施設組合を組織する市町数の増減及びこれに伴う両筑衛生施設組合規約の一部変更に関する協議について

議長（村山弘行議員） 日程第22、議案第78号「両筑衛生施設組合を組織する市町数の増減及びこれに伴う両筑衛生施設組合規約の一部変更に関する協議について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論、採決を行います。

議案第78号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第78号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第78号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時19分

~~~~~

日程第23 議案第79号 両筑衛生施設組合を組織する市町数の増減及びこれに伴う両筑衛生施設組合規約の一部変更に関する協議について

議長（村山弘行議員） 日程第23、議案第79号「両筑衛生施設組合を組織する市町数の増減及びこれに伴う両筑衛生施設組合規約の一部変更に関する協議について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論、採決を行います。

議案第79号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第79号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第79号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時20分

~~~~~

日程第24 議案第80号 太宰府都市計画事業観世音寺土地区画整理事業施行規程を廃止する条例について

議長(村山弘行議員) 日程第24、議案第80号「太宰府都市計画事業観世音寺土地区画整理事業施行規程を廃止する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第80号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第25 議案第81号 太宰府市個人情報保護条例の制定について

議長(村山弘行議員) 日程第25、議案第81号「太宰府市個人情報保護条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第81号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第26と日程第27を一括上程

議長(村山弘行議員) お諮りします。

日程第26、議案第82号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」及び日程第27、議案第83号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第26及び日程第27を一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第82号及び議案第83号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第 28 議案第 84 号 太宰府市地域活性化複合施設条例の一部を改正する条例について  
議長（村山弘行議員） 日程第28、議案第84号「太宰府市地域活性化複合施設条例の一部を改正  
する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可します。

17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） この「太宰府市地域活性化複合施設条例の一部を改正する条例につい  
て」でありますけども、今回はこの太宰府館の名称について、関連して質問をさせていただき  
たいと思います。

もともとこの「太宰府館」は市民公募の上決められた名称でありますので、この「太宰府  
館」そのものにどうのということではありませんが、名称が「太宰府館」になって開館してこ  
の方ですが、どうも「太宰府館」という名称そのものもあるわけですけども、なじみにく  
い、何をやる場所かわからない、何かはつきりしない、ただ太宰府とついただけという、そう  
いう感をぬぐうことができません。

特に観光客にアピールをするために、「太宰府館」とはまた別に、サブタイトルでも結構で  
すので、別の名称を考えたらどうかと、そう思っておりますがいかがでございましょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 福廣議員のご質疑に回答いたします。

太宰府市地域活性化複合施設という名称につきましては、その建設費用として地域総合整備  
事業債を利用したことから、条例で定めたものでございます。しかし、多くの人たちから親し  
まれ、広く太宰府をPRできる愛称をつけたいと考え、市民から提案いただいた107点の応募  
作の中から「太宰府館」を選びました。この経緯につきましては、6月定例議会におきまして  
ご説明したとおりでございます。去る10月1日の開館以来、既に2か月が経過しましたが、開  
館当初はいろいろな問い合わせなどにおいて、地域活性化複合施設といっても意味が通じず、  
あるいは「太宰府館」という名称にもなじみがなく、聞き返されたりすることも多々ございま  
した。その後、「太宰府館」の利用案内を作成しPRを行ったり、また実際にご利用いただい  
た方々の情報といたしまして、この「太宰府館」という名称が広まり、現在ではわかりやすい  
名称として、電話問い合わせなどでも「太宰府館ですか」という問い合わせがあるなど、広く  
定着してきたと感じているところであります。つきましては、太宰府という知名度を有効に活  
用した名称であり、十分アピールすることによって利用していただけるものと確信いたしてお  
ります。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） なぜこういったことを言うのかということ、今言われたのは太宰府市に  
住んである方に対するアピールがうまくいってるということだと思います。

しかし、本施設は観光客のために一部考えられた館であろうと。観光客を左折させると、そのためにつくった館であって、太宰府市民にだけ幾らアピールをしても我々は納得しないし、意味もないと、そう思っています。そうすると、観光で来られる方々にどのようなアピールをされているか、それについてそしたらお伺いをします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 10月1日にオープンしまして、なかなか知名度を高めるためのイベントに追われておりまして、観光客あるいは旅行会社に対するプロモーション等がいまだできていないのが現実でございます。今後はその辺につきまして、定例日を設けまして、観光旅行社、それから観光客にプロモーションを仕掛けていながら、PRしていきたいと考えております。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） もう要望にとどめますけども、余りにも「太宰府館」だけではかた過ぎる。本当に観光客が来た場合に、どういう施設かっていうのはもう本当ぴんときませんよ。ですから、PR不足もあると思いますけども、やはり海外から来られるお客様もいらっしゃるわけですから、そこらあたりのことも考えながら、ぜひ検討を今後続けていただきたいと、そう要望して今回の質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員の質疑は終わりました。

これで質疑を終わります。

議案第84号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第29 議案第85号 太宰府市立保育所設置条例の一部を改正する条例について

議長（村山弘行議員） 日程第29、議案第85号「太宰府市立保育所設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可します。

8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） この条例を改正するに当たりまして、以前6月議会、9月議会でも議題になっておりましたけれども、その実際の保育所の保護者会との協議の進捗状況を教えていただきたいということと、プラス移譲先である飛鳥会がどのような形で、この協議会に参加をしているのかということをお知らせいただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） ただいま渡邊議員さんの質疑についてご回答申し上げます。

都府楼保育所の民間移譲に関する保護者会との協議につきましては、民営化を平成18年4月とする合意に基づきまして、移譲後の都府楼保育所の保育内容について、10月9日に協議を開始したところでございます。2回目を10月23日、3回目を11月20日、3回目からは社会福祉法

人飛鳥会にも入っていただき、協議を行ってきたところでございます。今後は、具体的な保育内容について精力的に協議を重ねていくということにいたしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） これは質問ではなく要望ですが、やはり移譲された後に子どもたちができるだけ戸惑うことがないように、その保護者、子どもたちの代弁者である保護者と十分に協議を重ねていただきたいということを強く要望しておきたいと思ひます。

以上です。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員の質疑は終わりました。

これで質疑を終わります。

議案第85号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第30 議案第86号 平成16年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について

議長（村山弘行議員） 日程第30、議案第86号「平成16年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第86号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~

日程第31と日程第32を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第31、議案第87号「平成16年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」及び日程第32、議案第88号「平成16年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を一括議題にしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第31及び日程第32を一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第87号及び議案第88号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第33と日程第34を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第33、議案第89号「平成16年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について」及び日程第34、議案第90号「平成16年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」

を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第33及び日程第34を一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第89号及び議案第90号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第35 請願第11号 良識的な男女共同参画条例の制定を求める請願

議長(村山弘行議員) 日程第35、請願第11号「良識的な男女共同参画条例の制定を求める請願」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

6番門田直樹議員。

[6番 門田直樹議員 登壇]

6番(門田直樹議員) 請願、「良識的な男女共同参画条例の制定を求める請願」につきまして趣旨の説明をさせていただきます。

紹介議員は、不老光幸議員、佐伯修議員、後藤邦晴議員、安部陽議員、大田勝義議員、橋本健議員と私、門田直樹です。

請願者は、真の男女共同参画を考える太宰府市民の会、会長福永哲氏です。

この請願は、太宰府市男女共同参画審議会の中間取りまとめに対し、具体的に問題点を挙げ、議会並びに市当局に慎重に審議していただき、今後作成されるであろう条例案が市民の誇りとなる良識的なものとなることを願って提出されたものであります。

まず、今までの経緯を含め、ご説明いたします。

太宰府市では、平成元年に婦人問題懇話会を設置、平成13年に同会を男女共同参画審議会に変更、平成15年に審議会からの答申により、太宰府市男女共同参画プランを策定しました。同プランには、ジェンダーフリーをもとにしたまちづくりを行うと明記されています。ジェンダーフリーとは、1970年代にアメリカで社会的、文化的に形成された性といった意味のものをジェンダーと名づけ、さらに日本でフリーを加えて、性別秩序の破壊を意味するとした和製英語のことです。男らしさ、女らしさ、伝統文化や慣習、専業主婦などを否定し、また家族を解体しなければ女性の真の解放は達成できないなどとも主張しています。

審議会はこのプランをもとに、本年9月に中間取りまとめを行い、市民に意見を求めましたが、2度の公聴会、またファクスやメールなどによる意見のほとんどは、この中間取りまとめに対し批判的であったと聞き及んでいます。憲法で保障する法のもとの平等とは、相対的平等、つまり同一事情、同一条件のもとでは均等に扱うという意味であり、男女の違いを前提として同じものは同じように、異なるものは異なるように扱うことです。男女の区別をなくすこ

と、特性を否定することは、男女平等とは全く次元の異なるものです。ジェンダー論という社会学の一派でしか通用しない机上の空論を前提に、男らしさ、女らしさ、母性、父性を否定し、家族を夫が妻を支配するための抑圧機関ととらえて、家族を解体せよなどという思想、ジェンダーフリーが誤りであることは明らかです。

プランに基づく審議会の中間取りまとめは、クォータ制や拠点施設、苦情処理機関など多くの問題点を含み、また「あらゆる」「何人も」など、例外を認めない寛容性を欠く表現が目立ちます。今月20日に市長に対し最終答申を行う予定であると聞いていますが、私自身審議会を傍聴してきて、その審議内容を詳細に検討しても、最終答申が中間取りまとめから大きく変わることはほとんどないと感じています。特に問題であると思われるのが、本請願にもありますように、オンブズパーソンの設置です。中間取りまとめでは、オンブズパーソンについて、市から独立して職務を行うとする独任制や、自分たちの考え一つで苦情処理ができるとする自己の発意による苦情処理など、恣意に、ほしいままに運用されるおそれがあります。

また、オンブズパーソンは市長でも簡単には委嘱を解くことができないとあり、議会の承認を必要とするなどの文言もありません。私人間における人権の侵害は、民法上の権利侵害、公序良俗違反等の問題であるため、最終的には民事訴訟によるべきものであり、行政においては相談の範疇にすべきです。行政機関が人権侵害に関する事項について判断を下し公表することは、憲法違反のおそれ強いと思われます。苦情及び救済の申し出に対しては、市の窓口で職員が対応することが必要であり、適切であると考えます。これ以外にも、男女の比率を数値目標にするクォータ制など、国の基本法をはるかに超えて市民や事業者に新たな義務を課し、権利を不当に制限するなどの問題が多く存在しています。

また、最終答申に当たっては、ジェンダーフリー、オンブズパーソン、クォータ制など、問題とされている語彙を削除、あるいは表現を変えて、内容はそのままいこうなどという議論をされているようですが、当然ながら条例としての内容そのものが重要なのであって、これらのスローガ的な言葉がなくなったからといって、問題がなくなるわけではありません。

最後に、男女共同参画社会基本法は、必ずしも自治体が条例を制定することを求めているわけではありませんが、市は来年、議会に条例案を提出するとのことです。太宰府市に真の男女共同参画社会を実現するためにも、条例の制定に当たっては、本請願の趣旨を十分に酌み取って反映していただきますようお願いするものであります。

以上、趣旨をご理解いただき、採択くださいますようお願いいたしまして、説明を終わらせていただきます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8 番 渡邊美穂議員。

8 番（渡邊美穂議員） 今の趣旨説明を含めまして、この請願について3点にわたり質問をいた

します。

まず第1点目は、この請願の中にありますこの要旨の次にあります理由のところなんですが、今趣旨説明の中でおっしゃっておられましたが、「市民からの意見の多くは審議会の案に批判的であったと聞き及んでいます」という文章ですが、中間答申に対する市民の意見がどのような内容であったのか、市民公聴会以外のファクスやメールによる意見について審議会は発表しておりません。

また、市民公聴会には他の自治体からも多くの参加者があり、何を根拠に太宰府市民の多くが批判的であったと判断されているのかということ。

第2点目は、オンブズパーソンについてのところで憲法違反の条例と断言されていますが、何をもちて憲法違反だと言えるのか、その根拠を示していただきたい。

3点目は、オンブズパーソンの設置について反対であり、市の窓口で対応すべきだというご意見ですが、現行の市の制度の中で、職員は実際に人権侵害やDVに遭った方を救済するために、どのような対応が可能だとお考えか。

以上、3点についてお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） まず、批判の多いか少ないかということですけど、私自身審議会に大方出ております。また、この公聴会にも出席をいたしました。発言もいたしました。その中で、量的にも質的にも反対の考え方が多かったと理解しております。

次に、オンブズマンが憲法違反かどうかということですがけれども、まずこのオンブズマンが行政から独立して職務を行うということで、まず人権が侵害された、私人間でされたときに、そこに介入をするということでしたら、同時にその対象者もう一方の人権を侵害することにならないのかというおそれがあります。

次に、3、これオンブズマンの市の制度の云々ですがけれども、そもそもオンブズマンを今の行政の流れですね、行政改革、窓口は一本でいこうと。たらい回しをせずに窓口は一本、それから職員もなるべく兼任でいこうという、こういう流れにそもそも反しておると私はまず考えます。

また、専門の職員ですね、知識と経験、そして何よりも責任がある職員が相談を受けていくことがまず大事であり、適切であると思います。このオンブズマンなるものを3名ということで提案されてますけども、どういう方がなされるかわかりません。そういう方々が真に公平にされるかもしれませんが、一つ間違えば先ほども申しましたけども、恣意に運用されるおそれがないとは言えません。そういうふうなところで、これはやはり憲法の中で行政ができる範囲、まず相談の範囲でそれを受け、そして内容によっては各法令があります。また、各警察をはじめとする機関があります。そういったところと相談しながらやっていくべきことではなからうかと思っております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） まず、第1点目ですが、この2日間行われました市民公聴会ですが、本当に多くの市民が出席をされまして、様々な意見が寄せられ、本当にその関心の高さをうかがわせたと思います。今回のことだけでなく、物事の賛否の意見は正確な理解に基づいたものなのかが大切だと考えています。この中間答申に関して、議会の中で十分な議論も交わされず、現時点で太宰府市民の多くが批判的だという請願の内容を議会が肯定してしまうというのは、余りにも早計だと思います。まずは、市民の負託を受けた私たち議員が基本から論議を交わすことが先決だと思います。この点について回答は結構です。

次に、2点目のオンブズパーソン制についてですが、先ほどからおっしゃっておられますように、国の基本法をはるかに超えて憲法違反のおそれがあるというふうにおっしゃっておられますけれども、国会の衆参両院において、この男女共同参画基本法に関して苦情の処理、被害者の救済のための措置を行い、実効性を確保できる制度とするという附帯決議がなされています。つまり、実効性のある法令を国も自治体もつくりなさいと、国会で決議されたということです。この実効性を確保するためのオンブズパーソン制度の導入は、自民党が出した憲法改正大綱の素案の中にある国勢調査における国会オンブズマンや川崎市人権オンブズパーソン条例などに見られるように、広がりつつあります。請願の中にもありますけれども、先ほどからおっしゃっておられます組織、役割及び権限に関して、国やほかの自治体におけるオンブズパーソンは、太宰府市のそれと大きな違いは認められず、したがってこれらも含めて憲法違反だとお考えでしょうか。

3点目については、人権・同和政策課の窓口で今行ってるわけですが、人権侵害やDVなどの相談を受けた場合、被害者と加害者と思われる方の住所、氏名を聞くだけであり、それ以上の対応は制度的根拠がないためほとんど何もできないというのが現状です。先ほどからおっしゃっておられますけれども、訴訟を起こす、つまり法的に訴えなければならないような状況になって初めて、警察や裁判所が動いています。しかし、そのときには市民が警察に訴えなければならないような事件が起こってしまっているのであり、そうなる前に早期対応を行うべきだという意見が多く出されています。児童虐待防止法も、そういう観点から以前よりさらに一歩踏み込んだ内容になっています。市民感情として、警察に訴える前に公的機関に相談して、できるだけ早期に穏便に解決をしたいというのが願いではないでしょうか。その点についてはいかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） まず、最初の答えは要らないということをおっしゃっていただきましたけれども、この多い少ないということは、この請願の提出者ですね、がそう考えてること、そしてまた私自身もそう考えてます。さっき答弁したとおりです。

また、このオンブズパーソンの件ですけれども、具体的にご存じかどうか知りませんが、埼玉県で県立高校の男子校、女子校、別々にあって大変古い歴史を持つてる高校があります。それをこのオンブズパーソンがとにかく男女共同にせんといかんのじゃないかと、そ

うふうなことを言いまして、非常に大混乱をしたというこれ事実があります。27万人の署名が集まって、ようやくそれはもう引っ込んだということです。これは、在校生、OBですね、その中の意見の中の一つは、男子高で男性だけのそういうふうな学校環境の中で育つと、性格にねじれが出るなどとの文言もありました。大変な反発がありまして、それはなくなりました。

また、別のところでは、市立ですね、市立短大だったと思いますが、そこに女子大なんです、男性が自分も入りたいから自分もそういうのをつくれとか、ちょっと詳細に覚えておりませんが、非常な混乱が起きております。また、そういうふうなところに一方の側として行政に強い働きかけができるというものが果たして必要なのか。今の機関で、議会もあります、まず。

そういった中で、なぜそういったことがちゃんと処理できないのか。それは、もしできないとするのであれば、その窓口なり今現にある機能を、その件を検証するべきであり、できないからといって新しいものをつくって、可能性もあるかもしれませんが。しかし、同時に大きな危険性を私は感じます。

そういったことで、もう一つは憲法の件ですが、ここの中にも文章にはっきりありますけれども、運用のあり方いかんによっては憲法違反になるのではないかと、そういうことを申しております。

最後に、人権とDVの関係ですけれども、議員もご存じと思いますが、人権に関しましても、またこのDVですね、に関しましても詳細な法律があり、既に施行されております。これらがまず上位であり、第一であり、まずそこをどう活用し、どういうふうに。また、確かに相談をされてくる方の中には、そういうふうなものの存在すら知らない方があるかもしれません。まず、そこを窓口でやるというのは、現行の体制でも十分にできると思います。

で、逆に本当は聞きたいんですが、じゃあオンブズパーソンをつくってですね、その中で検察官と裁判官、つまり警察ですね、要するに自分で被疑者、加害者なりを特定して、それらがどちらがいい、悪いということをそこで決めて、そしてその裁判結果、それを市長なりに通告して、そして市長はそれを公表しなければならぬと。例えば、これが事業所であれ、また個人であれ、もし本当にそういうふうなことがあれば、社会的にはもう終わりじゃないでしょうか。そういうことをするもう絶大な権利を、この場合自治ですね、が裁判所の機能を持つようなものをつくるべきかどうかということ、ここはまさに議論すべきだと考えてます。私は必要がないと考えております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 今お聞きしましたその埼玉県の事例とか、女子大の事例についてですが、私はその事例を存じ上げませんが、本当にこういうことがあったとしたら、これは本当の意味での男女共同参画を進めるという立場からも、私はこういうことに対してはぜひ抗議をしたいと思っております。こういうふうな男女共同参画を私もとらえてほしくはないというふうな考えております。その点では、門田議員と意見は共通しております。

それから次に、法の解釈についてなんですけれども、運用の仕方によっては違反になるのではないかというお話だったんですが、実際先ほど申し上げましたように、国でもこのオンブズパーソン、オンブズマン制度を取り入れようとしておりますし、そして川崎市の方でもそういった条例は既に制定をされております。ということは、これはもう法の解釈になってくると思うんですが、国やほかの自治体がこのオンブズパーソン制度を含め、そして今回市長が委任されました審議委員会が審議した内容、そしてそれを運用することが、仮にその運用内容によって、運用いかんによって仮に憲法違反の疑いがあるとお考えの場合には、そのときこそ住民訴訟を起こしまして、司法の判断を仰いで初めて憲法違反だと確定できるものだと考えます。したがって、現時点でその運用次第では憲法違反であると断定するのは、まだ適當ではないと私は考えております。これは回答は結構です。

それから、3番目の回答については、やはり現状のままということだと思います。その市の相談窓口だということだと思いますが、これは個人間で起こった人権侵害やDVは、法的に訴えなければならない状況になるまで、被害に遭った市民に対し市の窓口は、県の女性相談員やそのほかの機関へ行って相談するように勧めるか、または事件を公表し、警察やあるいは自分の身銭を切って裁判に訴えることを勧めるという現状を容認するということになります。ご存じのように、警察に訴える、もしくは訴訟を起こすということは、精神的、経済的、時間的に莫大な犠牲が強いられます。このような制度のために、これまで本当に多くの犠牲者が、被害者が泣き寝入りを強いられてきました。オンブズパーソン制は、このような被害者の人権を簡単迅速に救済するための制度だということを考慮した上でも、行政の窓口でやはり現行のままに対応すべきだとお考えでしょうか。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 今さっき申しましたが、では、まずどちらが正しいかということを実はやりとりをしたいんですが、私にただ説明ということで一方通行ですので、言いますと、まず基本は2者がいて、個人であろうと事業所であろうと。で、片一方の有罪か無罪か、こういうことを決めたときに、じゃあもう一方がどうかということですね。それだけの権限または能力がこういった自治体にあるのかどうか、あるいはつくらなければいけないかどうか、そこを私は言ってるわけです。まず、そこが根本的に違います。

それと、先ほど内閣のと言われましたけど、附帯決議があったことは存じております。附帯決議には法的強制力等はありませんけれども、その内容も存じております。で、その中で表現されているのは、「オンブズパーソ的な」ということを言っております。もう少し言いますと、このオンブズパーソンというカナ文字ですね、もともとスウェーデン語といいますが、いろんな言葉の意味があります。いわゆる社会に対する代弁人とか、ご存じのように例えば福岡市のオンブズパーソンというものが、皆さんご存じのようにこれは行政のやり方ですね、お金の使い方とか、そういったものに対して個人にかわり行政に物申すといったようなものですね。決して個人対個人の中に介入するようなものではありません。また、そういうものをつく

ることに関しては、何度も申しますけれども、それは私反対ですし、多くの議論を要するものと考えます。

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第11号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第36 意見書第8号 「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書

議長（村山弘行議員） 日程第36、意見書第8号「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

2番力丸義行議員。

〔2番 力丸義行議員 登壇〕

2番（力丸義行議員） 「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書、提出者は私、力丸義行、賛成者、小柳道枝議員、渡邊美穂議員です。

なお、案文の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

現在、政府は2000年に定めた「食料・農業・農村基本計画」の見直しを検討しています。来年の3月に策定される新たな基本計画は、今後の日本の食料・農業政策を大きく左右するものです。先に出された「中間論点整理」では、担い手政策のあり方、品目横断的政策等の経営安定対策の確立、農地制度のあり方、農業資源・環境保全対策の確立が出されましたが、最大の課題である食料自給率の向上に向けての施策については先送りされました。また、出されている課題が食料自給率の向上にどのように結びつくのか、明確に示されていません。

これまでの、規模拡大・効率化一辺倒の農業政策を進めてきた結果が、BSEなどの食の不安を引き起こしている現状から、食の安全や環境問題に配慮した政策への転換が必要です。

よって、基本計画の見直しに当たっては、「食料・農業・農村基本法」に基づき、食料自給率の引き上げ、食の安全・安定に結びつく施策を展開することが、日本農業の再生・発展につながるかと考え、次の意見内容の実現を強く求めるものです。

記。

1、食料自給率については、この5年間横ばいで推移してきた原因などを明らかにし、自給率引き上げ政策を推進すること。

2、担い手のあり方については、「プロ農家」に限定せず、地域の条件に見合った多様な担い手及び農業の展開を可能とするものとして位置づけること。

3、新たな経営安定対策（品目横断的政策等）については、農産物価格の構造的な低落をカバーする本格的な所得補填策とすること。

4、農地制度のあり方については、土地・農地等土地利用規制の体系を整備し、株式会社の農地取得・農業参入について、拙速な全国展開を行わないこと。

5、農業環境・資源保全政策の確立では、環境直接支払い制度の創設や現行の中山間直接支払制度の拡大・充実を図ること。

なお、送付先は内閣総理大臣、農林水産大臣です。

以上、慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 自席へどうぞ。

意見書第8号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第37 意見書第9号 WTO・FTA交渉に関する意見書

議長（村山弘行議員） 日程第37、意見書第9号「WTO・FTA交渉に関する意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

12番小柳道枝議員。

〔12番 小柳道枝議員 登壇〕

12番（小柳道枝議員） 意見書第9号「WTO・FTA交渉に関する意見書」、提出者は私、小柳道枝、賛成者、力丸義行議員、渡邊美穂議員です。

案文の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

WTO（世界貿易機関）交渉は、8月1日に今後の交渉の前提となる大枠合意がなされましたが、具体的な数値などは今後の交渉に委ねられました。しかし、アメリカや農産物輸出国からは依然として、上限関税の設定や高関税品目の大幅引き下げ、関税割当数量の大幅拡大などが要求されています。これは、農産物輸出国がますます輸出を拡大しやすくするためのものであり、日本農業への打撃はもとより、食料の安全・安定、環境などにも大きな影響を与えるものです。

一方、アメリカなどが行っている国内農家への手厚い補助や、輸出補助政策について、大枠合意では実質的削減に結びつかないものとなっており、途上国などから反発が高まっています。このような公平さを欠いた交渉を是正し、地球規模での食料・環境問題を解決するため、各国が自国の生産資源を最大限活用できる「新たな農産物貿易ルールの確立」が求められています。

また、FTA（二国間自由貿易協定）については、現在、韓国、マレーシア、フィリピン、タイとの交渉が行われていますが、特に東南アジア各国からは農産物の貿易自由化が求められています。先のメキシコとのFTA交渉でも見られたように、工業製品の輸出自由化のために、農業分野が大幅な譲歩を強いられ、食料や農業は大きな影響を受けることになるのは必至

です。

よって、W T O及びF T Aにおける農業分野の交渉に当たっては、次の意見内容の実現を強く求めるものです。

記。

1、W T O農業交渉では、農林水産業の多面的機能の発揮や食料自給の向上、各国の多様な農林水産業が共生・共存できる貿易ルールに改めること。

2、上限関税の設定や関税割当数量の一律的・義務的拡大には断固反対すること。また、特別セーフガードなどの国境措置を確保すること。

3、「緑の政策」の要件緩和など国内支持政策に関する適切な規律を確保すること。

4、F T A交渉では、農林水産物の関税撤廃・削減を絶対に行わないこと。

5、W T O・F T A交渉の情報を公開し、農業者や消費者の声を反映すること。

提出先は、内閣総理大臣、農林水産大臣、外務大臣、経済産業大臣です。

皆様方の慎重審議をお願い申し上げまして、趣旨説明にかえさせていただきます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 自席へどうぞ。

意見書第9号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は12月14日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会いたします。

散会 午前11時01分

~~~~~

1 議事日程(3日目)

[平成16年太宰府市議会第4回(12月)定例会]

平成16年12月14日

午前10時開議

於議事室

日程第1 意見書第10号 平成17年度地方交付税所要総額確保に関する意見書

日程第2 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質問項目
1	片井智鶴枝 (1)	<p>1. 開発行為における手続きについて グループホーム建設等、開発行為の手続きの過程で住民への情報提供はどのようになされるのか。またその手続きの進め方について。</p> <p>2. 少子化と男女共同参画社会について 現在、男女共同参画審議会が設置され、条例制定へ向けての最終答申がなされるが、男女共同参画社会についての市長の見解を伺う。</p>
2	大田勝義 (9)	<p>1. まちづくりについて (1) 佐野区画整理地域において住居表示の説明会がなされているが、住民との話し合いは十分なされているのか。 (2) 佐野区画整理が平成17年度完了、18年度清算と聞いているが、予定どおり完了するのか。</p> <p>2. 小・中学生の犯罪について 学校に学校評議員が設置されているが、目的、人選、研修等について伺う。</p>
3	中林宗樹 (5)	<p>ため池の保全と開発について (1) ため池の保全策について (2) ため池の開発について (3) 吉ヶ浦池の埋め立て事業について</p>
		<p>良識的な男女共同参画条例の制定について 次の項目を十分に審議して、過激な思想を排した良識的なものにすべきである。 (1) 「男女という異なった特性をもった者が互いに協力協調することを前提として……」との文言を入れる。 (2) 「思想、良心及び表現の自由を尊重しながら……」との文言を入れる。</p>

4	門 田 直 樹 (6)	<p>(3) 「社会における制度又は慣行を全て否定するのではなく、尊重すべきものは尊重して男女共同参画の推進を図る」ものであることを明示する。</p> <p>(4) 専業主婦を否定しない。</p> <p>(5) 「事業者」に対して一方的に義務を課することは行わない。</p> <p>(6) 配偶者への暴力等は、DV法により対応する。</p> <p>(7) 憲法違反の恐れが極めて強い「オンブズパーソン」に関する条項は、すべて削除すること。苦情等についての対応は、市の相談窓口で行うべきである。</p> <p>(8) 憲法で保障された基本的人権を侵害し、法令に抵触違反する恐れが強い条項について修正又は削除を行うこと。</p> <p>(9) 「濫用の防止と是正」として次の内容を盛り込む。</p> <p>ア 男女の区別を差別と混同して否定の対象としないように、特に広報活動の中で単なる区別を差別として批判することのないようにしなければならない。</p> <p>イ 男女の性差を否定する教育は行ってはならない。</p> <p>ウ 性の情報は精神的、道徳的及び発達段階に即した形で提供されるべきであり、心と体のバランスを欠いた性教育に偏ってはならない。</p> <p>エ 数値目標を立てて男女の比率を決める方式は、その方法が適切な場合か否かについて、また性急な目標を立てることによる弊害や混乱が起こらないように、慎重に判断しなければならない。</p> <p>オ 以上の項目に反したことがなされている場合には、市長は速やかに是正のための措置を講じるものとする。</p>
5	安 部 陽 (15)	<p>1. 九州国立博物館開館と交通対策について</p> <p>(1) 梅大路交差点と踏切について。</p> <p>(2) 福岡空港からの交通対策について。</p> <p>(3) 西鉄太宰府駅、国立博物館、太宰府天満宮、年金センター、西鉄太宰府駅の左回りの循環バス運行について。</p> <p>(4) 西鉄太宰府駅～大宰府政庁跡～西鉄都府楼前駅のみほろば号の増便について。</p> <p>(5) 国土交通省九州運輸局で審議された交通・観光政策の情報について。</p> <p>2. 三位一体改革における義務教育費国庫補助金について 補助金削減により税財源移譲がなされる。今後の教育施設や教育環境整備について伺う。</p>

6	清水章一 (13)	1. まほろば号について 今後の運行計画ならびに有効的な活用について。 2. 高雄中央通り線の拡幅の経過と見通しについて 太宰府高校誘致当初から拡幅の要望が出ている。議会でも何回も取り上げられているが、その見通しについて。
7	福廣和美 (17)	1. まるごと博物館構想と史跡地の有効利用と観光について 2. 梅大路の信号と踏切について
8	武藤哲志 (19)	1. 同和運動団体への補助金大幅削減について (1) 解放運動団体は全額公費で活動している。 (2) 平成17年度予算編成方針で同和団体への予算の削減は。 2. 山神ダム上流の産業廃棄物処分場の対応について 大量の産業廃棄物が県外より船舶で持ち込まれ、埋め立てや焼却されている。また、炉の解体等の再三の違法行為に対し、関係自治体で再度県に処分の要求を。 3. 中学校給食の実施について 特別委員会で2か年にわたり調査審議を行い、市もアンケートを実施しているが、市長、教育委員会の方針は。 4. 30人学級の県への申請について 県下では研究指定校として30人学級を昨年申請し、認められている自治体があり、また単独で実施している自治体もある。 本市の考えを伺う。

2 出席議員は次のとおりである(20名)

1番	片井智鶴枝	議員	2番	力丸義行	議員
3番	後藤邦晴	議員	4番	橋本健	議員
5番	中林宗樹	議員	6番	門田直樹	議員
7番	不老光幸	議員	8番	渡邊美穂	議員
9番	大田勝義	議員	10番	安部啓治	議員
11番	山路一恵	議員	12番	小柳道枝	議員
13番	清水章一	議員	14番	佐伯修	議員
15番	安部陽	議員	16番	田川武茂	議員
17番	福廣和美	議員	18番	岡部茂夫	議員
19番	武藤哲志	議員	20番	村山弘行	議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(32名)

市長 佐藤善郎 助役 井上保廣

収 入 役	松 島 幹 彦	教 育 長	關 敏 治
総 務 部 長	平 島 鉄 信	地 域 振 興 部 長	石 橋 正 直
市 民 生 活 部 長	関 岡 勉	健 康 福 祉 部 長	古 川 泰 博
建 設 部 長	富 田 謙	上 下 水 道 部 長	永 田 克 人
教 育 部 長	松 永 栄 人	監 査 委 員 事 務 局 長	花 田 勝 彦
総 務 部 次 長	松 田 幸 夫	地 域 振 興 部 次 長	三 笠 哲 生
健 康 福 祉 部 次 長	村 尾 昭 子	総 務 課 長	松 島 健 二
行 政 経 営 課 長	宮 原 仁	財 政 課 長	井 上 義 昭
地 域 振 興 課 長	大 藪 勝 一	産 業 ・ 交 通 課 長	松 田 満 男
観 光 課 長	木 村 甚 治	市 民 課 長	藤 幸 二 郎
環 境 課 長	蜷 川 二 三 雄	人 権 ・ 同 和 政 策 課 長	高 田 克 二
子 育 て 支 援 課 長	和 田 敏 信	建 設 課 長	武 藤 三 郎
区 画 整 理 課 長	大 内 田 博	ま ち づ くり 技 術 開 発 課 長	大 江 田 洋
上 下 水 道 課 長	宮 原 勝 美	学 校 教 育 課 長	花 田 正 信
社 会 教 育 課 長	志 牟 田 健 次	文 化 財 課 長	木 村 和 美

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（6名）

議 会 事 務 局 長	白 石 純 一
議 事 課 長	木 村 洋
書 記	伊 藤 剛
書 記	満 崎 哲 也
書 記	高 田 政 樹
書 記	塚 原 裕 子

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておとおります。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1 意見書第10号 平成17年度地方交付税所要総額確保に関する意見書

議長（村山弘行議員） 日程第1、意見書第10号「平成17年度地方交付税所要総額確保に関する意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

18番岡部茂夫議員。

〔18番 岡部茂夫議員 登壇〕

18番（岡部茂夫議員） 今回、全国市議会議長会の方から平成17年度の地方交付税の問題で、意見書を提出してほしいという要望もございました。私ども議会運営委員会、あるいは議員協議会で先ほど話し合いをいたしまして、今日意見書を送付するために、皆さん今日の一般質問の前にやらせていただくことになりました。どうかひとつご理解をいただきたいと思っております。

皆様のお手元にあります意見書第10号「平成17年度地方交付税所要総額確保に関する意見書」、これにつきましては、提出者は私岡部と、賛成者は議運の皆さん、山路議員、武藤議員、佐伯議員、福廣議員、安部陽議員、清水議員、小柳議員、渡邊議員、不老議員の以上でございます。

意見書につきましては、案文を朗読をいたします。

平成16年度政府予算においては、地方交付税及び臨時財政対策債の大幅な削減により、地方財政運営に支障を来すとともに、地方の信頼関係を損ねる結果となった。平成17年度政府予算編成においては、平成16年度予算のような大幅な削減が行われることのないよう、国は誠実に対応し、国と地方の信頼関係を構築し、住民サービスの低下を来さないようにすべきである。

よって、国は平成17年度政府予算編成に当たり、地方交付税の所要総額が確実に確保されるよう、以下の事項についてその実現を求めるものである。

記。

1、昨年のような地方交付税等の大幅な削減により、地方公共団体の財政運営に支障を来すことのないよう、平成17年度の地方交付税総額は少なくとも平成16年度の水準以上を確保すること。

2、税源移譲に伴い、財政力格差が拡大する財政力の弱い地方公共団体に対しては、地方交

付税の財源調整、財源保障を強化して対応すること。

3、地方財政計画上の歳出と決算との乖離については、投資的経費と経常的経費の実態を踏まえ、一体的に是正すべきであり、一方的な不合理な削減は絶対認められないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するということで、提出先は以下の各大臣、あるいは議長でございます。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますように、よろしくお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 説明を終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第10号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、意見書第10号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時04分

議長（村山弘行議員） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時04分

~~~~~

再開 午前10時13分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を行います。

~~~~~

日程第2 一般質問

議長（村山弘行議員） 日程第2、「一般質問」を行います。

本定例会での一般質問通告書は17名から提出されております。そこで、一般質問の日程はさきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定しておりますことから、本日8人、15日は9人の割り振りでまいりますので、よろしくお願いいたします。

1 番片井智鶴枝議員の一般質問を許可します。

〔 1 番 片井智鶴枝議員 登壇 〕

1 番（片井智鶴枝議員） 皆様、おはようございます。

今議会は17人の一般質問が予定されておりますが、そのトップを切って質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

では、議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして2点につき質問させていただきます。

まず、質問に先立ちまして、さきの各地での集中豪雨、新潟中越地震などの災害で多くの尊い命が奪われ、大きな被害が出ました。犠牲者の方のご冥福をお祈りしますとともに、被災者の方に心よりお見舞い申し上げます。今回の災害は、災害弱者と言われます高齢者への防災対策、地域コミュニティが果たす役割、また自分の命は自分で守るとの防災への意識を持つことの重要さなど、多くの教訓を残しました。市としてできること、市民一人ひとりができる災害への備えを、ここでもう一度市と市民は共同で考えていくことが何より肝要であり、そのための具体的な市の取り組みを期待したいと思います。

さて、1点目は、開発行為などにおける手続についての質問です。

太宰府市内でグループホームやマンションなどの建築をする際、業者は市の開発行為等整備要綱に従い建築の手続を進めていくことになっていますが、水城に建設されましたグループホームにつきましては、この過程において近隣住民と事業者、あるいは市の間で様々な問題が発生いたしました。

このグループホーム建設計画を近隣住民が初めて知らされたのは、今年の3月に業者から配布されたグループホーム新築工事の案内文でした。それ以来今日まで8か月余り、建物は既に完成し、グループホームとして営業を開始しております。しかしながら、営業を開始した現在に至っても、その近隣住民の怒りはおさまっておりません。

さて、このようにグループホームに限らず、住宅地に隣接した土地であっても、建築基準法や都市計画法などの基準を満たせば、自分の土地に建物を建設することは当然の権利です。太宰府市において、マンションなど一定規模以上の建物を建設する際、その建築主は太宰府市の開発行為等整備要綱などに従い手続が進められます。住宅地に隣接して大型の建築物が建設される計画には、住環境を悪化させるなどの理由で、必ず近隣住民の反対運動は起こっております。また、訴訟に至るケースもあり、国立市に建設された高層マンションでは、眺望権を侵していると、建築主を相手取って近隣住民が起こした裁判では、1審と2審では正反対の判決が出るなど、各地で様々な紛争をもたらしております。

では、ここで今回の水城におけるグループホームの建設に当たって、何が問題となっている

のか検証していく必要がありますので、業者がグループホームを水城に建設を計画し、県へ確認申請に至るまでの簡単な経過をお答えください。

2点目は、少子化と男女共同参画社会についてであります。

少子化は既に大きな社会問題でもあり、日ごろ政治や社会情勢に無関心な人も、多くの人が関心を寄せています。一方で、男女共同参画社会という言葉そのものは知っていても、漠然としていて具体的に答えられないというのが現状ではないでしょうか。このため、その言葉だけがひとり歩きし、男女共同参画社会が目指すものとは全く違った現象が様々な場で起こっております。

この男女共同参画社会を目指す基本法ができたきっかけは、1975年、昭和50年の国際婦人年会議における世界行動計画を受けたことにさかのぼります。その後、女子差別撤廃条約の批准、男女雇用機会均等法の施行、育児休業法の施行など、この20年近くで様々な法整備がなされました。

さて、急激に世界に類のないスピードで始まった少子化に歯どめはきかず、少子化とともに高齢化に対応するには、男女が社会の対等な構成員として自らの意思によって政治、仕事、家庭、地域などのあらゆる分野とともに参画し、喜びも責任も分かち合う社会、すなわち男女共同参画社会の実現が求められ、国の緊急かつ最重要課題として位置づけられました。太宰府市においても、このような社会情勢を踏まえ、現在男女共同参画条例の制定に向け、審議会の最終答申がこの12月に出来る予定となっております。

ところで、平成15年、既に太宰府男女共同参画プランができており、具体的に目標が挙げられております。市や市役所の職員は、様々な施策や条例を率先して進め、遵守していくことが求められますので、男女共同参画プランに沿って、職場における男女の均等な機会と待遇の確保について、まず市役所における女性の採用や登用についての現状をお尋ねいたします。

ここ数年は新規採用が数名となっていると思いますが、昭和50年、昭和60年、そして本年度と全採用数に対する女性職員の比率についてお尋ねをいたします。

以下、再質問は自席にて行います。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） それでは、片井議員の開発要綱、それからグループホームの関係でご回答申し上げます。

市に指導開発要綱がありますことから、そのことで1月7日に設計事務所が来庁されました。内容を尋ねますと、敷地面積が1,000㎡以上であることから、要綱に載っております事前説明会を指導し、2月15日に第1回目の地元説明会が開催され、2月18日にその事前説明の報告書と区長の施工意見書が出されたところでございます。3月中旬、建設業者の方が近隣にあいさつに回られたことにより、建築計画をお知りになった近隣住民から、説明を受けてないという申し出がありましたことから、市と水城ヶ丘前区長さんと協議いたしまして、事業主に再度地元説明をいたすよう指導し、3月20日に説明会第2回目が開催されております。

その説明会后、近隣住民の方から要望書が事業者の方に提出されておりまして、そのことについては事業者の方が郵送で要望された方に回答がされております。さらに、地元説明会を4月11日、第3回になりますが、それと4月17日に開催されております。しかしながら、4月17日の説明会には、住民側不参加という結果になりまして、以後、工事を着工されております。

なお、建築確認の方は、県ではなく民間の確認指定の業者に申請されて、1月29日に交付されております。

以上が経過でございます。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 今のご説明によりますと、区長など自治会の役員、隣組長が説明を受けたのが2月15日になっております。これを近隣の住民の説明とするのはちょっと問題があるんじゃないかと思いますが、市の規定しております開発行為等整備要綱の第5条1項によると、事業主は開発行為を施工しようとするとき、周辺に影響を及ぼすおそれのある事項については、事前に利害関係者及び近隣住民に説明を行わなければならないと明記されております。

今回はその事項の中の4点、例えば開発行為の概要、工事中における騒音、振動及び安全など、その他影響を及ぼすおそれのある事項すべてに該当しております。当然業者は近隣住民への説明をしなければならない義務があったはずですが。

しかし、実際は近隣の住民が知ったのは、第1回の説明会とされる2月15日の説明が終わった後の3月になってからであります。寝耳に水とはまさにこのようなことを言うのではないのでしょうか。

では、お尋ねですが、市は業者から建設予定や申請を受ける際に影響が大きい近隣住民への説明について、どのように業者に対して指導なさっているのでしょうか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 今のご質問については、指導要綱がございますことから、先ほど言いました5条関係で利害関係、通常の範囲で区長さんと業者の方相談しまして、一定の範囲、大体そこら辺区長さんの考えをお願いしてる分ございますけども、そういうところでの範囲を説明するというのを、市の窓口の方では業者等に指導いたしておるところでございます。

今回先ほど言いました関係で、近隣の方にその説明の意見が届いてないということがございましたもんですから、先ほど申しましたように、再度業者の方に説明をしてくださいということで、指導をいたしたところでございます。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 業者が説明会を行ったとされる2月15日の日は、このときの出席されたのは、前区長と一部の前執行部の方、それと組長で、近隣の住民には全くその説明会には案内がなかったわけです。その際、区長がなぜ近隣住民に対してそのように呼びかけをしなかったかっていうのがとても気になるんですけども、例えば区長はこの施工意見書っていうことに

対してどこまで認識があるのか、どこまでわかっているのか、そこら辺はどんなでしょうか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 区長会等で新しく就任されました区長さんには、何らかの形でこういう指導要綱があるということで一定の中高層、そういうものが建つときには区長さんの施工意見書というのがありますよということは、お話をさせていただいております。

ただ、先ほども申されましたように、区長さんについては、それこそ特段に、今はこの意見書のことで非常にご関心があって、区長の意見ということが非常に影響が大きいというようなことでの意識を持っておりますし、市の方もそのことについて一定の見直しをかけているところでございますが、通常ですと、この要綱にそって今までは区長さんをお願いし、区長さんからいただいた部分での市の受け取りは、一応説明会が終わったというような形でやってきたのが事実でございますし、またそのことでどうしてもだめだというところは2回、3回と業者の方に説明をさせているというのが、今までの通常でございます。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 区長による施工意見書の中で、2月15日評議員、隣組長出席の上、業者への説明を受け、開発行為に同意することとしましたという意見書を添えて、業者が2月18日に市に出しているわけなんですけど、ということは、近隣住民が知らないうちに同意書が出され、それを知った後近隣住民が説明会を要求するっていうのは、これ順序から言って反対だと思いませんか。

まず、近隣住民が説明を聞いた上で、そして同意っていても、この区長さんの同意があるからないから建設ができるかどうかということではありませんが、やはりこの順序に対して近隣の住民がすごく今も市に対する不信感を持っていると思うんですけども、例えば、こういった市街地のビルの密集地域ならともかく、住宅地の空き地に大きな建物が建つことを、隣接する人が歓迎することはまずありません。ほとんどの人が反対や何らかの不安を持つはずで、そのところを建設業者はよくわかっておりますので、良心的な事業所はまず建物建設をする際、何よりも近隣住民の理解を得るため説明会を何度も開催したり、あるいは住民の意見を一部取り入れ、設計変更などして、住民に最大限の配慮をして、進めていくともあります。法的には何ら問題がなくても、近隣の住民感情に配慮する、それは企業などの社会的責任でもあると言えます。

このような一連の経緯に疑問を持った水城ヶ丘区では、新しく選任された区長名で業者に対し、このような一連の手続が無効ではないかというような通知書を出しております。そしてまた、市に対しても、開発行為整備要綱の要件を満たしていないといって、7月30日付に市に対してそういう通知文を郵送しております。しかしながら、市からも業者からも現在に至るまで何の応答もありません。なぜ、このような市民の疑問に対し、5か月近くなっても答えようしないのか、お尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） まず、住民に説明してから意見書が出るというのが通常じゃないかという
ことで、今回逆になっているということでのご質問でございます。

そのことにつきましては、先ほどもお答えしましたように、区長さんをお願いして区長さん
の方から、グループホームさんの方は区長さんの役員会が終わったということを出されてあり
ましたので、市の方も区長さんをお願いしてるという部分もございましたので、そういう意見
が出てるということから、先ほど申しましたように、再度地元の説明してくださいというよう
なことで、何回もお願いしてきた経過がございます。

それから、区長さんの意見につきましては、先ほど言いましたように、法的な部分について
は、この意見書が出たから建てる、反対の内容だったから建てることができないということでは
ございません。しかしながら、この意見書はこれまでにやっぱりまちづくりの中で大変大きな
役割を果たしてきて、近隣住民とのやっぱり建てる中でのそういう意見を聞いた中での建設
というようなことを位置づけているわけでございますので、おっしゃいますように要綱自体に
ついてはやっぱり今後も見直しというのものもあるべきというふうに思っておりますが、今回の水
城ヶ丘の分については、そういうふうな経過をたどっております。

そういうことから、何の応答もないということでもございましたけれども、建設部建設課の方
で私自身も9月地元に出向きまして経過を説明し、福祉の方も同行いたしていただきまして、
区長さんをはじめ近隣の方に経過を説明して理解を求めたところでございます。しかしながら、
まだ納得しないという近隣の方の説明でございまして、市の方といたしましてもこれ以上もう
説明することができないということで、帰ってきたということでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 今市あての通知書に対して説明なんですけども、建設課の方で地元
に出向いたっていうことを聞きましたが、ただこれは、区長名での通知文書は、太宰府市長佐藤
善郎様あてという文書になっております。文書で出されたものに対して、やはり口頭でなくて
きちんと文書で答えるなり何なり、市長なり行って説明をするのが、私はやはりそれが市の姿
勢じゃないかと思うんですけども、それに対しては全く何もなっておりませんし、そのあたり
も、皆さんの住民感情は、とてもなおさら市に対する不信感は募っていったんではないかと思
います。

それで、これ、話が前後しますけども、市がちょうどこのマンションの工事が開始された
後、水城ヶ丘区の総会がありまして、この席でいろんな総会の議題があつたんですけども、
終わりの方で動議があり、グループホームの施工意見書の件で、近隣の住民が区長にその説明
を求めております。

それで、そのときの区長の説明が、業者が近隣の了解を得たので印鑑を押したっていうこと
を言ったそうです。そのことで不信任というなら、私は区長をやめると宣言して退席してあり
ます。その際、数名の役員も追随してやめております。このように、区長の施工意見書という

のに対しては、かなり区長自身も任務の重い仕事じゃないかと思うんですよね。例えば、区長は意見書に印鑑を押すだけでやはり手続上は先に進みますし、しかしやはりこういう建設計画ってというのはどうしても住民の反対がありますので、その間に立って板ばさみになるっていうこともあるんですけども、もともとこの意見書に対して今後見直しがされる予定はどんなふうになってますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 議員おっしゃいますように、この意見書を書くこと、それは区長さんにお願ひしております、区長さんからも私、ここ半年ぐらい大変それぞれのマンション計画があることから、非常にご苦労されており、非常に負担が大きいということをお聞きしておりますし、そういうことからこの間の議会でも尋ねられたことですが、まちづくりの中からそういう見直しすることはないかということでございます。

建設部の方では、緊急にこの開発指導要綱、そういうものを先ほど言いましたように、特に5条関係を今見直しております。

内容は、それこそ自治会の会長さんとして区長さんおられますし、行政区の会長としても位置づけされておりますことから、やっぱり区長さんには何らかの形で知っていただかねばならないというようなことで、そこのところはきちっと業者から説明し、なおかつ近隣住民の方については、早くどういうものがいつごろどこが建てるのかというものをお知らせするというようなことも、今見直しに考えております。

そして、今までは区長さんの方が区として、意見書として押されたその意見書、こういうものが非常に判を押すことで非常に認めたというようなふうに業者からとられるということで、反対と書いても区長印を押すことによって、もう区長の印はもらったというような考え方が多ございますので、見直しの中で今度施工業者の方から、ある程度詳しくこういう内容で質問があったことにこう答えたとかという、そういうものを今度きちっといただくと。それで、その内容についても一部区長さんの方にお渡しするというで、そういうふうに変えていこうかなというふうに思っております。

できますれば、来年の4月については、そういう形でスタートしたいということで、1月ぐらいに区長さん全員の方にそういう内容、見直しの経過をお話ししたいと、そういうふうにご考えておるところでございます。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 今回の水城の件にかかわらず、五条西ですかね、区長さんが今年やめたって実情もあります。これはやっぱり何か開発工事をする際に余り区長さんに対しての負担が大きいっていうのと、やはりその手続上が、どうも市が住民と業者の間の問題を避けたいってその姿勢があるのじゃないかという気がするんですけども、開発行為等整備要綱の第20条に、この要綱を遵守しない事業者に対し、市長は遵守するよう指導または勧告するものとありますが、明らかに業者は違反しているのではないかと思います。

この件で、業者に対して市は何らかの対応を求めていく予定はあるのでしょうか。

それと、既に建物は完成し営業を開始しておりますが、要綱を重視してなかったことは事実であり、近隣住民の感情を推しはかれば、市は住民に対しても誠意を見せるべきだと思います。この件に関して市長のご見解をお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） ただいまの開発行為の諸手続の問題で、行政区長あるいは市との間での整合性といいたいでしょうか、その問題だと思います。今お尋ねの点につきましても、今後そういった市の主体性を持ってこの開発行為等についても諸手続が行っていけるように、そのように取り計らっていきたいというふうに思っています。以上です。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 開発行為等整備要綱には市長っていうふうになってましたけども、今市長のお答えじゃなくて助役がお答えいただいたんですけども、今回の問題は、行政区とその自治会っていう問題点も出てきますし、それとやはり市の建設に係る手続の進め方に多くの問題点を抱えているのではないかと思うんですよね。それを、問題点を抱えながら何も対応しようとしなない、そのことに対して住民は市に対していろんな不満を言うんですが、もう、例えば今回は民間でしたけども、県の確認申請おりてますってということで、もうそれは済んだことだからってということで、市の側はその問題をもう全く相手にしないようなところもあるんですよね。

それと、今回感じましたのは、業者の方も、やはりちょっと業者っていうのは社会的責任もあるわけですから、もう少し住民に対してきちんとした対応をとらなければいけないと思います。ですから、今回の問題は、市にも業者も、どちらも市民に対する配慮が欠けていたのではないかと思います。

それで、このようなグループホームはやはり近隣の住民との交流ということを目的につくられておりまして、やはり近隣の住民の理解がないことには、営業もできないと思いますが、皆様もご存じかもわかりませんが、今水城の方のグループホームが建ってる近隣には大きな立て看板が張られてます。それに対してやはりグループホームに入ってます入所者の方とはとても、入所者の方ちょっと軽度の痴呆がありますのでわからないかわかりませんが、とてもずっと見るのは私も残念に思いますし、それと今後区長が作成することになっている施工意見書についてですね、一部の役員のみ判断だけで提出しないように見直しを図るってことになっているってことをお答えいただきましたけども、もう一度、再度お尋ねいたしますけども、業者に対して何らかの対応は検討されないんでしょうか。明らかにこれはもう手続上の過失だと思うんですけども、このままではどうしても市民の方の怒りはおさまらないと思います。

それで、もう建ってしまったもので、もう今さら何も言えないってことじゃなくて、業者もこれからグループホームっていうのはやはりこれから高齢者社会においては不可欠なもの

でありますので、もう少し近隣の住民の方への配慮が必要じゃないかと思えますけど、これはそのような事業者に対する働きかけと、事業者と住民の間に立って何か市が動くっていうふうなことは考えられないんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 業者に対しての指導ということでございますけども、窓口で業者たくさん来られまして、それこそ職員が対応しているわけでございますが、できる限り市民の立場、あるいは来られた方の立場に立って対応をしているところでございますが、こういういろんなマンション関係でのトラブルございますので、十分にそのところは踏まえた中での指導ということは、再度職員にも申し伝えてございます。

ただ、これはあくまでも要綱ということで、市の方で法的な部分以外の部分を決めて指導しているわけでございます。もちろん業者の方もそのことはわかって、今回の場合についても、十分じゃなかったと思われましても、再度足を運んで皆さんのところに説明に行っております。

業者の方にも、この指導要綱というのは一定根づいておりますから、全然しないというようなことはございません。市の方としては、業者の方に誠心誠意地元で説明をしてくださいという指導、そういう部分しかできないというふうに理解いたしております。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 今回の建設に当たってこのような問題が発生したことによりまして、その業者がグループホームを運営するために県の介護保険課に申請を行った際に、近隣とのトラブルがあるということで、もう少し近隣住民の理解を得る努力をなささいという指導をされております。それが8月5日に行ってまして、その翌日から業者は毎日毎日近隣の住民宅を回っております。その後、申請が通った後、全く対応が一変させて、市民に対しても態度を硬化させております。このように、これは市の責任ではもちろんなくて、業者の責任でもあるわけなんですけども、やはり業者と市民の間に立つ市はもう少し法的な手続にのっとって進めていくって言いながら、その手続の方法にもやはり課題が残りますし、もう少し誠意ある対応を持って行ってほしいと思います。

私、近隣の方の声を聞いたんですけども、今グループホームで入所されている老人の方が住宅地を散歩しているそうです。そのときに、自分たちは優しい気持ちを持って接しなければいけないのに、どうしてもそういう気持ちになれませんって言ってありました。本当に複雑でつらい思いをあらわした言葉だと思います。

今後建物の建設に当たっては、法的にクリアできたとしても、やはり最大限住民感情に理解をし、誠意ある対応をお願いしたいと思います。また、この問題は、太宰府市の住環境や今後のまちづくりについて、長期的な視野に立った地域に合った計画などやはり進めていく必要があると思えますので、今後の太宰府市の住環境を守るためにも、もう少し具体的な施策を早急に検討していただきたいと思って、この質問は終わらせていただきます。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） お尋ねの本市の職員採用につきましては、昭和50年度が10名のうち女性4名で40%、それから昭和60年度は16名の採用のうち女性4名で25%、本年度16年度は7名の採用のうち女性3名で42.9%となっております。現在の市全体の職員は383名でございますが、このうち女性職員は114名でございますので、比率といたしましては29.8%となっております。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 今、採用状況をお尋ねいたしました。私が思っているより少し女性への採用が多かったかなという印象を感じたんですけど、今現在太宰府市の中で、部長職級の女性が合計13名いる中で女性が1人、7.7%です。それで、課長職級の女性が41人いる中で女性4人で9.8%。この数字は単に女性の能力がなかったということではなくて、採用のときのやはりスタートのときにそんなハンディがあったってことだと思います。

それで、現在市議会では、20名のうちに女性が4人おりますので20%ですね。それと、ちなみに今さっきの質問にも出ましたけども、区長が行政区44区ある中でただ1人もおりません。それと、審議会においては、今市が一生懸命女性の審議会を登用しようっていうことでかなりの数字、20%から30%ということで進んでいるのではないかと思います。

このように、男性と女性といたない中でやはり両方の意見を採用していくためには、その数をいろんな部分で積極的に採用し、もちろん積極的に採用するからってということで、能力がない人をあれするのではなく、やっぱりきちんとその機会を与えるっていうことを市も積極的に推進していただきたいと思います。

それと、今市役所内で男女共同参画プランに基づいて具体的にどのような取り組みがなされているのかお尋ねいたします。

私市の職員のアンケート調査の中でも、職場における上司の職員からのセクシュアルハラスメント、セクハラだったりとか、まだまだ男性職員の意識がどうしても遅れているんじゃないかっていうアンケートの結果を見たことがあります。このようなセクシュアルハラスメントとかDVでもそうなんですけども、加害者の方は何の意識もなく、実は被害を受ける側の女性がすごく精神的なダメージが大きく、また口に出せずにすごく悩んでるっていうことが多いんですよ。

最近大きく問題になりました福岡の球団の社長の職場内での常態化したセクハラでは大きな社会問題になりましたけども、ここでそのようなことを含めて市ではどのように男女共同参画が全庁的に取り組まれているか、そのあたりをお尋ねしたいんですけど。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 今のは職場、太宰府市の職場の中でということですね。

アンケート調査でセクハラがあるというお話でしたけども、平成13年の3月に太宰府市の職員に対するセクシュアルハラスメントの防止に関する規定っていうのを設けております。その

前に、やはり今おっしゃったように、職員に対するそういう実態があるかどうかということも、実態調査で調べた上で、そういうふうな傾向も見られるようでしたので、その規定を設けて防止をしようという形で、今考えて実施をしております。

その中で、やはり加害者より被害者の精神的負担が大きいということでございますので、それらに対する被害を受けたときの救済措置といえますか、相談ができるような形で、もう職を指定しまして、だれがそういう相談を受けるかという形をこの規定の中に盛り込んでおまして、その中でそういうふうな体制づくりを今しているところでございます。

それから、こういうなことも特に管理職の役割分担が大きゅうございますので、職員の研修、そういうことについても現在努めているところでございます。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 太宰府市役所は市内で一番の大きな事業所でありますので、男女共同参画社会の先頭に立って、意識の改革をやってほしいと思います。

ここで、太宰府市のドメスティック・バイオレンス、配偶者間の暴力についての数字をちょっと挙げてみたいと思うんですけども、これはちくし女性ホットラインといまして、4市1町でそういう女性の悩みを聞いているとこの数字なんですけども、去年の平成15年4月、太宰府市においてこのような問題の総数が64件ですね。その中でドメスティック・バイオレンスが22件、夫婦関係に関する相談が21件ですね。平成16年では11月までで全部で24件、ドメスティック・バイオレンスは10件になります。

それと、これは筑紫野署の方でも確認したんですけども、最近すごく増えてきたそうです、こういう相談が。それはやはり法ができましたね、DV法だとか。そういったことによって、皆さんが認知されることによってかなり増えてきてるっていうことでした。それで、筑紫野署の場合は、4市1町で対応しておりますので、太宰府市のみ集計はやっぱりませんが、平成14年では15件、平成15年では28件、平成16年では10月の時点で29件になっております。やはり、これは法が整備されないとこのように対応できないわけですから、法が整備されたことによってあらわれた数字だと思います。この数字について、どのような感想をお持ちか、これは部長にお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 今申されましたDVの関係でございますが、ご質問のとおり新たに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律というのが、本年12月から改正されたものが施行をされております。

それで、先ほどから数字を申されましたちくし女性ホットラインでの相談内容につきましても、増えてきておるとい分につきましては、先ほどお話ありましたように、法が施行されてそれに基づくとそのそれぞれの意識の中でそうした部分が進んできた結果として数字が上がってきたのかなというふうに思っています。市を挙げて、こういうふうな部分が一日も早くゼロになりますような形に手だてをとるにはどうしたらいいかというのは、今後十分検討すべき

課題であるというふうに理解をしております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） これは、今部長もお答えになったように、明らかに法が整備されたから皆さんがそれで訴えてくるっていうふうなことの結果だと思います。

それで、一応DV法の方を離れまして、少子化に関することで、男女共同参画の観点から調査した市の調査があるんですけども、その中で、これは平成14年3月に男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査の報告書の中なんですけど、その中のトップが57%で男女がともに働き続けられるための条件整備ですね。その次が高齢者や身体障害者の介護者への支援施策を充実する、審議会などへの行政の施策、方針を決定する場に女性の参加を増やすというふうになっております。この結果を見てみても、太宰府市においても、子育て支援の観点からも、この男女共同参画の条例制定は、緊急かつ重要課題であるのではないかと思います。

そこで、今日私一般質問の資料として福岡県内の男女共同参画推進条例の評価表をお手元に出してると思うんですけども、これは太宰府市は95点、Aランクで、この見る限りではトップとなっております。これ採点分の要素はいろいろありますけども、一番大きいのは救済措置を設けたことですね。法が整備されても救済制度がないことには法は実効的に運用されません。ですから、やはりこういうふうなことで95点っていう点数がついておりますが、この高得点についてどのようなお考えをお持ちかお聞かせください。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 本年の11月12日の各紙の新聞で自治体の男女共同参画推進条例という部分が報道されましたのでご質問かと思いますが、その中では県内の自治体が制定している男女共同参画推進条例について、市民団体「実効性のある男女共同参画推進条例をつくり生かす会」は、11日、独自の基準で評価したランキングを発表したということになっております。評価は、制定済みの14市町の条例について斎藤文男九大名誉教授に依頼したという形になっております。

それで、今片井議員の方から出ました太宰府市につきましては、中間答申取りまとめの条例の案でございまして、同じく飯塚市、あるいは那珂川町につきましては現在いろんなそうした案がそれぞれ審議会等で議論をされてるということでございます。そうした評価がされたということは承知をしております。

議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） 今皆様ご存じのように、子育ての現場は大変混乱しておりまして、子どもの虐待それとか今10代による性感染症、エイズなどがかなり多発しております。この問題も含めて、やっぱり子育てのことを母親だけに押しつけるっていうか、母親一人に責任を与えていくのは本当にもう対応できないのではないかと思います。子育ては、例えばよく女性が働いているから子どもが悪くなるとか、何かあったときには必ずそういうふうなことを聞かれま

すけども、そうではなくて、やはり子育てっていうのを社会全体で育てていく必要があると思うんですけども、そのようなことを市長はもう既に感じられて、太宰府市にも条例を制定しようっていう必要性を感じたと思いますが、筑紫地区のトップを切って条例が制定される予定になっておりますので、大変期待しておりますけど、この件について市長の見解をお尋ねしたいんですけども。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま男女共同参画の問題につきましてのご質問でございますが、ご承知のように、本市におきましては、平成15年3月に第1期の男女共同参画審議会を設置いたしまして、男女共同参画プランを作成いたしております。それに従いまして、現在本市におきましては人権、福祉、教育、労働、あるいは地域活動、まちづくり等々につきまして、この考えに基本的な行政課題に取り組んでおります。

しかしながら、なお、さらに男女共同参画社会基本法が平成11年6月に制定されております。それを受けまして、自治体としては行政施策全般につきましてこの男女共同参画の視点に立った施策を進めるということでございます。

また、ご指摘の本市におきます条例制定でございますが、ただいま男女共同参画のための審議会におきまして中間答申を受けまして、さらにその答申を受けました中で条例案を作成していくわけでございます。したがって、男女共同参画の形成を阻害するような要因を實際なくしていくというようなその基本理念は正しく持ちながら、答申を受けて具体的な形で取り組んでいきたい、かように考えております。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） この男女共同参画審議会が条例の中間答申を出しましてから意見聴取会を2回行っております。その2回に私も参加させていただきまして、それと中間取りまとめに関する市民からの意見がきておりまして、その中で市内が71人、市外が50人っていうことで、実は市外の方の参加者が多いんですね。市外の方が太宰府の男女共同参画に、それほど条例の制定に興味があるのか、ちょっと私にはわかりませんでしたけども、ただ、私が聞いた印象では、市外の方は反対の意見がかなり多かったように感じます。これは私の私見です。

ただ、この審議会の答申ができて意見聴取会をやっておりますけども、一般市民がこの男女共同参画の条例ができることさえ知らないっていう市民が多いのが現状で、今えっ男女参画の条例ってどんなのって言って、皆さんが現実一生懸命勉強している最中でもあるんですね。ですから、ぜひ条例をつくるのであれば、もっと市民の側に、こういう条例ができて、これはこうですってわかるような説明といいますか、そういうことを市は具体的に進めていきたいと思っておりますけども、もうこれからの流れとしましては、中間答申が出ましてから来年の3月に条例案が議会の方に提案される予定になっておりますけども、その間何か市としての市民に知らせる、広報するとかそういうことはお考えでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 先ほど市長の方から答弁させていただきましたように、予定では12月20日に答申をいただく予定にしております。その際、審議会の委員の皆さんともいろんなご意見も聞くようにしとりますので、そうした意見を参考にしながら、その答申をどう市として進めていくのかというような十分内部でも協議をさせていただきながら進めさせていただこうというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 条例っていうのは、市の憲法でもあり、このまちを太宰府をどのようにつくっていくかという大きな指針になると思います。ですから、この条例がどのようなものができるかっていうのは、やはり皆さんとても興味深く見ていると思います。太宰府市の良識が問われるのではないかと思います。

男女が平等で、お互いの人権を尊重し、男女共同参画社会の実現をしていくことは、子どもや障害者、高齢者にとっても住みやすいまちになるはずだと、私は確信しております。来年裁定される条例が、実効性あるものになるように、やはり市長にはご英断をしていただきまして、皆さんに誇れる条例をつくっていただきたいとお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員の一般質問は終わりました。

ここで11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時07分

~~~~~

再開 午前11時20分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番大田勝義議員の一般質問を許可します。

〔9番 大田勝義議員 登壇〕

9番（大田勝義議員） 議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

1点目は、まちづくりについて質問をいたします。区画整理の状況とも関係してきますが、9月議会で西校区の一部が住居表示されることが提案されました。今地元説明会がそれぞれの地域でなされておりますが、住民に対しての説明は十分になされているのでしょうか。いろいろところで耳にしますが、自分のところは何という町名になるんでしょうかと非常に不安に思っていられる方がたくさんおられます。一方的な説明ばかりで話をよく聞いてくれない、意見を言うとそれはだめ、あれはだめと言われ、不満が充満して夜もろくろく寝れませんか訴えられます。今どのような説明がされているのか、住民の方々のご意見はどうなのか、また今後の進め方はどのようにされるのか伺います。

次に、佐野区画整理事業について質問をいたします。まず、今までの流れの経緯を説明させ

ていただき本題に入りますが、この事業は昭和58年より地元説明会が始まり、昭和60年11月30日に都市計画の決定がなされました。そして、昭和61年7月14日に許可がありました。昭和63年より本格的に工事に入り、施工面積96.7ha、平均減歩率27.15%、総工費97億円、期間は昭和61年より平成7年までの10年間で完成ということで計画されました。その後、バブルの崩壊など社会状況の大きな変化や地元交渉の遅延などにより計画どおり進まず、平成11年工期の変更が示され、平成17年度完了、平成18年度清算と議会に報告がありました。そして、昨年12月現在での進捗状況は89%、総工費も約211億円に膨れ上がっています。

そこでお聞きしますが、現在の進捗状況と総工費は幾らになっているのか伺います。工期も残すところ1年余りとなりましたが、平成17年度完了、平成18年度清算というのは間違いのないのか。なお、遅れるようであれば県、国に対しての今後の手続なり報告はどうか、また地権者への周知は必要と思われるが、どのようにされるのか、あわせてお答えください。

2点目は、小・中学生の犯罪についての学校評議員のかかわり方についてでございます。これは平成12年度の9月議会で一般質問しました。内容は平成10年9月、今後の地方教育行政のあり方について、中教審答申で学校をより一層開かれたものにするために、地域住民の学校運営への参画ができるようになり、学校評議員の設置が提言されました。これは少年少女が事件に巻き込まれたり、事件を起こすケースが多くなり、毎日のように新聞、テレビで報道されて深刻になっています。最近の非行は、家庭のしつけ、学校のあり方、地域における連帯感の希薄化、少年少女を取り巻く環境の悪化など複雑な要因が絡み合って発生しており、学校、家庭、地域が一丸となって取り組んでいく必要があると思われます。このようなことから、今や地域の学校へのかかわり方が大変重要になってきています。

そこで今回質問させていただくわけですが、今何校に設置され、何名の方がなられているのか。また、人選はどのように決められているのか、そしてどのような話し合いが持たれているのか伺います。あとは自席にて伺います。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 佐野地区の住居の表示整備事業につきまして、同地区の区画整理事業の完了に伴う換地処分と同時施工で実施するとの方針から、先般の9月議会におきまして、その区域と方法の議決をいただき、10月16日から11月27日までの40日間に市主催の住民説明会を3回、行政区主催の説明会を2回開催し、全体で区域内市民延べ299名のご参加をいただき、事業への理解と協力を得る努力を重ねております。何分全体面積が通常実施分の1.5倍に及びますことから、数か所調整を要する地域も発生しておりますが、市条例及び実施基準を事業の指針とし、地域コミュニティ形成の基盤事業として、円滑な事業の完成を目指しているところでございます。具体的な新しいまちの区画や町名につきましては、それぞれ行政区の代表で組織されております地元合同役員会において、現在4回の協議が持たれ検討中であり、本年度中には最終案の策定にこぎつけたいと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） それでは、佐野区画整理事業、これが予定どおり完了するかということ  
でございます。ご回答申し上げます。

佐野土地区画整理事業は、昭和61年7月14日付で事業認可を受け、18年が経過いたしてある  
ところでございます。事業の進捗状況を述べますと、平成16年度までには全体施工面積96.9ha  
のうち94%、91haを整備完了する予定でございます。総事業費につきましては、現時点では  
211億5,100万円のままということで考えております。今後のスケジュールといたしましては、  
平成17年度に工事の施工完了、平成18年度に換地計画縦覧などから、換地処分の事務を予定い  
たしているところでございます。

なお、清算金は換地処分後の平成19年度からの事務となります。今後とも事業の財源確保を  
図るため計画的な保留地処分を進め、地元関係者の協力を得ながら平成18年度の事業完了に向  
けて努力してまいります。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 9番大田勝義議員。

9番（大田勝義議員） まず、住居表示の件から入らせていただきますが、太宰府市住居表示実  
施基準要綱というのがあります。これによって地域で説明会がなされているわけです。そこ  
で、今現在ですね、幾つかの問題点はあるがというふうなことを言ってありましたけれども、  
その問題点に触れたいと思いますが、一応3件あるんですね、その問題点というのですね。  
まずですね、つつじヶ丘の高い擁壁がございますけれども、その下に938番台ですね、ここに  
十数件あります。この方々というのは、今現在つつじヶ丘の方々と一緒になっているわけす  
けれども、役所の方の説明ではですね、道路境で変更したいというふうな希望を持ってあるん  
です。と言いますのもね、まちの境界というのの区分の仕方があるわけですけれども、この基  
準要綱の第3条のですね、この中にですね、まちの境界は道路、河川、水路、鉄道、その他恒  
久的な施設等をもって定め、境界線は原則として南北線の場合は西側、東西線の場合は南側の  
側線とするというふうなことでうたってあるわけですね。それでこの場合は、道ないしは川  
で分けられることができるわけですけれども、結局地元の方々としましてはですね、大佐野川  
が真ん中に通ってるもんですから、大佐野川で分けますと、さっき言いました十数件というの  
は、上側のつつじヶ丘の方々と一緒にですね、同じ街区で生活されるというふうなことで  
ね。特に、この方々が非常に反対が強くですね、今までどおりの生活がしたいというふうな  
ことで、ぜひともつつじヶ丘の街区に入れてほしいと、まあこのようなことを言ったりです  
ね、それからですね、もう一つでございますけれども、佐野近隣公園の先になります。ここ  
は向佐野の242番台になりますけれども、ここが長浦台と背中合わせになっている部分なん  
ですよ。ここは、現在向佐野なんですけれども、場合によっては長浦台に一部ですけどね、入  
る可能性があるというふうなことで、だからこれに関しても非常に猛反対なさっているわけ  
ですね。と言いますのも、この人たちの生活といたしましては、玄関先はひまわり台側を向いてい

るわけですね。だから、ひまわり台側の道路において、そしてご近所の方とあいさつしながら生活、だから背中側というのは非常に高いところにありますから、長浦台側ということでほとんどおつき合いがないですね。だから、これをこの部分を長浦台に入れようというふうな市の方の考えのようでございます。そこで、向こう三軒両隣という言葉があるとおり、おつき合いというのはやはりその辺が一番大事じゃなかろうかという気がしております。先ほどの境界の件ですけれども、先ほど言いましたように、道路、河川、水路、鉄道というようなことで、この背中合わせの境目というのは、この中に入っていないですね。その辺から道路境ということで決めてあるのかもわかりませんが、これに対しての地元の方々大変反対なさっています。

それともう一つですね、これは実施要綱の5条の4なんですけれども、これにいきますとまちの名称ということでありますけれども、まちの名称として町名をつける場合においては、市役所に最も近いところを起点とし、その数はおおむね五から六丁目を程度とするというふうなことを市の方はここに書いてあるわけですね。だから、市の方もそれに合わせようと考えてありますけれども、地元の区長さんなり、地元の役員さんたちから言わせますと、ちょうど下から市役所に近い方から大佐野川がずっと上がっていきますと、つつじヶ丘の一番上がですね、六から七になりそうな感じですね。だから、市としてはそこを七じゃなくて別の町名をしたいというふうな話をしてあるようです。これについてもですね、非常に反対が多いわけですね。太宰府だけじゃなくてほかのを見ますとですね、十丁目とか十一丁目とかついているとたくさんあるわけです。なぜここで六丁目、おおむねということがありますけれども、七丁目ということにしなくて六丁目にこだわっているのか、その辺がちょっと私は質問させていただきたいと思いますが、その2点でどなたかお答えいただけますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 現在おっしゃられておりますことにつきましては、十分に承知をしております。そういうことで、議員さんが言われているのは、市民の要望は生かされるのかというようなお話だろうというふうに思います。ご案内のとおり、住居表示事業は国の住居表示に関する法律、施行規則、さらには催促をされました実施基準に基づき実施することとなっております。このことから、本市におきましても昭和58年に太宰府市住居表示に関する条例、同施行規則実施基準要綱を定め、将来ともわかりやすく混乱しない住所のあらわし方を事業の本旨とし、随時区域を拡大しております。事業の実施に際しましては、より多くの区域内の市民の声を事業に反映させるべく、地元役員会、今6区ございますが、6区の役員、区長さんほか2名ですが、1区だけが2名になつとりますが、組織しております。ただし、新しいまちは道路、架線、軌道など恒久的施設をもって区画する。まちの名称に町名を付する場合は先ほど申されましたが、おおむね五ないし六丁目にとどめる。まちの中の街区は3,000㎡から5,000㎡とするなどの物理的な条件が定められております。どうしても現在の行政区界どおりに新しいまちが区画できない、由緒ある親しまれた地名、区域をそのまま新しいまちの区域に取り入れら

れないという問題が発生するわけでございまして、毎回多少ならず市民の苦情が寄せられます。今回の区域におきましても、新しいまちの区画は、町名の決定に至りますまでには相当の調整といたしますが、事業趣旨をご理解いただいて協議が必要になるかと推測されるわけでございます。今後はそうした出ておりましたもろもろの意見につきましては、地元合同役員会で十分にご審議をいただきまして、そして審議会の中で議論いただき、最終的には議会の議決をいただくという形になるかというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 9番大田勝義議員。

9番（大田勝義議員） ぜひ審議会ですね、話をしっかり聞いていただいてですね、市民の方に反映していただきたいなと思っておりますが、要綱というのはですね、確かに基礎になるものですから、これに沿っていくというのは確かに大事なことであろうと思っております。ただですね、もっと大事なのは、そこに住んである方の生活権なんですよ。今まで生活してる方が、それによって環境がある意味では悪くなるというふうなこと、住み心地が悪くなるということ、人間関係が悪くなるというふうなこと、これだけは避けなければならないと思うんですね。そういった意味では、ぜひともそこに住んである方、特にこういう場合によく問題になるのが、その境目境目なんですよ。この境目によって、この境目の方がどちらに編入されるかによってですね、先ほど言いましたように生活権が変わるということはたくさんありますからね、ぜひともその辺はですね、そこにおられる住民の方の意見をしっかり聞いていただいて、そしてまた審議会の方々の意見を聞いていただいて、そしてやっていただきたいなと、そのように思っているところです。

それで、今ですね、私大佐野が非常に最近発展しましたよね、見てのとおり。それで、これもやはり県道5号線、旧5号線になりますけども、今34号線と言われてますけども、これが井尻からずっと二日市の方に抜けることによって、大佐野が大変発展しました。それになおかつ発展したのは、やはり区画整理のおかげなんですよ。それで、今非常にこの大佐野に対してですね、注目を浴びてるんですよ。というのは、若い方々が大佐野に住みたいというふうなことをたくさん持ってあるんですね。ここがですね、ほかの地域に比べるとやっぱり区画整理やった関係で、坪単価が非常に高いんですよ。大体27万円から26万円程度するんですよ。だから、ほかの地域だったらもっともっと非常に今下がってますのでね、安いところはたくさんあるかと思えますけども、だけどやはりここでいろいろ商売なさってる方なんかから話を聞きますとですね、広い公園がある、また道路が非常に広くて6m、そしてだんだん家が建ってきましたものですから、おしゃれな家がだんだん建ち込んできた。そして、小学校、中学校にも近い、買い物に行くにも非常に便利だ、そういうふうな非常な交通条件がそろってるわけですよ。だから、言われるには値段もそうですけども、環境も一緒に買ってください、そういうふうなこっちは商売なさってる方、言ってるんですね。そういうふうなことで、非常にこの大佐野というのは今注目されてるんです。私がですね、私のおふくろの話しちゃ何ですけど

も、私のおふくろが昔言ってたんですよ。大佐野というのは田んぼばかりで何もなかった。私のうちから水城小学校なり学業院中学校までがすたっと抜いてたんですね。間にJRの鹿児島線がありますけども、それくらいですね、何もなかったんです。だからよくおふくろが言っていましたけども、大佐野に嫁に行くか、ダラの木に登るかと言われた時代が昔はあったと、そういうことをですね、言ってたんです。ところが、今は物すごく変わりましたね、非常に大佐野というのはブランド化してるんですよ。だから、本当にいいイメージを持っています。だから、そこで一番大事なのは住居表示の問題だろうと思いますね。だから、皆さん方は大佐野でいいんじゃないかと。いろいろここに名前も上がるかもわかりませんが大佐野でいいんじゃないか。そして、一丁目から七丁目までつけてくれればこれが一番すきっとするんじゃないかと、そのように言ってます。それで、助役にちょっとお聞きしたいんですけどね、花屋敷に大きな大通りができましたわね、大きな両方に歩道ができて広い道ができて、ケヤキがあつてですね、非常にいい、だからここは高級なイメージがあるんですけども、区画整理ちょうどなされたときにですね、この地域は高級なイメージで作り上げる住宅じゃということと言われましたよね。そういうふうな形でですね、非常にこの名前っていうのも大事なものであろうかと思いますが、その辺の区画整理を最初思い立たれたとき、そしてどんなまちづくりに持っていくかという思いがあるかと思いますが、その辺をちょっと聞かせていただけたらと思っております。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） 住居表示、まちづくりをする上においては、この住居表示は必要な事項の一つだというふうに思ってます。それも、今大田議員のご指摘のように、私は基本的に今まで学んでおりますのは、法にかなない、やはり利にかなない、情にかなうというふうな形の中で、やはりこの住民の皆さん方の意向を酌み、そして今までのそれぞれの伝統、文化、その地域の流れ、今日までの経過がございます。そういったところを含んで、やはり行政を繁栄させるべきだというふうに思っております。今佐野地域については、非常に爆発的によくなっておりますけれども、これは市域全体に広めていく必要があるというふうに思っております。そういった状況でありますので、ご理解をいただきたいというふうに思ってます。

議長（村山弘行議員） 9番大田勝義議員。

9番（大田勝義議員） ありがとうございます。住居表示の件につきましてはですね、やはり地元、そこに今直面してある住民の方々の意見をですね、聞いていただいて、非常に便利になるように、不便利にならないように対応していただきたいと思っております。

それで、次に入らせていただきますが、佐野区画整理についてということで再質問します。区画整理の中でですね、非常にあと残っている地域というのが幾つかございますけれども、よろしかったらその場所を示していただきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） あと平成16年、今平成16年でございまして、平成17年までに事業を完了

するということで、現在工事を行っておりますのは、先ほど申されました県道福岡・筑紫野線、通称5号線と、それからJRの線路の間、特に関屋・向佐野線の付近、そのこの両端を今4工区あるんですけども、そこをやっております。それから、一部大佐野のところはまだ完了してないところが2か所ございますので、そこをやり遂げるということで先ほど申しました計画でございます。

議長（村山弘行議員） 9番大田勝義議員。

9番（大田勝義議員） その中のですね、大佐野の一部でございますけれども、地祇神社がありますよね、お宮がありますが、その下に今ちょうど工事なさっておりますが、現在ですね、民家が建築中でございます。これは基礎工事にちょうど入ったところでしょうか。そして、これがですね、完成してかなり大きな建物ですけどね、完成して、そして引っ越しなさる。そして、現在今住んである方の家を解体する。解体すれば当然その土地というのは非常に低いからですね、それを地上げして、やっぱり2mから3m近く地上げしなきゃならないでしょうね、地上げして、そして敷地をつくる。もちろんその横には道路がありますから、道路擁壁、これもやっぱり高さにして2mか3mのものをつけなきゃなりません。長さにして約200mぐらいありましょか。そしてもう一つですね、ちょうど今つくろうとしているその道路のところのちょうど道路にですね、別の民家が今あるんですよ、予定道路上に。そして、この道路上にある方というのは、先ほど言いましたところの家が引っ越しされて、そしてその後に入られるような状態になってるわけですね。そして、その道路上にある方はそういうことでそちらに引っ越しされて、そうすると自分の古家の解体をやると。解体やれば、それから道路をつくるというふうなことで、まあ1年ちょっとの間に2軒の家を建てなきゃなりませんよね。これも平地で建てるんじゃなくて、盛り土したり擁壁つくったりというふうなことがあるわけですよ。それで実質ですね、これがそういうことで1年ちょっとしかございませんけども、物理的に非常に無理じゃないかなという気がするんですよ。どのようなやり方でそこを完成させられようとしてるのか、お答えいただけませんか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 今お尋ねのところ、先ほど大佐野の一部にまだ移転等するものが残っておるということでございまして、そのこのところにつきましては、それこそうちの区画整理課の職員がたびたび出てきてまして、計画どおり進めるということで説明をしております。また、そうしていただくように説得を続けております。どうしても工程的に無理であれば短縮する方法、先に一部を壊してそこに移転するような方向、そういうことも検討して、先ほど言いましたようにできるだけ期間どおりに圧縮して期間をするような方向で鋭意検討いたしておるところでございます。

議長（村山弘行議員） 9番大田勝義議員。

9番（大田勝義議員） そのようにですね、なればいいんでしょうけども、いろいろ考え方持つてあるかもわかりませんのでね、なかなかその辺の調整が非常に今後大変だろうと思います。

ぜひとも期間内に、助役、非常に目を丸くしてから言われましたよね、当時。ぜひ助役の話を聞かせてください。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） 基本的に平成11年の総務部長をしておったときでございますけど、この全体的な市の実施計画を含めた全体的な見直しをそのときにかけたわけでございます。そのときに、この佐野土地区画整理事業については平成18年までには完了させるというふうなことを確かに明言いたしております。私どもはこれに向かって進んでおりますし、確実に完了をさせたいというふうに思っております。それにはやはり地元の皆さん方の協力というふうなものは、小異を残して大同につくというふうな視点というふうなものが必要だと。私どもが何ぼ頑張っても、そこにおられる地権者の方々が、エゴが出てきたりそういった形になれば完了は私どもの力だけではできない。私どもはあくまでも平成18年度完了に従って、事業については平成17年度に完了させると。それ以降については予算等についても組まないと、そういった視点の中で指示を今しておるところでございます。

以上です。

議長（村山弘行議員） 9番大田勝義議員。

9番（大田勝義議員） 力強いお話でありがとうございます。ぜひそのようにですね、地元の方々に対する説得ですね、何度も足を運んでいただいて、いろいろご事情があるかもわかりませんが、ぜひともですね、説得して工期内に終わるというふうなことでやっていただきたいと思っております。それでは、この件については終わらせていただきます。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 学校評議員制度につきましてご答弁申し上げます。

本市では平成13年度から導入をいたしまして、その目的につきましては、地域や社会に開かれた学校づくりを推進するため、学校長が保護者や地域の方々から広く意見を求め、その意見を参考にして学校運営に生かすものでございます。人選につきましては、幅広い分野から教育に関する理解及び識見を有する元PTA会長、元校長、大学教授、地域の区長、主任、児童員、補導連絡協議会会員など、学校や地域の実情に沿った方々を学校長が人選し、その推薦を受けて教育委員会が小・中学校全校に35人を委嘱いたしております。なお、評議員の任期は2年、定数は5人以内としておりますが、ほとんどの学校は3人の委員となっております。評議委員会の開催状況につきましては、学校行事等に合わせて各学期ごとに1回程度開催されており、その内容につきましては、学校の教育目標や教育活動に関すること、学校、家庭、地域との連携に関すること、その他校長が必要と認める事項等について、学校評議員の皆さんに意見を求めております。評議員としての研修は特に行っておりませんが、その経歴や所属先での経験等を活かしたご意見をいただいております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 9番大田勝義議員。

9番（大田勝義議員） 学校評議員の制度の導入ということで、趣旨につきましてはですね、学校、家庭、地域が連帯協力しながら一体となって、子どもの健やかな成長を担っていくため、地域に開かれた学校づくりをより一層推進する観点から、学校に評議員を置くことができる。これにより、学校や地域の実情に応じて学校運営に関し、保護者、地域、住民の意向を把握、反映しながらその協力を得るとともに、学校としての説明責任を果たしていくことができるようにするというふうなことです。そして、そこで学校評議員というのは、学校のアドバイザーという性格を持っております。特色ある教育活動を推進する学校の組織の一部として位置づけられています。したがって、校長は学校評議員として委嘱された地域の有識者などから幅広い視点に立った意見や助言を参考にして、学校運営を推進することになりますというふうなことになっておるわけでございますけれども、今ですね、お話を聞きましたけれども、学期ごとに1回行われているというふうなことで、内容については教育目標とか地域のこととかいろんな話をしてあるというふうなことでございますけれども、選考につきましてはですね、どういふ方がなられてあるかっていうのも先ほど言われましたんでわかりましたが、私の冒頭の話の中でですね、やはり今現在非常に小・中学生を巻き込む犯罪が多いと。そういうふうな中で、もっとそちらの方の方の意見も必要でないかというふうなことを私は思っているわけです。そこでですね、今現在聞きましたけれども、5人の枠内で3人なさっていると。それも各学校大体同じようだとということでございますので、せめて5人の枠があるんでしたら5人いっぱいですね、つくっていただけたらと思っておりますけれども、それで少年にいろいろかかわりを持ってある少年補導員というような方がいらっしゃいますよね、警察署の方から委嘱されてる方なんですけれども、この方々というのはですね、地域での子どもたちの様子とか、いろんな犯罪がどのように発生しているとか、それから今暴走族がどういうふうな集まりになってるとか、そういったことを警察の方から逐一情報が入ってるわけですよ。もちろん、それは一緒に伴って行動してありますので、だからそういうふうな方々も含めて、そして子どもたちがですね、犯罪に巻き込まれないような方策としてですね、事前にキャッチして、そして対応すればというふうなことで私は思っておりますけれども、その辺のご意見はいかがでございましょうか。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 先ほど評議員に選定されているいろんな職種等話をしましたけれども、小・中学校とも共通して選定されている方は、区のいろんなお世話をしてあるような区長さんとか、また元PTA会長さんというような地域と、それから学校のつながりの多い方が1人選ばれているようでございます。それから、特に小学校につきましては、特色ある学校づくりというような側面から、教育の専門家とか、それから先生方への指導力のあるような方々が多いように感じます。それに対しまして中学校の方は、先ほどご指摘のありますような補導とか、民生委員の方とかそういう方々で、特に生徒指導等にいろいろ造詣の深い方を選任しているという傾向がございまして、今ご指摘されましたような事柄について、校長はいろんな指導の方法を含めまして地域の状況とか、また筑紫野管内の状況等の意見を聞きながら、生徒指導の対

応にできるだけ早目早目に手を打てるように、またPTAとかそれから各学校の補導のいろんな組織をつくっていただいておりますので、そういう方々のご協力をいただきながら当たっているのが現状でございます。それから、人数の件でございますけれども、会を持つことと、それから一人ひとりにそれぞれの専門的な分野で話を聞いております関係で、全部集まられても共通の話題になるということは先ほど申しましたように、学校の教育の目標とか学校の様子を話するときは共通の目標になりますけれども、個々の問題になってきますと、それぞれの専門の方に聞くということが大勢いますので、人数とか回数で3人ないし4人程度でおさまっているんじゃないかと思えます。一応規程では5人以内としているところでございます。

以上です。

議長（村山弘行議員） 9番大田勝義議員。

9番（大田勝義議員） 私が申しましたのはですね、少年補導に関して非常にご理解がある方ですね、人選としていかがでしょうかということお話ししたんですけどね、その辺はいかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 一応ですね、校長の推薦を得て、そして教育委員会で任命をしておりますので、学校の状況、中学校は先ほど申しました状況でございますけれども、小学校につきましては、いろんな学校の状況、それから学校が重点を置いているような内容等で校長も判断しているんじゃないかと思えますので、一応それに沿って教育委員会も委嘱をしているところでございます。

議長（村山弘行議員） 9番大田勝義議員。

9番（大田勝義議員） あのですね、昨日でしたでしょうか、私はある党の新聞をいただいてですね、見ましたんですけども、埼玉県の上田市というところでですね、全小学校に警備員を配置しておるんですね。と言いますのもですね、今非常にアメリカなんかはもちろん警備員置いてるんでしょうけども、非常に学校に不審者が入ったりとか、学校でのいろんな事件がありますよね、池田小学校の事件を見られてもわかるとおり、あれだけ無抵抗の子どもが集まる場所ですから、何かあればですね、非常に大量にいろんな命が奪われるわけですね。だから、ある意味で一番最も危険なところなんですよ。そういう意味でですね、警備会社から派遣された警備員を置いているんですね。それで、ここは子どもたちの登校が終わると校庭や校舎内を循環、下校を終える午後5時近くまで不審者や不審物に目を光らせていますと。警備員の存在に不審者が気づけば、学校には簡単に近寄らないというふうなことですね。それとですね、校長の意見としてですね、警備員の配置は制服姿の人が立っているだけでも安心、とても心強い、保護者、教師に好評だそうです。そして、警備員の配置というのはいつからされたかという2002年からされてるわけですね。そして、11校ある学校に一人ずつ配置されているそうです。そしてこれは小学校の警備員の配置については、11年で年間2,900万円の費用がかかってますということで、こうした費用負担については教育委員会の方ではですね、教育は未来への

投資と考えています。安全確保はもちろんのこと、教育環境全般の整備向上に努めていますというふうなことでコメントが上がっております。直接学校評議員とは関係はございませんけれども、学校というのはそういうふうなことで非常にですね、これから特に問題が起きるような場所でもありますし、今後もひょっとしたらこういう警備員の配置もこれから考えていかなきゃならない時期もあるかと思えます。その辺をちょっと頭の中に置いていただいて、私の一般質問を終わらせたいと思えます。ありがとうございました。

議長（村山弘行議員） 9番大田勝義議員の一般質問は終わりました。

ここで13時まで休憩に入ります。

休憩 午後0時01分

~~~~~

再開 午後1時00分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番中林宗樹議員の一般質問を許可します。

〔5番 中林宗樹議員 登壇〕

5番（中林宗樹議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告いたしました項目について質問をさせていただきます。

ため池の保全と開発について。ため池は、緑のダムと言われる森林よりわき出る水を蓄え、また大雨が降ったときにはその受け皿となり、下流への洪水を防ぎ、町中にあるため池の周辺は貴重な緑樹帯をなし、みなもには小鳥が舞い、いやしと潤いをもたらしております。干ばつ時には貴重な水源となり、田畑を潤してまいりました。このように、先人が残してくれた遺産を将来の市民が良好な自然環境を継承できるように、ため池の保全に努めるべきだと思いますが、市長はいかがお考えられますか。それから、ため池の保全について、現在市はどのような施策をとられておられるのかお伺いいたします。

次に、ため池の開発について。ため池は、保全されていくのが最善であります。社会情勢や諸般の事情によりやむなく開発されることがあります。そのため池の開発についてでございますが、林地の開発については、森林法第10条の2項に開発行為をしようとする者は都道府県の知事の許可を受けなければならないとあり、その中には1ha以上の開発ならば林地開発許可が必要である。また、池の埋め立てについては、福岡県土砂埋め立て等による災害の発生防止に関する条例で3,000㎡以上の場合、許可申請が必要とされております。山林の伐採については、森林法第10条の1項、区域内の立ち木を伐採するには、省令で定める事項を記載した伐採の届け出書を提出しなければならないと規定されております。

このように、関連する法律や県の条例はありますが、ため池自体の開発についての定めはないようであります。春日市においては、昭和60年6月に春日市ため池保全条例が公布されておりますが、本市においてはどのような施策がとられておられるのかお伺いいたします。

次に、吉ヶ浦池の埋立事業についてお伺いいたします。高雄六丁目の吉ヶ浦池で埋立事業が

行われようとしております。池の周辺の地目は山林、原野となっております。ここの全体の面積は4.2haであります。そのうち山林の面積は1.7ha、池約2ha、原野が約0.4haであります。この吉ヶ浦池での埋立事業においては、林地の開発面積が0.98haということで開発許可の対象となりません。ただし、0.6ha以上ありますので、県治山課へ林地開発事前協議書が提出されております。しかし、今言いましたように全体の面積からすると4.2haと区画整理事業にも匹敵する事業規模であります。この事業で本市に対し、山林の伐採については伐採作業が開始された後で地元市民の方よりの通報で作業がわかり、その後届け入れがなされ、始末書の提出がなされたと聞いておりますが、そのほかには本市への通知とか届けはなされたんでしょうか。樹木の伐採はどんどん進み、産業廃棄物が持ち込まれるのではないかとか、車、廃車を持ってくるのではないかといううわさが広がり、地元の方々はこの池はどうなるのだろうか、自分たちは池があり緑豊かなこの地を選んで移り住んできたが、自然環境が変わってしまい、小鳥の声も聞けなくなるなど環境の悪化を心配され、不安でおられます。市政とは、市民の生命と財産を守り、安心して快適な生活が送れるようにするものだと思いますが、個々の責任でやるものもありますが、この吉ヶ浦池のような事態は個人ではどうすることもできません。こんなときこそ行政が市民の不安を取り除いてやるべきではないでしょうか。その不安を取り除くために市はどのような取り組みをなされたのか目に見えませんが、そんな中、事業者による説明会が2回開催されております。事業者による事業内容の説明を要約しますと、池の半分ぐらいを残した後埋め立てする。埋め立てには那珂川町の新幹線用トンネル掘削で出る泥を持って来る。泥の量は8万9,000m³、10tダンプで1日に約40台で運ぶ。埋立工事期間は2年間、土砂の搬入路は県道から団地内の道路を使わせてもらうが、なるべく迷惑をかけないようにする。埋め立て完了後は2年ほどそのまま置いて、その後に住宅地として家を建てるといったような内容の説明がありました。

これに対し、地元の皆様は下記のような懸念を表明されておられます。搬入される泥の安全性はどうか。搬入路は大丈夫か。団地内の道路は生活道路でもあるし、子どもたちの通学路にもなっているので、その安全性は確保できるのか。搬入専用の仮設道路をつくってほしい。搬入路については、業者の方から最初は6か所の搬入口を示してまいりましたが、どの道を通っても生活道路であり通学路となっていることから、高雄台区長さんのご尽力で、2回目の説明会では1か所に絞り込むようにすると発表がありました。日に40台ものダンプが通ればその振動や工事に伴う振動、粉じんによる家や塀など、また生活への被害は出ないか、被害が出た場合の補償はどうなるのか、埋め立てによる井戸水への影響はないのか、団地内の市道はダンプが通るのに十分な強度はあるのか、池には周辺の雨水などが流れ込んでいるけども、その水はどうなるのか。樹木を伐採した後のがけは大丈夫かなどを心配されておられますが、これらの点については市はどのように対応されるのか。また、以下の点についてもお伺いいたします。1、市はこの事業についていつごろお知りになりましたか。2、この事業について地元への説明は必要と思われましたか。3、この事業内容の情報は市へ直接伝わっているのでしょうか。

か。4、4.2haの開発でありますので、本市のまちづくりの観点からも何らかの指導、意見等事業者と話し合いがなされるべきではないかと思いますが、事業者と話し合いはなされたんでしょうか。なされたのであれば、その内容の説明をお願いいたします。5、市道、路面の損傷、埋設物、上水道管、下水道管、ガス管等への被害に対する補償、補修等についてはどのように考えておられるのか。

以上、お伺いいたします。再質問は自席にてさせていただきます。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） それでは、今お尋ねになりました、まずため池の市の保全対策ということ、それからため池での開発について市の対策はあるかというお尋ね、それから吉ヶ浦池の埋立事業についてお尋ねでございますので、通してご回答申し上げます。

まず、ため池の保全対策ということですが、現在市が把握しております市内のため池数は67か所でございます。ため池は、農業用水として、また大雨災害時の調整池として重要な施設でございます。近年、ため池が老朽化し、管理も十分なされていないため雑草等が生い茂り、周辺環境の阻害要因になっているところもございますが、ため池は貴重なオープンスペースでございます。場所によっては周辺住民の散策路等憩いの場となっているところもあるようございます。市といたしましても、ため池の保全と管理条例の制定とを検討しなければならないと考えているところでございますが、地元との調整、水利権の問題等多々ございますので、まだ十分な保全対策をしきれていないのが現状でございます。

次に、ため池の開発ということでございますが、特段の市の規定、そういうのはございません。

最後に吉ヶ浦池についてですが、まず伐採届のほか本市への通知届はなされているかとの質問ですが、伐採届以外は提出されておりません。

最後にお尋ねの1から5についてでございます。1について、いつごろお知りになったかということでございますが、9月中旬ごろ住民の方から連絡がございまして、そこで伐採の届けがあったところでございます。そこで伐採の場所が森林区域に指定していることから、伐採届の提出を指導いたしたところでございます。2についてということで、地元への説明は必要かということでございますが、事業のいろんな安全面、環境面から業者からの事業内容についての地元説明は必要と考えておるところでございます。今2回ほどされたということでございます。それから、この情報は市へ直接伝わっているのかということでございますが、業者から市の方に来ていただきまして、お話を聞いたところでございます。それから、大変な広さを埋め立てするというので、まちづくりの観点から業者と話し合いされたかということでございますが、現在のところ業者にお尋ねしましたら、建築を伴う開発、こういう計画はないということでございますので、まちづくりに対する、開発に関する協議はいたしておりません。

最後に、市道への被害、補修、補償、そういうことについてどう考えておるかということでございますが、業者の方も安全を期してすることと思いますが、もしそういう部分が原因で被

害が出たということであれば、当然原因者の負担と、そういうふうになると考えているとでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 開発のところですね、結局この場合は林地開発ということで1ha未満ということで、そういう開発の関係に対する届け出は出さなくてもいいということで仕事が進められているようでございますが、そして今も部長の方から説明ありましたように、建築に伴う開発じゃないんで、そういうことについても届けはないということでございますけども、業者の方は将来は家を建てたいと、宅地として開発したいということ言ってるんですね、ここら辺は本市の開発指導要綱に若干抵触してくるんじゃないかと思えますけど、ここら辺については部長いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 今のところ担当の職員が、そういう業者さんから聞いたところでは特段今のところそういう計画はないということでございますので、先ほど言ったようなところでの回答をいたしました。もしそういう開発行為の予定があるというようなことでございますと、もう1,000㎡以上ということでございますので、その要綱の適用基準に該当いたしますので、そういう指導は協議するものはしてまいりたいと、そういうふう思ってるところでございます。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 業者の方は、将来家を建てたいというようなことでやっておりますけども、それと説明会ではですね、結局将来は家を建てるということですね、はっきり明言しておりますんでですね、そこら辺はもう一度ですね、業者の方に確認していただくと。それと、埋立許可の申請書が出されてると思えますけども、これについては市の方は何らかの情報を持っておられますか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 一つの基準として、県の災害防止に関するその埋立条例、そういう法はあるということで、県の方は一定の基準、そういう中から許可をされるというふうでございますので、市の方も県の方等に問い合わせしてですね、そういう市の方からのお願い、そういうものが聞いていただけるのかどうか、そういうところも含めて県等にもお尋ねしてる状況でございます。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） そしたら今のところはまだ埋め立てに関する許可申請についてのそういう内容については、まだ市の方は入手されてないということですか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 一応議員さんの方の質問通告書で、相当の立米数を運ぶというようなこ

とでございますので、私の方も県に問い合わせし、また情報の中から新幹線の中での山を削って、それを埋め立てるといふことでございますので、行政独立法人のその事業主の方に問い合わせして、具体的に正確な内容をお聞きして、先ほど言われましたようなところ、安全面とかそういう分についても詳しくお尋ねしたいといふことございまして、その協議を直ちに内容、そういうものをお尋ねしたいと、そういうふうを考えているところでございます。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 埋め立てに関する許可申請書の中にはですね、結局利用目的、何のためにそこを埋め立てにするかとか、それから先ほども質問に入れておりましたけども、池の周辺から池に雨水等が流れてきます。これは大量の水が入ってくるんですけども、これらの処理についてもですね、その申請書の中ですね、ある程度書かれているんじゃないかと、私も専門的にその申請書の中身を見たこともありませんのでわかりませんが、そこら辺の対策はですね、多分その申請書の中にですね、書いてあると思うんですけど、これは早急でですね、やはり申請書の情報をですね、市の方で把握されて、そしてやはりこの池に対する開発がですね、どのような内容でどのような目的を持ってやってるのかと。ただ新幹線の泥を持ってきてそこに埋めるだけといふことでは、これは事業にはならないと思いますので、結局この池を埋め立てて何に使うかと、そこで使うところで収益を上げるといふことがあると思いますので、必ず事業者は何らかのその目的を持ってやってると思うんですけども、ここら辺についてはどのぐらいの情報をお持ちですか。もしあったらお聞かせください。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 私も現地に何回か行きまして、今の状況を見てきております。確かにおっしゃいますように流れ込みの問題ですね、これは団地の中、高雄台区ですか、その中のところに幾つか流れ込みがございますので、そのところをどう埋め立ての中で計画されてるのか、そのところはまだ担当に詳しく聞くようにといふことでの指導をいたしております。先ほど言いましたように、もうその目的といひますのは、今のところ私どもが情報を得ている部分についてはその池を埋め立てるといふことしか情報を得ておりません。何のために、開発とかそういう部分についてはまだ詳しく得ておりませんので、得ました段階でまた新たなそういう対策、協議、そういうものを行っていかねばならないといふ、そういうふうになっております。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 那珂川のトンネルの掘削の泥を持ってくるといふことで一応説明会ではあっておりますけども、やはり地元の方々のうわさとして、ここへ産廃を持ってくる、産業廃棄物を持ってくるんじゃないかと。それから、車のいわゆる廃車になったやつをやっばり野積みするんじゃないかといふような懸念も地元ではささやかれておるんですけども、もしこの産廃とかこういう廃車関係を持ってこられた場合に、これに対して市はどのような対応ができるか、そこら辺をお尋ねしたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 私も那珂川を持ってくるというその土砂ですね、そういうものは現地まで行っておりませんが、写真を地域振興部の方で撮ってありましたので、その写真を見させていただいております。石とかそういう部分はございますけども土砂ということで、そういう産廃とかそういうものではないと確信をいたしております。もし、産廃、そういうものがあれば直ちに、これは多分法律違反ということになりましようから、直ちにしかるべき措置、そういうものをとらなければならないと、そういうふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 産廃が持ち込まれてそれから直ちに法的措置をとるということでございますが、やはりこれが持ち込まれた後は非常に後始末に、マスコミ等でも話題になっておりますけども、やはり不法投棄ですね。ここへ産廃を持ってくるということはまず不法投棄になりますので、その不法投棄に対するやっぱり対策を事前に立てられて、今から事業が始まりますんで、今ならまだ間に合いますのですよね、そこら辺の対策をしっかりと立てさせていただいて、そしてもし少しでも産廃みたいなのが入ったということであれば、直ちにその後の対策がとれるような体制をつくっていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

それから、あと那珂川のトンネルの泥でございますけども、トンネルで掘削してきた泥については、やはり中で薬剤を使うとか何とかということで、やはり何というですか、埋め立てにふさわしくないような泥もあると聞きますけども、ここら辺はこの那珂川で出される泥については、部長の方は何かお聞きになっておられますか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 私が写真等で判断した部分では先ほど言ったとおりでございますが、薬剤とかそういう部分については、詳しい掘る技術の内容ですね、そういうものについては、先ほど言いましたように公団の方に詳しく聞いてみたいと、そういうふうに思っております。しっかりしたトンネルを掘削する、これまでに大変なトンネルを掘ってきているそういうところ、それからしっかりした業者等に元請されておりますことからそういうことはないだろうと、そういうふうに思っております。だろまではいけませんので確認をいたしたいと、そういうふうに思います。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 泥については確認をお願いいたします。

次に、搬入路についてでございますけども、やはり搬入路につきましては1か所に絞りたいということでございますけど、この1か所といってもこれも生活道路であります一般の団地内道路を使うということでございますので、これについてはやはり皆さんが生活される中で毎日使われる分、そして日に40台のダンプが来るということは、40台といたしますからこれは往復いたしますのでやっぱり80台来ます。そうすると、大体10分から5分に1台は通るとということで、高雄台団地の方々、高齢者の方が大分多くなっておりますので、道路を買い物の

カートを引いていかれるということになりますと、やはり県道から団地内に入っていくのに5分、10分はかかれるわけですね、歩いていかれるのに。その間にダンプが1台、2台来るんですね。非常に危険が伴うと思うんですけども、こちら辺については専用の搬入の道路をつくっていただくように業者の方とお話し合いをしていただきたいと思いますけども、これについてはいかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） ちょうど吉ヶ浦池というのが筑紫野市境ぎりぎりのところでございます。筑紫野・筑穂線から今の業者の方の計画では筑紫野に入って、それから吉ヶ浦池の方に入ると。当初団地の中を通るということでございましたけれども、そういうふうで1か所に絞られて、一応担当者が聞いたところの範囲では、県道から入ってちょっとの間中を通りますけども、池の中に搬入道路をつくって、その中でその埋め立ての道路をつくっておるということでございますので、できるだけ公道を使わないでそういうふうにしてあるというふうに思っております。これはきちっと確かめたいというふうに思いますけども、計画ではできるだけ住民に迷惑がかからないような中での対応というようなことを聞いておりますので、できる限りそういう対応をしてあるんじゃないかなと思います。

実際、先ほど言われましたように行き帰りで80台、そのくらいのトラックが通るということでございますので、多少なりとも近隣住民の方にはご迷惑はおかけするかと思いますけども、市の方といたしましてもできるだけ業者の方にそういう交通の安全、環境、そういうことについてはお願いしてというふうに考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 市道ですね、もうなるべく距離的には短いといっても、やはりそこは地元の方々のちょうど出入り口になりますんで、やはりその道路はなるべく使わないように、専用の搬入路をつくっていただくように、市の方からも強力に要請していただきたいと思います。

それから、またこれがすべてその道路を使うということでもないようでございますので、場合によっては別の団地内の道路を使うようでございますけども、そうなりますと、あの10tダンプが団地内の舗装道路に入っていきますけども、この舗装道路はどの程度の強度でつくられておるかちょっと私たちも想像がつかみせんけども、多分10tダンプがどんどん通ってそれに耐えるような強度はないと思いますんで、その道路を通ることによっていわゆるその道路の沿線の住民の方々のいわゆる塀とか家とか、そういうところにやはり被害が出てくると思いますけども、この被害が出た場合に、やはり被害の補償なんかをしていただかないといけませんけども、これについては市の方はどんなに考えられておりますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 最初お答えいたしましたように、通ることによって被害が出ると、出た

ということでございますと、その原因者の方に原状回復の負担、そういうものをお願いしていくことになろうかと思えます。

その前に先ほど言いましたようにできる限り団地内を通らないと、いろんな側溝、管等があるかと思えますので、そういうことになる可能性が非常に強うございますので、先ほど言いましたようにできる限り搬出道路、絞って考えていきたいと、そういうふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） 将来起こるであろう被害について、ここで論議するのもあれでございますけれども、やはりこれはもう被害が出るということはもう目に見えておりますので、やはりその前に、被害が出た場合にどうするかということで、先ほどもちょっと市道の部分でお尋ねしましたけれども、いわゆる市道の方で被害が出たときに、それなりにの対応するというところでございますけれども、業者の方と何かその協定書を結ぶとか、そういう対策は考えられておられますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 先ほども申しましたように、多分地元でお話しされたのは受け入れる側の業者ではなかろうかと思えますし、運ぶ側の業者について先ほど言いましたように、大もとといいますが、そこのお話を十分に聞いて、また運搬する業者にも聞いて対応していきたいというふうに思っております。先ほど、重ねて言いますが、できる限り地元負担がかからないというようなことでございます。そういう協定書、具体的なものが結べるかどうか検討はしていきたいと、そういうふうに思います。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） 被害が想定されることでございますので、やはり形として何かの担保をとっておく必要があると思えますので、協定書の方はぜひつくっていただきたいと思えます。

それから、地元の方々のいわゆるおうちなんかに対する被害についても、これ地元の方でまた検討されていくと思えますけれども、やはり業者の方と被害が出た場合の協定書のつくり方とか、そういうものについて市の方である程度バックアップをしていただかなければ、やはり地元の方だけではなかなかそういう仕事は進まないと思えますので、こちら辺については何かバックアップしていただくお気持ちはありますでしょうか。お尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 工事期間が2年ということで非常に長うございます。県条例の方は、災害防止の埋め立てということで、半年とかで一定報告の義務づけがあるようでございます。そういうことから、市の方もまず埋め立ててそういう災害が起きるかどうか、そういうところも検査が必要と思えますし、通る道路についても本当にそういう2年間超す長丁場ということになりますと、一定そういう被害等が出てくる可能性がありますので、そういうことができるならばできるだけ住民の方のそういう安全面、そういうものの立場に立って業者と協議していくと、そういう気持ちでございます。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） 地元の方々も大変この事業に対しては心配されておりますので、ぜひ市の方もバックアップをしていただきたいと思いますので、これ要望しておきます。

それから、開発についてで、吉ヶ浦池でいろいろ問題が出ておりますけども、その中でやはりため池の開発については今のところ別段条例等はないということでございますけども、やはりため池はどこのため池をとってもそれなりの広さの面積があります。やはりこれを開発するとなれば周辺への影響は非常に大きいと思いますので、やはり市の方でため池の開発についての条例等早急に制定していただいて、やはり開発についてやはりある意味環境の保護、それから周辺への影響等について対策が打てるようにしていただきたいと思いますけど、この条例の制定については先ほどは部長の方から考えていかなければならないということでございますけども、具体的にどのようなお考えをお持ちかもう一度お尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 開発の方ですか。それとも管理保全の方でしょうか。

（5 番中林宗樹議員「両方」と呼ぶ）

はい。保全の方については、やはりその池々に一つ一つの農業用水とか分で役割、そういうものがあると思います。それで、保全すべきかどうかというのは、やっぱり先ほども言いましたように底地地権者、あるいは水利、そういうものがどういう状態かということきちっと把握する必要がございますし、また、災害の面からそこが調整的な役割をするのかどうか、それから開発あたりでそこを埋めていいのかどうかというような、非常に先ほど言いました市でつかんでだけでも67か所ございますし、そしてまだ基本的にどうするかというのは、非常に詳しいやっぱり池のデータっていうものが必要でございます。その台帳、そういうものを整備していかなければならないというふうに思います。

ただ、太宰府市域でいいますと、観世音寺周辺、そういう部分は特に史跡地ということで、市域全体15%が大体そういう一つの親水的な役割、そういうものがございましょうし、それぞれあると思います。特に高雄、おっしゃいます高雄付近ですね、あと今王池とかその下の方の江牟田池、そういう部分をどうするかというふうなところはやっぱり考えて整備が必要かなと。そのほかにもいろいろありますけども、特に考えるところでございます。

頭の中ではそういうものを思いめぐらせておりますけど、すぐさまその作業にかかれるということにはちょっとまだ時間が要するだろうと、そういうふうに思っております。池の役割というものを改めて見直し、保全、管理条例、そういうものをしていくということは、環境の基本計画の中でもそういう位置づけをいたしておりますので、できるだけそういうふうな整備が必要と、そういうふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） ありがとうございます。早急にため池に関するやっぱりそういう保全、それから開発に関する条例をつくっていただきたいと思いますということで、この吉ヶ浦池の場合でも、

結局林地開発の部分で1ha以上は開発届けを出さないということになっておりますけど、この場合は0.98㎡ということで若干下回ったばっかしにそういう届けはなされてないと。それから、市の方へは伐採の届けだけしか出てないということで、そしたらため池に対する市の監視の目が行き届かないじゃないかと思しますので、まず監視をするということから、そういう点からだけでも、やはりため池に関する何らかの対策及び条例等をつくっていただいて監視をされていくべきじゃないかということで、先ほどからため池の効用についてはいろいろ言われておりますけれど、やはり一番大きなのは洪水に対する調整池としての役割が一番今の現時点では大きいんじゃないかと思しますので、そこら辺考えられて早急につくっていただきたいと思っております。

それから、最後になりますけども、この吉ヶ浦池のことでいろいろ問題が、まず自然保護の問題、環境の問題、それから産廃の問題、いろいろ課題が提供されておりますけども、これらの問題について問題が解決されるように真摯に取り組んでいただきまして、よりよい環境対策ができますよう要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員の一般質問は終わりました。

次に、6番門田直樹議員の一般質問を許可します。

〔6番 門田直樹議員 登壇〕

6番（門田直樹議員） ただいま議長から発言の許可を得ましたので、通告に従い質問をいたします。

「良識的な男女共同参画条例の制定を求める請願」の趣旨説明でも申しましたが、太宰府市では平成15年に太宰府市男女共同参画審議会からの答申により、太宰府市男女共同参画プランを策定、審議会は同プランに基づき中間取りまとめを経て、本年12月に市長に対し最終答申を行い、市は答申をもとに来年議会に対し条例案を提出する予定であるとのことです。

この太宰府市男女共同参画プランには、ジェンダーフリーをもとにしたまちづくりを行うと明記されています。ジェンダーフリーとは、1970年代にアメリカで社会的文化的に形成された性といった意味のものをジェンダーと名づけ、さらに日本でフリーを加えて、性別秩序の破壊を意味するとした和製英語のことです。男らしさ、女らしさ、伝統文化や慣習、専業主婦などを否定しています。また、家族を解体しなければ女性の解放は達成できないなどとも主張しています。このジェンダーフリーという言葉は、極端な男女平等や伝統文化の破壊を進めようとする人たちのスローガンともなっており、他の自治体でも問題とされ、出版物からの削除や回収の騒ぎが起こっています。

私は本年6月議会の一般質問で、まずこのジェンダーフリーなるものについてお尋ねしました。そのときの市長並びに市民部長のお答えは、太宰府市で使っているジェンダーフリーという言葉の意味は、社会的文化的に形成された性別役割分担の解消であるとの内容でしたが、間違いないでしょうか。また、同プランを見直すお考えはお持ちでしょうか。

次に、条例制定に当たっての市の基本的な考え方についてお尋ねします。

審議会の最終答申は残念ながら今月20日で、現在の時点ではその内容を知ることはできませんが、今からお尋ねすることは既に全国各地で条例制定をめぐって何度も議論されてきた事柄ですので、市としても当然何らかのお考えをお持ちだと思いますので、よろしくお答え願います。

審議会はプランをもとに本年9月に中間取りまとめを行い、市民に意見を求めましたが、2度の公聴会、またファクスやメールなどによる意見のほとんどはこの中間取りまとめに対し批判的であったとのこと。私自身審議会の傍聴の中で、委員の方々が何でこんなに反対意見が多いんだろうかとぼやいておられるのを聞いています。

この中間取りまとめに対し、「真の男女共同参画を考える太宰府市民の会」から請願が議会に提出されています。内容は、過激なジェンダーフリーの考え方を廃し、男女がお互いの特性を認め合い助け合って、よりよき社会をつくり上げようというもの。請願の内容に沿って質問をいたします。

まず、「男女という異なった特性を持ったものが互いに協力協調することを前提として」との文言を入れてほしいとありますが、どうお考えでしょうか。男女にはそれぞれ特性があり、それを認めた上で互いを尊重し、協力協調しながら男女平等を進めていくべきだという考えですが、そうではないという考えがあればお示してください。

「思想、良心及び表現の自由を尊重しながら」との文言を入れるとありますが、どうお考えでしょうか。これらは憲法で保障された基本的人権ですが、条文に盛り込むことに何か問題でもありませんでしょうか。

次に、「社会における制度または慣行をすべて否定するものではなく、尊重すべきものは尊重して、男女共同参画の推進を図る」ものであることを明示するとありますが、どうお考えでしょうか。この文言は変えるべきは変え、守るべきは守るということだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、「専業主婦を否定しない」ことですが、中間取りまとめでは、第6条家庭生活における活動と他の活動の両立というところで、男女は家庭生活及び社会活動に対等に参画するとあります。男と女の関係は、対等だとどちらが上だ、下だというのではなく、後になり先になり、助け合いがばい合って協力しながらともに人生を歩んでいるものだと思います。また、少なくともどのような性別役割分担といえども、個人が自らの意思で選んだ生き方に行政が口を挟むべきではないと考えますがいかがでしょうか。ちなみに、基本法では該当条文に、「家族の一員としての役割を円満に果たし」との文言がありますが、中間取りまとめでは抜け落ちています。

中間とりまとめでは、事業者に対して参画施策への協力義務、雇用に関する義務、環境整備義務、状況報告義務などが盛り込まれ、これに従わない場合補助金の打ち切り、業者の指名停止、市長による公表があり得るといった含みになっていますが、どうお考えでしょうか。

次に、配偶者等への暴力等ですが、これには「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に

関する法」、いわゆるDV法があり、これにより対応するべきであると考えますがいかがでしょうか。先日開かれた環境厚生常任委員会の請願の審議の中でも、同様の意見があったと聞いています。

次に、オンブズパーソンに関する条項についてですが、中間取りまとめでは独立して職務を行うとする独人制や自分たちの考え一つで苦情処理ができるとする自己の発意による苦情処理など、恣意に欲しいままに運用されるおそれがあります。また、オンブズパーソンは市長でも簡単には委嘱を解くことができないとあり、議会の承認を必要とするなどの文言もありません。苦情等の相談は市の窓口で職員が対応することが必要であり、適切であると考えますが、市の考えをお聞かせください。

次に、法令に抵触違反するおそれが強い条項についてですが、私人間、私の関係ですが、における人権の侵害は、民法上の権利侵害、公序良俗違反等の問題であるため、最終的には民事訴訟によるべきものであり、行政においては相談の範疇にすべきことです。行政機関が人権侵害に関する事項について、判断を下し公表することは憲法違反のおそれが強いと思われま。第36条がこれに当たると思われますが、いかがお考えでしょうか。

次に、濫用の防止と是正として、1、男女の区別を差別と混同して、否定の対象としないように。特に、広報活動の中で単なる区別を差別として批判することのないようにしなければならない。2、男女の性差を否定する教育は行ってはならない。3、性の情報は精神的、道徳的及び発達段階に即した形で提供されるべきであり、心と体のバランスを欠いた性教育に偏ってはならない。4、数値目標を立てて男女の比率を決める方式は、その方法が適切な場合が否かについて、また性急な目標を立てることによる弊害や混乱が起こらないように慎重に判断しなければならない。5、以上の項目に反したことがなされている場合には、市長は速やかに是正のための措置を講ずるものとすると思いますが、以上の項目につきどのようにお考えでしょうか。

請願に関する件は以上です。

次に、教育現場がジェンダーフリーの影響を受けていることはないのかどうかお尋ねします。

といいますのも、最近耳にしたところでは、小学校の体育の授業でペース走というものをやっているようですが、これは結果の平等、形式的平等を求めているとしか思えません。市ではどのように受けとめておられるのでしょうか。

さらに、ある中学校では、総合学習でジェンダーフリーについて学んでいるということですので。この件につきましても、お聞かせください。

また、社会教育、生涯学習の分野におきましても、ジェンダーフリーを広める趣旨の企画があり、市の担当課が窓口になっているようですが、説明を求めます。

以上、答弁は一括してお願いします。

あとは自席にて再質問させていただきます。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） まず、本市男女共同参画プランにおけるジェンダーフリーについての考え方は、用語解説のとおり社会的文化的に形成された性差にとらわれないこと。つまり、ジェンダー意識から解放されることとございます。その目的は、男女に平等な社会の実現でございます。本市は身体的性差としての特性は十分尊重され、その健康において保護されることは人権であり、かつ性別にかかわらず個人の個性と能力が最大限発揮でき、自らの生き方を選択できることも人権としてとらえ、そのような男女共同参画社会を目指しています。よって、専業主婦という選択の一つを例にとり、是非をあらわすものではございません。

男女共同参画社会実現のための条例制定については、本市男女共同参画審議会から12月20日に答申をいただく予定でございます。本市としましては、答申を受けました後、条例案を検討していきますが、基本法の趣旨を受け、理念や施策だけでなく、実際に性別による差別的取り扱いや人権侵害をなくしていくための、実効性のあるものにしていかなければならないと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 教育現場がジェンダーフリーの影響を受けてないかということにつきまして、ご回答申し上げます。

各小・中学校における教育課程は、学習指導要領に定められた指導内容に基づいて指導計画が作成されており、適切な内容での指導が行われているととらえております。

質問にありました小学校でのペース走ですが、学習指導要領の内容では、無理のない速さでの持久走が体力を高めるための運動の例として挙げられております。その学び方として、自己の体力や体の状態に応じたねらいを決めることが挙げられており、ペース走は各自の目標タイムをねらいとして、児童が意欲的に運動するための方法であるととらえております。

また、総合的な学習の時間の指導につきましては、教師は学習内容ではなく調べ方やまとめ方など、学び方に関する指導を中心に行っており、指導の内容につきましては、共生社会について、高齢者問題、障害者問題、児童福祉など、自分のテーマを決めて学習を進める中で、生徒が自ら調べた内容であるととらえております。

次に、社会教育課では、一人ひとりを大切にする人権尊重の精神に基づいた男女共同参画社会の実現を目指し、学習活動の充実や学習団体及び社会教育関係団体への支援を行っております。

また、筑紫地区で毎年行われている筑紫地区女性大学や隔年で行われている筑紫地区女性の集いに対し、筑紫地区4市町で連携し、支援を行っております。

今後も社会教育課では本市の男女共同参画プランや、教育施策要綱に基づき、市民が自らの意思によって多様な幸せな生き方を選択できる男女共同参画社会の実現を目指し、学習機会の充実と関係団体への支援を行ってまいります。

以上です。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 今登壇して質問した部分で、ほとんど回答いただいております。

まず、ジェンダーについてのことは、私が聞いたとおりだということですね。その次の同プランを見直す考えはあるのでしょうか。これは、審議会でも非常にそういうふうな議論ですね、があってましたが。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） プランの見直しはどうかということでございますが、先ほども門田議員からの質問も出ましたが、ただいま審議会、男女共同参画審議会の中で12月20日に向けての答申が取りまとめられております。12月20日には成文した部分が会長から市長あてに提出される予定になっております。そうしたものを受けまして、条例の制定に向けまして、先ほど申し上げましたような精神に沿いまして策定をしていきたいというふうに思っています。

その策定の過程、あるいは策定をした部分の中で、ご心配いただいておりますジェンダーフリーの用語がどうなのかという部分につきましては、十分に検討していきながら、変更する必要があるれば、その時点で変更させていただく形になろうかというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 要は、変更もあり得るということですね。そうしますと、先ほども言いましたけども、この審議会の審議というのは、このプランに基づいてなされてきているわけですね。その土台となるプラン、太宰府市男女共同参画プランが変わるということでしたら、審議の内容そのものももう変わらなければいけないんじゃないでしょうか。もう一度審議をやり直さないと理屈に合わないと思いますが、どうでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） ただいま市長の方が審議会に諮問をしております部分は、条例に盛り込むべく基本的な事項についての審議をお願いしておりまして、先ほど申し上げましたように12月20日に答申をいただく予定になっております。

まず、出てまいります答申の内容を十分に見せていただいて、その内容を十分に吟味した後に、先ほど申し上げておりますようにその条例と照らし合わせたところの中でプランがどうなのかと。当然条例ができ上がった部分の中では、変更すべき必要があるれば変更すべきものについては変更していくという形でございますので、門田議員がおっしゃってるように、プランの変更を前提にしての審議会の議論ではございませんので。審議会から出ます答申案をもとにして条例案を策定し、その条例案の策定の部分の中で現在進んでおりますプランニングを変更すべきところが出れば変更していくというふうに申し上げているわけでございますので、そういうふうにご理解方をお願いできればと思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） もとになるものが変わるのに、その結果は変わらないというふうなご答弁だったと思いますが、少しおかしいと思います。

では、こういうことを言いたいんです。AならばBである。BならCであるというふうな論理があるとして。しかし、一番最初のAは何なのかということですね。まず、ジェンダーフリーという言葉がもう一人で歩いています。まずジェンダーですね。ジェンダーというのは、今部長からご答弁ありましたけども、性別役割分担、社会的に文化的に形成されたということだと思んですが、そもそもそういうふうな概念ですね、をいつごろお知りになったかということを知りたいんですが、要は私も最近知りました。ほとんどの方はそうだと思います。

この男女共同参画に関しては、このジェンダーフリーだとか、リプロダクティブ・ヘルツ/ライツとか、何とかパシリティとか、もう仮名文字がたくさん出てきます、クオータ制とか。どうして仮名文字かという、要はよそから入ってきた考え方、思想、概念ですね。もともと日本にあつたらそういう言葉なりというのはあつたと思うんですが、ジェンダーっていう、いわゆるもともと人間が生物として持っている性ですね、いわゆる英語でセックスですね。に対して社会的につくられた性があるという、これ一つの何というか、仮定ですね、仮定。犯罪を犯した人がそのとき心神耗弱だつたとか心神喪失だつたから減刑するとか無罪になるとかという、これも学者がつくった概念でしょうけど、それらと同じような一つの概念ですね。これらもう正しいという、そういうものがあるんだという前提のもとにまずジェンダーというもの、あるいはジェンダーフリーということを進められていってあると思うんですが、この中でこの性別役割分担の解消というのはまさにジェンダーフリーそのものですね。訳したらそのとおりになるんですよ。ジェンダーフリーというのは固定的性別役割の解消ですね。だからフリーなんですよ。それをなぜこんなに言うかといいますと、非常に危険な面があると。まず、このジェンダーフリーという言葉に幅があるという認識はございますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） まず、私どもが男女共同参画プランを平成15年3月に策定をしましたというのは、よくご存じのことだろうと思います。その中に議員さんの方から先ほどから何度も出ておりますジェンダーフリーという形が出てまいっとるわけでございます。それで、もともとこの男女共同参画プランにしましても、それから今後策定をしようとしよります市の条例につきましても、国の男女共同参画基本法という部分がございまして、その中に国の方の内閣府男女共同参画局の方からの見解がございまして、その見解が出ておりますジェンダーとは何かという部分でございまして、それをそのまま市のプランの中に生かさせていただいております。国が出しておりますQアンドAのジェンダーとは何かという部分、ちょっと答えさせていただきますと、「ジェンダーとは、生物学的な性別を示すセックスに対して長い歴史の中で社会的文化的に形成された性別を示す概念である。しかし、我々はしばしばこのジェンダーを固定的に受けとめて、多様な個性を持つ人間を、男とはこういうものである、女はこうすべき

だと決めつけてしまいがちである。その結果、個人の能力や個性の発揮を妨げるという危険性をはらんでいる」という国のそうした公式の見解に沿いまして、私どもが使っております男女共同参画プランの中にそうしたものを織り込んでおるということをございまして、基本になります部分は国の基本法であるということをご理解願えればというふうに思うわけでございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） まず、当時の福田内閣官房長官が、何回かに分けてますが、このジェンダーフリーというのは基本法の考え方ではないということをご明言されてます。また、後に地方で少しこのジェンダーフリーというものを誤解して使っているような旨があると。ですから、こういうふうなものはもう使わないようにしなさいということをご言ってますけど、ご存じですよ。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） さきの6月議会でも同じご質問にお答えしたかとは思いますが、当時の福田官房長官の発言は、長うございまして、その中の一部は先ほど申されておりますような部分も一部ございまして、いわゆる男らしさ、女らしさも否定するものではないということでございますね。ただ、それに偏ってしまうものはいかなるものであろうかというような回答だったというふうに私は理解をしております。

ただ、そうした部分で、先ほどから申し上げておりますように、国の基本法に沿ってプランはつくられておりますので、このプランを私どもとしましては市民に広めていく、そして今議員さんが理解されているようなジェンダーフリーという形をもし市民の方がそういう、議員さんがおっしゃっているような形での理解でありましたら、私どもの啓発不足でございますので、さらにジェンダーフリーとは、先ほどから申しておりますようなことでの部分ですよという話を、繰り返し繰り返し市民には啓発をしていく必要があるのではないかとこのように思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 同じことばかり繰り返してもあれなんですけど、先ほど私が質問したのは、ジェンダーフリーという言葉、概念には幅があると。具体的に言いますと、男女の性別、性差じゃなくてももう性別そのものの否定ですね。ある学者は生物学的な性差、つまりセックスよりもジェンダーが先だと。後で出てきますが、過激な性教育なんかやられてますけども、もう行き着くところは受精卵だと。受精卵は男も女も見分けがつかんじゃないか。だから、男も女も一緒なんだよというふうな、もう何か唯物論なんですよ。だから、そういうふうな非常に記号化された危険な部分があるわけなんです。そういう文言というものをプランの中に、この中にざっと30か所くらい出てきますね。もうジェンダーによる、ジェンダーによる、ジェンダーへの意識改革、ジェンダーにとらわれない云々ですね。これをもとにできてると。これ

をもとに審議をされて、中間取りまとめやって、今度の20日に最終答申をされるんですが、その大もとをもう見直すべきじゃなからうかと。これは審議会の中からももうそういう声があがってますよね、ご存じと思いますが。その辺のことをまずちょっと申し上げておきたいと思います。ちょっと先へ進みますので。

同プランを見直すことはあるということで、直にそうしないといけないと思うんですよね。整合性もとれないと思います。一つはこのジェンダーフリーというのは、一部私も審議会を傍聴させていただいておりましたら、そんなに言うんだったらもうそのジェンダーフリーってなくそうかと。中味が一緒だったらいいじゃないかと。大体そういうふうなことを言っているんですよ。そうじゃないんですよ。

ジェンダーフリーというのは、一つのスローガンですね。安保反対と言うときには安保だけが反対じゃなくて、その体制すべてが反対なんです。だから、ジェンダーフリーというのは、もう何でもかんでも反対だという、そういう一つのスローガンですね。だから、ジェンダーフリーという言葉がなくして別の日本語で幾らでも、個別的性別役割分担とか置きかえても、内容が変わらなければ一緒です。

その内容について、ちょっと今から先に進んで質問しますが、まず、男女という異なった特性を持ったものが互いに協調、協力することを前提としてとの文言を入れると。この件に関してさっきお答えいただけなかったんですが、どのようにお考えでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） ただいま出ております具体的な部分、幾つか出ておりますが、それはまず12月20日の答申を見せていただきまして、そして市の内部で十分に協議をさせていただいた上で、その協議の過程の中で今ご指摘されているような部分の結論は出てくるのではないかなというふうに理解をしとりますんで、まだ答申が出る前でございますので、現段階でのコメントは控えさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） ここで14時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 2 時06分

~~~~~

再開 午後 2 時20分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6 番門田直樹議員。

6 番（門田直樹議員） 質問の内容に関して、請願とか条文に関して一切お答えできないということですので、少し作戦変更して、ちょっと別件で一つ一つどういう事例が全国で起こってるかと、ご存じと思いますのでその辺で聞いていきたいと思います。

三重県桑名市で、いわゆる日本でも有数のジェンダー条例といわれたものができて、通ったんですね。しかし、その後大変トラブルありまして、結局それを失効決議して条例を失効させ

たと、議会が。その件はご存じでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） その件は存じ上げておりません。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 知らないということですね。

大体どこの市町村ですね、都道府県、市町村限らず、審議会あるいは懇話会とかそういうものをつくって、そこにぼんと投げて審議して、出てきたものをさあどうかということで条例案つくって、それがそのまま通ってきたんですよ、今までほとんどが。だって、一体何が問題なのと。私なんかも言われます。男女共同参画ってどうある、あんた何に反対しょっととか。そうじゃないんですよ。私6月議会でも言いましたけども、男女平等とか、女性の社会進出とか、女性と男性の人格的本質的平等というのは当たり前前で大賛成ですよ。こういうことにかかわる人間として当然進めていくべきとは思いますが。ただ、その中に毒の部分があるんですよ、針のようなものが。それが、何度も言いますけど、このジェンダーフリーとかセクシュアリティとかという、あるいは結果の平等を無理やり押し進めていくような考え方ですね。

この桑名市では、そうやって条例がぼんとできました。1人反対されてたみたいですけどね。通っちゃったと。皆何でいのかんという感じですね。ところが、実際にそれが運用の段階になると、おかしいことがいっぱいできてきた。まずは、名前がいろいろあるんですが、男女共同参画推進会とか、自治体の名前は違うんで、いわゆるオンブズマンですね、がいろんなことを始めて、これはおかしいぞと。市民の側からこれはおかしいぞという声が上がってきた。あるいは、びっくりするような性教育が行われてきたと。

私みんなに資料お渡しした、一般質問の資料として。で、こっちの方の男女共学反対の方がお手元にあると思います。もう一つここに「これでいいのか、性教育。教室はアダルトショップ」というものがあります。これは、資料として申請したんですが却下されました。非常に私としては不本意ですけど。なぜ提出したかといいますと、ジェンダーフリーの考え方のもとで、男女共同参画のもとで、こういうふうな行き過ぎた性教育が行われているんだよと、教育現場で実際に。こんな例が幾らでもあります。こういうふうな行き過ぎた性教育があつてるといふふうなご認識は、全国各地ですよ、ご存じですか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 行き過ぎた性教育があつとるが、知つとるかということですが、不本意でございますが存じておりません。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） ここなんかもある、実物大の人形をこう持ってきて、非常にリアルです。それをくっつけたりそれをさわらせたり、これ低学年ですね、何かここに書いてあるんですけども、ちょっと読むのをはばかれるような内容です。こういうものをして、あるいはこんな資料だと山ほどあるんですが、小学校1年生に過激な性教育、いわゆる性器の名前をずう

っと黒板に書かせたり、小学校6年生に出産ビデオを見せたり、これは女の子なんかショックを受けてから、ぐあいが悪くなったりしてるんですよね。こういうものがあるということ、ぜひ知っておいていただきたいですね。1か所、2か所じゃありません。全国各地で。たくさんこういうのは幾らでもあります。高校生ぐらいになったら、今度はまたちょっとレベルアップというか、これは別の方まで行って、同性愛を容認し、自慰をシングルセックスと称して露骨に推奨すると、やってるんですよ。

それで、もう一つ言いましたら、性教育とはちょっと違いますけど、これ高校の家庭科の教科書ですね、部分もういっぱいあるんですが、1か所、家制度と家族観について、ちょっと幾つか実教出版とか東京書籍とか、皆さんもう学校で知ってる名前と思いますが、ちょっと読みますね。「近年では、生活はともにするが婚姻届を出さず、事実婚を選択するカップル、離婚をしても新たなパートナーと出会い再婚をするカップル、同性同士で生活をともにする人たちなど、様々な形でパートナーとの生活を営む人たちもいる」ということで、肯定してるんですよ。これ、家族のいわゆる男と女、夫婦っていう形の否定ですよ。いろんな形があると言いながら、要はやっぱり昔から我々が1,000年、2,000年じゃなくて何万年も前からずっと営んできた、こういう生活を否定してるんだと思いますね。ちょっと続けます。「祖母は孫を家族と考えていても、孫は祖母」、おばあちゃんですね、「を家族と考える場合もあるだろう。犬や猫のペットを大切な家族の一員と考える人もある」。ここまで来たら、家庭科というより、家庭破壊科なんですね。私んとも猫いっぱいおりますが、やっぱり猫は猫、家族は家族です。こういうふうな行き過ぎた、これは平等というよりも、思想破壊とかという形だと思えます。

他市の状況なんかでは、千葉県議会では、今年の3月ですけど、千葉県下の小・中・高等学校においてジェンダーフリー教育を行わないことを求める請願を圧倒的多数で採択しました。こういうのをぜひお目通しください。インターネットですぐ見れると思います。また、群馬県議会が、ジェンダーフリー思想を盛り込まないなど、穏健な内容の条例を制定しました。また、山口県議会や福岡市議会などでも、ジェンダーフリー用語を使用しない旨を執行部や教育長が答弁しています。特に、福岡市では、最初かなり過激な内容の答申が上がってきたんですが、やっぱり議会の良識といたしますか、その中でもまれる中でほとんど問題部分、若干あると思えますが、削がれたような形になっております。

それで、この「はい、チェック!」、これ6月議会でもちょっとお聞きしたんですが、これはいまだに使われてるのでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 6月議会でもお答えさせていただきましたが、この「はい、チェック!」というふうに太宰府がつくっておりますが、そのもとになりますのが男女共同参画の視点から、公的広報の手引ってということで、内閣府、男女共同参画局が平成15年の3月につくった部分がもうご案内と思えますが、これの太宰府バージョンが「はい、チェック!」でござい

ます。そうしたことで、国が進めておりますことに沿いまして、私ども太宰府市におきまして  
もこういうものを進めていくんだという形にしております、現在も生きております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） これ、私見てびっくりしたんですが、いわゆる市政もジェンダーフリーで  
やるんだぞっというふうな内容ですね。まさに、読んでいただけたらわかりますけど、ジェン  
ダー、ジェンダーにとらわれない云々ですね。この中でやっぱり特に問題なのは、これ市の中  
でこういうふうなことをやるんだということでしょうけども、固定的性別役割分担ですね、性  
別によるイメージにとらわれない表現にしましょうと。これちょっとぜひ見ていただきたいん  
ですけど、こっちの左側の絵では、女の子が花の手入れして、男の子が野球バットかついで  
サッカーボールに足を乗せているんですが、これはだからいけない絵ですね、これで言うところの。  
こっちの理想的なのは、男の子がピンク色のセーターでウサギを抱いて、女の子がサッ  
カーボールを追っかけまわしてけているんですよ。

何だという、私は感じがします。そんなことなのかと。いいじゃないですか、別にいわゆる  
個人レベルのいろんな性的趣向とか、あるいは役割分担の選択というものは、それは何ら問題  
がないわけなんです。それを行政がなぜこれがよくてこれがいけないとか、ましてやその伝  
統があるようなものを否定するような形で持っていくのか。一番大きな疑問は、これをやっ  
たと。じゃあ恐らく、いやそれは市の中の話だからということをお答えになるのかもしれないけ  
ども、じゃあ市がいろいろかかわっている、例えば作文を募集する。子ども小学校や中学生に  
ポスターを書かせると。ポスターは、じゃあ男らしくぼんとして女の子がこうしたらいけない  
んですか。男の方が大きく書かれて女、あ、これだから外そうとか、そういう理屈になりませ  
んか。作文でも、そういうふうなジェンダーチェックというものをされるんじゃないでしょ  
うか。お答えください。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） まず、この4ページに出ております性別によってイメージを決めつ  
けていませんかということでございます。これはいわゆる男だから女だからということで、い  
わゆる選択肢がはばめられていませんかっていうことですね。男性だってウサギを抱いてもい  
いいし、女性だってサッカーボールを蹴ってもいいし、女性が野球の選手になってもいいし、プ  
ロレスラーになっても、プロゴルファーになってもいいじゃないかと。だから、そういうふう  
な多様な選択ができるような部分を、性という部分の中で固定をしておりますかという、そ  
ういう社会は大きくとらえると、全体的な部分からいくと、男女共同参画社会という部分が今  
後支えていくであろう、少子化であり、高齢化に向かって支えていくであろう社会をつくら  
っていく上でどうなのかというものの警鐘でございます。

それから、作文でどうだこうだという部分ですが、それにつきましては、当然のことながら  
その作文のできがどうなのかというような形の中で判断をされていければいいことではなかる

うかというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） ここにはですね、多様性を反映した表現に心がけましょと、まあ実際これこうしなさいという内容ですね。実際これでやってるんだと思います。これを見る限りですね、何かの本当の活力になるのかなと。何度も言いますが、今部長のご答弁はですね、そういうふうな個人個人のそういうふうなこれが好きだったらいいじゃないかと、そのとおりですよ。だから、そこに行政なんかがかかわってですね、いやいやそんな表現はよくないよ、こうしなさいというのがおかしいんじゃないか、これは憲法で言われて、憲法の中でも上位規定があるところのですね、この人権ですよ、この人権ですね、表現の自由ですね。特に、まさにかかわってくる問題だと思えます。かわるような問題じゃないと思えます。この件で言いますとね、さっきの高校生のね、男は男らしく女は女らしくってということで、日米中間で行われた高校生の生活と意識に関する調査というものがありました。ご存じかもしれませんが、この中でですね、日本の高校生は男は男らしく女は女らしくといった性差意識が突出して低いことがわかったと。どれくらい低いかと言いますと、ざっと言いますとね、男は男らしく、まあ日本は40%くらいですね。あとはアメリカ、中国は8割、韓国も6割くらいですね、とにかく低いんですよ。いいじゃない、どっちだって関係ないって感じなんですよ。これで本当にいいのかなと、本当にいいのかなと、これも将来ですね、日本という国が。もう一つですね、結婚前は純潔を守るべきである、これは女の子はですね、日本は29%、中国76%、韓国も76%、あのアメリカでも55%ですね。だから、なぜですね、よくいるんな何か変な風船の使い方を教えるとかというんじゃなくて、まずこういうふうな男らしさ女らしさ、そういうところはこういうふうな伝統を守って、純潔が云々ってまあ議論があるかもしれませんが、そういうふうな何か古典的な女性像というものを一方的に今否定してるんじゃないですか。今官庁が中心になって何か新しいもの新しいもの、福岡県が出した生活労働部が出した冊子なんかで男も自由になりたいというものがありました。私見ですけど、そんな男になるくらいだったら男でありたくないと思う。ほとんどの人は、例えば少年、子どもにですね、見せてもそうじゃないかと思えます。他市の状況ということをもう少しですね、とにかくそういうふうな問題があつてるといことですね。非常な混乱があつてるといことをもう少しやっぱりご認識いただきたいと思えます。

それと、先ほどの質問の中でですね、ちょっと先に進みますが、総合学習での話はご答弁でいきますと、要するに自分でテーマを選んだんだと、学校は別にかかわってないんだと、そういうことですね。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 総合学習につきましてはですね、主なねらいといひますのは、自分で課題を設定いたしまして、それを追求しているんな調べ方を学んだり、発表の仕方を学んだり、ま

たいろんなまとめ方、いろんなことを学ぶというのを中心に置きまして、その内容についてはですね、充実してないわけじゃないんですけども、求める姿から少しずつれてるということで、例えば国語とか算数のように内容をきちっと教えて、それを理解したかどうかをテストしたりして確かめるというような内容の取り扱いではないというのが一つでございます。そういうわけございまして、課題の設定に当たってはですね、子どもたちが持っている興味とか関心とか、また課題意識、そういうふうなものを非常に大事にしながらそれを追求するようにしておるところです。課題についてはですね、大体学校によって例えば福祉とか国際理解とか、また共生社会とか大きな枠組みはつくりますけれども、個々のテーマ等についてはある程度子どもたちにゆだねているのが現状でございます。そういうふうな状況の中で、今年該当の学校にどういうテーマでやったのかということについて話をしましたところ、先ほど部長が答えましたように同和問題とか高齢者、障害者、児童福祉というようなことで取り扱ったというふうに聞いております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） そういうふうな中学生とかですね、そのころというのは非常にまだ判断力等もまだでき上がっておりません。そういう時期に、こういうふうな性差をすり込むようなことは、ぜひ慎重に避けていただきたいと思います。1つ言いますと、よくいわゆるジェンダー論者が言うんですが、固定的性別役割分担と。例えばさっきの「はい、チェック！」なんかで言いますと、エプロンをしてたお母さん、これだめだと、性別役割分担だと、固定的だということ言ったんです。ところで、何をもちて固定的なのか、ちょっとその辺をお聞かせください。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 男性だからってということで、女性だからということで、おっしゃてるように、じゃあ門田議員さんのイメージとすると女性というのはやっぱりエプロンをして、そして炊事あるいは家事を一切やるようなイメージ、そういう女性あるいは逆にエプロンをして家事を一切やるような男性、それは男らしくないのかというような考え方、そういう考え方をそういうものにとらわれないような、両方が選択できるような形の中で、それはその人の個人を尊重するような社会で、家族や家庭を否定するというような形ではないということでございますので、そのあたりは誤解がないような形でお願いをしたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 誤解をしてるんじゃないんですけど、私のことが上がったんで白状しますと、私は何かな、4けた以上の買い物はすべて申告制になっております。また、通帳のありかもよく知りません。炊事もしますし、おふるも入れますし、子どもの面倒も見ます。それ当た

り前と思う。ただですね、これはただ私がどうこうじゃなくて、ただそれでいいからやってるんです。周りからこうだああだとか言われてやる気はしません。それぞれのあり方ですね。先ほども言いましたけども、いかなる固定的性別役割分担であれ、その人が自分で選択したものであれば、それは尊重すべきものだと思います。行政がああだこうだと言うことじゃないと思います。その中で固定的固定的というふうなことを言ってですね、逆にこういうふうな何ていうかな、ジェンダーフリー的な考え方とかこういうものを言うことによって、それが本当に固定化されてるんじゃないかと、ごく自然なんです。必要だったら代わろうってことで代わるし、そうでなかったら頼んどくよってなるし、そのことをですね、何かこう何かしらこう対立対立というふうに持っていくことは、そんなどうなんかと思うんです。あるジェンダー論者なんかによりますと、女性は家庭の中で男性から搾取をされると。経済的搾取をされとるんだから、その分をちゃんと請求せよとかですね、農家でも田んぼの半分は自分の名前で登記しろとか、何かもうめっちゃめっちゃなこと言ってんです。そんなことまでですね、だからさっき言ったジェンダー論というのは幅があるんですよ。それを言ったら恐らく、いや我々は太宰府市のジェンダーフリーはそういうことを目指すものではありませんと言われると思いますけども、ジェンダーという言葉ですね、ジェンダーフリー、非常に大変危険なものまで抱えているということをぜひご認識ください。

ちょっと進みますが、今度は地元の方たちですけどね、さっきは社会教育の話お伺いしたんですが、太宰府館ですね、今度できました、太宰府館のトイレの表示の件ですが、ご存じですか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 女性用と男性用のトイレの標識ですね。

（6番門田直樹議員「そうです」と呼ぶ）

存じております。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） いわゆる色分けはしてないですね。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 男性も女性も黒でかいております。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 開館式のために私行きまして、早速間違えました。この前も何かのとき行って、また間違えました。だって、ほって見て、よく見ればですね、女性はスカートっぽい形で男性はスーツっぽい形なんです、同じ黒じゃ全然わかりません。開館式のときだったですか、たくさんの方が何かわあわあどうなってるんだ、どうなってるんだということで混乱されてたと思います。また、この件では何かわざわざ太宰府天満宮まで何か観光客が怒りの電話をしたということで、全然関係ないんですけどね、一体どうなってるんだと。全国からですね、この国博もできているいろなお客さんがいっぱい来られるところで、ああいうものがあ

ていいのかどうか、いわゆるそういうふうな思想実験みたいなものをですね、現実のあんなとこでやる必要はないと思うんですよ。もうどっちがいいか悪いかもうこんな議論する必要もないと思うんですよ。みんなもう色で、なら信号機の赤と青とありますね、あれを議論している変える必要がありますか。そんなものないと思うんですよね。だから、あれは差別だそうですね。こんなふうな形の、もうちょこっとしたことに難癖といいますか一つ一つ言って、もう差別だ差別だと言ってですね、変えたり、あるいは言葉、さっきオンブズパーソンという言葉がありますけど、福岡ではオンブズマンと言いますね。オンブズパーソンとオンブズマンの違いはどのようでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 正しい答えになるかどうかわかりませんが、オンブズマンていうのは男性を指しておるといいまして、パーソンというのはいわゆる人間を指しているんじゃないかなというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 普通何か英語、マンはたしか男でウーマンが女性だったなあと、そこまて考えれば、だからマンはいかんのかと、差別なのかなという感じですよ。マンカインドというたら人類ということ、ならどうしたらいいのかなということなんですが、議長はチェアマンじゃなくてチェアパーソンと実際言ったりするそうですね。これなんかはもう一言で言うと言葉狩りというふうな感じを受けます。もう一つ一つの言葉にですね、それはいかん、それは差別だ、それは女性蔑視だとかということを書いてですね、もうまともな議論なんかもできなくなるんじゃないかなろうかと考えます。ぜひ、この表示の件はですね、絶対これということでしたらまた考えますが、ぜひ変えるべきだと思いますので、善処のほどお願いします。

最後にですね、もう少しありますね、荒川区の件はご存じでしょうか。東京都の荒川区の条例の件は。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 存じ上げておりません。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） これもですね、ぜひ内容を取り寄せてご検討いただきたいんですけど、最初やはり審議会の中でかなり過激な内容が答申されておりました。しかし、新しくなられた区長さんが全部もうこれをやり変えまして、最終的には非常に立派なものが出ております。ぜひその辺もご検討ください。いろいろまだあるんですが、先ほどのペース走ですね、これちょっと私勇み足やったかもしれんですが、聞いたところによるとあちこちでペース走という言い方をしていると。これなんかというのは、結局結果の平等ですね。用意ドンとやって、あそこのゴールの前で待って手つないで入るとい、いわゆる形式的、機械的結果の平等ですね、まあ偽善と言っていいかもしれない。そうでなくてもですね、最近はずすがにそこはしないみたいだけど、余りにももう同じタイムのばっかり集めてですね、早い子は早い子ばっか

り、中ぐらいは中ぐらい、遅いのは遅いばかり、だから全然差が出ないんですよ。見てておもしろいかどうかというよりも、私はね、子どもってというのが世の中そんなもんかなと思いやせんかとちょっと心配したりします。その延長で、いわゆるとにかく競争をさせないさせない、平等だというふうなことが行き過ぎてですね、いわゆるこのペース走、私が聞いたのはある学校なんです、その子どもに聞くと、「おい持久走そろそろやってるだろ」と言ったら、「何それ」と言うんですよ。「何それってマラソンたいしよる」と、いや「ペース走する」と。「何それ」と言うたら、自分で目標タイムを決めて、そこに近い方がいいと。学校によってはですね、結局はもうただわって競争してるみたいだけど、そんなら別に校内マラソンでも持久走でもいいと思うんですよ。何かよく理解に苦しむペース走とか、何でもこういう新しい概念とか新しい何か言葉とか次から次に出さないかんのかというのが少し理解に苦しみます。それでちょっと聞いたんですが、大方のところではですね、適正なことじゃなかるうかと思ったりはしてます。

それとですね、最後は結果の平等ということで、何ですかね、結果の平等というのが私もよくわかるようでわからんのですが、あるときには画一化を要求したり、あるときにはもう奔放な自由ですね、例えば学校の制服をなくしてしまえと、だけどまた反面ではというふうな非常に何かまずこの男女共同参画とかですね、このジェンダーフリーとか、こういうふうな議論自体がですね、推進側、反対側、そのまた反対側とかという中、またその中でもいろんな議論があるみたいなんです。私もいろいろ聞いたり、いろいろ本読んだりしても、あれ、最後頭がこんがらがるところがあります。ですから、こういう非常にまだ慎重に何ていうんですかね、議論がまだ固まってないようなものはですね、やはりここにも先ほど言いましたこのジェンダーで何だって出前劇団とかの話がありますけど、やはり慎重にやっていただきたい。市民がやってですね、やっぱり行政が窓口とかなってたら、これはもう太宰府市がやってるんだというふうに思うと思うんですよ。その辺のことをやっていただきたいと思います。

最後に、市長にお尋ねします。延々話しましたが、こういうふうないろんな問題があるという認識がございますでしょうか。そしてまた、市長にとりまして理想とする男女共同参画条例とはどういった形なのかお聞かせください。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 今男女共同参画の問題につきまして、いろいろご意見、また各市の例等を今述べられましたけれども、問題はいわゆる男女共同参画社会をつくるということ、これはもうご承知のように21世紀は人権の時代である。それを受けていろいろの形で我々は社会におきまして個人が尊重される社会あるいは家庭、家族を否定するということじゃございません。もうおのおの個人の意欲あるいは能力に即した生き方を選択することができる、いわゆる可能性を追求できる、そしてまたこれを推進していくことが男女の人権の確立と同時に地域社会の活性化につながるんだと、そういう大きな基本的な問題がございます。また、ご承知のように本市の場合は、現在まだ審議会におきまして答申の審査を今していただいとります。それを受

けまして条例を検討するということになるわけでございますけれども、我々あくまでもご承知のように国の基本法がございます。それを受けましての条例でございます。したがって、ただいまいろいろご意見等ございましたけれども、答申を受けまして、さらに慎重に検討しながら条例の審議をお願いするという考え方でございます。よろしくお願いたします。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） よろしくお願いたします。最後に、片井議員からせっき資料が出されとりますので、これ助かります。ぜひですね、このA B C Dというランクがあります。これのA B Cはとんでもない、DかEがあったらEの方がいいんですが、Dで願いたします。これは、この九州大学名誉教授のこの方は、去年の中部九市議会議長会の議員研修で講師された方で、ご存じだと思いますけども、要はこの方がこういうのをつくったんですね。こっちの、九州というか福岡のジェンダーフリーの知恵袋みたいな方で、もうすべてこの方がつくってあります。オンブズパーソンの問題ですね、クォータ制の問題、その他いろいろありますけども、とにかくここで私はこのDを目指して条例制定に当たっていただきたいと願して質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員の一般質問を終わりました。

ご静粛にお願いたします。

次に、15番安部陽議員の一般質問を許可します。

〔15番 安部陽議員 登壇〕

15番（安部 陽議員） ただいま一般質問の許可を得ましたので、通告に従い、質問をいたします。

岡倉点心が明治32年九州国立博物館の必要性を説いてから100年余の年月を経て、待望の九州国立博物館が平成17年10月15日にいよいよ開館する運びとなりましたことは、本市にとりまして大変喜ばしいことでもあり、また一面において負の面も生じてくるのではないかと考えられます。

現在年間600万人からの観光客でも市内の各所で交通渋滞が起こっていることは既にご存じのことと思います。したがって、交通体系問題について伺います。

1点目は、梅大路交差点並びに蘭館横の踏切の問題であります。現在、五条から右折をする際に右折車線として3台ほど車線が設けてあります。最近の交通状況を見ますと、かなりの右折車が多くて、ウィークデーにおきましては連歌屋、三条、宇美方面に行く直進車がかんりの信号待ちにもなり、これが尾を引いて市役所付近まで車の渋滞となっております。

私は今回博物館が開館されれば、この右折車がかんりの量となり、現在の渋滞よりなお一層の拍車をかけるものと推測されますが、この対策についてどのように考えてあるのか、また帰路の際もネックになるものと思いますので、その対策についてあわせて伺います。

なお、この道路につきましては、道路管理者が福岡県でもあり、市としての対応はどのように要望され、県としての見解も含めて回答願います。

2点目は、今回の博物館はアジアに向けた博物館の色彩が強いのではないかとと思われます。したがって、アジアの各国をはじめ遠方からの方が福岡空港をとおしての観光客が数多く見られるものと推察いたします。団体客であれば大型バスでの利用となるものと思いますが、先ほど伺いましたように交通渋滞に巻き込まれたならば、博物館の見学をはじめ次の観光行程の予定が立たなくなり、諸外国の方々をはじめ多くの観光客の方に大変迷惑をかけるものと思われますが、空港からの交通対策について伺います。

この問題につきましては、平成8年6月議会で空間の利用、御笠川側面にモノレールをと提言し、その後いろいろと交通渋滞について検討されたことと思いますが、上部団体におきましての太宰府地区での交通渋滞に対する認識度についても、あわせて伺います。

3点目は、公共交通機関で見えられた方に対する一般の博物館見学者について伺います。

公共交通機関の場合は、西鉄太宰府駅、都府楼駅前、JR二日市駅等が考えられます。今回は太宰府駅に絞って伺います。

現在、鋭意博物館への散策道路が整備されておりますが、健常者につきましては散策路により博物館まで行かれると思われませんが、高齢者社会を迎えております現在、恐らく7割方の人、また時間的に急がれる方はタクシーを使われたりするものと思われます。したがって、太宰府駅・博物館の道路は渋滞に一層拍車をかけるものと考えられます。平成16年6月議会でも循環バスの新設と臨時バスの運行について一般質問をいたしましたように、太宰府駅・博物館・天満宮前・年金センター・太宰府駅の左回りのまほろば号を循環させて対応させるべきと思いますが、その後の検討でどのような考えか伺います。

4点目は、まほろば号の運行のあり方であります。まほろば号の運行あるいは時間帯につきましては、かなりの改善もありましたが、今回博物館開館に伴い博物館を見学され知識を得られた方は、大宰府政庁跡を訪ねられる方が多いのではないかと推測されます。

現在、太宰府駅から大宰府政庁跡に行く時間帯は1時間に1本でありますし、また大宰府政庁跡から太宰府駅に来るのも1本だけあります。このように、安心して目的地に行けないのが現在のまほろば号の運行実態であります。できるだけ観光客の皆さんの利用が一般財源からの支出減にもつながるものと思われませんが、太宰府駅・大宰府政庁跡・都府楼駅前についての運行についての見解を伺います。

5点目は、国土交通省九州運輸局が今後10年程度の交通、観光政策のあり方について審議され、答申案が大筋で了解されたと報道されておりましたが、地域全体での取り組み、あるいは移動しやすい交通施設の環境整備等について審議されたと思われませんが、本市が抱えております九州国立博物館、大宰府政庁跡等の位置づけがどのように評価されておるのか、その情報について伺います。

私も早速九州運輸局から資料を取り寄せてチェックさせていただきましたが、各県への連絡網やモデルコース等についてのサンプルはありませんでした。したがって、各県単位で検討されているものと思われしますので、福岡県としての考え方も含めて検討内容についてお願い

いたします。

次に、三位一体について、特に義務教育費の補助金負担金について伺います。

政府・与党は26日、国、地方財政の三位一体の全体像を決定いたしました。その中で義務教育費国庫負担金8,500億円を削減とあります。このように、補助金が削減されれば税財源移譲で義務教育費が確保されるものであるのか伺います。

例えば教育施設の実態で、公立中学校のパソコン設置状況は、1校当たり富山県滑川市が221台で断トツのトップで、滋賀県大津市の22.9台が最低です。この市に大きな差があります。本市の場合はどのような状態でしょうか。今回の三位一体の中で今後の教育での地域格差がいろいろと論ぜられておりますが、学力の低下につながらないよう教育施設や環境整備ができるのか伺います。

あとは自席にて再質問いたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 国立博物館と交通対策についての1点目について回答いたします。

九州国立博物館の開館に伴う交通対策について、福岡県に対しまして市内の幹線道路の整備、改良が必要な箇所を平成9年度から継続的に要望してきておりまして、梅大路と梅大路の信号と踏切の改良についても同様に要望してまいりました。その結果、梅大路の交差点の踏切と信号の連動制御の実施については、現在那珂土木事務所の道路管理者と福岡県警とで協議中ではありますが、今後の方向性については筑紫野・古賀線の渋滞を解消するため、踏切の開放時はできるだけ県道筑紫野・古賀線の青信号時間を延ばす方向で検討しているとのことでありま

す。

次に、2点目についてお答えいたします。

平成17年10月に九州国立博物館が開館することから、観光客の増加が見込まれ、交通渋滞に拍車がかかることが予想されます。福岡空港からの交通対策につきましては、道路の整備とあわせ自動車の効率的利用やバスや鉄道などの公共交通への利用、転換を勧めることが重要であると考えております。そのため、主要な駅などの交通結節点における乗りかえ機能の強化や観梅時期等における市役所などの臨時駐車場の設置等を行い、徒歩、自転車等への転換を図るとともに、市のホームページによる電車やバスなどの情報をわかりやすく提供し、交通至便の優位性をPRしなければならないと考えております。また、国立博物館の開館によりまして、福岡空港から直接太宰府にお見えになることも考えられますので、福岡都市高速を利用したバス路線の開設や現在運行しております定期観光バスの福岡空港経由へのコース変更について、バス事業者と協議も必要となると考えております。いずれにいたしましても、観光客の公共交通の利用促進に向け努力してまいりたいと考えております。

次に、3点目についてお答えいたします。

九州国立博物館、年金保養センターへの交通アクセスにつきましては、国立博物館には西鉄太宰府駅から歴史資料館前を經由し、西鉄二日市駅行きの西鉄星ヶ丘線が利用できます。ま

た、年金保養センターにつきましても、現在独自に太宰府駅までの送迎が行われております。御質問の循環バス運行につきましても、バス路線との競合や運行経費等の問題もございますし、またバス事業者におきましても国立博物館の開館以降の対応について検討がなされているところであり、今後これらの状況等を把握しながらできるだけ早い時期に現行の交通アクセスの活用を含めまして、結論を出していきたいと考えております。

次に、4点目についてお答えいたします。

まほろば号の運行につきましても、今年2月の運行ダイヤの改定等におきまして、市民はもとより観光客が気楽に利用できるよう、平日につきましても市民の利便性の向上を中心といたしまして、観光客の多い土、日、祝日については観光客の回遊性の促進を図るため、わかりやすい時刻や西鉄太宰府駅から都府楼前駅間に1時間当たり往復2便を確保するなど、運行便数や時刻等の見直しを行ったところであります。今後も国立博物館の開館に伴う利用者数の推移等を見ながら、増便を含めて運行ダイヤの改定等を検討してまいりたいと考えております。

最後に、国土交通省九州運輸局の方針案を確認しましたところ、今後10年後九州が目指す交通、観光のあり方について審議され、答申されたようでございます。その内容は、まとめの中で九州運輸局が取り組むべくものに限定することなく、行政、民間企業、国民などすべての人々がそれぞれの役割を果たすことで解決するものと示され、具体的に参考になる答申内容は特にならぬようございます。ご質問の九州国立博物館、大宰府政庁跡の位置づけにつきましても、ご承知のように本市は年間600万人以上の参拝客が集まる太宰府天満宮、大宰府政庁跡や多くの史跡地による観光地として、また九州国立博物館の開館により、今後ますます本市を訪れる人は増えるものと予想されます。本市の交通問題の改善につきましても、短期的、長期的な道路整備が必要であります。市民の快適な回遊環境の確保のための国立博物館へのアクセス道路並びに通過交通を適切に市外へ誘導する道路整備について、現在県とも協議しているところでございます。また、市内の史跡地等の回遊もできるように公共交通機関の活用や散策道路、自然歩道等を有効活用していただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 5点ほど出しておりましたので、1点目から順に追いながら質問したいと思います。先ほど1点目の梅大路の交差点の問題では、一応県、それからこれは筑紫野署等で検討してあるようでございますけれども、現在でも右折ができないということで、私は歩道改良、そういうことも含めてですね、右折車線をつくるべきだというのが1つの第1点目でございますが、これは私が耳に挟んだのでは、県の方としては、右折車線を100m近く確保したいというようなことで、そういう動きがあるというようなことも聞いておりますが、その点の確認再度したいと思いますが、右折車線をどのように確保されるのか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 那珂土木事務所の方から国立博物館ができるまでにしなければいけ

ないこと、それと長期的にしなければいけないこと、この2つが示されております。その中に、博物館が開館するまでに右折ラインを現在3台程度しか待機できませんが、90m延ばしたいということの報告が上がっております。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） ひとつこれも頑張っていたきたいと思います。この右折車線というのがですね、直進が優先するわけですね。そうすると右折というのはよくできて七、八台だろうと思われまして、私よくあそこの道路を考えてみますと、現在五条から回りまして天満宮の駐車場に行っております。あれを横町の方から直進車にすれば時間が余りかからないで博物館の方に行きゃええと。こちらの方が車の流れはいいんじゃないかなと思うんですが、その点アドバイスの的に申し上げますと、あそこを時間帯による一方通行、例えば午前中なら午前中を博物館へ向けて横町の線だけをやると、そういうようなことも考えてやったらいいかかと思いますが、その点の考え方は。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 先ほども回答しましたとおり、福岡県の方からは梅大路交差点と西鉄太宰府線の踏切を連動させて、そして、道路標識で誘導をかけたいという要望がされておまして、その結果がどういうふうに警察との協議でなるかわかりませんので、その状況を把握しながら検討していきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） それで、右折車それから直進車、これがどちらが有効に動くかということとはよく地元としてアドバイスの的に上申していただきたいと思っております。それからもう一つは、今度は帰りになるわけですね。帰りにはやはりあそこの梅大路を通る車が多いと思うんですが、現在は1台しか行けないんですね、踏切の場合。そういう問題もありますし、これを分散化することによって早く渋滞が解けるんじゃないかなと思うんです。あそこの石坂三丁目のところのJA筑紫、今まで倉庫あるいは精米所があったところですが、あそこの信号機から右左に分けられないかということをおちよっと思ったんですけど、右に行けば参道があってこれは難しいと。したがって、これを石穴神社に回して、あれから環境美化センター、それから太宰府東、あちらの方の山を越えていけば、かなり違ってくると思います。そこであそこの状態見ますと、今あれがないんですね、側溝ぶたがないんですね。あの側溝ぶたをつくることによって安心していけると思うんですよね。やはり、車の分散というのを考えないと、いつまでも渋滞して市民が困ると思うんですよ。そこでそういう、例えば午前中は東小学校から石穴あるいは博物館へ行く、それで午後は今度は帰りだから石穴神社から東小学校というようなことも考えられないかと思うんですが、この側溝ぶたはある程度予算も要りましようけれども、そういう考えを検討されたことあるんでしょうかね。今後検討していただきたいと思いますが、その点。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 今交通体系の中から石穴の方を通るといふ考え方はどうかということですが、以前この質問ございまして、検討するということにいたしております。実際現地に行きまして、何度か対向車が来たためのとまるところ、あるいは側溝、そういうところをご質問されとったんで、今検討いたしております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 渋滞をなくすために分散型の交通体系というものも検討に入れていただいて、この梅大路の交差点問題ですね、まず分散型しとると、それからもう一つは時間帯によるやり方、一方通行ですね、そういうこと、それからもう一つ、こういう事態が起こらないように空車と満車のそういうですね、標示板ができないかということですね、そういう問題についてどのように。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 梅大路交差点の渋滞に偏って話がありますが、開館までしなければいけない仕事の一つとして県が今提案してあるのがですね、南回りルート、それから北回りルートから国立博物館に入る、この誘導をかけて分散すると、車を。そういう計画がされています。南回りルートといいますと、福岡方面から来まして国道3号線の高雄交差点から左折をします。そして、国立博物館の北側アクセスから入る。それからもう一つは、筑紫野・古賀線バイパスを松川から誘導すると、こういう計画がされてございまして、そういう標識類が整備されると余り梅大路の交差点に集中はしないのではないかとこのように考えております。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 結局梅大路というところは市内での繁華街と言ったらおかしいですけど、一番重要なところにもなっておりますので、そういうふうで住民が困らない政策を今回の場合は検討してくださいというのが一番私の大きなお願いでございますので、県の方ともよく検討していただいて、その渋滞解消に向けての対策を強くお願いいたします。

それから2点目、これは福岡空港からの交通対策ですが、私なかなか道ができないもんだから、御笠川にモノレールをというような感じでも出したこともありますけれども、今道路でも走れる次世代交通、こういうものが今回九州大学、JR九州、それから日本オーチスエレベーターで開発されておるようございまして、最高時速大体50kmはできる。それからまた、これはテスト的に九大の校内を走らせたいというようなことで実験段階に間もなく入る予定ですが、そういうものを走らせるというようなことも考えられないかと。結局、私がなぜ空間の利用で河川敷をというのは、移転補償がない、土地買収費が要らないと、あと工事費だけじゃないかというようなことで提言してあるんですが、その点の検討はどのくらい県あるいは国での検討事項になっておりますか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 国土交通省が10年後の交通観光のあり方を答申を受けております

が、その中には夢の乗り物ということで開発がされているというような紹介がされておりました。それで、そういうのが普及してくればですね、安部議員さんが提案されますことも十分検討する必要があるというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） ひとつ情報を的確につかんでいただいて、交通渋滞のないように頑張ってくださいと思います。それから、私はこの問題でですね、いろいろ考えたんですが地下鉄の中洲川端、これから西鉄大橋駅を結べば一番安く行けるルートやなかるうかと思うんですね。そして、太宰府駅に公共機関使ってくると。そういうことも一つの案として考えておるんですが、そういう検討はされたことはあるんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 全く検討したことがございません。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） そういうふうで、外国の方等にも迷惑がかからないというようなことですね、ひとつ鋭意いろんな方策を考えて、国、県に進言していただきたいと思います。2点目はこれで終わります。

それから3点目、これはなぜこの循環バスを提言しておるかということ、やはり先ほどは二日市の方にバスが通っていると、私もそれ聞きましたら一本通っていたかなと思うぐらいですが、この循環バスというのはやはり常時回して、1時間に2回は最低回るんじゃないかなろうかというような計算してるんですね、この太宰府駅、博物館、天満宮、年金センター、駅ていうのは、ほんで左回りだから全然右折のように時間待ちですか信号機待ちがほとんどないと。青でほとんど行けるというような利便性があるもんだから、提言しておるわけですが、これについては検討中ということですが、もう少し具体的に一步進んだ回答をお願いしたいと思います。私この3番目で特に乗る人がほとんど満員だろうと思うんです。これはドル箱的な存在になると思うんですがね、そういうことで前向きをお願いしたいと思います。何か西鉄オンリーのような感じもしますが、市で考えられないのかと。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） コミュニティバスを通すのもですね、現在の予算の中で四苦八苦しながら新しい路線の開設をしてるところでございます。それで、1ルートをコミュニティバスの路線を開設するということになりますと、バス1台2,000万円、それから運行経費等相当かかります。それで、そういう開設を前提にすることではなくてですね、財政計画とも見合わせながら今後検討していきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 今はですね、自治体でも企業からの寄附等をいただいて、あるいは広告をすることによってそういうような案もあるわけでございますので、そういうものを含めてできるだけシャトルバスを市の方で運営されるように、これは私は恐らく利用者はかなり多い

んじなかるうかと思しますので、西鉄にとられるのではなくて、市の方で運営していただきたいと思ひます。それから、ここで私なぜ左回りを言っているかと、現在九州歴史資料館と、あそこ今駐車場つくってありますね、ほんであれから博物館に行く道もできておるんですが、あそこに車道を1本通して、あれを突っ切って行かれれば、わざわざ原のあそこの35号線ですか、あそこまで行かないで早く行けると思ふんですよね。利用者も多くなると思ふんですよね。ほんでそれを現在駐車場を造成中だから今のうちに申し入れをされて、今後のシャトルバスが行けるような車道も県の方に要望されたいかと思ひますが、その点の見解をお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 国立博物館の計画関係について、その駐車場等については存じておりますけども、その駐車場に進入する道路については把握をしておりませんので、県の方の計画を見ながらそういう要望ができるのであれば要望していきたいと思ひております。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） これは今造成中ですから、1車線というか何ですか、車庫分を割いたら恐らくできるんじなかるうかと思ひ、私も現地を見てそういうふうに感じましたので、早急に県の方に要望していただきたいと思ひます。それから、西鉄太宰府駅、政庁跡、それから都府楼前ですね、このまほろば号の便が、やはりどうしても観光協会案内所で聞くとき積極的に行きなさいという気持ちになれないと。要するに行き帰りの不便さがあるようでございますので、その点の今後どのような考え方になっておるのか、増便ができるのかどうか、政庁跡と太宰府駅と都府楼駅。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 現在平日ですと、太宰府駅を經由して都府楼前駅を通過する便が33便、それから都府楼駅の方から太宰府駅に来るバスが36便ございます。それで、今年の2月に2便増設しまして、この数字になっておりまして、決して少ない数ではないと思ひておりますので、現在の便数で観光等の利用についてPRしていくべきだというふうに思ひております。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） それでは時間があれやないですかね、例えば20分なら20分の前後ぐらいに2台来るような感じじゃないでしょうかね。北谷からのと内山からの。大体同じ時間帯に着くような感じになってますので、あれを通勤通学のあの時間帯が終われば離れたような考え方はできないんでしょうかね。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 今年の2月に改正するとき、検討に検討を加えて工夫をしてダイヤを決めてると思ひておりますので、現在の予算では精いっぱいということだと思ひます。しかし、改善すべきところがありましたら次回の見直しの際にでも扱ってきたいと思ひて

おります。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 5番目の国土交通省運輸局での九州ブロック観光基本方針というのが出ておるわけございまして、これ私ずっと点検しましたら、先ほど申し上げましたように、モデルコース的なことも書いてないし、ただその県ごとにこういう特徴があるだとか、風景だとか、観光地点だとかそういうことが書いてあるだけで、なかなか情動的にわかりにくい面もありますので、こういう会議は恐らく市長または助役がこれはよく出てあると思いますので、太宰府の位置づけとかどういうような、九州一円を考えたときに認識してあるのか、その点の情報をお聞きしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） この審議の中には、太宰府市からはだれも参加をしておりませんで、専門官等によって審議されたものと解しております。ただ、答申された中にですね、太宰府市の取り組みが一部書いてあります。観光都市として、歴史と文化の環境税を全国で唯一徴収するようになったという表現はされておりますので、そういう評価をされているのではないかとこのように考えております。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） できるだけ太宰府のよさというものを、それから位置づけをやはり県あるいは九州各県にも認識していただいて、モデルコース的なものも、そういう今後できてるんじゃないかならうかと思っておりますので、力強くその中に入れていただくように努力をお願いします。これによって、交通体系は終わらせていただきます。次へお願いします。

議長（村山弘行議員） ここで15時45分まで休憩いたします。

休憩 午後3時26分

~~~~~

再開 午後3時45分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

会議規則第8条第2項の規定によって、会議時間は午後5時までとなっておりますが、終了まで延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認め、終了まで延長いたします。

教育部長。

教育部長（松永栄人） 続きまして、三位一体義務教育については、まず義務教育国庫負担金の削減についてであります。その内容は教職員の給与の2分の1を国が負担し、残りの2分の1を県が負担しているものであります。国は、平成17年と平成18年で8,500億円を削減する方針を明記いたしました。現行の国庫負担金制度の枠組みを維持するかどうかといった点につ

きましては、来年秋までの中央教育審議会の答申を受けて決めることと先送りをされております。

次に、公立中学校のパソコンの設置状況に関しましては、本市の状況について回答をいたします。本市4中学校のパソコンの設置状況につきましては、文部科学省の整備指針に基づき、平成15年度にパソコン教室に42台、普通教室に教師用、生徒用各1台、特別教室に6台及び職員室、図書室に各1台などを設置いたしております。これは、4中学校合計で310台、1校平均77台となっております。地域間での義務教育の格差や教育施設の環境整備につきましては、補助金改革の検討過程で浮上しました公立文教施設の取り扱いが来年秋まで先送りされており、中央教育審議会での今後の論議、過程を見守りたいと考えております。現状では、国庫負担金の削減、税源移譲がなされても学力の低下には結びつかないと考えておりますが、必要があれば県など関係機関に要請をしまいたいと考えております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 今回答を受けましたけれども、やはり義務教育費の補助金削減については、まだまだ確実な削減内容が出てないということで、私も質問はしたものの困惑しております。しかしながら、本市の場合は財源がなかなか伴わないという面もありまして、教育の低下というものを考えたときに、やはりこれをしっかりと踏まえていただきたいということで質問したわけでございます。したがって、本日の冒頭にも平成17年度地方交付税確保に関する意見書を全員一致で可決しましたように、そういう状態でございます。したがって、これ以上は私も質問はいたしません、ただ子どもは国の宝でございます。したがって、義務教育の期間は大切な人生において重要なときでございますので、このときに当たり、やはり教育については真剣に取り組んでいただいて、他市に負けない子どもをつくっていただきたいと思っております。したがって、私どもこういう削減によって低下に至るというようなことがありましたら、私自身も一緒になってこれ頑張っていきたいと思っておりますので、今後とも子どもの教育についてはしっかりと頑張ってくださいようお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員の一般質問は終わりました。

次に、13番清水章一議員の一般質問を許可します。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

13番（清水章一議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

質問の第1項目は、まほろば号についてであります。

先ほども安部陽議員の方からお話がありましたが、いよいよ平成17年10月に待望の九州国立博物館がオープンいたします。今まで交通渋滞等がいろいろ懸念される中、交通アクセスの確保が本市にとって大きな課題でございました。JR太宰府駅設置もその解決の一手段であり

ましたが、国立博物館開館までは間に合いそうではありません。そういった中、まほろば号の活躍に大きな期待をいたしておりますが、国立博物館開館にあわせてどのような運行経路を考えておられるのか、お示しをいただきたいと思ひます。

また、平成17年度には高雄方面にまほろば号を運行する予定になっていますが、市は国立博物館開館までに間に合わせたいと議会で答弁をいたしております。平成17年度の運行開始時期とそのコースについての見通し、また現在どこまで進んでいるのか、進捗状況をお聞かせいただきたいと思ひます。

本市は、まると博物館構想を総合計画の大きな柱にいたしておりますが、点在する観光資源を活かすためにまほろば号の活用が求められていますが、総合的な施策が必要ではないかと考えております。市は、太宰府駅設置に合わせて交通体系を検討していくとの考えを示しておりますが、国立博物館開館は太宰府をアピールする絶好のチャンスと考えております。JR都府楼南駅を活用して、国立博物館そして観光名所、史跡への回遊性についての考えはないのか、お聞かせください。

また、まほろば号は通勤通学にも大きな役割を果たさなければなりません。そのためには公共交通機関とのアクセスが必要になりますが、まほろば号とJR都府楼南駅が十分に活用されているようには思えないのであります。もっと積極的な取り組みが必要ではないかと考えていますが、市長の所見を求めます。

次に、高雄中央通り線についてお尋ねをいたします。

高雄中央通り線につきましては、私が質問通告をした後、12月8日の建設経済常任委員会で休憩をとって、委員会協議会の中で説明を受けました。市民あるいは地域住民にとって、とても大事なことですので、議事録に残すためにもあえて質問をさせていただきます。

ご存じのように、高雄中央通り線の拡幅については、太宰府高校や周辺の学校をはじめ、関係する地元地域から毎年のように要望が提出されています。また、議会においても、20年以上にわたって多くの議員さんが何回も質問をなされ、その都度答弁もいただいております。こうしたことを考えますと、本市にとって大きな懸案事項の一つでもあります。私も一般質問、あるいは予算委員会や決算委員会等でも質問をさせていただきました。その中で、平成14年9月議会では高雄地域の将来構想について質問をさせていただきました。その折、市長から、道路の整備、それからコミュニティバスの通行の問題等を含めて、できるだけ早く実現するように努力していくとの答弁をいただきました。高雄中央通り線は現在20%程度の拡幅がなされていますが、地域住民にとってみれば、市は一体いつまでにやってくれるのか、このように思っているのであります。このようなことがいつまでも続くと、市民は行政への不満が募り、ひいては行政不信につながるのではないかと懸念するものであります。私は、高雄中央通り線の拡幅事業の終了目標年度を明らかにする必要があると考え、質問通告をさせていただきました。今後の事業計画等を踏まえ、市長の所見を求めるものであります。

再質問は自席にて行わせていただきます。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 1点目についてお答えいたします。

まほろば号につきましては、本市の都市基盤整備事業の一つとして、公共交通機関への利便性が低い空白地域について交通手段の確保等を目的に運行しているところでございます。ご質問の国立博物館の開館に合わせての運行経路につきましては、今年2月に総合的に見直しを行い、都府楼コースを開設していますが、その際、西鉄太宰府駅から歴史資料館前を經由して、西鉄二日市駅行きの西鉄星ヶ丘線が利用できるものとしておりますが、国立博物館に直接乗り入れる必要もあることから、現在西鉄と協議を行っており、開館までには何らかのアクセスができるものと考えております。

次に、ご質問の平成17年度の運行開始時期とそのコースについてお答えいたします。

高雄方面へのまほろば号運行につきましては、市議会で国立博物館開館までには運行できるようご回答申し上げておりましたが、高雄地区と高雄台地区を結びます家の前・今王線が平成18年3月に完成予定であり、まほろば号の運行コースとして検討していますので、運行開始は道路完成後となる予定でございます。

また、運行コースにつきましては、高雄台・梅ヶ丘地区の住民の皆様の五条駅方面の交通アクセスの確保と、運行コースにより既存路線と競合する部分がありますことから、まほろば号を運行することにより、逆に現在の公共交通の利便性が低下しないよう西鉄と協議しているところでございます。

次に、まほろば号とJR都府楼南駅の活用についてお答えいたします。

都府楼コースにつきましては、今年2月から平日12便、土曜、日曜、祝日には10便を運行しておりますが、開設から現在まで乗車人数が1日平均50人程度と少ない状況がございます。しかしながら、JR都府楼南駅は本市の唯一のJR駅であり、JRから政庁跡、観世音寺、太宰府天満宮等への交通アクセスとしては都府楼コースしかございませんので、観光客にPRを図ってまいりますとともに、今後ともまほろば号とJR都府楼南駅が十分活用できるよう取り組んでまいりたいと考えています。

以上です。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 高雄中央通り線の事業の見通しについてということでございますので、ご回答申し上げます。

これまでにできるだけ早期に工事を行うということでご回答申し上げておりましたが、県と協議も整い、計画年度が決まったところでございます。このことにより、高雄交差点から太宰府高校までを平成17年度、平成18年度に用地購入をいたしながら、平成18年度、平成19年度に工事の施工を予定いたしております。それと並行いたしまして、高雄台と高雄を結びます先ほどのバス路線の関係でございますが、市道家の前・今王線も平成16年度設計、そして平成17年度用地購入との工事の施工完了を目指し、鋭意努力いたしているところでございます。今後、地

元の協力を得ながら進めてまいりたいと、そういうふうには思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） まず、まほろば号、いよいよ国立博物館ができるということで、先ほど安部陽議員の質問でも説明がありました。

先ほど、まほろば号のこの平成10年に運行されまして、市の運行の基本方針として5つ上げておられます。1つは、公共施設などを点から線へと結ぶ。2つ目が、高齢者や障害者、子どもなどの交通弱者が安心して地域社会に積極的に参加できるようにしていく。3つ目が、JRや西鉄などの公共交通機関への利便性が低い空白地域に通学通勤、買い物などの交通手段を確保する。4つ目にですね、市民や観光客が特別史跡地、要するに太宰府への観光客を対象とした、そういう交通手段を確保する。5つ目が交通渋滞の緩和と、こういう5つの視点で、まほろば号の運行をされました。

今回は、私はこの3点目と4点目、要するにJR、特にJRそれから観光客、国立博物館が開館するにあわせて、この点を中心に、それと高雄地域へのバスの運行について、この3点にわたって中心に質問をしていきたいと思っております。

先ほど部長の答弁の中で、ちょっと私もよく聞き取れなかったんですが、西鉄と協議をしてみると、西鉄と協議してるということは、JR二日市駅から星ヶ丘を通して国立博物館へ行くというバスのルートってというような話があった。ここがちょっともう少しその辺の、西鉄との協議との話をもう少し話していただけますか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 現在走っておりますのが、九州歴史資料館前を通して吉木経由の西鉄二日市駅行きのバスが1路線ございます。それは、歴史資料館のバス停にとまって、そこから国立博物館へのアクセスということで、1つは考えております。

そのほかに、直接国立博物館に乗り入れるための協議を今、西鉄の方が検討されてますので、西鉄の路線が開設されれば、あえてまほろば号でなくてもいいのではないかとということで、現在西鉄と協議をしてるということでございます。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） わかりました。要するにJRとの話はないわけですね、西鉄との話です。

もともと先ほど質問しましたように、平成17年度に国立博物館開館すると。先ほど質問しましたように、太宰府駅をそれにあわせた形でオープンしたいということで、市の方も考えてました。これは、太宰府の場合はまちづくり等も含めてのことがあったと思いますが、私どもとしては国立博物館の開館にあわせて太宰府駅という形を考えておられたと思うんです。それが、太宰府駅がいつになるか、ちょっと早くしてもらいたいという気持ちがあるんですが、ちょっと間に合いそうもなさそうだということで、部長の答弁としては今、JR都府楼南駅が

要するに政庁跡だとか、そういういろんなところでのＪＲをおりたお客さんの一つのルートになるという形がありますね。今現在ですね、50人ぐらいという形ですが、この辺のＪＲの都府楼南駅を活用されてですね、そういった形の観光っていうのは、ちょっと皆無に近いんじゃないかなという感じがするんです。

今まで、善光会館の横の筑紫野の道路のアクセスの話があっただけで、もう今は実際通ってるわけですね、まほろば号が。ですから、私は太宰府駅が開設したとした場合に、いろいろ市として考えていたことがあると思いますが、それがそのまま都府楼南駅に使えないのかどうかという思いがあるわけですが、太宰府駅をただ開設するというだけの話じゃなかったと思うんですよね。そういう太宰府駅が設置できたときの交通体系を考えていくという話でしたが、私は都府楼南駅を中心とした交通アクセスを考えていってもいいんじゃないかなあということを考えてるわけですが、先ほど考えてるという話がありましたが、国博へどういう形でPRをするか、ありますか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） ＪＲ都府楼南駅で降車されて、それからまほろば号に乗られて、大宰府政庁跡、それから観世音寺、それから太宰府天満宮、それから光明禅寺、それから国立博物館。太宰府天満宮、光明禅寺、国立博物館っていうのは散策路もつくっておりますので、有効に散策路を活用したいというふうに考えてまして、そういうプロモーション、プログラムですね、プログラムを前年度から策定しておりますので、プロモーション等でそういうものを明らかにしながらですね、誘致をしていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） いいのができるだろうと思います、プロモーションですね。

で、非常に先ほど申しましたように、市長もはじめ皆さん思ってたっしゃいます国立博物館が開館すると、絶好のチャンスですね、太宰府を訴える。絶好のチャンスだと私は思うんです。

それで、前も去年の12月のときに足利市のことを事例をさせていただいて、要するに西鉄は西鉄との協議もあるでしょうけど、ＪＲをどう活用するか。これが今後の太宰府の、いろいろありますね、自家用車で来る人、それから西鉄電車で来る人、それから観光バスで来る人、あるいはグループで来る人、様々あると思いますが、やはりＪＲはもう少し大きくやっぱり活用していく必要があるんじゃないかなと思ってるわけですね。

都府楼南駅はそういう意味においては、ＪＲにとってみれば唯一の駅ですので、ここを何か活用していきたいということで、ＪＲと協議をしながらですね、ＪＲいろんなものつくってますよ、これ。駅前へ行ってきましたら、これ全部ＪＲ九州がつくってますよ。これ、関門海峡物語って、門司港、食堂から全部こうずっと紹介してるんですね。これ全部駅のところに置いてあります。それから、ハウステンボスとかいろいろあるわけですが、こういうのを国立博物館の開館にあわせてですね、ＪＲと積極的にもっと協議して。

私、市長見られたかどうかわかりませんが、自分でちょっとイメージを描きながらつくったんですよ。PRの、これ私がつくりました。原稿つくりながら考えよって、もう自分でつくってみようと思って思ったんですよ。要するに、これはまほろば号です。まほろば号ロマンサー、ロマンサーってこれ私が勝手につけた話ですが、もっといいと思いますけども、まほろば号でご案内しますと。で、国立博物館ですね、何かいいタイトルがないかなと思って、要するにこれ九州ですよ、九州の国立博物館。「九州に新しい歴史が今始まる」って、私が勝手にタイトルつけたんですけども、こういうようなやつをですね、私非常にまたもう一つ、これ見たらわかりにくいと思います、私のはわかりにくいと思います。だから、いろいろ変えてみたんですけど、例えば秋になればですね、秋になれば国立博物館とこの光明禅寺のもみじをばんと全面に出すわけですね、全面。そうすると、やっぱ京都なんか秋行きますとね、もうほとんどあちこちあちこちで京都はもみじばかりですよ。博多駅行ってもそうですよ、紅葉。それで、九州一のね、九州一の名所の紅葉っていうタイトル勝手につけていいっちゃなかろうかって私は思いますけどね。何でもいいですよ、それは別に、そういうランクがあるわけじゃないから。だから、そういう九州一とか日本一とかですね、そういうものをつくって、あるいは2月になれば梅の花が咲く。梅の花をばんとやって、国立博物館でやると。あるいは、4月になったら桜の花が咲くと。都府楼の政庁跡は立派な桜の花じゃないですか。

そういうものをですね、JRはやっぱりね、やっぱり一人でも二人でもお客さん乗ってほしいからですね、乗ってくると私は思うんですよ。これだけの太宰府のような観光地はない。それを、今見てみましたら1便50人、JR都府楼南駅がね。で、この前調べました。3月、JR都府楼南駅に何人1日に乗降客があるのかって調べてみましたら、3月7日が3人ですよ、3人。何のためにJR都府楼南駅にまほろば号通したのかと。もう少しやっぱ採算性を考えながら、せっかく大きな宝があるわけですから、つながったわけですから、もっとそういうような形で、こういうようなアピールの仕方もあるんじゃないかと。JR、乗ってくると思いますよ。議長も応援すると思いますのでね。

それと、あと福岡県。福岡県もですね、この国立博物館の開館に物すごいやっぱ命をかけてるって言ったら大げさかもわかりませんが、やっぱもうはらはらどきどきしとるんですよ、県も。

だから、福岡県とそして太宰府市とですね、JRとなんかになりながら、これあちこちできたらすごいですよ、と思いますよ。だから、ほかのどこへ行って国立博物館、国立博物館で言うけど、本当にどこまで知っとるのかなあと思うんですが、もっともっとやっぱこっち側からね、積極的に私はPRしていくんじゃないか。今からもうそういう時代だと、私はまた12月で勉強会でそういうの教えていただきました、これからはどう太宰府は情報を発信していくかと。でも、私は去年の12月やりましたけど、なかなかできそうもないし、見てみたら1日3人っていう話でね、どうかなあと思いますよ。これは地域振興部長答えるのか、市長が答えるのか、助役さんが答えるのか、わかりませんが。

まあ太宰府いろいろやっておられます、観光連盟だとかですね、いろんな形でやっておられます。でも、JRが一つの大きなですね、私はチャンスじゃないかなと。太宰府のね、今回のこれ、門司ですよ、食べ物屋から何から民間やったらできるんですよ。行政やったらなかなかね、ここのお店へ寄ってくださいとかっていうのはなかなかしづらいんですよ。だけど、JRやったらそれできるんですよ、おいしいものがあります、こういうのがありますよって。そういうようなPRの仕方ができないのかなっていうことを思ってるんですが、どうでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） デザイナーもびっくりするようなポスターを提出していただきまして、非常に参考になります。

今清水議員が言われますように、そのような形でですね、JRと積極的に我々も太宰府をPRするために協議をしていきたいというふうに考えます。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） それとですね、都府楼南駅にバスが入ってまして、1日が3人ということですが、これ大佐野回りの時刻表があるんですね。この時刻表をしてみると、結構内山からですね、ぐるっと西鉄都府楼駅を通過して、大佐野回って、また西鉄都府楼駅に戻っての便があるんですよ。これをですね、例えば6時44分発の内山発のバス、これ通古賀の近隣公園からJR都府楼南にこう行きますとね、この内山回りの便がですね、内山発が6時44分、それから7時14分、それから7時39分っていうと、朝の3便全部やったら時間がありません、一応朝の通勤帯の時間帯だけ言いますけども、6時44分、7時14分、7時39分のバスがあるんですね。

これはJR都府楼南駅寄らないで、西鉄都府楼前駅に行って、もうそのまま大佐野の方に寄ってるわけですよ。だから、都府楼の通古賀の近隣公園からぐるっと回ってですね、都府楼団地入って、JRの都府楼南駅にこのバスが何時ごろに着くかということで、私計算しましたら、内山の6時44分の発がですね、7時7分なんですね。そして、7時14分のやつがJRの都府楼南駅に7時38分に着くんですよ。これ一番ですね、通勤帯のね、最もお客さんが乗る、要するに直接JRに行けばいいわけですね、内山の方から。これわざわざ通ってるんですよ、JR通らないで西鉄都府楼前駅に行ってますから。計算しましたら、どれだけのロスがあるか、12分のロスです、12分。だから、通古賀の近隣公園からいきなり西鉄に寄らないで、それからずっと都府楼南駅おりて、そのまままた西鉄都府楼前駅を通過。それでも12分しかロスがないんですよ。そしたら、7時38分、8時3分の電車に乗れるんです。着くんですよ、都府楼南駅に。その時間帯にはあるかどうかわかりませんが、朝方結構ありますので、使えるんじゃないか。

で、またいろいろありますけどね。そしたら、西鉄都府楼前駅って、今度はあすこは福岡農業高校の生徒が降りてますので、福農の生徒がまた降りて、その都府楼南駅から西鉄に乗っ

て、大佐野回りするわけでしょうが。大佐野回りで、大佐野公園のところ降りればちょうど始業時間に間に合うんじゃないかと。

ぐるっとですね、吉松また回って、青葉台回って、ずっと来るんですよ。そしてまた、西鉄都府楼前駅に戻るんですね。で、これ朝見ましたらね、7時31分に西鉄都府楼前駅でとまっているんですが、それをもう一回JR都府楼南駅まで持ってくると、今度は大佐野の方とか青葉台の方とか長浦の方とか吉松の方たちがJRに来れるわけですね。西鉄の都府楼駅を7時31分で終わらせてるわけですよ、ぐるっと回ってると。それをもう少し延伸すれば、向こう側の人たちは水城駅だとかJRの二日市駅とか行く必要がないんじゃないかなと。もう少しこの辺ですね、私は1便に増やせとは言わないですよ、この大佐野回りのこの部分を活用すれば、もっともっとお客さんが乗り手が多いんじゃないかと。今、1日3人ですよ。もう少し工夫したらいいんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 現在のバスの路線につきましては、西鉄の都府楼前駅を中心に据えて路線を編成しております。

それで、今ご提案されることにつきましても、今後見直しをする時期になりましたら、十分参考にさせていただきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） ありがとうございます。ぜひよろしく、もう次のときは観光客が増えたJR都府楼南駅がたくさん乗り降りがあったと言われるように、報告をお願いしたいと思っております。

もう一つですね、次に高雄の方の、高雄との運行コースですが、先ほどのお話ですと国博には間に合わない。開館には間に合わない。平成18年3月に、これから家の前・今王線ですか、要するに用地買収して、市道をバスが通れるようにすると。平成18年3月を目標でしたね、その目標は大体いつなんですか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 今度建設部の方で建設します道路計画が平成18年3月までに完成予定でございますので、その新設道路にバスを走らせる予定にしておりますので、その道路完成後ということで、平成18年3月あるいは平成19年4月ということになるかと思っております。

（「18年、18年」と呼ぶ者あり）

あ、平成18年4月でございます。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 今、この前建設経済常任委員会で見たんですが、まだ要するに用地の買収もやってないわけですよ、今からやると。要するに平成17年の国立博物館の開館までに何とかあわせたいということで、市長も何とか早期にしたいということで取り組んでいらっしたわけですが、結局何にも手についてないような話ですね、結局。まだ今からやると。ま

だ用地買収も終わってないと。その計画図をつくるまでに時間がかかったのか、大体何に時間がかかったのか、ちょっとよくわからないんですが、その辺の、これは建設部長の話かな。何でそこまで、まだ今からのスタートになったのかね、もうちょっとその辺を。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 今年度の市長施政方針でつくるということですので、この家の前・今王線については、そんなに長く時間がかかったと、そういうふうには考えておりません。

しかしながら、おっしゃいますように今何も無い状態でございます。近々地元説明会に入るという予定でございますので、この間地元の区長さんはじめ学校の先生、来られた中では地元が最大限協力しますというような温かい協力の言葉もいただいておりますので、その家の前・今王線につきましてはですね、それこそできるだけ早い時期に用地買収、工事をして、今地域振興部長が言いました平成18年3月までには完成させて、道路の竣工をしたいと、そういうふうに考えとるところでございます。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） この前の話ではですね、一番手間取るのが用地買収じゃないかというお話がありました。建設部長の話では見通しがついてるという話ですので、工事にかかればそんなに、用地買収ができて工事にかかれば、そんなに時間は要しませんよというような説明も受けたんですが、これは要するに国博までに間に合わせますよ、今まで親身にやってきた、それはそれで、努力目標としてよかったと思うんですが、この平成18年3月っていうのは、遅くても平成18年3月。だから、それよりも早くなることもあるわけですか、要するに用地買収が早く済んだりすれば。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） そのとおりに考えております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） できるだけ平成17年の国立博物館開館までに間に合わせるように頑張ってください、そのように思います。

それと、これから地元との協議に入られると思いますが、あそこ高雄の道路、どうやってどのコースを通ろうとしてるのか、どのコースを通ろうとしてるのかですね、梅ヶ丘のどの辺まで入るのか。高雄・梅ヶ丘方面ということでおっしゃってますので、一丁目の裏側の江牟田池の方まで入っていけるのかどうかですね、その辺のコースがあるのかどうか。全然考えてないのか、これから地元と話し合いをしていくのか。まず、高雄地域についての大体頭でこういうコースを考えてますという線があれば、お聞かせいただければと思います。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 五条駅から出発しまして、現在西鉄が運行してます星ヶ丘、梅香苑、それをなるべく重複しないような形で検討をしております。

それから、太宰府高校を經由しまして、梅香苑の中を通過して高雄中央通り線に出まして、新設する今回の道路から高雄台を循環いたします。

それから、循環した後に県道に出まして、梅ヶ丘の中をぐるっと一周すると。そして、それから国道3号の君畑交差点から五条に入れるのか、君畑交差点を通過して都府楼前駅まで行かせるのか、その辺を今検討中でございます。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 今の話ですとあれですか、市役所までは行かないことになるわけですか。何か高雄地域の人たちの一番の声は、結局西鉄電車、西鉄二日市駅あります。で、JR二日市駅、これは西鉄バスが通ってるんですよね、西鉄バスがですね。だから、公共交通機関のアクセスに関しては、西鉄バスでいいんだろうと思うんですが、問題はやっぱり市役所へ行く道がないと。

今、高雄地域の人たちはどうやって行ってるかったら、わざわざ西鉄二日市駅まで行って、そして電車がバスにまた乗りかえて市役所まで来ると、そういうことがあるんですよね。その辺のことは、やっぱり配慮していかなくちゃいけないんじゃないですかね。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 今お話ししましたのは一つの例でございます、君畑交差点から五条の方面に行きまして、市役所前を通過して西鉄都府楼前駅に行く路線も1つあると思います。

それで、幾つもの路線を現在検討しておりまして、西鉄と競合することになれば、西鉄との料金の格差が出てきます。それとか、運輸省が認めない部分もあるみたいですので、その辺西鉄と十分協議をしながら、西鉄がやめたということになっても困りますので、その辺十分調整しながら、協議を進めております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 要するに市役所の辺のルートは考えてるということですね。それではそれで結構ですので、よろしく願いしておきたいと思っております。

これは、これからの話だと思っております、あと高雄中央通り線の方に入りたいと思っております。

長年の懸案事項でございます、建設経済常任委員会では平成19年じゃなくて、もっと早くならないかというお話もありましたが、いずれにしてもこうやって平成19年度までに完了させていくということでございます。

これは、今まで進捗状況が20%ということでございまして、なかなかできなかったんですが、今回こういう形で平成19年度までに完了させると。用地買収から工事まで大変だと思うんですが、この前の説明では国の補助金がつくようなお話もありましたけども、財源についてちょっとお聞かせいただければと思っておりますけど。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 本当に長い間の懸案ということで、地元にご迷惑をおかけしたということで、基本的にはこのまちづくりで一つのプロジェクトを組んでおりまして、窓口は環境の

市民部になるのですけども、その中でやっぱりここも重点的にやっていかないとということで、道路整備の中でやっぱりまちづくりに絡めた補助事業はないかというようなことをございまして、そこを県の方に尋ねまして、こういう条件のところだということで、何らかの市町村のそういう部分での国の補助なり起債なり、そういうものを受けれる項目はないかということで、何度か県の方を尋ねまして、その中で1つ、特に高雄中央通り線の方は歩道設置、こういうことでそういう項目があるということを受けまして、特に市の財政事情を申し上げまして、何とかならないかということでお願いしてきた経緯がございます。

これまでには、それこそ実計の基本的な枠組みは持っておりまして、その中での部分的買収、改修で進んできておって20%、これも大変な地元の努力なりがあったことと思っておりますけども、今回おおむねそういう県との協議で整ったということで行けるんじゃないかということで、今回先ほどの縦の線と横の線とできるという県の交渉の中でのそういうやりとりのもとに、今回そういうふうなことを申し上げております。

議案で道路認定を上げましたものの、申請の手続の一つでございまして、そういう裏づけみたいなのが要するというようなことでございますので、そういう議案として上げさせてもらって、今から進んでいくということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 非常に喜ばしいことでございます。地元の住民の方々も長年の懸案事項に見通しがついたということになるわけですが、1点ですね、この高雄中央通り線の出口ですね、要するに高雄交差点に出るところ、今現在信号が短くて、二、三台ですか、しか車も4台目は行けないという状況があるんですが、当然この辺のところの問題もあるわけですが、これは信号を警察とこれから協議するという形になると思っておりますけども、その辺の一つの見通しと、もう一つ都市計画道路という計画がありますね、もう一本高雄中央通り線の横にする。この辺はどうなってるのか、あわせてお答えをいただきたいと思ひます。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） ちょうど高雄交差点、変則五差路ですかね、なっております、その高雄中央通り線からの出口は本当に数秒でございます。これは警察サイドからいいますと、これ以上なかなか青信号といひますか、長くすることはできないというふうな県の解釈があるようでございます。それこそ信号は1秒、2秒の世界でございまして、1秒間置くと何台かはけるということで、それが一日中くまなく繰り返されるので、大変交通量が変わってくるというふうな警察の考え方でございます。

特に高雄中央通り線については、やっぱり非常にこれ以上増やすことが横の3号線バイパスの関係で難しいということでございます。地元の方はですね、昔からあった自分たちの生活道路に勝手にバイパスつくって何事かという、自分たちが乗り入れが不便になるよということで、不満の声を持っておりますが、今のところ筑紫野警察署あたりと最大限の時間が設定されると、そういうふう理解いたしてあります。

それと、都市計画道路でございますね、これもたびたび今までの質問があつてるところでございますが、なかなかそれこそもう相当前に都市計画決定されて、現状と随分変わってきてることがあるということで、基本的な実現どうかという論議がなされるべきであろうと思いますし、県の方も20年、30年たつてもできない道路があるというようなことで、基本的にそういう見直し、そういうものも視野に入れてるということでございますので、そういう中での市の都市計画の道路の考え方も出てくるんじゃないかと、そういうふうに思っております。今すぐどうこうというのは、ちょっとできないというふうに理解しております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 高雄中央通り線の交差点に、要するにもう信号的にはタイムリミットだと、これ以上長くすることは難しいということでした。

私はあえて都市計画道路の質問をしたのは、結局この高雄中央通りから交差点、要するに都市計画道路そのもの自体は太宰府高校の方から来ると、高雄台と高雄中央通り線の真ん中をずっと1本道路が通って、パチンコ屋の手前を、パチンコ屋まで真っすぐ行ってね、パチンコ屋の手前を左に曲がって、筑紫野・筑穂線っていうんですか、あれの県道に出る、右折か左折して出ていくという都市計画道路の考えがあつたような感じがするんですが、高雄中央通り線がここまで拡幅されれば、あえて都市計画道路、2本も同じような道路が要ののかなという考え持ってるわけですけども、もし必要ないとすればですね、高雄中央通り線から高雄交差点に直接出るのが難しいのであれば、都市計画道路で考えていたパチンコ屋の手前に左折道路をつくって、そして県道に、言うなら都市計画道路が考えてたコースが考えられないかなと。要するに、信号がもう今難しいということになればですね、道路を拡幅して車の通りがどうなるかわかりませんがね。その辺のところの検討も必要じゃないかなと思ってるんですが、これは都市計画道路との考えもありますけども、いずれそういう形でしていかないと解決できないんじゃないかなと思ってるんですけど、いかがでしょうかね。難しいかな。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） それこそプロジェクトの中に今都市計画道路と絡めた考え方、清水議員がおっしゃつたようないろいろな法線を描いて、検討をいたしました。なかなか実現というのが基本的に難しゅうございますので、それこそ新しい南側アクセス道路を、そういう考え方も構想の中にありますのでですね、都市計画道路の考え方については、そういうことも視野に入れながら、できるならば都市計画道路の変更をですね、何かそういうものがあるのか、できるなれば廃止にするのか、そこら辺も本当に論議が必要などだと、そういうふうに思います。今の都計が絶対だということはちょっと言えない部分があるんじゃないかなというふうに思います。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 最後に、これは市長の決断があつて、高雄中央通り線の拡幅がです

ね、長年の拡幅が私はできるだろうと思うんですが、これから用地買収に入ったり、いろんな予算の問題があったりして、なかなかああは言ったものの、また延びましたという形にならないように、先ほどのまほろば号の高雄地域乗り入れは平成17年度の国博に間に合わせるっていう話で、もうみんなそういうふうにしてたんですが、一生懸命努力されたことはわかりますけども、この平成19年度までに完了させていきたいという執行部の答弁でございます。おのずから市長がそういう形で指示をされているものと思いますけども、高雄中央通り線の拡幅、平成19年度までに完了させる、こういう形で市長の表明をいただきたいなと思っております。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 高雄中央通り線の拡幅でございますが、長年の懸案でございました。太宰府高等学校の通学路としても非常に危険のある通路でございまして、いろいろの形で地元の皆さん方とお話し合いをしまいたったわけですが、用地買収等非常になかなか進捗しなかったのが現状でございます。

それと同時に、今おっしゃいましたように、何とか補助事業としての問題も来ましてところで、若干のその協議の時間も要ったわけでございますが、今回地元の皆さん方にも新しい、今建設部長の方から答弁いたしましたように、きちっとした計画の設計もつくっておりますし、また高雄台に通しますまほろば号の路線、道路ですね、これもきちっと線ができましたので、これを地元の皆さん方にもご説明申し上げております。

ただいま申したような計画どおりに完了するように、また地元の皆さん方にも用地買収等にはできるだけのご協力をということをお願いしましたところ、地元の皆さんも自分たちとしてもできる限りの協力をしたいということでございます。目標どおりぜひ完成したいと思っております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員の一般質問は終わりました。

次に、17番福廣和美議員の一般質問を許可します。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） ただいま議長より許可がありましたので、通告どおり、まるごと博物館構想と史跡地の有効活用と観光についてと、梅大路の信号と踏切について質問をさせていただきます。

初めに、まるごと博物館と史跡地の有効活用と観光についてであります。まるごと博物館構想において史跡地の有効活用をどうとらえて、観光にどう使っていこうと思っておられるか。地方のことは地方でと言われる時代、太宰府の経済としての観光をどう位置づけられているか、まず市長の考えをお伺いしたいと思います。

あとは、何点か箇条書きにてお聞きします。

1番目に、史跡地の有効活用として、水城跡北側に駐車場用地を確保できないのか。

2番目に、水城や政庁跡に復元模型とか、そこに立ったときに歴史やロマンを感じるような看板等を設置できないか。

3番目、政庁跡横の蔵司について、市が買い上げるだけではなく、民間で買い上げて活用する考えはないのか。

4番目、国の文化財保存に対する現状維持の考え方が難しいというのはわかるが、特区の申請など、本腰を入れて活用政策を打ち出せないのか。

5番目、文化財の有効活用として、観光の視点から何か方策はないのか。

次に、梅大路の信号と踏切については、先ほど安部陽議員の質問もありましたが、私は今の計画でいいのか、根本的な太宰府市としての考えはないのか、まずお伺いをしたいと思います。

再質問は自席で行います。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 最初に市長の考えをとということでございますけども、まず私の方からご答弁をさせていただきます。

太宰府市まるごと博物館につきましては、既にご承知のとおり、本市の歴史や文化、自然、産業などの多種多様な分野におきまして、地域の再発見や再評価を行う遠大な取り組みでございます。したがって、この推進に当たりましては、総合計画をはじめとする各関連計画との整合性を図りながら、無理なく、なおかつ効率的に進めていくことが肝要であるというふうに考えます。

ご質問の本市の経済としての観光の位置づけについてでございますけども、本市の経済にとりまして、少子・高齢化の進展や、あるいは人口増加など、大きく見込めないというような状況から、本市の特性を活かしたまちづくりが必要であるというような観点からも、観光振興は重要な施策であるというふうに考えます。このことから、戦略プロジェクトの一つでありますまるごと博物館というまちづくりにおきまして、歴史的、文化的遺産の保存と活用や、あるいは観光及び産業の振興などを掲げながら、その推進を積極的に図っておるということでございます。

以上です。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 具体的項目の1点目につきましては、観光客の利便性を図るためにも、史跡地の駐車場確保は大きな課題と考えております。史跡指定地の利用制限もあり、即効的な解決策は見出せておりません。しかし、駐車場として整備できなくても隣接した空き地の草刈りを行い、車が進入しやすい条件を整えるなど、観光客からの問い合わせに対応できる利便性を図る工夫を進めていくことも必要であります。

また、史跡地付近にバス停を含めた駐車場が必要でありますので、実現に向けて努力したいと考えております。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 2点目につきましては、現在ある看板は政庁跡が整備をされた当時、福

岡県が解説板を設置したものと、財団法人古都大宰府保存協会が平成12年3月に設置したものが2基ございます。そのうちの1基には、南門復元模型図を載せておりますが、ご指摘の点も考慮しながら、今後とも検討をしてみたいと思います。

3点目につきましては、史跡地の使用に関しましては、文化財保護法により一定の制限が課せられております。文化財保護法の趣旨は、文化財の保存や保護が目的であり、民有地の用途などを規制するものではありませんが、史跡地の現状を変更する場合は、文化財保護法の趣旨や目的を十分に考慮し、本来の価値を損なわないような形で、文化庁の許可が必要となります。

また、函館市、京都府向日市の構造改革特区申請の状況を見てみますと、文化財保護法第80条の現状変更の制限緩和について申請されましたが、採択されていない事例がございます。しかしながら、今後とも他市等の状況も見ながら、調査してまいります。

4点目の蔵司跡についてと5点目の文化財の有効活用につきまして、一括してお答えいたします。

太宰府を物語る上で、昔の役所である政庁跡とあわせて、その当時の財政をつかさどる蔵司跡は重要な遺跡であり、公有化を図る必要があると考えております。現在、この土地につきましては、地権者からの買い上げ要望書が提出され、買い上げについて事前の協議を進めている状況であります。買い上げにつきましては、数年を要するものと思われまので、今後の活用方法について検討してまいります。

史跡指定区域外の土地に関しましては、教育委員会の所管外となります。

以上、数点にわたり史跡地の有効活用についてご質問をいただきましたが、現在文化財の保存、活用について基本的な方向性を示す太宰府市文化財保存活用計画を平成13年度から4か年かけて策定いたしております。この計画は、まるごと博物館のまちづくりに視点を置いた策定委員会を立ち上げまして、委員には都市計画専門の大学の先生方や国土交通省並びに国、県の指導機関として文化庁、県の方々にまちづくりについてご提言をいただいております。そういうことから、史跡地も一つの観光資源ととらえ、史跡地とその周辺を含めた活用のあり方を、この計画の中で提案していきたいと考えております。

なお、これらの史跡は、国指定であることから、活用計画の立案に当たりましては、福岡県を通じて国と十分に協議していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 梅大路の信号と踏切についてお答えいたします。

九州国立博物館の開館に伴う交通対策について福岡県に対し、市内の幹線道路の整備、改良が必要な箇所を平成9年度から継続的に要望し、梅大路の信号と踏切の改良についても同様に要望してまいっております。現状の県道筑紫野・古賀線の五条交差点から梅大路交差点までの交通混雑は、梅大路交差点の右折レーンが短いこと、近接の踏切遮断による右折交通処理能力

の低下が大きな原因として考えられます。今後、開館までの福岡県の短期計画につきましては、迂回経路情報の提供、標識配置計画、踏切と信号の連動制御、右折レーンの延伸が計画されております。長期計画では、梅大路交差点の改良、筑紫野・太宰府線の拡幅と歩道の設置、五条交差点から太宰府小学校方面への道路拡幅等が上げられておりますので、十分県と協議していく必要があると考えております。

梅大路の交差点の踏切と信号の連動制御の実施につきましては、先ほどお答えしましたように、土木事務所の道路管理者と福岡県警と協議中ではありますが、今後の方向性については、筑紫野・古賀線の渋滞を解消するため、踏切の開放時にできるだけ筑紫野・古賀線の青信号時間を延ばす方向で検討しているということでございます。

議長（村山弘行議員） ここで、17時まで休憩いたします。

休憩 午後 4 時46分

~~~~~

再開 午後 5 時00分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） ただいま、るる回答いただきましたが、なぜ最初に市長に考えをお伺いしたいかといいましたら、先ほどの回答の中で、観光は重要課題と考えておりますという回答が返ってきて、それはそれでいいんじゃないかってことを言われるかもわかりませんが、実は重要って言葉だけでは私はちょっと満足がですね、いかない。最重要ということになるのかならないのか、そこを市長にまず全体の質問に入る前に、このことが重要なんです。だから、市長がいや、やっぱり重要ですよと言われれば、そのトーンで質問しますし、それによって次の質問のトーンが変わってくるもんですから、ぜひよろしくお願ひしたい。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ご質問の太宰府の施政の中に占める観光行政でございますが、これはもう最重要課題の一つだと思っております。

ご承知のように、本市は平成13年から平成22年にわたります第四次総合計画をつくっております。将来像としては「歴史とみどり豊かな文化のまち」、そのためのまちづくりでございますが、ご承知のように平成8年3月に太宰府に国立博物館の設置が決定いたしました。

それを受けまして、今までの観光行政にいたしましても太宰府天満宮を中心とした観光だけではなくて、国立博物館を核とした、いわゆる市全域をフィールドとするような観光行政を進めなくちゃいけないと、そういうことで第四次総合計画の3つの柱の一つでございます。まると博物館構想をつくったわけでございます。これに従いまして、具体的に博物館が開館いたします来年の10月15日以降、観光客の増加等々も見込まれますが、それ以上に天満宮、国博にとどまらない全市的に広がっておりますこの歴史、文化施設あるいは史跡地、そしてこの自然、そういうものをフィールドとした歴史観光あるいは太宰府市の観光の広がりを今後とも推進し

ていきたいと、そのためのいろいろの施策を今、十分研究、検討しておるところでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） はい、よくわかりました。

先ほどの箇条書きでお聞きした部分ですけども、水城跡の北側の駐車場の問題、これはあとの特区の問題とも関連するんですけども、そこにできなくても史跡地外で考えてもいきたいという回答がありました。ぜひ少しでも早い時期にですね、そういったものを実現をしていただきたいと、もうあとは実現する以外にないと思います。

今までも水城の近所に駐車場ということはたびたび言われてきましたし、やはりそれがなければ観光客を、太宰府市全体に回すと言ってもですね、もう不可能であろうと思います。せっかくまほろば号も来てますけども、やはり観光で来られた方あたりがまず寄ってもらおうとすれば、高速を降りてすぐのところには水城跡があるわけですから、観光バスが入れるスペースがですね、どうしても必要だと。これはもう必要不可欠だというふうに私も思います。

で、これは2番目と関連するんですけども、今水城跡へ来られた方は、ちょうどあそこに水城三丁目の信号のところの碑を読むぐらいで、何も水城に触れることもできない状況っていうのが今あります。ですから、ぜひあそこを完全に復元せよということは言いませんけども、こういったふうになってるんですよというですね、絵なり、それからこうやって使っただろうと、使うことだったろうと思われるそういったものが目で見てわかるような、そういったものを設置する必要があるんじゃないかなというふうに思います。もう少し、もう日本に一か所しかない水城跡ですから、そういったことで観光に来られた方がですね、過去、歴史、ロマンをはせれるようなことにぜひしていただきたいと思っています。

この問題は、政庁跡も同様でございます。復元図がないということは過去にも聞いたことがありますけども、もし政庁跡がこういう建物だったであろうということでもですね、私は十分ではないかなというふうに思います。別にあそこに復元しろという話ではありませんので、数多くのやはり政庁跡に来られる観光客または近隣の方々、多数いらっしゃいますよ。あそこに来て、そういうロマンを感じることができるかどうか、ぱっと政庁の広場を見たときに、あ、こういう建物が実際看板等を見て、向こうに目を見せたときにこう浮かんでくるような、そういった世界っていうのがあそこにあるかないか。私は今の現状では、やっぱりないんじゃないかなというふうに思います。

ですから、あその中に動画でもいいし、またはカラーでですね、人の目を楽しませるような、視覚を楽しませるような、またはあそこに行けば聴覚からでもですね、そういった歴史を聞くこともできると。横に館があるから、そこに行けばいいじゃないかって言われるでしょうけども、もうその時代は終わってるというふうに私は思います。ですから、あその中にそういったものがないかどうかですね、まずお伺いをしたいと思いますが、以前あその看板

については、県がやるもんだというふうに私は認識をしておりましたが、そういった案内板、解説板、それから看板等、そういったものは市でもできるわけですかね。それをまずお伺いしたいんですが。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 復元図等の設置について、本市教育委員会でできるかということでございますが、できるということでございます。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） ということは、その他のそういった看板等もできるというふうに理解しとっていいわけですね。はい、わかりました。

その次に行きますけども、全体これ関連してるわけですから、また最終的に言いますけども、その蔵司の部分について、最終的にですね、これどなたにお伺いしたらいいか、全部関連するか、私は市が将来どういうふうにあそこをしたいと思っておられるのか。というのは先ほど、次に言おうかなと思ったけども、特区の申請が京都とか函館とか出て、却下されたというようなことも聞いたんですが、いわゆる観光で経済を伸ばしていこうとするのであれば、それは文化財保護法がありますから、現状としてはいろいろ難しい問題があるかもわかりませんよ。しかし、太宰府がそれ以外に経済的に伸ばしていくものがないとすればですよ、今から地方の時代と言われたときに、史跡地の有効利用をする以外にですね、私はないのだろうという立場に立っています。

そういう立場に立って物を言いますけども、それは文化財ですから、あそこを掘り返して何も建たないといった方がいいのかもわかりませんが、文化財保護法では経済は伸びないと、私はそう思います。法律ですから、文化財保護法も。法律は変えることができるわけですから、そういう立場に立ってでもですね、太宰府が地方として生き延びていくためには、いろいろ方策を立てて、特区の申請あたりもやってですね、通るか通らんか、これ意気込みですから、その中の計画ですから、やってみないとわからんんじゃないか。よそがだめだったから、うちもだめということは絶対ない。太宰府には太宰府の特性がある。これだけ狭い平米数の中で、史跡地がどれだけあるのか。それを生かす以外にないんだというですね、すべての史跡地を有効利用せれと言うわけじゃないわけですから、せめて水城跡、政庁跡、この付近の史跡地についてぜひ有効利用をしてですね、観光に結びつけたいということが私は必要ではないかなというふうに思っています。

そういう立場から物を言ってますので、いや、そうじゃないんだということであれば、それはそれなりに違う意見があるでしょうから、それは仕方ないことですけども、いかがですか。

蔵司跡について、市が買い上げたときには、将来どういう姿になるんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま本市におきましては、太宰府の史跡地指定の民有地を公有化しておると。毎年、計画的に公有化のための予算を組みながら買収をやってるわけでございます。

蔵司の跡地につきましては、現在民有地でございますし、またその民有地の中におきまして、現在まで住んでおった方と地主さんとのいろいろの関係もまだ残っておった時代でございますが、今回この蔵司跡地につきましては、太宰府としては買い上げる、または民有地を買い上げするという方向で今、努力いたしております。これにつきましても、文化庁としては予算措置につきましても十分協議に乗るということでございます。

ただ、全体的な史跡地の利用につきましては、先ほど教育委員会の方からご答弁申し上げましたように、太宰府市の文化財の保存活用計画、有効活用のための策定委員会を今設置いたしております、専門の先生方はもちろんでございますが、国土交通省あるいは文化庁の関係職員等々も委員に入ってください、今計画の策定中でございます。これにつきましては、平成13年度から4か年計画で策定をお願いしております。

この策定を参考にしながら、太宰府市に現在ございます史跡地の有効活用をどうするかと、新しい施策を講じていきたいと思っております。もちろん、これには文化庁、文化財の保護法等の制約があるわけでございますが、そういう専門家の意見を聞きながら、太宰府ならでできること等々につきまして、有効活用の指針をつくりながら、国はもちろんでございますが、県等々も協議しながら有効活用の方策を立てていきたいと、そういう気持ちでございます。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） それはよくわかるんですけども、順序としてですね、今そういう協議が行われるとすれば、太宰府市としてこういうふうにしてほしいっていうですね、要望といたしますが、計画、そういったものをつくって示すのが先になった方が、それが受け入れられるかどうかという問題は別にして、太宰府市としては有効活用をこういうふうにしたいんだという、そういうものはできないんでしょうか。

その上で、無理なものは無理っていうことでされるのはわかるんですが、ただやはり文化庁それから県のその文化財の方が入ってくれば、当然やはり文化財の保護法というものをですね、中心に物事を考えられるような気がしてならんわけですね。そうすると、大きな変化っていうのは望めないのではないかなというふうに思われますので、ぜひ太宰府市としてこうやりたいんだというものを、特区の申請というのもそういうことですよ、こういうふう以太宰府の観光を伸ばしていくには、こうする以外ないんだといったものをですね、ぜひ皆さんの力でつくっていただきたいなと、そう思っています。

今日、こっから先はもう言いませんので、その考え方、私の要望だけ申し上げときます。

あと、引き続きについては、また再度させていただきますけども、余り時間もありませんので、今言った3点、4点、5点、こういったことをぜひですね、活用していただきたいと思っています。

もう一点、本当はですね、本当はって言ったらいかん、課長からこのことは質問するなど、いや、別に大したことじゃないんですが、本当は水城跡の横のね、館を半分でも残してほしいという気持ちは今でも変わりません。あそこを歴史ミニミニの博物館にしていきたいとい

う気持ちはですね、今でも変わってないんです。しかし、このことは深く追及っていうか、深く追及する気持ちもないけども、余り一般質問じゃ聞くなと言われたから、聞かずに要望として言うておきます。

最初のこのことは、もうこれで終わりたいと思います。これ以上は言いませんが。

次に、先ほどの梅大路の信号と踏切について、石橋部長がバスの中で必死に私を説得しようとしたので、どうも納得いかんかったんですが、今からの課題と将来の課題ということで、部長に話をさせていただきました。将来的な考え方として、こういう計画があると。それはそれで、そちらの方が有効だろうと、私も思います。

ただ、今警察と那珂土木事務所と、90m延ばして、信号と踏切を連動させるという話ですね、どうしても納得がいかんわけです。先ほど石橋部長は、踏切があいてるときには県道筑紫野・古賀線、要するに直進・右折ラインを長く青信号にするという説明をされました。そうすると、そのときには歴史資料館側から下りてきた車はいつまでたっても左折ができんと。あいとるときは優先ですから、直進がね。そうすると、閉まったときに動きたくても動かれん。ということは、向こうに行った人は同じ道を帰ってこようとするわけですから、私は全く意味がないとは言いませんが、ほぼ意味がないと、そういうところにお金をかけるのは、と思います。いや、そうじゃないんだというお答えがあればどうぞ。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 今、県と県警と協議をされてますので、今心配されてることも十分その協議の中で出てきてると思いますので、善処されるというふうに私は考えております。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） 県と県警、あれはですね。だけど、そこにね、何で太宰府市の考えがないのかなって、それが不思議なんです。そういうとこ任せる必要ないでしょうが。太宰府市としてはこうしてほしいっていうものを出した上で、警察と那珂土木事務所が話すならいいですよ。そこがね、皆さん方が納得せんものを決められてどうするんですか。

この件はね、本当に要するにもう一点、なぜこういうことを聞くかといいますと、先ほどは安部さんは五条のとこまで渋滞すると言いましたが、あのおかげで、あのおかげというか、あそこが詰まるとですね、優に関屋の信号まで影響が出てきてるんですよ、今。皆さん方、向こうから来んからわからんのですよ。我々は向こうから来ますので、議会に来るときも何でこんなに込むのかなって思う時間帯が込んでるんですね。前に進まんという状況が幾らでもあるわけです。我々は市役所から先には、その時間帯行きませんから、原因がわからなかった。私もわからなかった。何でこう朝ね、まさか天満宮に行くわけでもないのに込むのかなと。で、あるとき行ってみたら、要するにあそこが渋滞しとるから、今詰まってるから、先に行かんわけ。直進が全部行かんで、渋滞してると状況があるわけですね。これは今の状況ですから、現状ね。先ほどお話あったように、歴史資料館を駐車場にしよるんですか、今、あそこの跡は。その駐車場はですね、だれが利用するんですか。だれが利用するための駐車場ですか、まずそ

れを聞きたい。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 北側アクセスはもう既にご存じと思いますが、歴史資料館の横の駐車場を現在扱ってますのは、南側アクセスという形で国立博物館の利用者の駐車場というふうにとらえております。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） いや、歴史資料館の横ってというか、歴史資料館そのものも壊して駐車場になるんじゃないですか。それは違うんですか。資料館は残すんですか、それとも壊すんですか。壊した後は何になるんですか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 詳しい話は聞いておりませんが、九州歴史資料館が小都市の方に移転するというようなのは新聞情報で知っております。その後、跡をどうするのかっていうことは、まだ把握はいたしておりません。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） そのアクセスの問題はわかるんですが、いわゆるその駐車場を利用する人は、梅大路の信号を通るんじゃないんですか。通らないんですか。そこを聞きたいんですよ。梅大路の交差点を利用せずに、歴史資料館の横の駐車場に行かせるんですか。それとも、そこを通過して駐車場に行かそうとするのか、それをちょっと教えてください。思惑、市の思惑ですよ。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） これは、県の考え方です。それで、一応先ほどもお話ししましたように、南回りルートと北回りルートっていう構想がありまして、北回りルートは現在の北側アクセスから入ると。それから、南回りルートは高雄の交差点を左折しまして、原交差点から同じように北側アクセスの方に誘導するという計画でございます。それで、南側アクセスについては、梅大路交差点を右折した車が南側アクセスを使うようになるのではないかとというふうに考えてます。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） ですからね、あそこの信号は現状でもそうなんですよ。国博がオープンしてですよ、どんどんあっちへ来だしたらどうするんですか。私はもう国博を誘致するときからですよ、地元の人たちは今以上に混雑とか、そういう生活面に支障があるようであれば、僕はあそこへできんと思っちゃった。それは最初からわかって、新しいルート、道をつくるんだという話があったから、我々は賛成したんです。ですから、先ほどアクセスの表示板をつくるという、高雄の方から入ってもらうようにすると言いましたよね。ですから、もう梅大路側にはこっからは行けませんよというようにして、国博に行く人にはあそこは通させないと。梅大路は使わせないとというふうにしないと、もう高速で来た人、3号線から来る人、すべて向こう

に案内をすると。

だから、そういう観光客っていうか、資料館に来る人たちに資料館のところの前の駐車場を使わせることはやめてほしいんですよ。駐車場をつくらんでほしいんだ、本当はね。もう最初から言ってますけども。車ではあそこへ行けないと。そこはもう、もしとめるとすれば、そこに勤務する人たちの駐車場だけにしないと。万が一、梅大路の交差点をですね、国博がオープンしてからどんどんフリーで通させようとするのであればですよ、あればこういったこそくな手段はやめてほしい。90m延ばしても、余り意味がないさ。今の時点では、90m右折ラインを延ばすということは有効ですよ。しかし、これ以上車が増えたときにですね、それぐらいのこそくな手段では解決できなくなりますよ。私はそう思います。

ある部長もこの前言ってありましたけどね、今のままでいくなれば、将来もするんであれば、連動した、連動っていうか、右折ラインをつくった上に西鉄電車にもですね、あそこに信号をつくってとまってもらう。もうこれしかないですよ。今まで西鉄と何か話したことありますか。私も最初笑いました、そんなばかなことできるもんかい。しかし、よく考えたらですね、もうそれしかないですよ。今まで西鉄と何か協議されたことありませんか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 西鉄との協議はまだいたしておりません。

それから、県の計画の中で、市道の東西南北の拡幅というのがございます。これは、五条交差点から左折しまして、天満宮の駐車場に行く道です。それから、ちょうど途中ぐらいから右に行って、梅大路の交差点に出る道路がございます。これが東西と南北になります。それで、ここを拡幅する計画が県の方から指示されまして、市といたしましてはここは拡幅しないと。そのかわりに、県道でですね、梅大路交差点から天満宮駐車場の方に拡幅してほしいと。そして、御笠川まで突き抜けて、御笠川から五条大橋の方に道路を県道としてつくってほしいという要望をいたしておりまして、それがもし実現すればですね、梅大路交差点の右折車というのはほとんどなくなるのではないかというふうに考えてます。

もう一度説明しますと、市役所を過ぎまして、五条の橋があります。それをすぐ左に河川沿いに、河川沿いになるのか米屋さんの方になるのか、まだ確定はしておりませんが、何らかの形で道路をつくると。そして、梅大路交差点から真っすぐ新しい道をつくると。そういう要望を県の方にはいたしております。

（「市役所の前を通過して、米屋の裏を通して河川敷沿いに」「もう後でゆっくり、茶々しない」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） 武藤さんが言われると弱いよな。

（「みんなわかったっちゃけん」と呼ぶ者あり）

おれわからん。その問題は別にしてですね.....。

そしたら、その右折せんでも真っすぐこう行けるってこと。ああ、そういうことですね。

(「県に要望しよるとよ」と呼ぶ者あり)

しかし、最終的にはその西鉄電車になるわけよね、これが。これと連動させればいいってこと。しかし、そのときにどっちを優先するかっていうことで、それはね、四つ角やけん、難しいんですって。それ簡単にね、信号連動させるのはもうT字路か何かじゃないと無理なんですって、四つ角では。あれだけ交通量が頻繁にこうあるところはね。

その先ほどの西鉄電車の話、これ一遍協議する価値はあるんじゃないですか。だから、西鉄にも協力をしてもらおうと。ダイヤを大幅に扱わないかんかもわかりませんが、難しいですよ、信号ですから。そりゃ難しいでしょうけど、難しいことを太宰府がやったということにすりゃ、西鉄の株は上がりますよ。さすが西鉄というふうにな、私はなるんじゃないかなと思いますので、ぜひそれ一遍打ち合わせされませんか。どなたの案かはわかりませんが、私の案じゃ決してありませんが、もう大変いいことだなというふうに私も思いますので、その点を最後にお伺いしたいと思います。

議長(村山弘行議員) 地域振興部長。

地域振興部長(石橋正直) この国立博物館に対します梅大路交差点の関係につきましては、関係部課でどうしたらいいのかという協議を行いました。その中で、西鉄電車を赤信号で急行電車をとめることが一番だという職員からの発想が出てまして、いろいろ議論をしたんですけども、福岡市内に走っておりました路面電車については信号でとまってたわけですね。それで、急行電車もできないかという話も出まして、いろいろ議論したんですけども、急行電車が赤信号でとまっているところが今のところどこもないんじゃないかというようなことから、非常に難しいと。究極解決するためには地下鉄が高架しかならうという結論に至ったわけでございます。しかし、今福廣議員が提案されますように、西鉄電車と協議をすることは可能だというふうに考えておりますので、一度話を持ち込みたいというふうに考えてます。

議長(村山弘行議員) 17番福廣和美議員。

17番(福廣和美議員) 済みません、終わりです。ぜひよろしくお伺いしたいと思います。

ですから、路面電車ならできるのであれば、路面電車に変えてほしい。いや、そりゃもう皆さんが笑うのはわかりますよ。わかるけども、路面電車4両ぐらいつなげてですね、走りゃあそう変わらんでしょうが。スピードが落ちるだけの話です。そうすれば、信号でとまれる。そういう今考えてできることをですね、どんどんやらんと太宰府は生きていかれますよ、将来。僕はそう思います。もう古い体質のままじゃですね、このまま発展性も何もなければ、福祉の向上も考えないんであれば私はいいと思いますが、ぜひそういう発想をですね、持ってらって、いい太宰府にさせていただきたいということを要望して、一般質問を終わります。

議長(村山弘行議員) 17番福廣和美議員の一般質問は終わりました。

次に、19番武藤哲志議員の一般質問を許可します。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 通告いたしております4項目について、市長、教育長の回答を求めます。

1項目めは、同和運動団体補助金の大幅削減を平成17年度の予算編成にどう実行するか、明らかにしていただきたい。

国は、地方交付税国庫補助金の削減を地方自治体に押しつけているため、市では昨年に引き続き財源不足のため、福祉・教育事業の縮小をはじめ支出削減を各部・課に指示しています。

一方、同和対策では、平成14年度で法的措置が終了しているのに、市単独事業として聖域化し、固定資産税、都市計画税、住宅家賃、保育料の減免や年金、医療、進学奨励金、解放運動団体補助金など25事業を行っております。特に、社会運動団体が市民の税金で運営、活動することは問題です。その上、この財政厳しい中に、今年の11月9日解放同盟筑紫地協より、部落解放行政確立するための要求書が提出されております。

内容は、法律は失効したが、太宰府市は人権同和行政の推進のために、課から部へ昇格させ、全部局を指導・調整する権限を持たせて、人権センターの創設、財政支援、同和教育、福祉就労などの人権・同和行政を特権的な立場で職員増や予算要求をし、議会の議員に対しては差別を理解させ、啓発する要求まで行っていますが、私はこのような要求は認めることはできないと考えます。よって、補助金の見直しや部落解放同盟の要求書に関して、市長、教育長は同和行政・教育に対する今後の方針と予算の編成について具体的に回答ください。

2項目めは、産業廃棄物処分場について質問いたします。

筑紫野、太宰府、小郡と山神水道企業団、市民団体が一体となって、市民の水を守るために、山神ダムの上流にある産業廃棄物処分場のすべての業の許可取り消しと産業廃棄物を水源地から撤去させる要求を行っるところであります。

この2か所の処分場業者は、再三違法行為として不法投棄、容量オーバー、許可外埋め立てなど、法律を守らない事業所であります。また、許可以上に大量の産廃が関東、関西より大型船舶で須崎埠頭まで運び、筑紫野市に持ち込まれていることも明らかになりました。その上、ダイオキシン排出基準法違反で使用停止になっていた1号炉を県や監督署に解体計画を届け出せずに処理しておりました。このような違法行為を繰り返す業者に対して、3市長、山神水道企業団は再三福岡県に対して改善指導を要望してきましたが、再度環境省と福岡県に焼却、選別、埋め立てなどの許可の取り消しを市民の代表として要求していただきたいが、市長の回答を求めます。

3項目は、中学校給食について質問します。

中学校給食を願う保護者の要望に対し、各議員より再三質問がなされ、議会も特別委員会を設置し、2年近く調査研究などを行っていて、合意の結果、教育委員会は11月11日より一般市民2,000人、児童・生徒、教師4,584人、合計6,584人にアンケートを実施いただきました。回収結果を報告をいただきたいと思っております。

アンケートの内容結果は平成17年3月の予定とのことですが、教育委員会、教育長、そして

市長は、中学校給食の実施について財政上の問題点もあるが、給食費を保護者に負担させる以上、実施が現状でいくのか、方針を明らかにしていただきたい。

最後の質問は、30人学級を県に申請し、落ちついた学習や不登校、学級崩壊にならないよう子どもたちの学力や人格づくりを行うために質問いたします。

国、県の学級編制基準は40人となっているため、各小・中学校は毎年の学級編制に対し、保護者をはじめ学校長、教育委員会は大変なことと思います。毎年、児童・生徒の増減により40人近い学級か小人数学級に分かれるなどと、新学期まで不安もあります。

昨年度、福岡県は少人数学級研究指定校として12町28校または弾力化による少人数学級を6市11校で認めました。

昨年度、太宰府市はこの制度の活用は単年度であり、しないとのことでしたが、福岡県は引き続き少人数学級を行うとのことですが、この制度を活用しないのか、また県下の自治体では退職教員を雇用して各学校に配置しているが、行き届いた教育環境を充実させるために、教育長の回答を求めます。

再質問は自席で行います。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 市長、教育長へのご質問でございますが、まずは私の方からご答弁申し上げます。

運動団体の補助金につきましては、これまでの協力関係によって得られた成果を踏まえて、今後も同和問題解決に向けて運動団体の教育、福祉、健康、就労、その他生活全般の様々な分野での学習活動、相談活動あるいは啓発活動など、自主的活動を支援していく必要がありますので、筑紫地区4市1町で組織します筑紫地区人権同和行政推進協議会の中で協議をしながら、縮減の方向で進めております。

次に、今後の人権同和行政の方針としましては、国の特別対策としての財政上の時限立法としての、いわゆる地対財特法は平成14年3月末で失効しましたが、平成14年太宰府市同和対策審議会答申に基づいて策定しました太宰府市人権同和政策基本方針基本計画によりまして、国の財政上の特別措置としての同和対策は終了しましたが、同和問題解決への取り組みの終了を意味するものではなく、太宰府市同和問題実態調査結果で残された課題が明らかとなりましたので、今後も同和問題解決に向けて、人権同和行政を推進してまいります。

また、今後の人権同和政策予算編成につきましては、事業及び補助金の予算編成を行うに当たり、地区からの要望書や運動団体との協議を行い、地域事情等を十分把握しながら、個々の要求事項が同和問題の解決に向けて真に必要なかどうか、また市民に理解と共感、支持が得られるのかとの判断を行い、予算編成を行ってまいります。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 件名ごと。

（19番武藤哲志議員「1項目だけはもう教育委員会の回答もらいま

す。教育委員会の同和問題に対する回答求めたんだけど」と呼ぶ)

教育長。

教育長(關 敏治) どうも失礼いたしました。

太宰府市といたしましては、計画にもありますように、人を大切に、豊かな心をはぐくむまちづくりといたしまして、その一つの項目といたしまして人権の尊重と同和対策の充実を上げております。また、21世紀というのは人権の世紀と言われるように、人権というものが非常に尊重される時代であると考えております。

一方では、さきの答弁にありましたように、部落差別ということについてそういうのがまだ残ってるというのも事実だととらえております。

こういうふうなことから、今後人権教育、人権啓発はより一層重要になるものだというふうに私自身とらえているところでございます。こういうことをもとにしながら、今後同和教育、それからその啓発等を含めたことを中心にしながら、一層人権教育、人権啓発が進むように取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長(村山弘行議員) 19番武藤哲志議員。

19番(武藤哲志議員) 私の質問した内容については、何か大まかな形で回答されておりましたね、私は太宰府市の問題を言ってるわけですね、4市1町で縮減ですか、縮小みたいな。私が言っとるのはそうじゃないんです。

今言ったように、はっきり言って太宰府、これいろいろ決算を議会なんかも出していただいでみますと、早う言えば全額市民の税金で6,000万円を超えるこの運動団体にかかわる補助金を出されてるんですよ。で、これ予算編成方針見ましてね、大変財政厳しいのわかりますが、平成17年度は4億1,679万9,000円も税源が不足すると書かれとるんですよ。激しいことになりますと平成19年度は8億1,907万3,000円も財源が不足すると書いてある。そのために、あなた方はどうしてるのかというのは、延ばす勇気、やめる勇気、変える勇気が必要だと、こう書かれてる。そして、補助金の見直しの方針が出されておまして、具体的なものが出されておるんですよ。なぜここだけ4市1町で協議しなきゃいけないんですか。太宰府市の問題でしょ。私が言ってるのは、市単独事業として、早う言や投げ渡しの金ですよ。何のメリットがありますか。人権同和とか言うけどね、啓発が必要ですからこういう給付なんかはやめる必要がありますよ。ここ私、解放同盟の去年のあの部分持ってきてますが、はっきり言って人件費でしょ、これ。全国大会に早う言や旅費、日当、行動費まで払って行かせてる。こんなお金が幾ら使われてるかということ、何と1,187万2,416円ですよ、1つの団体だけで。研修費という名目で。あなた方は行政視察するとか研修行くのに、それさえ予算も削られてるでしょ。議会だって、どうしても予算措置がとれないから10%削ってくれと来てる。ところが、何でこんなに固定資産税だとか都市計画税、住宅家賃、保育料の減免、医療費、奨学金ですね、進学奨励金として渡しとる、貸付金じゃない。運動団体に出してる金額も、はっきり言って1,700万円近く

ある。これを見直してくださいと言っとんですよ。見直すという方針はあるけど、ここだけは4市1町で協議するという事は、そりゃ運動団体の補助金は4市1町で協議する必要もあるかもしれませんが、まずこれが1点。

だから、自分のところのまちの問題ですが、あなた方が早う言ややめる勇気を持つか、変える勇気を持つかということ自分で言っというて、自分でしないと思う。

それから、この要求書、11月9日に出してるこの要求書を見てびっくりしましたよ、こんな要求書。早う言えばこんな要求書をね、行政側が受けられて、これに答えるような今答弁されたんですが、こんな要求書を受けられてね、これ実施されたら太宰府市はもう破産しますよ。そんなことをあなた方は内部で検討しないんですか。私が言ってるのは、本当に太宰府の市民の血のにじむような税金を納めたやつがこういう6,000万円も7,000万円も全体的には大変な税金が使われてることを見直してください、来年度どうするんですかと言ってるんです。そのことに対して答えにならないでしょう。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） なぜ4市1町で運動団体の部分は4市1町なのかというお話でございますが、これにつきましてはいわゆる筑紫地区協議会という部分が、相手方がございまして、その4市1町でこの問題については今までに協議をしながら、4市1町の中での一定の方向性を出しながら、そしてその方向性に向かって進めてまいるという部分がございまして、そういう形に行っておりますが、個々の先ほど出ておりますいろんな給付等々につきましては、先般から申し上げておりますが、39回にわたります内部での検討委員会で十分協議をいたしまして、年々その結果に基づきまして縮減をしていっているものでございます。

それから、もう一点目の要求書でございますが、要求書が先ほど議員の方からご指摘がございましたように、11月9日付で出されております。その出されました要求書につきまして、それぞれ今各部の方で検討すべく回答的な部分を今作成中でございます。まとめましたら、市の全体の意向として、それをどういうふうな形でその要求書には答えていこうとするのか、調整をさせていただきたいというふうに思っております。

そうしたことでございますので、あくまでもそういう要求書が現時点では出されておること、私どもの方はそれに向けて、どういうふうに対処していくかというのは、今後の課題という形にしております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 市長や教育長に回答を求める前に、収入役、予算編成方針で太宰府の財政が厳しいのはわかってるということで、あなたは収入役さんですが、こういう財政の厳しい中に、こんなその運動団体から要求されたもの、今までやってることを見直しや、あなたの方は三役の一人でお金を預かる責任者ですが、あなたの個人的な見解はどうか。

議長（村山弘行議員） 収入役。

収入役（松島幹彦） 基本的には、議会の承認を得た予算を適正に執行するのが私の役目でございます。行政の施策、このことについて口出しする立場にはないというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） じゃあ、その議会が認めた予算を執行するわけであって、もうそいじゃあその予算編成方針はあなた方、三役でなくて市長にしかないということですか。

議長（村山弘行議員） 収入役。

収入役（松島幹彦） そうでございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） そいじゃあ、市長に聞きましょう。

市長、本当に今この財政の厳しい中にね、早う言えばほかの団体から要求書が来たって、そりゃ一切認めないでしょう。今日の朝刊、昨日の夕刊にも載ってましたが、福岡市で太宰府で大変お世話になった法学教授の浅野教授が補助金を見直しをこう方針出してますよね。5万円の補助金削ってんですよ。博多座のああいう文化財の文化活動まで補助金削ってるのに、何でもここだけ7,000万円も、事業費入れたら2億8,000万円も含めて、そんな一般財源を積み込まなきゃいかんのですか。市長、その辺はやはり今部長や答弁したように、見直しを指示をさせるのか。今、収入役は市長が編成局、私は執行権と言った。あなたが執行権持ってるんですから、予算編成方針については自分ところの自治体、4市1町は関係ない。太宰府だけをどうするんですか。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 同和運動団体への補助金、予算の事業費の予算編成でございますが、もちろん本市といたしましては、同和問題につきましては平成13年の末のいわゆる地对財特法が失効いたしましたけれども、残された課題につきましては取り組んでいく、これはもちろん同和対策の総合計画の中、あるいは人権都市宣言に関する条例等に基づきまして、残された課題には取り組んでいくということを私は申し上げております。

ただ、現実の予算、あるいは事業の内容等を検討して、削減すべきもの、あるいはもう既に事業として目的を達成したもの等々につきましては、本市といたしましては内容検討、部長が答弁いたしましたようにそれぞれの個々の予算につきまして、削減すべきもの、廃止すべきもの等々、今検討しておるところでございます。

ただ、何度も申し上げますが、運動団体への補助金でございますが、これは4市1町で筑紫地区の人権同和行政推進協議会がございます。その中で、4市1町でそれぞれの分担割合をしながら、補助金を出しておるわけございまして、来年度予算につきましては削減する方向で検討する、進めていくということを4市1町、それぞれの首長で確認して進んでまいりたいというところでございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 教育委員会に私も議会全員で同意したんですが、政府の同対審審議委員をされた大変すばらしい方が今度教育委員に稲積先生、なっていましたよね。やはり同和行政についても、どこもそうなんですが、やはり法律が失効した後、財政的な問題があってどう見直していくか、終結宣言を各自治体が出してるんですね。教育委員会でも大変すばらしい方がなったんですが、やはり教育行政の同和の問題の啓発、教育と、それからやはり給付の関係は別だと思うんですよね。その辺は教育委員会の中で稲積先生が教育委員になっただけでしたが、その辺は煮詰める考え方はありますか。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 同和問題に関する事業につきましては、市の方で事業検討委員会を構成しておりますので、そこで十分に協議しながら、特に予算の絡むものについては協議させていただいて、進めていくこととなります。まだ新しい構成になっておりませんので、そのことについてはちょっと今述べるのは控えさせていただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 今市民部長が回答しましたがね、来年ははっきり言って本当年金控除や減税も縮小される、それから所得のない主婦もですね、均等割もかかる。本当に来年は深刻というか、そういう状況の中で、大変国民健康保険にもはね上がってきますし、そういう状況の中で運動団体の補助金はどう見直すのか。それから、まずある一定こういう増税になる、こういう状況の中で固定資産税や都市計画税や住宅の4割減免や保育料の30%の減免、こういうものは内部的にはどう見直していこうとしてるのか。一部の人だけにそういうものを認めさせるようにしてるのか、今度は助役から回答いただきましょうかね。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） 武藤議員の同和対策のあり方といいましようか、見直し等についてどう考えてるかというようなことですが、私ども基本的に平成14年3月には議会の中で今後の同和対策事業についての要望決議もいただきました。

私どもは地域住民の方々の、どの行政でも同じでございますけれども、さきにもお答えしましたけれども、実態、状況がどうであるのかというふうなことをまずもって把握しながら、行政に反映させていくというようなことが大事であるというふうに思っております。

この同和対策特別事業でございますけれども、平成14年3月に法が終了、確かにいたしました。私ども絶えず全面に出しておりますように、この法の終了が同和問題の差別がなくなったというようなことではないと。しかしながら、一般施策に変わったわけですから、特別の一般法に優先して今まで三十数年行ってきたわけですがけれども、事業実態から見て一定の成果があるというふうな評価、あるいは心理的な差別等々については、一般的にはさほどないようが見えますけれども、直接的に自分にかかわりが出てきたとき、身近になってきたときにそのことがまだまだ差別意識として出てくると。そういった中においては、私どもは実態がある以上は一般施策の中においても、この解消に向けての努力はしなきゃならないというふうに思ってお

ります。

今ご指摘の41項目について、39回にわたりまして事務事業の見直しを行ってまいりました。その中には、廃止すべき事項というようなことで、既に廃止してるものもございます。継続あるいは段階的縮小というふうなことで、廃止の周期を決めて今現在行っております。この市の一般単独事業で行っておりますのは、武藤議員もご指摘のとおり4市1町とはかかわりはございません。市の主体性をもって、そのことについてどうであるかと。例えば、同和問題の解決に本当に役立ったかどうかと、あるいは真に地域住民の自立向上に役立ってるかどうかというような視点、あるいは市民の理解と共感、支持が得られてるかどうかというふうなこと、すべてにわたりまして税金の使い方だというふうに思っておりますので、市民の皆さん方が納得できるような形の中で主体性をもって、これは平成17年度以降、市長がただいま説明をしましたように平成17年度以降の中で削減に向けて、削減っていいますより通常のものに戻していくというふうな考え方に基きまして、私どもはこの同和問題の事務事業、予算の平成17年度等についてもそういった方向でやっていきたいというふうなことで考えております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず、本当いつまでもこんな状況をですね、単年度独自事業、市独自の給付とか補助事業を続けていくことは、1年で見ると6,000万円か7,000万円か知りませんが、全体の補助金から見ると突出してますよね、それを改めていただく。これは5年でいくと3億5,000万円、10年だと本当元利にしてたら10億円ですよ。10億円ということは30億円の仕事ができる金額、借金払っていけばね。それだけ、ただしこれは何の早う言えば給付したからといって、そういうものが成果としてあらわれるかっていうと、自立しなきゃいかんということを受けとめて、内部的にも検討してですね、やはり団体に堂々と、だからこういう問題が出てきたときに、あなた方が悩むんじゃなくて、議会にもこういう要求が来てるということですね、やっぱ投げかける必要もあるんじゃないですか。今後、また来年の予算編成がありますから、その時点でお聞きをしましょう。1項目は終わります。

2項目の回答をお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 上下水道部長。

上下水道部長（永田克人） 2項目めの県営山神ダム上流産業廃棄物処分場対策につきまして、市長に答弁ということでございますけど、私の方から回答申し上げます。

平成11年10月6日の死亡事故発生後、再三にわたりまして福岡県及び県議会に対しまして、筑紫野市、小郡市及び山神水道企業団と連携いたしまして、要請活動を行ってまいりました。

特に、昨年の10月23日の業の許可更新時期に当たりましては、3市議会及び山神水道企業団議会から、また産廃連をはじめとする市民団体から県及び国への要望活動をいただき、今月下旬には環境省の立入調査が予定されているというふうに聞いております。

県外から大量の産業廃棄物が搬入されていることにつきましては、新聞紙上並びに山神水道企業団議会、全員協議会での報告を受けまして、承知したところでございます。今後の行動に

つきましては、筑紫野市をはじめ関係団体及び山神水道企業団等と連携を密にしながら、努力してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） そういう立場に立っていただいていることもよくわかっておりますし、先日も山神水道企業団に議運の岡部委員長、それから議会選出の安部陽議員と私も行きまして、当日写真など、関東、関西から8隻の船で持ち込まれてる写真も見ていただきましたが、ところがですね、筑紫野市の市議会はやはり批判をしてるんですね。やはりこの筑紫野市だけに何かこう全部押しつけてるというか、もう少しこの太宰府、小郡の市長さんはじめ議会もバックアップしてくれんかという意見が議員の中から出てきてるわけですね。

で、この前も11月24日に筑紫野市議会が抗議文を県に出しておりますし、筑紫野の市長だけが11月30日に要望書を出しておりますが、やはり私ども山神ダムから水をいただいとりますし、それと同時に何らかの形でですね、こんなにお金がかかるものじゃありませんから、ぜひ担当部として市長を支持していただいて、ぜひ3市企業団、心配がいっぱいあるしですね、ぜひ県に要望とかそういうものを出すように、市長としては最終的に合意の文書に決裁押すだけでしょうが、その辺市長、支持をしていただいてですね、やはり筑紫野市から呼びかけるんじゃないくて、太宰府市の方からも小郡と協議していただいて、内容な問題わかると思いますが、ぜひ担当部の方に支持をいただけますか。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま山神ダム上流の産廃の処分の問題でございますが、私といたしましても筑紫地区の20万市民の命の水がめであります。そういう意味からも、その上流に存在いたします処分場につきましては、抜本的な対策が講じられるよう再三にわたりまして要請等もいたしたわけでございます。

将来にわたりましては安全宣言が行われる日まで、山神水道企業団はもちろんでございますが、関係団体とも十分連携を取りながら取り組んでいきたいと思っております。

なお、事務的には筑紫野市とも十分連絡を取りながら、進めることをお願いしたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） ぜひこういう違法行為を繰り返しですね、環境省まで12月24日に立入調査をすると。一時、昨年10月23日に搬入がとめられたために、筑穂町に全部ごみが持ち込まれて、筑穂町は飯塚周辺まで被害が出ております。1億5,000万円の賃借権を設定されて、そして筑穂町にごみが持ち込まれたと、産興のごみがですね。そのために筑穂町の町長、お医者さんですが、町挙げて反対運動して、ところがもう入れるだけ入れて逃げられてしまったという状況なんです、ここは2か所もそういう状況にならないようにですね、強く県に働きかけをしていただくようお願いをしておきます。

そいじゃですね、3点目の中学校給食ですが、今日アンケートの回収状況、議員の方にも配付されてるようですが、再度報告を教育委員会から受けたいと思います。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 市長、教育長ということでございますが、私の方から答弁をさせていただきます。

中学校給食についての方針につきましては、本年6月の定例議会におきまして武藤議員から一般質問があり、答弁をさせていただいたところでございます。その後、11月には学校関係者並びに一般市民を対象にした中学校給食についての意向調査を実施したところでございます。

意向調査結果につきましては、小学校5、6年生及び中学校1、2年生並びにその保護者、合計4,570人に依頼し、3,884人から回答を得ることができました。回収率は85%でした。中学校教師は115人に依頼し、87人から回答があり、回収率は75.7%でした。

また、無作為に抽出し、調査を依頼しました一般市民2,000人につきましては、850人から回答があり、回収率は42.5%でした。合計では72.1%の回収率となっております。

現在、意向調査の取りまとめ、分析作業を行っており、調査結果の報告は2月上旬といたしております。今日まで中学校給食につきましては、学校時制の問題や教育課程上の問題、施設面などの問題から、中学校給食の実施は困難であると答えてまいりました。しかし、今回中学校給食についての意向調査を実施しましたので、教育委員会としましても長年の懸案事項でございます中学校給食について、今後の方針、方向性を出すための検討に入りたいと考えております。検討には、今回の意向調査の結果や、さらには太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員会の審議結果、本市の財政状況などを十分見きわめながら、教育委員会としての方針を出してまいりたいと考えております。

なお、方針、方向性を出すには、いましばらく時間をいただきたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上です。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 市長、今教育部長が報告したんですが、アンケートの中、いろんな形で階層別、小学校から中学校、そして父母、教師、こういう状況の中で中学校の完全給食になった場合とか、いろんな部分があると思うんですが、給食費は幾ら出せるかという4,500円から6,000円までの欄まで設けられておりましてね。当然給食費は父母負担にもなるわけですが、市長はまず教育委員会がやりたいって言ったときに、先ほども言ったように財政的な権限は市長が持ってるわけですから。やはり市長が余りこう、これはいつの新聞ですかね、前原で教育長と市長が何か争ってるこの部分がありましてね、教育長はでけんと言う、市長はせれと言うね。うちは大体どうなるのか、ちょっとはっきり聞いておきたいなど。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 中学校給食につきましては長年の懸案でございますが、ただいま教育部長が

申しあげましたように、今回の調査結果、また議会で設けていただいております特別委員会の審議がなされております。今後、教育委員会におきましても検討がなされるわけですが、市といたしましても教育委員会の方針なり、方向性が決定される前には中学校給食につきましての協議をさせていただきます、市としての方針等を示したいと考えております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 特別委員会も一生懸命ですね、調査研究をしていただいたり、どうするかという論議をいただいとりますが、最終的には教育委員会の方針、それから市長の方針や特別委員会の結論ですり合わせをしながら、問題は子どもたちのためにはどれが一番いいのかと、財政的な問題もいろいろ出てくると思うんですよ。ただし、それに決まればね、やっぱそれに従うのはルールですから、ぜひひとつ特別委員会、教育委員会、市長局とも今後の子どもたちのために、これだけ素晴らしいアンケートをとっていただいているわけですから。ちょっと残念だったのは父母のアンケートの結果が50%を切っておりますが、それなりに成果として出るんじゃないかと思いますが、2月そして3月には議会側にもある一定のですね、平成17年度の予算編成方針にあわせて、今後の見通しについては市長、教育長、教育委員会、議会の特別委員会と方針的なものを出していただきたいと。もう2年たってますから、実施の段階で4年たったときにはですね、議会としても余りにも時間がたち過ぎるんじゃないかというふうに受けとめますので、その辺はよろしく願いしときます。

あと、最後に30人学級の回答を教育委員会から受けます。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 教育長ということでございますが、この件につきましても私の方から答弁をさせていただきます。

30人学級を県に申請についてでございますが、私どもといたしましても、県に対し福岡県市町村教育委員会連絡協議会を通して陳情を行い、30人学級の実現に向けた学級編制の弾力化と小学校教員配当基準の見直しによる増員を図るよう重要陳情事項としてお願いをしているところでございます。

次に、少人数学級編成研究指定校でございますが、この制度が来年度継続されるかについては、県からの通知が参っておりません。現段階では活用についてお答えしかねるところですが、この制度につきましては、本年3月議会において山路議員からもご質問があり、小学校2年生までの学年で平均クラス人数が35人を超える学校において、各学校へ1人から2人配置されている指導方法工夫改善定数教員をクラス担任に振りかえることにより、35人以下の少人数学級編制の実施に係る研究を行うものですが、昨年度小学校へ希望調査を行いましたところ、希望する学校がございませんでした。

3月議会と同じような回答になりますが、学校に配分された指導方法工夫改善定数教員を活用して、国語、算数などの主要教科でクラスを半分に分けた少人数授業を平成14年度から始めており、この定数を毎年変動があるクラス人数によって指導方法工夫改善や少人数学級編制研

研究指定とその都度変更するのは、教育現場に混乱を招くおそれがあること、研究継続期間が定かでないこと、少人数授業を行う学校との格差が生じることなどによるものと考えられます。このことから、現在実施している他市の状況等を見守っていきたいと考えております。

また、退職教員を雇用して、各学校に配置してはとのことですが、先ほど申し上げました諸問題や財政上の問題もございますので、今のところ検討しておりませんので、ご理解願いたいと思います。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） ただね、去年はもうぎりぎりいっぱいだったんですよ。それでもぎりぎりいっぱいだけど、県下で先ほども言いますように12市と町で28校と6市町11校が申請をして受け付けたと。

で、教育長も学校にどうかということで希望をとったということですけど、福岡県ははっきり言って今年もやりますと言ってるわけですよ。だから、やるならばできれば一番水城小学校、水城西、太宰府というのがいつも生徒数で、いつも学期末のもう入学式の前日にどうするかまであれしてるわけですが、前もって申請をされたらどうですかと私言ってるわけですね。だから、県ははっきり言って福岡県は小学校1、2年生については研究指定校という制度を持ってるわけですから、この普通の研究校というのは、いろいろ学級を参観してもらったり、県下の先生たちを呼んでとか研究テーマとかっていう、そういう難しいものじゃなくて、たったB4の報告用紙2枚書くだけなんですよ。その辺、教育長、間違いないでしょうか。今県下の、はっきり言ってその39校はそういう状況で報告書を今つくってるわけですからね。

（教育長 關 敏治「詳しいこと知りませんが、簡単だったっていうことです」と呼ぶ）

だから、ぜひね、今年は太宰府ははっきり言って隣の二日市小学校と二日市東小学校は受けてるんですよ。それから、大野城市の小学校が受けてますしね。この近くではそういう状況で、大野城市と筑紫野市が受けてますが、太宰府も今年は早目にね、小学校では40人とか35人という部分については県の制度があるがどうかという形で、やはり1年でもちょっと小学校へ入ってくる児童がゆとりがあればですね、違うと思うんですが。今年は教育長、そういう形で教育委員会も開かれると思うんですが、まだ県がどうなるかわからんと言うけど、県はそういう制度を持ってるわけですから、私でもわざわざ福岡県で少人数学級の研修を県で受けてきたわけですから。その辺どうでしょうか、教育委員会としては。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） この3月にお答えしたことと似てる答えになるかと思いますが、加配が学校によって違いますけど、1人か2人、指導方法工夫改善という形で加配されますので、その人たちをどんなふうを活用するかということだと思っております。

今のご提案は、1年生か2年生の学級の人数を減らして、そしてゆとりのある学校生活をし

たらどうかというふうなご提案だというふうに私は受けております。

現在各学校でやっておりますのは、その加配された先生方を、例えば国語の時間とか算数の時間、学力差の問題がありますので、その方々を入れまして、学級とか学年を解体して少人数で指導するという形で使っているところでございます。実はこれが今の転用できるという制度ができる前から、学年を解体して少人数で指導したらどうかということで加配が始まったんですが、そのときにですね、実は新しい方法として習熟度によるグループ分けというものが取り入れられてきまして、それまではですね、なかなかその習熟度によるグループ分けというのでできにくいといいましょうか、しなかったといいましょうか、そういうふうな経過がありまして、保護者へまたは子どもたちにも随分とこういう形でやりますという説明をしてきた経緯がございます。

そういうことで、1年生から6年生まで、ただし今言いましたように国語とか算数のある限られたところですけど、全部のその学校の子どもたちが指導の恩恵を受けるような形で来たわけなんですけど、今の提案になりますと、1年生とか2年生だけに限られてくると。どちらを選ぶかというようなことになるんじゃないかと思えますけれども、そういうふうな経過があります関係で、例えばもう3年生以上はありませんよというようなことは、やっぱり簡単に言うことはできにくいということと、もう一つは今言いましたように、習熟度別による授業の先生方の技能といいましょうか、能力といいましょうか、今まで余りやったことのないような、そういう指導方法の問題とか、それに伴う教材をどう研究するかとか、学校体制はどんなふうにしたらいいとか、教室をどんなに使ったらいいかというような、そういうふうな単に分けたらできるという話じゃなくて、学校全体をどう動かすかというようなことにも波及する問題でありまして、それだけにですね、今までやってきている少人数の、例えば国語とか算数とか限られた教科ですけど、その指導方法をじゃあ今度から簡単に1、2年生の方に回しまして、こちらはやめてしまいましょうというような結論になってないというのが各学校から出てきた結果でないかと私自身はとらえております。

こういうこともございますので、私ども教育委員会としては先ほど部長が申しましたように、少人数学級の実施と同時に、そういういろいろ分割して指導ができるような、そういうふうな人数配置の要望をぜひお願いしたいというところで進めているところでございます。

武藤議員からの提案とか少人数学級の指導の方法とか、またはその成果とかということにつきましては、大変私自身も関心は持っているところでございますけれども、本市の場合、今述べましたような事柄で各学校ともある教科を限って、そしてそこで習熟度とか興味、関心に応じた学習とか、また課題に応じた学習を進めるということで、加配された教員を有効に使ってという状況でございます。どうかその辺をご理解いただければと思います。

以上です。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 学校としてはね、小学校、中学校についてはそういう制度があります

よと、私の方は利用したらどうですかと。昨年度も県下もいるんな形で利用されてますから、やはり行き届く教育をしようと思えば、制度として福岡県は1年生と2年生とある。

県下、まだ認めてないのは県にお願いしなきゃいけません、市単独事業としてね、退職者を雇うことは県に許可をもらわなきゃいけませんから、なかなか今県の段階では認めませんがね、やはり全国では退職した先生たちを嘱託、非常勤講師として年間200万円ぐらいでお願いして入ってるところもあります、福岡県が認めればいいことですが、本当にこの太宰府市の、先ほども安部議員や大田議員からも教育問題についてですね、質問があつてのように、太宰府市の子どもたちを教育委員会や太宰府市や議会がどう配慮してるかということになるわけで、制度的なものがあればどんどん利用する。それを補うためには、市財政や教育委員会はどうするかというのがやはり仕事だと思いますので、今後の教育行政については制度の活用と充実にぜひひとつ考えていただきたいと。

10分残して終わります。ありがとうございました。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員の一般質問は終わりました。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は2月15日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後6時21分

~~~~~

1 議事日程(4日目)

[平成16年太宰府市議会第4回(12月)定例会]

平成16年12月15日

午前10時開議

於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質問者氏名<br>(議席番号) | 質問項目                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 渡邊美穂<br>(8)     | <p>1. 財政再建と補助金制度の見直しについて</p> <p>(1) 来年度予算について。</p> <p>(2) 今後の財政計画について。</p> <p>(3) 補助金制度の見直しについて。</p> <p>2. 自転車の交通マナーについて</p> <p>(1) 無灯火の自転車問題について。</p> <p>(2) 交通マナーの徹底について。</p>                                                                                                             |
| 2  | 後藤邦晴<br>(3)     | <p>障害者福祉について</p> <p>(1) 抗議行動に対する管理規定とその対処について。</p> <p>(2) 支援費制度における支給時間の限度について。</p> <p>(3) 支給時間に係る予算額について。</p> <p>(4) 生活保護の対応について。</p> <p>(5) 本市の身体障害者福祉協会の見解について。</p>                                                                                                                      |
| 3  | 安部啓治<br>(10)    | <p>二酸化炭素削減について</p> <p>(1) ゴミ減量について(買物袋、トレー等)。</p> <p>(2) 太陽光、風力発電の取り組みについて(エコ対策)。</p>                                                                                                                                                                                                       |
| 4  | 橋本健<br>(4)      | <p>1. 青少年育成「市民の会」について</p> <p>市民の会支部活動アンケート検討委員会の最終報告によると、24支部中9割が活動実績がないため、支部解散に落ち着きつつある。しかし、現在社会問題化している青少年関連の事件多発といった実情を正視し、支部組織の問題点を探り、組織の見直しとその必要性を訴えたい。</p> <p>2. ゴミの不法投棄について</p> <p>日本人の公共心の乏しさから不法投棄の問題を抱える自治体は多い。撤去しては投棄されるといういたちごっこ傾向にあるが、本市において不法投棄の現状と監視体制が万全かどうか、その対策について伺う。</p> |
|    |                 | 防災工事及び地域防災計画見直しの実施状況と計画について                                                                                                                                                                                                                                                                 |

|   |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5 | 不老光幸<br>(7)  | (1) 四王寺山山麓、宝満山山麓、御笠川河川の防災工事の実施状況と計画について<br>(2) 地域防災計画見直しの実施状況及び計画について                                                                                                                                                                                                                      |
| 6 | 佐伯修<br>(14)  | 1. 落書き対策について<br>(1) 特殊な図柄を書いているが、どういう人達を書いているか、調査をしているか。<br>(2) 先日の決算特別委員会後の経過は。<br>(3) 発見隊、消し隊等をつくってはどうか。<br>2. 吉松地区の地下水の水質について<br>(1) 5年で7倍のマンガンの量が検出されたが、知っているのか。<br>(2) 佐野区画整理の影響による近郊の地下水の変化について調査する必要があるのではないか。<br>3. 男女共同参画について<br>将来の人口減少、つまり少子化につながる重要な施策であると思うが、市長はどのように考えているのか。 |
| 7 | 山路一恵<br>(11) | 1. 個人情報保護条例について<br>今議会で提案されている個人情報保護条例について、市の見解を伺う。<br>2. 男女共同参画について<br>条例制定を前に、市の考えを伺う。                                                                                                                                                                                                   |
| 8 | 田川武茂<br>(16) | 君畑交差点角のレストランフォルクスの存続について<br>君畑交差点角の土地一体を第一経済大学が買収し、駐車場整備を計画している。レストランがなくなることにより地域の活性化に影響してくると考えるが、市の考えを伺う。                                                                                                                                                                                 |
| 9 | 小柳道枝<br>(12) | こども条例の制定について<br>(1) 子ども的人格を健全に育てていくためにも大人の責務は大きいと考える。本市の現状を伺う。<br>(2) 本市においての子ども条例制定は急を要すると考えるが、市の考えを伺う。                                                                                                                                                                                   |

2 出席議員は次のとおりである(20名)

|     |       |    |     |      |    |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番  | 片井智鶴枝 | 議員 | 2番  | 力丸義行 | 議員 |
| 3番  | 後藤邦晴  | 議員 | 4番  | 橋本健  | 議員 |
| 5番  | 中林宗樹  | 議員 | 6番  | 門田直樹 | 議員 |
| 7番  | 不老光幸  | 議員 | 8番  | 渡邊美穂 | 議員 |
| 9番  | 大田勝義  | 議員 | 10番 | 安部啓治 | 議員 |
| 11番 | 山路一恵  | 議員 | 12番 | 小柳道枝 | 議員 |

13番 清水章一議員  
15番 安部陽議員  
17番 福廣和美議員  
19番 武藤哲志議員

14番 佐伯修議員  
16番 田川武茂議員  
18番 岡部茂夫議員  
20番 村山弘行議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(32名)

|                 |      |          |       |
|-----------------|------|----------|-------|
| 市長              | 佐藤善郎 | 助役       | 井上保廣  |
| 収入役             | 松島幹彦 | 教育長      | 關敏治   |
| 総務部長            | 平島鉄信 | 地域振興部長   | 石橋正直  |
| 市民生活部長          | 関岡勉  | 健康福祉部長   | 古川泰博  |
| 建設部長            | 富田讓  | 上下水道部長   | 永田克人  |
| 教育部長            | 松永栄人 | 監査委員事務局長 | 花田勝彦  |
| 総務部次長           | 松田幸夫 | 地域振興部次長  | 三笠哲生  |
| 健康福祉部次長         | 村尾昭子 | 総務課長     | 松島健二  |
| 行政経営課長          | 宮原仁  | 財政課長     | 井上義昭  |
| 地域振興課長          | 大藪勝一 | 産業・交通課長  | 松田満男  |
| 市民課長            | 藤幸二郎 | 環境課長     | 蜷川二三雄 |
| 人権・同和政策課長       | 高田克二 | 福祉課長     | 新納照文  |
| 子育て支援課長         | 和田敏信 | 建設課長     | 武藤三郎  |
| まちづくり技術<br>開発課長 | 大江田洋 | 上下水道課長   | 宮原勝美  |
| 施設課長            | 轟満   | 教務課長     | 井上和雄  |
| 学校教育課長          | 花田正信 | 社会教育課長   | 志牟田健次 |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名(5名)

|        |      |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 白石純一 |
| 議事課長   | 木村洋  |
| 書記     | 伊藤剛  |
| 書記     | 満崎哲也 |
| 書記     | 高田政樹 |

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員数も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1 一般質問

議長（村山弘行議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

8番渡邊美穂議員の一般質問を許可します。

〔8番 渡邊美穂議員 登壇〕

8番（渡邊美穂議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、2項目にわたり質問いたします。

国の三位一体改革が進み、税源が移譲され、自治体の経営手腕がますます問われてまいります。しかし、現実には、本年度でも国からの交付税・補助金が、本市の場合は約6億円削減されました。予算総額約230億円の本市にとって、6億円もの削減ははかり知れない影響があったと思います。また、来年度以降は、より削減の幅は広くなることを予想しなければならない状況を考えたとき、私は市財政の将来に非常に大きな危機感を持ちます。さらに、一般家庭で貯蓄に当たる財政調整基金も、今年度と来年度予算の赤字補てんによってほとんど使い果たしてしまう状況ではないかと思っております。このような応急手当てをしても、経常収支比率の悪化は進み、昨年度の93.8%という数字は、民間企業で言えば既に倒産寸前と言えるでしょう。市財政について、早期に抜本的な改革を行わなければ、間違いなく近い将来赤字再建団体へと転落するでしょう。私は、昨年より一貫してこの問題を執行部に提起してまいりました。

そこで、まずお尋ねしますが、平成17年度の予算編成に当たり、厳しい財政状況の中でも特に最大の投資的経費とも言える、教育、子育て支援などの、近隣の市町と比較しても遅れている太宰府市の施策を今後どのように発展させていかれるのか、まず市長のお考えをお伺いいたします。

また、現在3億円から4億円とも言われている各種団体への補助金について、その制度から見直しを行うべきだと考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

次に、第2項目めは、自転車の交通マナーについて伺います。

最近、夜も無灯火で、しかもかなりのスピードで走る自転車を多く見かけます。これは、車の運転手や歩行者にとっても非常に危ない行為です。また、携帯電話などをかけながら、片手で運転している方も増加しています。自転車の歩道乗り入れについて道交法が改正され、「自

「自転車通行可」の標識があるところは、自転車が歩道に乗り入れることが認められるようになりました。しかし、市民へその周知が行われておらず、見ていますと、本来乗り入れてはいけない歩道を自転車が占拠し、高齢者やジョギングする人が自転車を避けて、車道を通行されているところもあります。このような自転車の運転マナーについて、通学に使っている学生の指導について学校側へ何か要請をされているのか、また本来模範とならなければならない大人に対して、市は、警察や自転車の販売店などと連携しながら、自転車の交通マナーが徹底される努力をすべきだと思いますが、ご見解をお聞かせください。

回答は、項目ごとをお願いいたします。再質問は自席にて行います。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 市長からの答弁ということでございますけども、まずは私の方からお答えをさせていただきます。

11月26日に、政府与党で合意されました三位一体の改革の全体像では、平成17年度、それから平成18年度において地方への補助金を削減するかわりに、本年度を含め2兆4,000億円の税源を地方へ移譲することが固まっております。しかしながら、地方交付税につきましては、地方団体の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保されるというふうになっておりますけれども、昨日意見書を議決していただきましたように、さらに1兆円以上の削減を行うといった財務省の方針が出されるなど、予断を許さない状況にあります。

こうした状況を踏まえまして、平成17年度予算編成におきましては、限られた財源の中で効率的な予算配分に努めているところでございますけども、継続事業をはじめまして、増え続けております社会保障費や災害復旧事業、それに大野城環境センターの最終処分場の改修事業、昨日も質問がありましたように、高雄中央通り線の整備事業など、多くの財源を必要とする事業がまだ残っております。そういうことから、従来のような経費削減策ではこの危機的な財政状況を打開することは困難というふうに考えておきまして、枠配分による経常経費の削減、職員数の見直しを含む人件費の削減など、行政の効率化を進める一方、地方単独事業の見直しによる歳出削減など、抜本的な行財政改革が必要と考えております。

お尋ねの教育、子育て支援につきましては、次世代を担う子どもたちの健やかな成長のためには、社会全体で取り組んでいく環境づくりが不可欠であり、これら施策の充実と発展に努めていかなければいけないと考えております。こうした観点から、限られた財源を効率的に活用し効果を上げるため、なお一層の行政改革を推進するとともに、他の施策の均衡を図りながら、次世代を担う子どもたちをはぐくむための環境づくりを目指してまいります。

補助金制度の見直しにつきましても、厳しい財政上の中で、公平かつ効率的な補助金を支出していくことが重要な課題となっております。また、市民の関心も非常に高いというふうに思われますことから、補助金の目的、公益性などを勘案しながらも、補助金に充当する財源が不足するというふうに考えておりますので、さらなる圧縮が必要であるというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 一応、私は市長にご見解をお伺いいたしまして、今の総務部長からご返答いただいたんですが、これは市の方針として市長のお考えも同じであるというふうに確認してよろしいですか。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま本市の財政事情等のご質問でございますが、ご承知のように、地方公共団体の財政事情は非常に厳しゅうございます。特に、今国の方で三位一体の改革を進めておりますけれども、ご指摘のような財政調整基金等々につきましては、昨年ご承知のように、抜き打ち的と言っていいような地方交付税の削減等がございました。これによって、各地方団体の予算編成に大きな困難を来したのはご承知のとおりでございます。

本市といたしましては、このことにつきましては、昨日の議会の意見書のとおり、国に対しまして地方交付税等々の財源確保については強く要望したところでございます。本市におきましても、早く健全な財政状況確立する、これはもう当然のことでございますが、当面する財政の厳しさ、あるいは三位一体改革後の本市の財政事情、あるいは事業計画等々については十分見直しを行っていかなくてはならないのは当然でございますが、ただいま部長が申しましたとおり、本市におきましても、この太宰府市の健全な財政事情と同時に元気のあるまちづくり、両面の問題として取り組んでまいりたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 私が伺いたかったのは、厳しい財政状況の中でも、子育て、教育については、今総務部長の答弁にもありましたように、やはりこれは国の宝として発展をさせていくというお考えも市長もお持ちかどうかということを確認したかったのですが。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 財政事情等については厳しい折でございますけれども、市民生活、福祉行政、あるいはまちづくり等々に必要なものは、当然まちとしてやっていく必要があるわけございまして、その点に関しまして財政事情等々の中からおのずから行政需要の優先順位とかあるいはその緊急性とか、改めて見直す必要があるかと思っておりますが、教育あるいは子育て支援、これは当面の重要な政治的なまちづくりの事業かと思っております。最大限努力してまいりたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） どのような財政難であっても、教育、子育てについては、市の方針として発展させていくという市長のお考えを聞いて安心をいたしました。

補助金制度につきましては後ほど質問をいたしますけれども、市の財政再建のためには、まずこれまで市がどのように事業を推進してきたかを検証する必要があります。第四次総合計画に基づいて市の施策がどのように実行されているのか、ローリング方式で毎年実施計画が発表されています。今回の質問に当たり、平成13年度からの実施計画について資料要求をいたしま

したが、本年度この実施計画が議会には配付されておりません。本年度は、実施計画は立てられていないのですか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 今年度の実施計画につきましては、各担当の方から財源要望をとってヒアリング等を行いました。が、昨年の災害における復旧事業等の見通しがきちんと立っておりませんでしたので、財政的配分ということで、実施計画については策定をいたしておりません。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 本年度、この実施計画が策定されていないということは、太宰府市は昨年の実施計画に基づいて本年も、そして来年度も進めていかれるということでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 現在、平成17年度につきましては予算編成をしておりますが、実施計画についてはできるだけ立てたいということで、現在調整をいたしております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 平成17年度できるだけ立てたいというふうなご回答をいただきましたけれども、ここに11月28日付の西日本新聞の記事がございます。これは、小郡市が三位一体のありで、来年度からは実施計画も立てられないほどの財源不足だということを公表したものです。

実施計画を公表しないということは、このように新聞社も第一面で取り扱うほどの非常に大きな問題です。この小郡市の助役は、新聞紙面で予算という根拠がない実施計画を発表することは、市民に対して不誠実であると述べておられます。これは、補助金制度の見直しにもつながっていきますが、市民に対し理解と協力をいただくためにも、小郡市のように、太宰府市が今年度は実施計画も公表できない状況であるということ具体的にはわかりやすく市民に公表すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 実施計画を立てられなかったというのは、平成16年度についてはまさにそのとおりなんですけども、財政的予算配分で実施計画事業として事業の実施は平成16年度は行っておりまして、財源的には総合計画に基づく事業を行ってきたということですので、小郡市の状況とは少し違うと思っております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） しかし、経常収支比率等の財政面から見ますと、私は小郡市よりも太宰府市の方がはるかに財政状況は悪いように思います。

この実施計画は、総合計画という10年単位で立てられたまちづくり計画を実現するために、年次ごとに進めていく事業を予算を含め具体的にあらわしたものです。総合計画の前半が平成17年度で終了いたしますが、それ以前に実施計画に上っている事業ごとの実施率や進捗状況な

どがどのようになっているかを検証する必要があると思いますが、それは議会へ報告することが出来ますか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 事務事業の評価制度というのが昨年度からあっておりまして、その中で検討をし、検証しているということでございます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 事務事業評価の中で、第四次総合計画の実施計画に上っている事業ごとの進捗状況や実施率なども、すべて出されるということですか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 事業については、すべてを対象にしまして事務評価を行っておりますので、その中で評価がされてます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） この資料要求をいたしました平成13年度からの、この実施計画を見ておりますと、急遽中止になった事業や新たに生まれてきた事業が出てきています。なぜその事業が中止になったのか、またなぜ新たな事業が必要になったのかなどの疑問が生まれてきます。この実施計画はどのような経過をもって作成されているのですか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 新たに発生する事業もありますし、途中で引き延ばしをしたり、中断したりする事業はございます。これは、市民からの要望に基づいて新たに発生する事業というふうに考えておりまして、基本的には最終年度、新たな事業が出てきた場合は3年ローリングの最終年度に枠を入れるということで考えております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） そのように、事業っていうのは、やはりおっしゃるように、年度ごとに急遽いろんな問題が発生してきたり、昨年度の災害が起こったり等で変更することは多々出てくる可能性はあると思います。ですから、先ほども申し上げましたように、平成16年度の実施計画が立てられなかった、災害の復旧状況がどうなるかわからなかったというご回答ですが、その中でもやはり実施計画がなぜ急遽変更になったのか、なぜこういう状況になったのかということはきちんと発表すべきであったと思いますし、実施計画自体はきちんと立てられるべきものであったと私は思います。

この実施計画についてですが、市民の中には、この実施計画を非常に注意深く見られておられる方もありまして、市として廃止する事業、あるいは新たに新設した事業などについて市民の理解を得るために、その経過を含め、きちんと理由を公表し、説明すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

また、今申し上げました新規事業の一つであります太宰府館について、議会へは経費として年間約6,000万円かかると説明がありましたが、その点に間違いがないか、ご回答をお願いい

たします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 予算につきましては、市の広報で議決後公表をしますし、その中に実施計画事業はすべて含まれておりますので、それで理解をしていただきたいと思います。

それから、太宰府館につきましては、6,000万円の運営費用が要するというので説明しておりますが、今のところ5,000万円程度に抑えたいということで運営を厳しくいたしております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 確かに、市の広報の中にそういった財政計画は出てるかと思いますが、そこにはなぜこの事業を廃止しなければならないのか、またなぜこういった事業が必要なのか、そしてその経費がどれぐらいかかるのかといった説明はなされてないように思いますが、私が申し上げているのは、そういった部分もきちんと市民に対して公表するべきではないかという点ですが、いかがですか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 今、渡邊議員が言われるようにできればいいんですが、細かいこともたくさんございますし、予算の説明の中で行っていきたいということでご理解いただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 何度も申し上げますけども、しかし予算総額が大きな新規事業などについては、やはりこれはきちんと説明をすべきではないかと私は思いますし、この点については強く要望しておきたいと思います。

それでは、財政再建の見込みについてお伺いいたします。

経常収支比率は、平成13年度が86.3%、平成14年度91.9%、平成15年度93.8%と、特にこの3年間の悪化が顕著です。この要因として、先ほど総務部長おっしゃいましたが、昨年の災害、また三位一体による交付税削減などもあります。当市は当面大幅な収入増加の見込みもなく、交付税削減もさらに進んでいく可能性があることから、本年度の経常収支比率が、平成14年度から平成15年度にかけての落ち込みと同程度と仮定いたしまして単純に計算しますと、91.9%から93.8%と約2%悪化しているわけですから、本年度の経常収支比率は約96%という数字がはじき出されてまいります。この96%という数字は、行政は経営責任、議会はその監督責任を問われてもおかしくない数字です。

そこで、お尋ねをいたしますけれども、来年度予算について各課から概算予算要求が上がってきた数字ですが、本年度と同程度で見込まれていると思いますが、枠配分する以前の段階で幾らぐらい不足をしているのかということです。昨日の武藤議員の質問の中で、この当初予算編成説明資料の中にありますが、これは約4億円の不足だというふうになってますが、これはまだ予算要求が上がってくる前の段階の数字だと思いますが、実際に予算要求が上がってきた

後で、一体どれくらい不足をしているのか、それをお聞かせください。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 枠配分ということで、今回からいたしています。これは、今までは財政課がそれぞれ個別的な事業を優先順位を検証しながらやっておりましたけども、そういうことでは全体的な状況から見れないということで、各部の方に予算の枠を設けまして、新規事業も含めまして、その中であれもこれもでなく、あれかこれかをめり張りをつけて予算を出してほしいと。そうしないと、今までは、去年はこれだけ、それにプラスのこれだけの事業をぜひとも要求したいっていうのが今までの予算要求のスタイルでした。しかし、今まで100あったのが、来年は95になりますと。この95の中で、新しい需要もありますよ。先ほど、渡邊議員がおっしゃるように、子育て、教育については、今回保育所の民間委託をしてでも新しい事業に取り組まなければいけないというような考え方を持っていますが、そういうふうに通費を削減して新しい事業にそれを投入していくと、そういう考えを各部長さんに持っていただきたく考えておまして、枠配分いたしたところでございます。そういうことから、今回枠配分の中で、かなりの一般財源を絞った枠で配分いたしております。それでもやはりこの財政計画ありますように、約4億2,000万円ぐらいの不足が出るんじゃないかというふうに考えておまして、しかし各部長さん非常な努力をしていただきまして、その枠の中にほぼ全部部長さんの方の努力で今入った状態でございます。しかし、私どもの配分の状況が若干収入とのちょっとラグ、差がございまして、それを約4億円前後ぐらいあるだろうと。それを今からどうするのかっていうことが、予算の査定の中での検討材料になってます。今のところそういう状況でございます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 今、総務部長がおっしゃいましたように、不足分約4億2,000万円という数字ですが、これは本当に各課に対して大変な努力をお願いすることになると思います。しかし、同時にその不足分の4億2,000万円分の事業ができない、あるいは削減されるということは、市民生活にもそのまま直結し、市民にも我慢をお願いしなければなりません。また、私たち議員もそのことについてきちんと市民に説明する義務があります。また、この本年度の経常収支比率が、先ほど申し上げましたように、仮に96%などという数字まで悪化した場合、これをストップさせるための抜本的な改革を今行わなければ、貯蓄もない本市の状況では、最悪の場合、平成18年度には赤字再建団体に転落するという可能性が本当に高いと私は思います。

今回の12月議会の一般質問におきまして、私自身、男女共同参画の条例のこと、あるいはまちづくりのこと、ほかに質問したいことは本当にたくさんありましたが、特に来年度の予算編成に当たって、本当に今危機的な状況であるということを執行部の方にも再度、そして議員の方にも、皆さんにももう一度認識をしていただいて、今申し上げましたことを来年度の予算編成、予算策定に当たっては十分に考慮されるように強く申し上げておきたいと思っております。

そして、次にご回答いただきました各種団体への補助金についてですが、おっしゃいました

ように、納得のいく説明もなく補助金を打ち切られた団体も多く、市民の中には大変な不公平感を持っておられる方も少なくありません。

先日、会派で我孫子市を視察いたしました。ここでは、不公平にならないように、補助金を一たん全部廃止をいたしまして、各団体から新たに申請を出していただき、既得権などを排除するために、行政ではなく第三者機関によって査定を行うという方法をとっています。こういう方法はいかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 私ども、まずやれることは、まず職員自ら汗を流して、そして努力をしていくべきだというふうに考えております。それで、平成14年度に部長で組織します補助金検討委員会なるものをつくっております、その中で補助金のあり方について検討をしてみました。その結果が、前回の議会でも言ったかと思いますが、120件ほどの補助金がございます。

補助金は4億円、あるいは十何億円ございますけども、水道に必ずやらなければいけない、下水でやらなければいけない投資的な経費がございますので、本当に自由裁量でできるものは120件ぐらいだろうというふうに考えております。その中で、約26件は削減すべきではないか、あるいは廃止すべきものもそのほかに20件あるんじゃないかということで、それをほぼ実現させております。これは、3年ごとに見直そうということで、平成14年度、平成15年度、平成16年度までこれでいこうというふうに考えておまして、福岡市の例が出ておりましたけども、福岡市の例で見ますと、約360件のうち約20件ぐらい廃止するというふうなのが新聞報道で出ておりましたけども、まず私たちは内部的な形でやろうと。

我孫子市の状況もございます。福岡市も初めて外部委託、外部の機関を行いまして、どういうメンバーになっているのかなということから今から調査しようと思ってるんですが、非常に難しいのは、だれが判定するかっていうことなんです。例えば、受益を受ける人、それから税金を納める一般の市民の考え方、それから利害関係にある方、例えば議員さんなんかというのは、どっかの団体をお世話している方であれば利害関係になります。その団体は受益を受ける方になります。何もいない方は一般市民になります。一般市民ばかりの公平なメンバーが集まればそれでいいんでしょうけども、メンバーによっては偏った査定になるというふうなこともございます。そういうことから、全国的に大きく広まってないのがそういうところで、しかもこれはかなりの政策的な意味合いがあるということもあります。そういうことから、私ども内部で努力できるものは努力していこうと。それでどうしてもできなければ、そういうふうな第三者機関の意見も聞く。あくまでも、これは意見を聞くだけになると思いますが、意見を聞いて、市長の判断を求めるとか、そういう形になるのかなというように考えておまして、この質問を受けて、おとといでしたか、福岡市の記事が出ましたので、早速その資料集めを今やっている状況でございますので、まずは自ら汗を流す。それがどうしてもできなければ、そういう今ご提案の第三者機関も一部入れた中での補助金の見直しと、そういうことも考えていきたい

というふうに考えています。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） この我孫子市では、最初に第三者機関で査定をいたしまして、その救済措置というものがちゃんとありまして、そこで不採択になった団体について、その不採択に対して団体側がやはりそれでは困るという状況の場合は、行政と、その当事者である団体と市民を交えた公聴会を開きまして、そこで意見聴取を行いながら、市民の意見も入れながら、そこで再度判定を行うというような二段構えをとっております。こういったこともぜひご参考にされてみてはいかがでしょうかと思いますが、市民の皆さんが各種団体の中で熱意を持って様々なことに取り組んでおられる状況は理解しています。しかし、多くの市民の間に不公平感が生まれるようでは、その制度そのものに問題がある可能性があり、また財政面から考えても早急に対応しなければならぬと思います。今の太宰府市が3億円から4億円もの補助金を出せる状況なのか、さらに行政改革推進委員会の中でもこの補助金制度の問題点が指摘されておりました。このことも踏まえてぜひ対応されるようお願いをいたします。

1項目めは以上で終わります。

続いて、2項目めの回答をお願いします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 引き続きまして、2項目めの回答をいたします。

自転車は、道路交通法により軽車両として定めてあります。自転車で事故を起こし、他人を死亡させたりけがをさせたりした場合には、損害賠償という民事上の責任と交通事故に対する刑罰の刑事上の責任がございます。道路交通法違反として一時停止違反、歩行者通行妨害、信号無視、二人乗り、飲酒運転、夜間の無灯火運転、運転中の携帯電話使用などの刑事上の責任があり、刑罰には、懲役、禁錮、罰金、科料等がございます。

自転車におけます交通事故は、平成15年中の本市では117件と多く発生しております。特に、事故の発生している夕暮れ時と夜間の自転車事故を防止するためにも、筑紫野警察署、筑紫交通安全協会とも連携し、交通安全県民運動期間におきまして、夜間無灯火自転車指導を実施しております。実は、昨日も指導員の皆様に出させていただいて指導をしたところでございます。

次に、自転車の交通マナーにつきましては、自転車事故の抑止という観点からも、利用者のマナーやモラルの向上を目指し、交通安全指導員等による街頭啓発の実施や参加者が正しい乗り方などを学ぶ交通安全教室を開催いたしております。今後とも、自転車利用者のマナーやモラルの向上を交通安全運動における重点推進事項の一つとして、また道路交通法での責任等についても、関係機関、団体、学校とも連携を図り、広報等で周知に努めますとともに、交通安全教室、現場指導なども行ってまいりたいと考えております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 学校側には、具体的にはどのような要望を出されているのかということ

と、もしその交通安全教室、それは一般市民向けに行うというふうに私は今理解をいたしましたけれども、そういった具体的な計画は今お持ちですか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 学校等につきましては、太宰府高校の通学時に指導をしたことがございます。

それから、安全教室については、基本的には小学生を対象に今まで実施しておりまして、夜間無灯火等が多いのは高校生が多いというような観点から、今後は高校等にも働きかけをして指導していきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） もちろん、子どもたちの安全を守るためにそういったことはやっていただくのは非常に喜ばしいことですが、しかし先ほど冒頭私申し上げましたように、本当は模範にならなければならない大人の方の無灯火ですとか、あるいは片手運転というのも非常に多く見かけますが、そういった大人の方向けの何か交通指導、そういったご計画はお持ちでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 実際に、大人の自転車安全教室についても行っておりますけども、希望者がほとんどないという状況でございます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 希望者がいない状況ではあるかもしれませんが、それはやはり各区にお願いするなり何なりいろんな方策はあると思いますけれども、例えばまず最初に市役所の職員からそれを始めるとか、それはもういろいろな方策をそれこそ考えていただきたいと私は思います。

先ほど、太宰府市内で昨年1年間で117件の自転車関連の事故が起きているというふうにご説明ありましたけども、福岡県内では昨年度8,700件以上の自転車による事故が起きておりまして、46名の方が死亡されて、8,750名の方がけがをされています。こういった状況が、これから何も対策を打たなければ、この数字は本当に増え続ける可能性があると思います。

大人に対しては、今のところ何の対策もないというのが現状かもしれませんが、それこそ担当課の方で本当にアイデアを出し合って、まず大人が子どもたちの模範になるような、そういった交通安全教室の開催を私は強く要望しておきます。

以上で終わります。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員の一般質問は終わりました。

次に、3番後藤邦晴議員の一般質問を許可します。

〔3番 後藤邦晴議員 登壇〕

3番（後藤邦晴議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして障害者福祉について質問をさせていただきます。

昨年5月から、太宰府市役所玄関前で、障害者団体が横断幕を張り、マイクによる抗議、ビラ配布、カンパ活動などを行っていますが、私はもとより、来訪者にとっても、だれにとっても、決してよい光景ではありません。

以前、福祉課において経緯の説明をお尋ねしたことがありますので大方の流れは理解しておりますが、個人が特定される件については詳細にはお答えすることができないとのことでした。その後、何度か役所玄関前で抗議のビラを受け取り、そのたびに内容を見て、驚きと疑問がわいておりましたが、すぐにおさまるであろうと、ある意味軽視していたところであります。しかし、1年半経過しているにもかかわらずいまだにおさまる気配がないことから、今回項目を立てて質問し、検証させていただきたいと思います。

そもそも福祉においては、社会福祉法をはじめとし、いわゆる福祉六法に基づき、あらゆる福祉事業を展開することになっておりますが、福祉を行う者と福祉を受ける者が対等に信頼し合って進められるものでなければならないと思います。

そこで、まず1点目として、このような抗議行動に対して、本市の管理規定はどのようになっているのか、またその規定に基づき、どのような対処を行っているのかご説明ください。

次からは、配布ビラの中身に沿ってお尋ねします。

2点目として、支援費制度に関し、介護支給時間に限度を示した国、厚生労働省に対して、数度にわたり糾弾行動をしたとありますが、この介護支給時間の限度がどのようになっているのかご説明ください。

3点目として、支給時間が月に400時間以上必要な人がいるのに、財政が厳しいとの理由で160時間しか支給されていないということですが、現在要求されている400時間ではどのくらいの予算が必要なのか、また現状の160時間では幾らになっているのか、あわせて時間単価もお示しください。

4点目として、生活保護者の車の所有に対して、何の根拠もなく、財産とみなすから売れとか、名義を変えろとか、毎月メーターを点検させろなどとしつこいおどしや嫌がらせを重ねていると書かれています。おどしや嫌がらせは、行政として大きな問題であるにとらえておりますが、果たしてその実態はどうかご説明ください。

5点目として、このような支援費の要求に関する抗議行動について、太宰府市身体障害者福祉協会はどのような見解を示しているのか、情報があればご回答ください。

以上、1件5点にわたり検証を意図として質問させていただきましたので、明確なご回答をお願いいたします。あとは、自席にて再質問をさせていただきます。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） まず、1点目ですけれども、太宰府市には太宰府市役所庁舎管理等に関する規則というのがございます。その第13条には、立ち入りの制限または禁止事項がございまして、ご指摘のとおり、座り込み、演説、その他喧騒にわたる行為をしてはならないというふうにございまして、その場合には、その行為を禁止または庁内から退去を命じることとなっております。

ります。ご指摘の団体についても、これに従って、その都度指導をいたしているところでございます。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） 次に、2点目につきましては、基本的にこの支給時間とは、障害者が日々の生活の中で福祉支援が必要な時間ということとされていますが、平成15年度から施行されるに当たって、国は一定の支給時間の限度を一たん示しましたが、最終的には国は支給時間の上限は設定いたしませんでした。したがって、事実上支給時間の上限はなくなりました。

次に、3点目につきましては、支援費制度におけますサービス、いわゆるホームヘルプサービスは、大きく分けると、主に全身性障害者の身体を介護する身体介護と掃除、洗濯などを行う家事援助がございます。1時間の単価につきましては、身体介護が4,020円、家事援助が1,530円でございます。

ご質問の400時間と160時間の場合の予算額でございます。通常、身体介護と家事援助の併用利用となりますので、若干の相違はあるかと思いますが、まず400時間の場合は1か月当たり約136万円、年額では約1,632万円となります。また、160時間の場合は1か月当たり63万円、年額では約756万円となります。

次の4点目につきましては、生活保護法に基づき行われるもので、自動車保有の必要な方につきましては、一定の条件により認められております。例えば、通院など自家用車でのみ可能な方や、自営業で車が不可欠の方などで、その目的のためにのみ使用が認められております。この条件に該当しない場合は、自家用車の保有は認められないことになっております。

違反されている場合は、生活保護法第4条に基づき、資産の活用の要件について指導しておりますので、このことをおどしや嫌がらせととらえているのではないかと考えられます。

次に、5点目につきましては、協会としては、福祉に関する要望は多数お持ちですが、近年の本市の財政状況に配慮され、優先順位を設けて、毎年要望を行っておられます。そのような状況の中で、偏った福祉サービスは避けるべきであるとの見解でございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） 1件目についてですが、庁舎管理規定ではこのような抗議行動は認められていないということですが、執行部としてはどうも説明しづらいところがあるようですので、私の方から要望として申し上げさせていただきます。

役所の玄関先であるような抗議行動をされているのは、質問の中でも申し述べましたが、来訪者にとっても迷惑であるし、見覚えが非常に悪いと思います。また、あのようなマイクを使っている抗議ですので、ご近所の方もいい迷惑です。一日も早く解決策を見つけ出して、このようなことがないように、くれぐれもお願ひしたいと思います。

続いて、2点目についてご質問します。

支援費の上限に関しては、国が示すものなのでしょうか。市がすべて事務手続をするので、市に任せてもよいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） あくまでも国が制定した制度ですから、市町村においては独自には上限の設定はできないということでございます。

議長（村山弘行議員） 3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） 今の回答では上限なき制度、つまり天井知らずの事業を行っていることになります。市としては、一定の基準を設けて設定しないと、先ほどもいろんな予算が出てきましたけど、福祉予算はパンクすると思いますので、支援費制度に上限がなく、ほかの制度には上限があるのでは矛盾していると思いませんか。ほかにも障害者の方々はたくさんいらっしゃいます。その点はいかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） 市といたしましては、上限を定めることは制度上できませんが、ある一定の基準を定めて運営されている市町村もあるようでございます。

本市といたしましては、予算の範囲内で運営をさせていただいておりますけれども、これらの今申しましたような基準を定めているような市町村、そういったところも視野に入れながら、検討、研究してまいりたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） 今、基準という回答が出ましたけど、このチラシの中に、厚生労働省基準を超える介護を要する障害者しかじかと書かれていますが、この厚生労働省基準とはどのような基準になっているのか教えてください。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） 国では一定の基準を定めておりまして、市町村に補助をするという制度を設けております。このことは、各種障害者の状況に合わせた、いわゆる補助基準でございます。この基準の範囲内の支給時間において、国は定めた割合の補助を行うということでございます。

議長（村山弘行議員） 3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） 今おっしゃいました、その基準の範囲内の支給時間とは、具体的に何時間なのか教えていただけませんか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） 障害の種類によって異なりますけれども、身体障害者の介護の支給時間は125時間、知的障害者は30時間、視覚障害者は50時間となっております。

議長（村山弘行議員） 3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） はい、わかりました。

今の基準を考えながら、次の質問に入りたいと思います。

3点目についてですが、このチラシですね。このチラシをかいつまんで読んでみますと、それでも少し長くなりますが、次のことが書かれております。これ以上の無理は命にかかわると医者に宣告されている仲間もいる。市に対して当然の要求をしていると。その要求は、朝の起床の着がえ、洗顔、トイレ、朝食の準備、朝食、昼食の準備、昼食、掃除、洗濯、夕方の買い物、夕食準備、夕食、片づけ、ふろ、歯磨き、就寝中の寝返りなどの介護が必要と書かれています。これは、本当大変なことだと思います。このように、ご自分で何もできない障害者の方に、特に命にかかわると宣告された障害者をなぜすべて整った24時間介護の病院などに入れてあげないんだろうかと思えます。憤りを感じておりますが、その点いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） 支援費制度におきましては、地域福祉が基本となっております。在宅での生活を望まれる方や病院などの施設で生活を望まれる方がおられますが、このことを当事者あるいは保護者が選択できる制度となっております。したがって、支援は、ご本人の意思によって変わってくるものでございます。自己選択を尊重するという制度になっております。

議長（村山弘行議員） 3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） それでは、このチラシに書かれておる、命にかかわると医者に宣告された人、そのような人もそうなんですか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） そのとおりでございます。ただし、当事者との相談の中におきまして、必要に応じて医師との相談を進めているケースも現実にはございます。

議長（村山弘行議員） 3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） わかりました。

次に、予算の件ですが、先ほど言われました400時間で年間約1,632万円の介護料がかかるという計算になります。まして、このチラシに書かれていますように400時間以上必要だと書かれておりますが、そうなると約2,000万円ぐらいの予算にもなりかねません。それも1人当たり毎年の金額になります。そのような福祉を税金を納めている市民の方が認めるかどうかちょっと疑問に思うんですけど、制度上に問題があると感じていますので、この問題は県などと十分協議して対処されるよう要望いたしまして、回答は要りません。

続いて、4点目についてですが、福祉に関してはいろいろなケースがあります。聞く方もいろいろ大変なんですけど、このチラシを見る限りでは、この方は生活保護も受給されているんじゃないかと思うんですけど、それに対して、まして命にかかわるような生活をされている方に対して、その扶養義務者の方は何をされているのか、またその調査もされているかどうかお尋ねしたいんですけど。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） 個人が特定されることにつきましてはお答えできかねますが、一

般的には生活保護法の規定に基づきまして、それぞれ扶養義務者の調査を行っております。その中で、扶養義務者につきましては、身の回りのお世話や金銭面などの援助の指導もいたしているところでございます。

議長（村山弘行議員） 3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） わかりました。

自家用車の保有の方ですが、限られた条件により認めるということですが、違反したときの行政指導で、先ほど言いましたように、おどしや嫌がらせであってはならないと思います。また、そのようにとらえられてもいけないと思いますが、ここにあるこのチラシでは、抗議文でありますのでその表現がどうであるかは大方の検討はつきますが、やはりルールはルール。守り守られて、厳しく対応していかなければなりませんので、今後におきましても公平に対処をしていただくようお願いをいたします。

続きまして、5点目についてですが、本市の身体障害者福祉協会のご見解を聞きました。ある意味安心しましたけども、私の考え方を述べさせていただきます。

福祉、特に支援費についてです。

時間単価もかなり高額なことから、慎重に支給時間を決定されなければならないと思います。また、今の生活では命にかかわると医者に宣告されておられる方々が安心して治療に専念できるように、24時間体制の設備が整った施設に入れるような手だても必要ではないかと考えます。このようなことが支援費の支給時間の偏りや当事者の不満の解消にもつながるものではないかと思えます。今後の課題としても、支給時間の調整のあり方、あるいは国の補助を加味した市独自の基準づくり、福祉予算の公平な利用配分が急務であると思えます。特定の人が優遇されるような施策は慎むべきだと思います。

最後に、支援費制度の予算配分などのあり方に対しまして、市長のお考えがございましたらお聞きしたいと思いますけど、よろしくお願いします。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 本市行政の中におきましても福祉を進めること、これは大切な行政の任務だと思っておりますが、ただいまいろいろ述べられましたように、障害者支援費の制度でございますが、これは平成15年度から現在施行されております。手続等につきましては、いろいろ今次長が申しましたような支給量を決定いたしておるところでございますが、国の上限の制度を定めてない等々の問題等がございますが、一定時間の交付の基準等につきましては設定されておるところでございます。したがって、この基準を超える場合等々につきましては市町村の負担となるわけでございます。近年の厳しい財政事情の中で、市内在住のすべての障害者に対しまして福祉サービスを提供しなければならないわけでございまして、本市といたしましても、先ほど申した身体障害者福祉協会が申されておりますように、偏ったサービスは避けていかなければならないと、このように考えております。

議長（村山弘行議員） 3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） ありがとうございます。

以上をもちまして私の質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 3番後藤邦晴議員の一般質問は終わりました。

ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前10時58分

~~~~~

再開 午前11時15分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番安部啓治議員の一般質問を許可します。

〔10番 安部啓治議員 登壇〕

10番（安部啓治議員） それでは、ただいま議長より質問の許可がありましたので、私の一般質問を始めさせていただきます。

去る10月27日に、ロシアが京都議定書批准法案を可決したことで、いよいよ来年2月の発効が決定され、日本が約束した温室効果ガスの1990年の数値比で6%削減の実現に向け、いよいよ具体的な対策が打ち出されてくると思われまます。企業への温室効果ガス排出量の報告、公表制度など、また昨今議論が高まっている環境税導入の是非もその一つであります。

今年度、政府の地球温暖化対策予算は約1兆2,500億円ですが、それだけ投入しても温室効果ガス排出目標量で2003年度は14%オーバーとなっています。今後、相当厳しい取り組みが必要になってくるでしょう。当然、地方自治体としても、その一翼を担って努力しなければいけないわけですが、現在本市が取り組んでいる第2次環境基本計画の中から、今回はごみの減量、特に買い物ビニール袋とトレーの減量対策について及び自然エネルギーの中でも太陽光発電、風力発電の利用についての考え方を質問したいと思います。

ごみの減量に関しては水俣市が進んでおり、一部紹介しますと、分別は実に21種類に及ぶそうです。この市は、過去10年の人口は約3,000人の減少にもかかわらず、平成11年までごみの量は年々増加傾向だったが、ごみ減量女性会議の活動やエコショップの誕生により、市民のごみ分別に対する意識が高まったことにより、平成11年を境に翌年には燃やせるごみで543t、平成13年でさらに159tと減少に転化し、大きな効果を上げています。

また、行政の取り組みの一部ですが環境マイスター認定制度、これは環境に優しいものをつくっている人に対して認定するものです。あるいはエコショップ認定制度、これは買い物袋を持っていくとポイントをもらえる店や、環境に優しい商品を置いている店に与えられるものです。このような認定制度も弾みになっているようです。また、全世帯に対して、布製買い物袋を無料配布してマイバッグ運動にも取り組んでいます。

次に、トレーについても先進地の高知市をモデルに、消費者と一部小売業者との間で廃止協定が結ばれ、現在65品目について実現し、今後さらに35品目について検討されるようです。本市においても取り組む考えはございませんか、伺います。

省エネ診断を市庁舎、中央公民館、図書館、いきいき情報センターについて受けました。その結果が出ましたが、本市ではこれまで既に独自に省エネの取り組みをしておりましたので、現施設利用の中でのさらなる省エネ効果はそれほど大きくないものとのことをごさいます。もちろん、蛍光灯を省エネタイプのものにかえるとか、夜間はエレベーターの電源を切るとか、省エネを進める余地は確かにごさいます。

次に、太陽光発電、風力発電の利用についてごさいます。太陽光発電システムにつきましては、本年10月開館しました太宰府館に30kW毎時のものをつけております。風力発電につきましては、場所的な制約や技術的な課題も多いようですが、国が民生用の小型風力発電システムを含め、助成制度を設けましたので、これが地球温暖化対策地域協議会を通じての支援措置となっておりますため、まず協議会づくりの検討を進めてまいります。これら発電システムの導入は、今後の市の公共施設の新設、増改築などに合わせて、費用対効果も図りながら進めてまいりたいと存じます。

以上でごさいます。

議長（村山弘行議員） 10番安部啓治議員。

10番（安部啓治議員） 1点目の買い物袋についてごさいますけど、私も先日個人的に二、三、店舗に参りまして調査してまいりましたけども、ある店では月に約1万枚使用するそうで、1枚が大体5円から15円コストがかかるそうです。当面の目標としては、月に1,000枚削減したいということで、この店はその店のカードによるポイント還元という形で買い物客にメリットを与えている状況でごさいます。他店では、店長さんにお話聞きましたところ、やはりおっしゃるように万引き対策ができ、今後行政等の要請があれば、協力するにはやぶさかではないとおっしゃっておられます。この輪を、今現在太宰府では市内に大学生で組織される太宰府連盟だとか、これはリサイクル運動なんかやっている団体でごさいますよね。それで、事業者ではエコワークネットの会とか消費者の会だとか、そういういろんな団体があるわけですが、そういう団体にも協力を要請してですね、過去行政でも何年間か500枚程度ずつですか、買い物袋を無料で配ったような実績があるようでごさいますけど、後の利用状況についての追跡調査とかはやっておられないと思うんです。実際に、私らも買い物行っても結構ですという声を余り聞かないんですよね。だから、実際に現場でそういうふうに使ってもらうような方向に、少しずつでもその輪を大きくしていくような方向で努力してもらいたいと思っておるわけですが、いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） ただいま申されてるように非常に重要なことだというふうに思っております。できるだけそういう形でご利用いただくように関係機関、いろんなところで普及活動を進めたいと思いますのでよろしくお願います。

以上でごさいます。

議長（村山弘行議員） 10番安部啓治議員。

10番（安部啓治議員） トレーについてもですが、私がざっと見た感じでは野菜、惣菜類の一部、例えば長芋だとかレンコンだとかカキなど省略できる品目が何点かあるわけですね。水俣市さんの場合の件数は、ちょっと現実にはもう省略されている部分が大多数でございますので、じゃあ今現場はどうかなというところで、私がざっと見たところでは余りはないんですけども、1点でも2点でも減らすことに価値があるわけで、これはいろんな団体なりで調査していただいて、これは可能じゃないかなという部分がありましたら、業者さんとしてももう経営上ですね、コストダウンしなければいけないという状況になっておりまして、各店舗、それからグループのある会社はグループ内でも検討、研究しておる状況でございますので、こちらが提言してですね、協力依頼すればできるだろうとおっしゃっておりますので、後は市民の方にそういう意識を高めていただいて、あわせて協力しようというような方向にですね、持っていけたら効果が上がるんじゃないかと思っております。今までは、各店舗やら学校に回収ボックス置かれてですね、白色トレーだとかペットボトルの回収やっておられるようですが、今後はですね、一步前進してリデュース、減量に向かってですね、努力せにやいかんのじゃないかと思っておりますよ。

それでは、ちょっと話が過去の部分になりますけども、本市がかって生ごみ減量的手段としてコンポストに対して、各家庭に置く生ごみの減量対策としてですね、補助を出した部分でございますけど、この助成金交付等積極的に取り組んできたわけですが、その後各家庭での活用が余りかんばしくないのではないかと。私が散歩しておっても、庭先に転がされた状態で、果たして利用されているのかどうかというような状況でございますが、その後この利用度に関しての追跡調査はされておりますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 今、ご指摘のコンポストの件でございますが、ちょっと過去さかのぼりますが、平成4年から平成9年の間に補助をしまして、今おっしゃっているようにごみの減量の部分として取り組みまして、その平成4年度から平成9年度までの補助の間5,311件の利用があったというふう実績があるようでございます。

それで、平成12年度に利用者の一部にアンケート調査をしたという実績がございますが、その後は平成13年から現行の生ごみ処理機の購入の補助に切りかわってきたという経過がございまして、ご指摘のようなコンポストがその後の、平成13年度以降の部分についての調査はし切っておりません。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 10番安部啓治議員。

10番（安部啓治議員） かって、今電気製品による生ごみ処理機に補助が出るようになった経過は私も知っておりますけども、あくまで電気製品である以上は電気消費するわけですね、こういうふうな自然のバイオの力による生ごみの減量という部分は相当効果が高いわけで、やっぱりこの際見直してもらってですね、もう一度利用度を高めるような方向でですね、検討し

てもらいたいと思います。

この件については要望して、次に省エネセンターによるビルの診断を受けたということですが、先ほど10月に開館した太宰府館についても1時間に30kWの発電設備がされ、これ2,000万円ぐらいかかったんですかね。その他の公共的な設備での採用状況、また今後の予定等はございますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 先ほどご答弁申し上げましたが、現在のところ、今年10月にオープンしました太宰府館に太陽光発電システムを備えつけておりますが、今後そうした大きな施設相当の建設がありました場合につきましては、この太宰府館での状況等も見ながら考えさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 10番安部啓治議員。

10番（安部啓治議員） 今回の風力発電についてでございますけど、風力発電といえば丘の上なんか建つと大きなプロペラがついて回るとる発電機を想像される方が多いと思いますけども、現在大容量の発電に関してはその形式が多いんですけども、ある会社が開発した小型のものは筒型で、わかりやすくイメージできる部分は、ちょうちんなんかで走馬灯がついてくる回るああい形式ですね、場所も余りとらないし、当然発電量も低いんですけど、今まで発電が不可能だと言われておりました毎秒3m、これ木の葉が揺らぐ程度です。それでも発電できるというぐあいに技術が開発されまして可能になったわけでございます。これは料金も30万円弱で非常に手ごろでございます、今後一般家庭にも普及するであろうと言われております。これを一部でも補助電源に使うことで、市民へのPR、今後の自然エネルギーとの取り組みに対する研究の基礎になると思うのですが、まず近い将来学校等とかそういう場所で採用されるような考えはございませんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 先ほど来から出ております小型風力発電システムでございますが、現在助成制度が設けられつつあるということでございますので、こうしたものを推移を見ながらですね、今ご指摘されているような部分でそういうものの設置がより効果的であろうということになりました段階に、そういうものについてご検討させていただきということで、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（村山弘行議員） 10番安部啓治議員。

10番（安部啓治議員） ぜひ前向きに検討されてください。

最後に、環境基本計画の中で緑化による環境汚染防止の項目がございますけど、道路のグリーンベルトや公園の植樹についてでございますけど、ヒマラヤ桜という木があるのをご存じでしょうか。これは、各課にまたがる部分がございますので答弁は求めませんが、11月下旬か

ら12月に咲きまして、ソメイヨシノに負けない豪華な花が咲きます。虫害がほとんどなく、二酸化炭素の同化吸収機能が高く、ソメイヨシノの1.5倍、クスノキの約2倍、二酸化窒素につきましては同約6倍と8倍強もあり、剪定が可能ですね、特に「桜切るばか梅切らぬばか」と言いますが、これは剪定しっかり切っても大丈夫という木でございまして、剪定枝はチップとしてですね、くん製材として再利用できるすぐれものでございます。

今後は、このような環境浄化木の利用もぜひ考えていただきたいと、以上要望して私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（村山弘行議員） 10番安部啓治議員の一般質問は終わりました。

次に、4番橋本健議員の一般質問を許可します。

〔4番 橋本健議員 登壇〕

4番（橋本 健議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書記載の2項目について質問をさせていただきます。

まず1項目めは、青少年育成市民の会についてお尋ねいたします。昨年10月に市民の会本部の事務局より実施されました市民の会支部活動状況アンケートの協議結果につきまして、やっと今年の10月の支部長会で報告がなされました。報告書を拝見させていただきました。あえて苦言を呈しますが、結論から申し上げますと余りにも消極的な意見が多いことと、意識のずれを感じ、ただただ残念でなりません。桑野会長によるご提案で、6名のメンバーから成る支部アンケート検討委員会を立ち上げられ、今年の3月から毎月1回の検討委員会を開催、支部組織の問題点を検討し協議されました。

その中で問題点として、まず青少年育成については、ほとんどの支部が子ども会に頼っている、また支部長が区長の兼任している区の現状は、事務量が多くて、結局は子ども会にお任せになっている、あるいは区の行事そのものが子どもを中心としたイベントを行っているので、改めて青少年育成市民の会としてやる必要はないのではないかといったことが挙げられております。また、44の行政区全部が入っていればいいが半分しか入っていない、支部を廃止する方向でいった方がいいのではないか。そして、区イコール支部と名前を変えるといった意見が出され、その後、会合を重ねられた検討委員会協議の結果、現在24の支部があるが、青少年育成市民の会のさらなる活性化をするため解散をし、支部イコール区として行政区で考える。また、現在全区長は青少年育成市民の会の組織メンバーであり、今後支部をなくして区とする。さらに、現在区の行事はどこも子ども中心に行われているが、別に市民の会の活動をするとなると負担になり、区の行事自体が市民の会の青少年健全育成になるものなので、新たな負担を強いるものではないといった報告内容になっております。

ここで、結果報告について私の意見を申し述べさせていただきますと、まず一点目は、これまで組織が機能せず、24支部中2支部ほどしか活動がなかった原因は、区長が支部長兼任であった点にあると思います。区長は区予算や事業計画、区民からの相談など多忙です。兼任は荷が重く、したがって支部長の専任化を実施すべきだったのではないかと思います。

2点目は、本部と支部との交流がなく、情報交換会や懇談会を設けず、横の連携が希薄であったこと。

そして3点目は、子ども会の活動も不可欠ではありますが、子ども会はあくまでも対象が小学生までであり、今後は13歳から19歳までの青少年を対象とした取り組みを、支部あるいは本部で真剣に議論すべき時期に来ていると考えます。特に、地域における中学生を対象とした導き、仕組みづくりといった対策を講じていく必要があることは言うまでもありません。つい先ごろの、19歳の両親の寝込みを襲った鉄アレイによる殺人事件を思い返してください。事件はこれだけじゃあなく、ひっきりなしです。今の日本の実態をよく見ていただきたい。これだけ青少年の問題が社会問題になっている現状をしっかりと認識し、大人が積極的にかかわりを持ち、将来の日本あるいは太宰府を担う子どもたちを健やかに育てることが我々の大人の務めではないでしょうか。

市民の会会則には、青少年問題の重要性にかんがみ、地域住民の総意を結集し、青少年の健全な育成を図ることを目的とするとうたっております。原点に返って、子どもたちの置かれた環境を直視し、5年、10年先を見越した歯どめの対策を講じるためにも、支部組織の見直しと青少年健全育成のあり方を再度ご検討いただきたいと存じます。

そこでお尋ねいたします。

支部イコール区にしたらいというお考えのようですが、結局支部長を専任化しない限り根本的な解決は得られず、またもとの状態のままで組織が活気を呈することはないと断言できます。要は、活性化するためにどのような組織の再編をお考えになっておられるのか、ご意見をお聞かせください。

次に、2項目めのごみの不法投棄についてお伺いいたします。つい先日、新聞に筑紫野市と那珂川町の県道沿線の森林6か所に不法投棄されたソファ、ベッド、家具、テレビ、洗濯機などの家電製品が4トトラック13台、2トトラック2台分の廃棄物を約60人で撤去したという記事が掲載されておりました。事業所、個人に限らず、自治体泣かせの不屈者は至るところに存在しているようです。平成13年4月に家電リサイクル法が施行され、処理手数料制の導入により粗大ごみなどの不法投棄の増加が見られるようです。不法投棄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条で1,000万円以下の罰金または5年以下の懲役もしくはその両方など、重い罰則が科せられる犯罪行為であります。捨てた者がわからない場合、土地の所有者や管理者は、むだな労力や費用を負担しなければならず、踏んだりけったりです。不法投棄は、地域の公園、河川、空き地や山林などの美観を損ない、自然環境破壊につながり、生活環境までも悪化させます。こういった一部の日本人による公共心の乏しさから、不法投棄で頭を抱える自治体は多いのが実情です。撤去しては投棄されるというイタチごっこの傾向にあるようですが、本市において不法投棄の現状と監視体制が万全かどうか、その対策についてお聞かせください。

以上2項目につきまして件名ごとのご答弁をお願いいたします。再質問は自席にてさせてい

ただきますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 1点目の青少年育成市民の会についてご答弁を申し上げます。

青少年育成市民の会は、ご存じのとおり外郭団体でございます。自主運営が行われている団体組織のため、会長より事情をお聞きいたしましたのでご報告申し上げます。

支部アンケート検討委員会の最終報告を、10月19日支部長会におきまして報告がなされ、支部検討委員会としての役割を終えることができました。がしかし、一部の支部長からは、市民の会の組織について問題の提起がなされております。このことを受けまして、会長私案としまして、支部組織の改編が考えられております。次回の運営委員会におきまして、会長私案が提案をされ、支部組織の見直しを前提として、何らかの形で検討される委員会が組織をされ、明日の太宰府を担う子どもたちのための組織づくりが検討されると伺っております。今後も市民の会との連携を図りながら、青少年の健全育成に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） ただいまご答弁いただきましたけども、支部組織改編見直しということで、私が伺ったところによりますとですね、校区単位とかあるいは、校区単位といいますか小学校区単位、あるいは中学校単位でつくったらどうかという案を聞いておりますが、その辺いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 先ほどご答弁申し上げましたとおり、支部組織の改編を検討する委員会が組織される予定と聞いております。組織の見直しを行う中で、支部長専任制についても検討されると思っております。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） わかりました。

私はあくまでも行政区単位と、こういう考えを持っておりまして、行政区単位にした方が将来的にもより活動しやすいのではないかとこのように考えております。やはり行政区単位を核とした活動ですね、その方が区単位の方が連帯感が生まれ、結束力も高まり、取り組み意欲も強固になるはずで。

再度お伺いします。支部組織見直しのスタートとして、支部長専任制の導入に熱意を持って各行政区に訴えていただく努力をぜひやっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 最初の答弁の中で申し上げましたとおり、市民の会が外郭団体であるということですので、事務局としましては、ただいまご意見いただいたことをお伝えしたいと思ひます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） では、再質問、2点目に入らせていただきますけども、やはり地についた活動を目指すということであれば、先ほども申しましたように各行政区単位の支部組織の見直し、こういった形で進めていただきたいと思います。今、問題点としては、区長さんが兼務されているということで、非常に組織が機能してないわけでありまして、その区長さんを解放していただきまして支部長専任にすれば、横の連携も容易に図れると思います。本部の働きかけで、懇談会並びに意見交換会など、新たな展開が生まれてまいります。支部長専任を一度にとは申しませんが、少しずつですね、増やしていただく努力をしていただきたいと思います。その中で、意見交換会の招集をかけていただくなりまして、出席者が少なくても少しずつ広がりが出てくれば結構だと思います。意欲がある支部がとりあえず年3回程度の意見交換会など、ぜひ実施をしていただきたいと思います。どのようにお考えでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 支部長の専任化あるいは情報交換会や懇談会のご提案につきましては、大変貴重なご意見というふうに思います。これもあわせて伝えていきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） いずれにしても、今後は本部の方がしっかりとリーダーシップを発揮していただいて、支部との意思疎通を図り、それから活性化のために横の連携に力を注いでいただけることを重ねてお願い申し上げます。そういった、もし意見交換会という場が設定されましたら、本市の青少年育成の問題点とかですね、それから少年非行の実態などを議題にし、話し合いを進めていったらいいのではないのでしょうか。

恐れ入りますが、ここで提出資料をご覧くださいと思います。これ、筑紫野警察署に私、出向きまして、青少年課の課長さんといろいろお話をさせていただきました。その中で少年非行の実態ということで、資料の中から私なりにまとめてみました。

少年非行の概況ということでありますが、犯罪少年、これは14歳から19歳までの少年です。それから2段目の触法少年というのは、14歳未満ですから13歳以下となっております。この2つが刑法犯少年ということでございますが、下の注釈にございますように、刑法犯少年とは強盗、窃盗、放火、傷害、恐喝など、もちろん殺人も含まれます、刑法に規定する罪を犯した少年、また特別法犯少年といいますのは、要するにシンナーや覚せい剤など薬物乱用による刑法、交通法令以外の刑罰法令に規定する罪を犯した少年ということですね。要するに薬物、今、そういう少年が出てきておりますけれども、そういった少年です。それから不良行為少年、これは飲酒、喫煙、深夜徘徊、家出など、自己または他人の特性を害する行為をしている少年ということです。

この1番の表で注目していただきたいのは、平成14年度と平成15年度の比較でございます。刑法犯の少年の小計をご覧くださいと思います。平成11年から656人、514人、424人、

643人。平成14年と平成15年度の比較でございますが、643人から昨年度、平成15年度は1,140名。1,140人の子が逮捕されたということでございます。前年比177.3%。特別法犯少年もですね、30人から46人。それから不良行為少年、これが2,722人から5,410人、198.8%です、前年比。合計しますと、平成14年度が3,395人から6,596人という、前年比194.3%、このように倍に膨れ上がっているわけですね。この実態をよく考えていただきたいと、こういうふうに私は思っております。

2番に移らせていただきますが、刑法犯少年、この年度別を今度は地区別に、要するに住んでいるところ、住居地別の人数のデータでございます。那珂川町、筑紫野市、大野城市、春日市、太宰府市でございますが、これもやっぱり平成14年と平成15年度で比較していただきたいと思えます。一応太宰府市を見ますと、91人から127人と逮捕者が、前年比139.6%。他市と比べますと一番低いですね。那珂川から春日市まで、ほとんど倍に膨れ上がって増加しているんですが、太宰府市だけは139.6%という前年比でございます。

それから、管外というのは、これは例えば福岡市の子たちがこの4市1町に来て犯罪を犯すということでございます。この合計の平成15年度の1,140人とプラス特別法犯少年、要するに薬物乱用の子をプラスしたのが3の表でございます。これは、平成15年度だけで学職別と住居地別に人数をまとめてあります。やっぱり小学生、中学生、高校生、大学生、それから有職者、無職となっておりますが、ここで注目していただきたいのは、中学生、高校生の数がどこの市も多いということですね。特に太宰府市におきましては、合計で129人。全体の合計が1,186名逮捕されているわけですが、この中で、太宰府市の占める割合は10.9%。あとは見ていただいたらわかりと思えますが、大野城市が20.2%、春日市が21.2%となっております。ここでは、やはり太宰府が非常に低い、非常についてということはないんですが、低いということは、これは補導連絡協議会の方々が非常に活躍をいただいているという結果ではなからうかと思っております。

この資料をご覧になって、皆様どのようにお感じになりましたでしょうか。このような深刻な現実に目を向け、歯どめをかけるためにも、地域の大人が立ち上がり、5年ないし10年を見据えた青少年育成市民の会の活動が必要であります。将来を担う子どもたちが危ないんだという危機感を各行政区に強く私は訴えたいと思えます。

ところで、去る12月9日の定例会、すなわち運営委員会にお呼びいただき、青葉台支部の組織と活動状況について説明をさせていただく機会を得ましたことに感謝申し上げます。この場をおかりしまして厚く御礼申し上げます。

3点目の質問に入らせていただきますが、現在、青葉台支部では、構成メンバー10名で運営しております。任期は1年で、各同好会やサークルから1名の代表を出し、年度初めの定例会において支部長、副支部長、書記、会計の四役を決めます。組織づくりの方法はほかにもいろいろあるかと思いますが、いずれにしても今後本部の方々が中心となり、組織編成のノウハウを専任支部長不在の行政区に情報発信とご指導をいただくことは可能でございませうか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 市民の会の運営委員会につきましては、参加団体17団体より選出がされ、会議、事業等のときだけ市民の会運営委員として参加をしているという状況でございます。その運営委員が出向き、支部の未結成の行政区に対して、組織編成のノウハウの指導などを行うことは困難性があると思います。また、そのような学習会等を実施したこともありませので、現在の段階では困難性があるというふうに向っております。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） とにかく私としましては、やっていただきたいと思っておりますので、ぜひご検討いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

青葉台の活動がベストとは申しませんが、活動されてない他支部において、少しでも参考になればですね、お手伝いをさせていただきたいと思っております。支部アンケートの中身におきまして、子ども会活動で十分という意見が大多数を占めておりましたが、ターゲットは先ほどの資料でもおわかりのように、やっぱり中高生なんです。その中でも特に中学生、大人のまねをして、背伸びをしたがる年ごろの子どもたちを、いかにまちの行事に引っ張り込むか。さらに、継続的な活動と実践によって、揺れる子どもたちに対し、我々大人がいかに正しい導きをしてやるかが大切だと思います。昨年9月議会でも申し上げましたが、青葉台支部では毎週土曜日の生放送による巡回パトロールを実施しております。早いもので今月で1年5か月目を迎えました。住民の方にも大変喜ばれ、小学生、中学生、大人の計5名のチーム編成で、マイクを通して今月はあいさつ推進、来月はマナーアップ推進とテーマを変えながら、それぞれが気持ちを込めて呼びかけております。これまで大人とともに多くの小学生や中学生、高校生が参加してくれました。毎年の定期的なイベントも大切ですが、やはり継続した活動の中で、大人同士または大人と子どもが顔見知りになり、親近感が生まれ、学校の行き帰りに出会ったときあいさつをしてくれるようになりました。こういった当然のことができない社会になりつつある時代だからこそ、子どもによる恐ろしい事件が起きるのではないのでしょうか。

11月28日、中央公民館での家庭教育講演会は、津屋崎病院副院長の森崇さんが心療内科のこれまでの患者さんやご家族の方から学んでこられた体験をもとに話され、非常にすばらしい講演内容でございました。家庭の中で、今当たり前のことができていない家族が多いと。それは何かと申しますと、朝起きたらおはようございます、いただきます、行ってきます、行ってらっしゃい、ただいま、お帰りなさいという基本的な、当たり前の礼儀作法が欠如してきていると指摘されました。また、心と体のふれあい、つまり心身のふれあいができている人は、犯罪などを起こさないという言葉が非常に印象的でございました。人とのふれあいを避ける引きこもり、この日本では引きこもり人口は160万人とも言われております。引きこもりにとって居場所を追われることは、自分の存在価値や生きる意味を失うことに等しいと評論家の方の意見が掲載されておりました。今後は、あらゆる角度から何らかの対策を講じていかなければ、少年犯罪は増加の一途をたどることは間違いありません。したがって、基本的な家族のあり方の

啓蒙教育もさることながら、これからは、なお一層地域の大人が関心を持ち、子どもの育成の手助けが必要不可欠であります。福岡県青少年育成県民会議では、大人が変われば子どもも変わるをテーマに県民運動に力を注いでいます。また、アンビシャス運動もその一環であります。太宰府市におきましても、自分たちのまちは自分たちで守るという強い信念で、各行政区の支部長が積極的に集い、知恵と工夫を凝らし、子どもの育成を通して大人同士のきずなを深めていけたら若い人材も育ち、明るい未来が開かれることも夢ではないと確信しております。

最後の質問になりますけれども、教育長にお尋ねをいたします。つい最近、奈良市で小学校1年生有山楓ちゃんが下校途中に誘拐され、殺害されるという事件がございました。まだ犯人は捕まっておりませんが、かつて隣の春日市では、古川麻衣ちゃん事件がありました。こうした猟奇的な事件が起きるたびに心が痛む思いです。青葉台支部におきましても、児童の通学の行き帰りに要所要所に立ち、声かけあいさつをしてほしいという依頼がっております。この件について、市民の会青葉台支部としましては、今後の検討課題ではありますが、こうした事件の再発防止に向け、これまで教育現場を預かってこられました体験からどう対処すればよいのか、参考までにご意見をお聞かせ願えれば幸いです。よろしく願いいたします。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 今度の奈良のような事件を完全に封ずるということは、ある面では難しさもあるんじゃないかと思いますが、できるだけやっぱりなくなるようなふうにならざるに努力していく、そういうふうな中で、特に地域の教育力といいましょうか、地域にお願いしたいということで、私の体験をということでございますので、失礼でございますけど少し時間をとらせていただきたいと思います。

教育は学校・家庭・地域という三者の話をよくするわけでございますけれども、その中で学校と家庭は一応大人の目が届いているという状況ですが、地域というところはなかなか目が届いているか届いていないか、学校からとらえにくいという現実があるのが一つでございます。

また、このごろは一人の子どもさんに対して関心を持つ大人というのが、昔に比べると随分少なくなったと。昔でしたら親戚のおじさん、おばさんといいましょうか、それから地域の方々も、あんたはどこの子どもねということを知ってある方が多ございましたけれども、今は親子とか先生という、または部活動とかそういうところの知り合いしか少ないんじゃないかと、そういうふうな地域というところは見えにくいということ。それから、子どもさんへの関心、かかわる人数が少なくなったというようなことから、特に地域の方々には、子どもさんに関心を持っていただきたいと。いいことばかりじゃないと思います。マナーが悪いとか服装が悪いというような苦情の電話も私受けましたけれども、それも関心の一つのあらわれではないかと思います。とにかく関心を持っていただきたい。その中で、先ほども出ましたようなあいさつ運動なんかしていただくのは非常にありがたいことだと思います。今言われました学校でも教員とか、地域の方々に標語を求めたりしてあいさつ運動を進めたことがあります、その辺が一番大事じゃないかと思います。

それとともに、街頭でこうやって子どもの指導に当たってあるとか、また郵便局とかの方々が移動しながら子どものことを見るとか、またそのほかに買い物帰りに見るとかというように、大人の目でいろんな機会に子どもさんを見ていただくような、そういうふうな場面がその次に必要じゃないかと、また大変ありがたいことだというふうに思っておりました。

それからもう一点は、先ほど非行の話が出てきましたけれども、やはりそういうふうな目をかけて育てていくという話と同時に、非行の芽をいかに摘んでいくといいでしょうか、少なくしていくかということで、パトロールの話が出ましたが、そういう補導の専門の方々とかPTAの方とか地域の方とか、また学校の教員によってそういうところをパトロールをしたり、情報交換をしたり、また地域によってはどうしてもたむろするといいいましょうか、そういうふうな場所もございまして、そういうところのお掃除をお願いしたりというような、大きく分けますと一つは関心を持ってもらいたいこと。一つには、いろんなところで動きながら目を光らせてもらうといいいましょうか、そして3つ目には非行の防止につながるような活動をしていただきたいということで、保護者、それから地域の方々にもお願いしてきたところでございます。

現在は、4中学校とも補導連絡協議会ということで、いろんな活動をしていただいて大変ありがたいと思っていますところ。その時期から比べますと、現在は開かれた学校ということで、学校と地域の情報といいいましょうか、そういうものがより広くなったんじゃないかと思っておりますので、より一層地域でも支えていただければと思います。

また、いろいろお気づきの点、内容によりますけれども、物によれば110番が早いのかも知れませんが、区長さんのところが早いのかも知れませんが、また学校が早いのかも知れませんが、そういうお互いの連絡を取り合って対応していくことも大事じゃないかと、そんなふうなことを考えていたところでございますけれども、やはり今橋本議員さんのいろんな取り組みを聞きながら、地域でそのような活動をしていただきますと、大変ありがたいと思っていますところ。以上でございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） ありがとうございます。

子どもたちの通学路の安全確保については、非常に参考になりました。大人も忙しい部分もありまして、学校の行き帰りにはですね、大人の方ができるだけ朝庭先に出るとか、あるいは表に出てですね、掃き掃除をして子どもたちに声かけをするとか、そういった方法もとれるんじゃないかというふうに考えます。ありがとうございます。

学校の行き帰りに連れ去りの犯罪が非常に多発しておりますが、子どもたちを守るために、全国でいろんな取り組みがされているわけです。ここで、先進的な取り組みといいいましょか、実施計画されている東京都品川区の例を紹介いたします。

品川区では、所在地を特定できる緊急通報器を児童・生徒に配布する計画が発表されており

ます。緊急通報器は、重さ50gのペンダント形で、防犯ブザーとPHS機能を持ち、ピンを引っ張るとブザーが鳴り、区のセンターシステムに警報を発信し、現場近くの住民や保護者の電話に自動音声で通報する仕組みになっているそうです。来年4月から一部の小学校で試行し、再来年の3月までに全小学生1万2,000人、4月以降は全中学生5,000人に無償で貸与し、通報先になってもらう住民約1万人も募集するとのこと。ぜひ、本市におかれましても、学校教育課で調査研究をなさっていただくことをお願いしまして、1項目めの質問を終わらせていただきます。

議長（村山弘行議員） ここで13時まで休憩いたします。

休憩 午後0時12分

~~~~~

再開 午後1時00分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） ご質問のとおり、本市もごみの不法投棄が後を絶たず、大変苦慮しております。

昨年度の不法投棄ごみ回収量は56.5tでございます。また、家電4品目の不法投棄は、全体で102台となっております。不法投棄ごみの回収量は、前年度より減っておりますが、家電4品目は家電リサイクル法が施行されておりました平成13年度から毎年増加している状況でございます。投棄場所は、市内の至るところで発生しておりますが、特に高速道路の側道沿いや四王寺林道、北谷、高雄地区で多く発生しております。

対策としましては、不法投棄監視パトロールを平成12年度に6か月、平成14年度に10か月、平成15年度に2か月実施いたしております。監視カメラによる監視は、平成14年2月に市内に1基設置いたしております。効果といたしましては、平成14年度、平成15年度とも1件ずつ映像でとらえた投棄の様相から、筑紫野警察署の協力も得て、投棄者に回収させております。現在、カメラ設置場所周辺は、不法投棄ごみを昨年度の不法投棄撲滅キャンペーンで除去しましたので、ほぼきれいな状態が保たれております。今年度もカメラを設置しまして、様子を見守ることにしております。

また、福岡都市圏環境行政推進協議会では、不法投棄防止一斉パトロールや家電リサイクル法対象物の処理費用負担の見直しや、国・県道における不法投棄対策の強化など、国、県への要望活動、市民への啓発活動を行っておりますが、来年1月から2月にかけて、不法投棄防止キャンペーンといたしまして、民間テレビ局を通じまして不法投棄の防止を訴えるテレビコマーシャルの放映を企画しているところでございます。今後とも、自治体間の広域連携を含め、ごみの不法投棄対策に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） やはりやっぱり後を絶たず、大変苦慮されてるみたいですが、ちょっと今ご答弁いただきましたけれども、これまでの本市におけるですね、ここ3年間の不法投棄の摘発件数と、場所は大体今四王寺山とか高雄とか聞きましたが、その摘発件数とその場所がわかりましたら、お願いいたします。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） ご質問の3年間の不法投棄の摘発件数ということでございますが、先ほどご回答申し上げました監視カメラによる2件の不法投棄者も、指示に従い投棄物を回収し持ち帰りましたので、告発までには至っておりません。

それから、不法投棄の苦情と申しますか、市民からの通報件数は、平成13年度31件、平成14年度58件、平成15年度32件、不法投棄ごみ回収量は、平成13年度84.15t、平成14年度74.5t、平成15年度56.5t、家電4品目の不法投棄台数は、平成13年度57台、平成14年度91台、平成15年度102台で、テレビが4割から6割を占めておりまして、冷蔵庫、エアコン、洗濯機の順となっております。

主な場所は、先ほども申し上げましたが、高速道路の側道や高架下、四王寺林道、北谷ダムへの道沿いをはじめとします北谷地区、太宰府東中学校北側や、太宰府高校東側など、高雄地区が多く発生してあるようでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） ありがとうございます。

通報件数も31件、58件、32件と、ちょっとばらつきはありますが、もしこういう不法投棄を見つけた場合にどういう手順を踏んだらよいのか、その通報の仕方と申しますか、あるいは通報先についてちょっとお伺いいたします。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） そうした投棄している現場に遭遇された場合はですね、平日の昼間でありましたら市役所の環境課または筑紫野警察署生活安全課というようなところがございしますのでそちらへ、夜間や土曜、休日は筑紫野警察署へご連絡をいただきたいというふうに思っております。その際、できましたら車のナンバーとかですね、特徴、あるいは時刻や投棄者の性別、人数などをお知らせいただければ幸いです。道路、水路、公園などに不法投棄されたものを発見されたときは、速やかに環境課へご連絡くださればというふうにお願いたします。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） ただいまの2点目との関連質問ですけれども、ただいま教えていただきましたけども、通報の仕方や通報先といったものは、市民にどのような方法で周知されているのかお尋ねをいたします。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 不法投棄のごみの通報の仕方ということでございますが、市民への周知でございますけども、不法投棄監視パトロールの紹介をした折にですね、市の広報に掲載しましたが、今のところはですね、広報車によります不法投棄防止の呼びかけになっておりますので、広報紙での市民への協力と情報提供を求めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 不法投棄も、先ほどのご答弁で、家電製品が非常に多くなってきているということで、57台ですか、平成13年。57台、91台、102台と、こういうふうに増えてきているわけですが、隣の志免町では主要な家具とか電気製品などの登録制を設けて、まちの広報にも掲載し、粗大物、不燃物のリサイクルを実践されているようですが、こういったことを研究されてはいかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 志免の例に倣って研究してはどうかということでございますが、本市では平成13年度までですね、環境美化センターというところで再利用できる粗大物や不燃物を蓄えましてですね、リサイクル展というのを開催しておりましたが、廃棄物の分別、あるいはリサイクルの進行に伴い、置く場所ですね、いわゆる収納スペースがなくなりましたことから、現在は途絶えております。確かに、市民の方から、不要になったがまだ使えるので、ごみとして出すのはもったいないと、どうしたらいいでしょうかという声を聞くことは、今ご指摘のとおりでございます。昨年6月、市内の大学生で組織する太宰府連盟が、体育センターを会場にフリーマーケットを開催しておりますが、会場の確保でありますとかですね、提供品の呼びかけなど、側面から支援をいたしました。これからも、市民、ボランティア団体が行うこのような活動をですね、支援してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） リサイクルの方も、ぜひ前向きに検討していただきたいと存じます。

最後の質問になりますけれども、佐賀県浜玉町では環境パトロール員制度を採用し、2名に対し月額8万円の高額な手当を支給して、監視体制の強化に努められております。本市では、経費節減の折、厳しいとは存じますが、何かこれにかわる廃棄物減量のための推進委員や、また不法投棄監視員などの設置はお考えになってますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 本市の環境基本計画の中でもですね、今ご指摘になっております放置自転車、あるいは自転車を含む一般廃棄物、産業廃棄物の不法投棄の監視パトロールを実施するというふうにいたしております。先ほど出されました例あたりも参考にしながらですね、

市独自の監視員制度を検討していく必要があるのではないかというふうには理解をしておりません。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） ぜひ、パトロールの方もですね、強化をしていただきたいと存じます。

ごみの不法投棄のほとんどは、山林や道路脇に集中すると思います。ご答弁の中にもありましたように、四王寺山、あるいは北谷、高雄、こういった地区での発生が多いとのことでしたが、時間帯が深夜でもあり、一瞬の行為でもありますので、現場を押さえるというのはなかなか難しいのではなかろうかと思えます。

ここで余り大きな声では言えませんが、監視用の疑似カメラを高雄地区に設置されたことですが、前年に比べ不法投棄がどれくらい減ったか非常に興味があるところでございますので、回収の変わりぐあいを来年度にでも教えていただけたらと思えます。

地区によって、年間の回収費用がかさむのであればですね、もう一基増やすということも当然お考えになっておられることと思えます。また、先ほども申しましたように、パトロール、あるいは立て看板、こういったことも含めまして、今後の対策としまして、費用対効果はもちろんのこと、何が一番効果的か、他市、他県の自治体による不法投棄対策も研究していただきまして、取り締まり強化にさらに努めていただきたいと存じます。

今回、ごみの投棄につきましては軽いジャブの応酬でございましたが、ごみが増え続ける現代、ごみ問題は21世紀の重要な課題でもあります。長期スパンで、経費削減を念頭に置いて、ごみの分別を細かくやっている自治体やリサイクル、また生ごみの肥料、堆肥化、あるいはごみ焼却の熱を発電エネルギーに変えるといった研究がなされております。このような画期的な取り組みについて、さらに調査を重ねていただきまして、次回ストレートがアッパーによる質問をさせていただきたいと存じますので、よろしく願い申し上げます。

これで、私の質問を終わらせていただきます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員の一般質問は終わりました。

次に、7番不老光幸議員の一般質問を許可します。

〔7番 不老光幸議員 登壇〕

7番（不老光幸議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従い、質問させていただきます。

平成16年もあとわずか半月になりましたが、今年は全国で集中豪雨、台風、地震と、自然災害の多い年で終わろうといたしております。

太宰府市におきましても、昨年の7月19日の災害が記憶に新しく思い浮かべられます。台風の発生するたびに、こちらに来ないように、何とか避けていって欲しくないかとの思いで願っておりましたが、皆様も同じような思いだったのではなかったかと思っております。大きな災害の発生もなくて、今ではほっといたしております。

さて、昨年の集中豪雨による災害箇所への復旧工事及び防災工事も順次進められております。関係部署の職員の皆様や工事に携わっておられます皆様方には心から感謝申し上げます。そこで、今までも断片的に災害復旧工事、防災工事及び地域防災計画の内容の説明はありますが、総括として、現在の状況と今後の計画についてお伺いいたします。

まず、四王寺山山麓、宝満山山麓、御笠川の河川についての防災工事の実施状況と計画についてであります。関係各部署のご努力によりまして、県あるいは国との折衝も終わり、防災復旧工事計画の全体像も確定したのではないかと思いますので、その内容をお示しください。

次に、本市の防災計画の見直しであります。昨年の9月議会での一般質問の中で、地域防災計画の内容について、今後の課題と改善が必要であると答弁をされております。特に、初動体制の実施に即した細部にわたる具体的なマニュアル化が望まれるわけですが、その進捗状況と今後の計画について、次の5点について質問をいたします。

1つ目は、自主防災組織の育成であります。

自主防災組織の組織化は、各行政区単位になるとと思いますが、市の担当部署はどのように指導、育成をされているのか、またされるのか、その進捗状況をお聞かせください。

2つ目は、地域の危険箇所の見直し及び危険箇所マップづくりと、住民への周知についてであります。

防災工事が実施をされておりますが、それが完成したと想定いたしましても、やはり危険箇所のマップづくりと住民への周知は必要ではないかと感じております。

3つ目は、災害危険情報の収集と住民への伝達システムについてであります。

特に、避難勧告、避難命令をどのような基準で出されるのか、そして避難勧告を出される対象地区はどの地区に、対象住民にはどのようにして、だれが伝達をするのかをお聞かせください。

4つ目は、避難勧告、避難命令を受けた地区の住民には、避難場所までの避難ルートの周知徹底はどのようにされるのかをお聞かせください。

5つ目は、お年寄りだけの家庭及び障害者家庭の把握及び避難誘導の体制づくりはどのようにされているのかをお聞かせください。

現在、関係各位のご尽力によりまして、災害復旧工事及び災害防止の工事が実施され、また計画もされております。これらの完成の暁には、もう豪雨災害の危険はなくなる、災害は起こらない、安心して生活ができることを願っておりますが、やはり万が一を考えた備えはしておく必要があると感じております。

再質問につきましては、自席にて行います。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） それでは、ご質問の四王寺山山麓、それから宝満山山麓、御笠川の防災工事の実施状況と計画についてご回答をいたします。

四王寺山山麓、宝満山山麓の防災工事の実施状況につきましては県事業で、治山ダムにつき

ましては福岡農林事務所、砂防ダムにつきましては那珂土木事務所で計画施工されておるところでございます。

平成15年度以降、緊急治山事業といたしまして、北谷に2基、内山に2基、三条に3基、国分に3基、水城に1基の計11基の治山ダムが完成いたしております。

砂防ダムにつきましては、現在三条・原地区に2基と、既設ダムのかさ上げ1基の工事施工中でございます。

今後の県事業では、計画中の治山ダム36基、砂防ダム9基を順次設置していくことになっております。このほかに、国の直営事業といたしまして、福岡森林管理所が宝満山山麓国有林に18基の治山ダムを現在工事中であります。全部完成いたしますと151基のダムで山を守り、下流の市民を守ることとなります。

次に、御笠川災害復旧工事につきましてお答えいたします。この工事につきましても、県事業で那珂土木事務所が担当されております。現在、河川改修工事と橋梁のかけかえ工事の設計及び用地交渉中と聞いております。今年中には一部着工し、平成18年度末の完成を目標に努力されております。本市といたしましても、早期完成をお願いするとともに、地元協議等積極的に協力いたしながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 私の方から2点目の本市の地域防災計画の見直しにつきましてご答弁いたします。

昨年7月19日の豪雨災害を教訓に、特に初動体制の早期確立を図るために、災害警戒本部の設置基準の見直しをはじめ、災害対策本部の分掌事務につきましても、詳細にわたって明確にするなど、現状に即した実効性のあるものにいたしております。

ご質問の第1点目につきましては、去る3月の区長会議におきまして、自主防災組織のマニュアルを配布いたしました。また、行政区を単位として実施いたしました災害図上訓練を通しまして、組織づくりを推進いたしております。既に国分区、連歌屋区、三条台区においてこの自主防災組織が結成をされております。

2点目でございますけれども、毎年梅雨時期前に市内の危険箇所の調査を実施してまいりまして、危険箇所の見直しも行い、さらに今後、県が調査指定をしております危険箇所とあわせまして、危険の箇所マップを作成いたしまして市民への周知を図ってまいります。

3点目の避難勧告及び避難指示につきましては、気象台が大雨洪水警報を発令し、なおかつ私どもが現地等の状況を監視しながら、災害発生のおそれが生じたときに発令いたします。特に発令の対象地区につきましては、昨年の災害発生地区をはじめ、地域の状況を確認して決定いたしますが、住民への周知方法といたしましては、地元区長あるいは自主防災組織への連絡はもちろん、市内のサイレン吹鳴や広報車による呼びかけなどを実施いたします。

4点目の避難場所につきましては、各区の公民館、小・中学校の体育館、その他公共施設を

指定をいたしております、防災マップやチラシあるいは市のホームページ等で周知をしておりますが、避難勧告時には広報活動や地元区長への連絡等により周知徹底をいたします。

また、避難ルートにつきましては、自主防災組織の育成指導時など、機会あるごとに地元での点検や確認をお願いいたしております。

最後の5点目についてでございますが、対策本部の救助班が作成をいたしております災害弱者の資料をもとに、自主防災組織や地区の民生委員、警察、地元住民等に協力を要請しながら、市と地域が一体となった避難誘導の支援、体制づくりを図っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 防災工事の状況をご説明いただきましてですね、かなり大変な工事が着々と進んでおりますけれども、もう少し具体的にですね、例えばこの地区、河川につきましては平成18年度完成というふうにおっしゃいましたけれども、一応3年間というふうには伺っておりましたけれども、内容によっては5年間ぐらいかかるとか、そういうことを聞いたこともございまして、やはりその地域に住んでいらっしゃる方は、この地区の防災工事がいつごろにでき上がるのかなというのが非常に気になる場所だと思います。非常に細かいことで難しいかもわかりませんが、わかる範囲内で、例えば北谷の方の河川の改修あるいは内山の方の河川の改修がいつまでにでき上がって、あるいは原地区の治山ダム completion、それから砂防ダムの completion、それから原川の completion 時期、あるいは国分地区の治山ダムの completion とか、そういったところまで、もしおわかりでしたらこれについては何年後内に完了するとかというのがわかりましたら伺いたいと思います。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） わかる分と県事業でおおむね聞いている分ということがございますので、まず市が特に工事しております内山それから北谷、それぞれ2本ずつの河川でございますが、内山地区の2本の河川については、平成16年度で工事完了予定、それから北谷の2河川については、平成17年度までに工事完了するという計画で検討協議し、進めております。

それからダム関係でございます。治山ダムと砂防ダムということでございますが、私どもが当初県協議の中で、これは治山、農林の方で特にでございますけれども、緊急治山事業として4か年か5か年で今言いましたような計画基数ですか、それを順次入れていくということで、毎年治山の方については、地元の要望を聞いて、そこを重視して入れていくというふう聞いております。正確ないつまでというのはちょっと覚えておりませんが、大体おおむね5年ぐらいではその計画数を入れるというふう聞いておるところでございます。

それから、三条の原地区の砂防については、先ほど言いましたように2基、それからかさ上げ1基で現在工事中でございます。あとのもう一つの大きなダムをつくるということで、これが間もなく地元の説明会を県の方がするというのを聞いておりますので、ここ1年、2年で4号堤ダムといえますか、そういうものも砂防ダムもつくる計画ということでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） どうもありがとうございました。

非常に地元としては早くつくっていただきたいという希望がありまして、実際に工事に携わっていらっしゃる市の職員の方々は、用地の買収交渉とかいろんな面ですね、非常にご苦労をされていらっしゃるのを私ども目の当たりに見ておりまして、その両方の狭間ですね、非常にご苦労をされております。非常に内容的には、防災工事は最終的には相当の、県とか国は要望、指示を出すぐらいしか、実際に工事をされます那珂土木あたりの計画ではですね、綿密にですね、データを見ながらですね、防災工事をやっておられまして、私のところですね、これは原地区の砂防ダムの資料がずっとこうあるんですけども、これを見ますとですね、非常に綿密にですね、これを昭和48年のときの豪雨の状況のデータと、それから昨年の平成15年度のデータと両方を照らし合わせながら、ほとんどですね、これを見ますと、災害はこれができ上がればもう大丈夫じゃないかというふうに思うぐらいの内容のことが書いてあります。非常に皆様方が本当にご苦労されておられまして、こういうふうに災害の工事について実施いただけて本当にありがたいというふうに感じております。

こういった県とのいろんな説明、当然市の建設部の方にもご説明があつてるとは思いますけども、どんなものでしょう。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 工事の内容等についての説明は受けております。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 工事の内容を見れば、本当にこれだったら昨年の集中豪雨があれだけ出ても大丈夫というふうに感じておりますけども、部長の方ご覧になりましてですね、感じとしてですよ、例えば1時間で100mm、それから1日当たり350mmとか380mmぐらいの雨が降ったと仮定しても、現在工事を行っておられる工事が完成すればですね、どれぐらいぐらい安心だというふうに感じ持っていていらっしゃいますでしょうか。100%大丈夫でしょうか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 非常に難しい質問と思いますが、気持ちといたしましては、それこそ今、議員おっしゃいましたように大丈夫と、絶対大丈夫と胸を張って言いたいところですけども、やはり災害でございますし、降り方、それこそ1時間で例えば去年100mm降ったということで、30分で100mm降った場合とまた1時間で100mm降った場合違ふと。その前の降り方によつても違ふということで、非常に絶対ということはだれでも言えないというふうには思っております。しかしながら、それこそ大変な豪雨ということで、一部激特、それから助成事業、関連事業ということで、通常の災害復旧を超えた災害工事の方法を国と相談できたということでございますので、現時点では最高の対策をとってきたというふうに思っております。それと相当の量でも大丈夫ではないかというふうに感じておる次第でございます。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 何で私そんなような質問をしましたかといいますと、私も同様でございます、今回の災害が起きましてですね、非常に工事、今おっしゃいましたように、かなり国の方からも予算をいただいて、本当にでき上がればもう大丈夫じゃないかなあというふうなところまで計画をされて、工事の完成に向かってやっています。ですから、もう下の住民の方は安心して生活できるんですよというふうな感じは持っておってもですね、やはりどこかで万が一というのが必ずひっかかってくるわけですね。ですから、防災上はやっぱり100%、絶対大丈夫というふうな防災を望みますし、またそれをやろうとしてやるんですけども、絶対ということはやっぱり、100%絶対ということは言えません。ですから、私は次の段の自主防災組織あるいは初期における、万が一、人命だけは助かるような避難、そういったものを絶対つくっておく必要があるんじゃないかなというふうに感じるわけです。結果的には何十年たっても今の工事の、防災工事で受けとめて、結果的には何にも、豪雨があったとしても人命に及ぶようなことはないということがあってもいいんですけども、これが一方でやっぱり自主防災組織というのはやっとなきゃいけない。そういった面で、前回の状況からして、確かに市には防災マニュアルというのがございますけども、やはり細微にわたりもう少し細かいことにおいて組織化をして、あるいは訓練までもしておく必要があるんじゃないかというふうに思っております。さっき、次長さんの方からお話がありまして、やはり市としてはこれまでが限界かもわかりませんが、後はやっぱりそれぞれ地区の行政区でつくっていただければいけないと思いますけども、もう少しですね、その内容をですね、深くもう一度見ていただいて、ご指導なりしていただくというのが必要じゃないかと思います。さっきおっしゃいましたように三条区、連歌屋区、国分区では組織化されておりますということですけども、具体的にその内容について検証なり確認はされましたでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 例えば一つの事例ですけども、ここに連歌屋区の自主防災組織というのがございます。これについては、連歌屋区の場合は区長さんがその対策本部の地域防災組織の中の責任者になられまして、それぞれそこに区の役員さんあるいはそれぞれ隣組さんあたりが中心になって、連絡網を充実し、常にチェックをし合っているというふうな事例がございまして、

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 今、連歌屋区のお話をされまして、あとほかの地区ももう少し組織化をしなければいけないとか、そういったところもあるかもしれませんが、再度確認をしていただいて、三条、連歌屋、国分だけじゃなくてやはりほかのところでも可能性のある区もあるでしょうし、それからその中で、危険箇所のマップづくりとか、そういったものはつくっていらっやいますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 先ほどお話、ご答弁いたしましたけども、危険箇所マップというのは実際私も持っておりますが、これは毎年場所が変わってきます。といいますのが、梅雨前にそれぞれの関係者が現地を視察しながら、危険箇所を確認するわけですけども、今後県の方もきちとしたそういう危険箇所のマップを持っておりますので、それとの整合性を図りながら、新たに市としての危険箇所マップをつくっていくという計画を持っております。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） その危険箇所のマップをつくられて、そこに実際に住んでいらっしゃる住民の方への周知はどのようにされますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） まずは、やはり区長さんを通して、それぞれの区のいろんな会合なり皆さんが集まるときに、役員さんを通してそのマップの説明、危険箇所の説明というのは随時していきたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） そのマップをつくっていらっしゃるのをですね、やはりこの地区、各区には隣組というのがございまして、隣組単位で、この隣組この隣組はやはり防災工事是可以ですけども、万が一のときには避難をすとか、そういったものですね、単位というか、そういったものは隣組単位になっていいかと思えます。

それからもう一つ、避難勧告、命令を出すときの基準ですけども、さっきのお答えでは大雨警報が出されたら、それと市の防災の監視カメラとかいろんなもので判断をして出すというふうにおっしゃいましたけども、その基準ですけども、例えば大雨警報が出されるのは、1時間当たり30mmとかあるいは50mmとか、そういう基準があると思えますけども、例えば三条区の方で、やはり警報が出たから公民館のかぎをあけてください、これは2時でも3時でも夜中でも連絡があるわけですけども、それが非常に結構多くてですね、ですから防災工事も順次できていきまして、出す基準というのが変わってくると思うんですけども、今のところ大体どういふような基準で出しているのかお伺いしたいと。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 最初の1点目でお答えしましたように、昨年の災害を教訓にいたしまして、今までは警報が出たらそれぞれ警戒本部をつくって注意を促すというふうな状況でしたけども、今回の見直しによりまして、大雨洪水注意報が気象庁の方から発令されるという時点で、それぞれの各区長さん、つまり昨年被害に遭われた地域の方の区長さん方に大雨注意報が発令されましたと、今後の雨に注意をしてくださいという連絡をいたしております。しかしながら、先ほど議員さんがおっしゃいましたように、治山ダムとか砂防ダム、いろんな防災対策、工事も進んでおりますので、そのあたりを注視しながら、いつの時点でそういう避難勧告を出すのかという基準も、一定の調査をしながら基準を検討する時期ではないかなというふうに思います。一つの事例として、今年度そういうふうで注意報が出たらすぐ連絡というふうな

体制を、4月以降でしたけども既に35回警戒本部を設置して、そのたびに昨年被害に遭われた区長さんの方に連絡を取っておりました。逆に区長さんの方から、「もう少しの雨ぐらいいいよ」というふうな、逆に我々の方で、地元で情報を収集するから一々連絡されなくてもいいですよというふうな連絡も受けた経緯がございますので、それらを含めていつの段階で注意を促すかというの、今後の検討課題としていきたいというふうに思っています。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） あとですけども、やはり避難ですね、これが実際は避難はしなくていいというのを望むんですけども、やはり避難勧告を出した場合に、実際にはじゃあ本当に避難をしていらっしゃるのかどうかというのが全部は確認できてないんですけども、やはり避難ルート、それから避難場所をつくっていらっしゃると思いますので、ぜひともですね、隣組単位であれば、大体どこどこにだれだれさんがいて、あるいはお年寄りの方がいらっしゃるとか、障害者の方がいらっしゃるとか、そういったものは把握できておると思います。それで、やはり隣組単位ですね、そういう防災のですね、勉強会じゃないけども、そういったものをですね、各区ですね、一度市の方で企画していただいてですね、やっておいていただいた方がいいんじゃないかなというふうに思います。やはりあくまでも自主防災組織だから、各区の自主性にお任せをするというの、これも必要でしょうけども、ある程度やっぱりこういうふうなやり方をしたらどうですかとか、やりましょうよとか、そういう、やはり市の方でイニシアチブをとってやっていただく必要があるんじゃないかなと、一度やっておく必要があるんじゃないかと思えます。

それともう一つは、一度やっぱり避難訓練、これもぜひやっておいた方がいいと思うんですよ。これもう、実際にそれが起こらなければそれ一番いいんですけども、その点はいかがでございますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 市内44区ありますけども、なかなかそれぞれ区長さんあるいは地域の間にいわゆる温度差というのが非常にありまして、実際に昨年災害に遭われた地域、区長さんあたりは非常にそうした危機感を持ってあります。一番、私どもが市内での一つの見本というような地域がございまして、国分区につきましては、区役員さんあわせてもう何回も会合され、そしていち早くこの自主防災組織の立ち上げをされました。そして、隣組単位でも実際に避難ルートの確認であるとか、避難訓練とか数回繰り返してされたという地域もございます。そういうことで、私どもできるだけ区長さんあたりを通して、そうした訓練とか図上訓練を通して、実際の避難場所、避難方法、連絡網あたりの確認をしていただきたいと思っていますので、今後も機会あるごとにそうした区長さんを通しての防災訓練といいましょうか、そういうのをやっていきたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） ぜひともですね、これは市内全部の区は、その地域地域によって違いま

して、全く必要ないところも多々あると思います。特に、私が質問しておりますのは、豪雨災害の危険な地区の防災組織の完全な作成というか、そういつて避難訓練までも含めたですね、ことをぜひともやっていただきたいというのが趣旨でございます。ぜひとも、何事もないのが一番いいんですけども、やっぱり万が一ということがありますので、ぜひ一度、もう一回ご検討いただきたいと思います。

これで質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員の一般質問は終わりました。

次に、14番佐伯修議員の一般質問を許可します。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番（佐伯 修議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、会議規則により通告いたしておりましたとおり質問いたします。今回は、私が議員になって以来、質問者が17名と一番多い議員の方々が2日間にわたって一般質問をなされています。ですから、簡略に質問いたします。

まず、1件目の落書き対策についてであります。通告書の要旨3点についてお答えください。内容は、1つ、特殊な図柄を描いているが、どういう人たちが描いているか調査されたことがあるのか。2点目は、先日の決算特別委員会後の経過はどのようになっているのか。3点目に、発見隊、消し隊などをつくってはどうかということです。

2件目は、吉松地区の地下水の水質についてですが、これも通告していた要旨の2点についてお答えください。内容については、5年で7倍ものマンガンの量が検出されたがご存じなのか。2点目は、佐野土地区画整理の影響による近郊の地下水の変化について調査する必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

最後に、男女共同参画についてであります。これも事前に通告いたしておりましたとおり、将来の人口減少、つまり少子化につながる重要な施策であると思うが、市長はどのように考えておられるのかについてご回答ください。

なお、冒頭でも述べましたように、今議会は多数の方々が質問に立っていますので、回答も簡略にわかりやすく、件名ごとをお願いします。再質問は自席にて行います。よろしくお願ひします。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 3点についてご回答申し上げます。

まず、景観も含めてご回答申し上げます。

まず、落書き対策につきましては、さきの一般質問等でもご回答いたしましたように、落書きされたものについてはその上から塗装したり、落書きされても消しやすい特殊な塗料を塗ったりして対応してきているところでございます。また国道事務所、県土木事務所にも落書き対策をお願いをいたしております。一時は少なくなっておりましたが、また最近落書きが増えてきておまして、大変対策に苦慮いたしております。どういう人が描いているかということで

ございますが、情報等は一部得ておりますけども、まだその人の特定はできていないところでございます。

続いて、発見隊、消し隊等つくってはどうかということでございますが、このことにつきまして、落書きされないように事前に絵柄をもう先に描くとか、落書き発見隊、消しゴム隊と他市では地域のボランティア活動として、美観を損なう落書きをなくす啓発活動や、実践活動を行っている地域もあるところでございます。

今後の対策といたしましては、地域、地元の協力を得まして、それからボランティア活動も視野に入れて、関係課、関係機関と協議を行いながら対策を講じていきたいと、そういうふうで考えるとでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 14番佐伯修議員。

14番（佐伯 修議員） このことは、非常にイタチごっこというか、消しては描かれ消しては描かれと大変でしょうけど、まず1点目のどういう方が描いてるかということは、要するにこれは税金を使って消すわけですからね。描いた人に要するに払ってもらわにゃいかんですよ。そういった意味で、私はちょっと質問してるんですけど。貴重な財源をですね、それに使うわけですから、ぜひ一生懸命に頑張っって特定していただいて、もう一つ、よければ消された方にわかるように、ここの消した金額、消すに必要なお金は幾らかかりました、何々ですよというですね、そういった意思表示をしていただければ少しは少なくなるんじゃないかなということで、ちょっと特定されればですね。恐らく一定の年齢の方だと思うんですよ。そして、それが過ぎればもう終わるんじゃないかなと思うんですけど。ぜひその普通の一般の市民の方々にもわかるようにですね、そしたらそういうことで市民意識が高まって、「あ、描きよう」といったら、すぐいるんなとこに連絡、市役所に連絡なり警察なり連絡していただければ、また少なくなるんじゃないかなと思いますので。ほいで、ぜひ早く特定というか、描いてる方を探していただきたいと。もう数名と思いますよ。何人もが描いてるんじゃないと。絵を見るとどうも同じような絵がたくさん描いてるからですね、何人かの人だと思います。ぜひ探していただきたいと思います。

あとは以前に、2点目ですけど、先日の決算特別委員会で質問もいたしましたけど、私も一般質問でも2度ほど取り上げてるんですね。そのときは非常にきれいになって、ああよかったなと思ってたんですけど、そのときも思ったんですけど、今でもそうですよ。もうあのとき言った学業院中学の塀は必ず描かれると。立派になった塀ですけども、あれは描かれると思っていましたけど、いまだにきれいになって、落書き全くありません。ですから、どういう心理状態かなということも思ってますけど、ぜひ国の施設、県の施設についてもですね、要望して、すぐ消すようにしていただきたいと思います。

あと、2点目の発見隊ですが、消し隊、これはたまたま先日私が一般質問出した二、三日後に、9日の朝刊でしたけど、西日本新聞に「落書き消し官民で本腰」ということで、こういう

新聞報道もなされてましたけど、要するにこういう建物などに文字や図形などを描いてる。こういうのは、これは軽犯罪法などに禁じられているんですね、軽犯罪法なんです。法律に抵触しているわけですけど、これをですね、わざわざ福岡市では、昨年の8月にモラルマナー条例で禁止を明文化しているんですね。本市としても、こういった明文化するというか、条例をつくるような考えはないでしょうか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 今、貴重なご意見いただきました。軽犯罪法にかかるということは、以前同和問題関係で、市内にかなり誹謗中傷をするような意見が出たときに、警察に聞いたときに、そういう類のものは軽犯罪法にかかるということで存じはしとったんですけども、具体的に対策をどうするかということは、市の方の考え方としては、先ほど学中の壁に描かれないようになったというのはなぜかというところ、考えていかないかなというふうに思っております。やっぱり通常きれいに清潔にしておくということで、描きにくくなったというような心理を描く人に与えると、ごみを一つも散らかさたら、なかなか散らかしにくいというような心理と同じだと思っております。それで、今そういう対応をつくることはどうかということは、検討しなければならないというふうに思っております。市に官報速報というのが議員の皆様見られると思いますけど、それで情報がかかなりあります。それこそ違反広告物とかそういうものをあわせて、落書きのそういう苦情、そういうものをしておるといような情報も得ておりますので、そういうところから、何かそういう隊といいますか、そういうものをしていく市民も職員も議員の皆様も、何かそういうとこをして、つくれるものがないかなと、そういうふうには考えております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 14番佐伯修議員。

14番（佐伯 修議員） この落書きは、結局は要するに描く側のマナー、モラルに問題があると思いますんで、その辺特効薬はないと思いますけど、消さなければますます増えるというか、消しておけばまたきれいになるわけですから、イタチごっこでしようけど、子どもの教育とかですね、観光客、そして今度は国立博物館ができますので、それでたくさんの方が来訪されます。観光に訪れるわけですので、ぜひお願いというか絶対してもらいたいですけど、10月の開館までにはですね、落書きを消していただきたい。もう本当恥ずかしいです。国立博物館のある太宰府市としてですね、落書きをぜひ消していただくよう要望いたしまして、この1項目は終わります。

議長（村山弘行議員） ここで14時15分まで休憩いたします。

休憩 午後2時01分

~~~~~

再開 午後2時15分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） ご質問にございます吉松地区での地下水検査の結果については、次のように承知をしております。10月下旬に、5年ぶりに井戸水の水質を検査機関に依頼して検査を行ったところ、マンガンが基準値の8倍であったとの情報が寄せられたものと存じます。個人などが使用される井戸水は、使用者の責任において管理、使用していただくのが原則でございます。地下水の水脈は、数m違えば違う水脈になることもあり、水脈が違えば水質も変わります。今回のケースでも、隣接の井戸では基準内であったと伺っております。また、豪雨などで変化することもございますし、井戸の深さによって影響の受け方も変わってくるようございます。こうしたことから、市が市の全域について地下水の状況を把握することは不可能かと思われまます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 14番佐伯修議員。

14番（佐伯 修議員） 井戸水は使用者の責任でもって使用していただくということを今、ご答弁なされました。そしてまた、水脈により少しは違って来る。何か隣接できれいな場所があったんですか、どの辺の場所なんでしょうか、その辺。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 今、ご質問されてるお方のすぐお隣のご自宅が、先ほど申し上げました隣接の井戸では基準内であったということで、私どもの方で伺っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 14番佐伯修議員。

14番（佐伯 修議員） すぐ隣とはちょっと私もびっくりいたしているんですけど、そんな情報をちょっと知らなかったもんですから。というのも、隣の佐野土地区画整理事業により広大な地域で削られたり、ため池が埋められたりですね、されているもんですから、その地下水が、あの水系は恐らく御笠川に地下水が流れるような形になるんじゃないかなと思うんですが、そういった点で私は質問しているわけですけど、ほかに地下水というか、井戸水というか、変化したような情報はございませんか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 今回お尋ねになってある方以外の、この近隣でのそうした情報は、今のところございません。

議長（村山弘行議員） 14番佐伯修議員。

14番（佐伯 修議員） 私が井戸水の検査をされた方からもう一度議会に質問してくれということでは言われたんですけど、5年前は0.05mg以下が今度のはかったところが0.36mg、ℓ当たりですよ、が含有されてるということで7倍になったということでは驚かれておりました。それで、飲み水としては不適合であるという診断が出たわけですけど、この方については、この井戸水を、水道をとられてたんですが、以前太宰府市が水不足で非常に困っているときに協力しよう

という形で掘られたようです。その深さも聞いてみますと50m掘られてるわけですから、かなり深いと思うんですね。その中で変わってきたということは、何らかの地形というか、水脈が変わって、7倍のマンガンが含まれるようになったということですから、原因があると思うんですね。物事には変化した、変わったということは、何かどうかして変わったんじゃないかなと思うんですけど、その辺で一番に考えられるのが今言った区画整理ですね、山が削られ。だからもっと真剣に地下水を、区画整理で変わるような、別な地域も恐らく井戸を掘られてる場所があると思うんですけど、その辺の検査をするとか、お尋ねするというような考え方はないですか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 現在のところ、その該当の方が5年ぶりに掘られたらというお話でございまして、定期的にですね、例えば何かの事業を行う段階、事業始まる前に検査をして1年後、2年後、3年後、ずうっとたくさんのデータをですね、集めたところで、専門家の方でどうだったのかと、このデータは。原因はどこにあるのかということでない原因の究明はなかなか難しいのかなというふうに思います。

それで、先ほどから申し上げておりますように、そういうふうな井戸の、個人が使用される井戸でございますので、個人の方で検査をされた後、どうしても飲料水に不適当だということでありましたら、安全な水としての市の水道水をですね、ぜひご利用いただきたいというふうに思っております。過去にも何かそうした部分で市の水道に加入された方の例もたくさんあるようでございますので、ぜひそういうふうに議員さんの方からお勧めいただければというふうに願ってます。どうぞよろしくお願いします。

議長（村山弘行議員） 14番佐伯修議員。

14番（佐伯 修議員） そこでですよ、飲めないということで新規に水道を引かれたわけですよ。引かれたところが、かなりの加入料負担金、それと施設内管をしなきゃならないですから。それで数十万円の浄財を出さなきゃならないということになったもんですから、そういうことで、以前に水不足で協力したのに、今度は水が悪くなったから行政としての何らかの補助はないのかというようなことを聞いてくれと言われたもんですから。今度は太宰府市の地下が変化、変わったわけですから、別に何らかで飲まれたのが飲まれなくなったというところが、太宰府市内の地域の地下が変わっているということですからね。その辺の原因に帰するところはわからないにしても、何らかの以前に水不足で協力してましたので。その辺の考えはどんなですか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 今、議員さんがおっしゃっている、非常に心情的には私も一緒でございます。何とかできれば、何とかされるものであればしてあげたいという気持ちは十分でございますが、先ほどから申しておりますように、自分の飲みます井戸水につきましては自分の責任において管理、使用していただくというのが原則でございますので、ぜひそのあたりを一

般質問をしてほしいと言われました方にも、議員さんの方からご説明いただいて、それぞれ個人の部分は個人で責任持たにゃいかんということでごなるとるようでございますんでというお話をさせていただければ助かりますんで、そういうことでよろしく願いしときます。

議長（村山弘行議員） 14番佐伯修議員。

14番（佐伯 修議員） わかりました。じゃあそのように伝えておきます。

続いて3点目のご回答お願いします。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 市長へのご質問でございますが、まず私の方からご答弁申し上げます。

男女共同参画社会は、家族を否定するものではなく、個人の尊重の上に家族が成り立つ社会であり、各人が家族としての責任を果たしながら、個人の生活と仕事のバランスのとれた生き方を自らが選択できる社会を目指すものでございます。男女共同参画社会基本法には、その前文において、男女平等への努力の必要性とあわせて、少子・高齢化社会の進展など、我が国の急速な変化に対応していく上でも男女共同参画社会の実現は、緊要な課題であると述べられてございます。

少子化の原因としては、様々な社会的問題が複合しているかと思いますが、そもそも子どもを持つかどうかは個人の選択によることを踏まえた上で、若い世代が子育てしにくい状況があるのなら、その要因を排除し、子育てを社会で支援していくことが必要でございます。これまで男は仕事、女は家庭ということに代表される、性別による固定的役割分業意識や、それに基づく社会制度や慣行のあり方が、女性に家事、育児、介護を一身に担わせ、加重的な負担感となり、このようなことが結果的に若い女性に家庭を築く魅力を損ねたり、子どもを産み育てることに不安を持たせている一因とも考えられています。男女共同参画社会とは、男女の対立や少子化につながるものではありません。むしろ、男女とも子どもとかかわる喜びを体験し、共感を得ることであり、女性の家事、育児関係の負担が軽減されて、家庭と職場の両立が可能となり、少子化に歯どめがかかるためにも有効なことだと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 14番佐伯修議員。

14番（佐伯 修議員） ただいまご回答いただきましたけど、ちょっとだけ感じが違います、私は。

今回、議員さん方3名、4名ですかね、男女共同参画についてご質問なされております。1つですね、うちの会派の門田議員の質問で回答がなかったということで、関連がありますので、男女共同参画、今答申がなされ、条例がつくられようとしている中で、一部の学者の倫理とか一部の特殊な方々が入られてるということなのですが、その中でですね、太宰府館のトイレ、私も間違ったんですわ、はっきり言って。あらっと思って。同じ色ですよ。あの標示を黒色にされたのはどういう、だれの考えというか、どなたのあれでされたんですか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 設計の時点でああいうものがつけられるようになっておりまして、デザインの意匠があるもので、そのまま設置をしたという状況があります。

議長（村山弘行議員） 14番佐伯修議員。

14番（佐伯 修議員） ということは、要するに設計がそうになっていたということですね。ということは、男女差別関係ないというか、だったらですね、やっぱりちょっとおかしいと思うたら変えてもいいんじゃないでしょうか、赤とかピンクとかですね。そうじゃないと、ちょっと一般の方々がですね、全国から来られるわけですよ。そういうのはあんた、何というんですか、普通女性と男性はもともと違うわけですからね。わかりやすくするという意味でも、ちょっとあの色はどうかならんのですかね。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 非常にわかりづらいというご指摘をたくさんいただいておりますので、近日中に取りかえたいと考えてます。

議長（村山弘行議員） 14番佐伯修議員。

14番（佐伯 修議員） わかりました。ということで、ぜひ皆さんが使いやすいようにしていただきたいと思います。

この男女共同参画についてですが、私はですね、いろいろ情報を聞いてみますと、何か特殊なジェンダーフリーとか、特殊な人々たちの趣向、考えが入ってきているというようなことを思いますとですと、ちょっとこれは真剣に考えないかなんと思っております。また、中にはオンブズマン、マンじゃなくてパーソンという方々も入るようなことですが、要するに男と女、男子と女子、雄と雌ですよ、そうでしょう。地球上にはですね、必ず植物にしる何にしる、男と女、雄と雌があって初めて子どもが生まれるというか、次の、次世代、子どもたちができるわけですよ。中にはアメーバみたい、ちょっと自分を切ってから離れてつくる人もありますけど、基本的にはですね、市長、愛がなけりゃならんでしょう。ですから、私は市長の考えですね、要するに男女共同参画条例つくるに当たってですね、愛が芽生える条例をつくってもらいたいと思うんですよ。どう差別するとかね、お互いに愛しないとできないですよ。ぜひ、そういった考えでですね、条例をつくっていただきたいと思いますが、市長の考え方を。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 男女共同参画社会の形成でございますが、ご承知のように、国におきましても男女共同参画社会の基本法が制定されておりまして、その前文の中には、部長が申しましたように、この男女共同参画の趣旨また目的等につきましても、きちっと課題を示しております。それを受けまして、各地方公共団体におきましても、男女共同参画のための条例等の整理等を行っております。本市では、ご承知のようにただいま審議中でございますが、答申を受けまして条例案の作成に至るわけでございますが、その間の条例案、答申の内容等については十分検討しながら、また条例案につきましても、議会で慎重にご審議願いたいと、かように思っ

ております。

議長（村山弘行議員） 14番佐伯修議員。

14番（佐伯 修議員） よろしくお願ひします。子どもは愛があつて生まれるんです。よろしくお願ひします。先日の天満宮と議会の懇談会の中で宮司さん言われてました。まずは、好きになりなさいと。私はこの言葉大好きです。やっぱり太宰府を好きになる。ぜひ、行政の方々もですね、太宰府市を大好きになれる行政運営をしていただきたくようお願ひ申し上げまして、一般質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 14番佐伯修議員の一般質問は終わりました。

次に、11番山路一恵議員の一般質問を許可します。

〔11番 山路一恵議員 登壇〕

11番（山路一恵議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従ひ、2点にわたり質問をいたします。

まず1点目に、個人情報保護条例について伺います。今議会において議案提案されております個人情報保護条例について、市の考えをお尋ねします。

国において、個人情報保護関連5法案が成立したのは2003年5月のことでしたが、最初に法案が提出された2000年12月から成立までの間、この法案の問題点として、膨大な個人情報の流出や漏えいを保護するとしながら、最も多くの個人情報を収集、保管、利用している公的機関への対策強化を先送りし、専ら個人情報を取り扱う民間の事業者に対策が向けられていること、また法案では主務大臣が個人情報を取り扱う事業者に対して、報告の徴収、助言、勧告、命令ができるようになっていることから、表現の自由、報道の自由に行政が介入する危険があると出版業界、作家、ジャーナリストなどが反対運動を起こし、こうした世論の高まりによって2年後の2003年4月に政府は一部修正を加えて再提出、この修正された法案に対しても多くのマスコミや関係者は危惧の声を上げましたが、同年5月にこの法案は成立をいたしました。

しかし、出版業界からの強い反対や日本共産党など野党4党の修正要求もあって、政府は民間業者への指導、監督制度については適用除外第50条を設けたのです。その内容として、1つに放送機関、新聞社、通信社、その他の報道機関、これは報道を業として行う個人を含む、2つ目に著述を業として行う者、3つ目に大学、その他の学術研究を目的とする機関もしくは団体、またはそれに属する者、4つ目に宗教団体、宗教活動、5つ目に政治団体、政治活動、この5つの分野を示しました。

しかし、法律では主務大臣の権限で個人情報取扱事業者に対して、報告の徴収、第32条、勧告及び命令、第34条ができることになっていること、また第35条では主務大臣の権限行使に当たっては、表現の自由、信仰の自由、政治活動の自由を妨げてはならないとしていますが、主務大臣が適用除外に当たるかどうかを判断できることになっており、大臣や行政が行使する裁量権の範囲の精神規定にとどまっています。

いずれにしても、政府の修正案に対して、日本ペンクラブ言論表現委員会会長は、メディア

及び表現者が言論表現並びに報道を目的とした個人情報保有し公表することは、民間企業等が営利目的でそれらを保有、利用、公表することとは別であり、憲法第21条に保障された権利に基づいて規定されなければならないと、修正案にも反対の立場を明らかにしましたが、日本ペンクラブが指摘をされるように、言論表現、報道を目的として個人情報を保有、公表することと、民間企業が営利目的でそれらを保有、利用、公表することを区別することが重要ではないかと思えます。新たに条例制定をするに当たり、国の個人情報保護法による第50条の適用除外の規定を本市の条例にも盛り込む必要があると思えますが、いかがでしょうか。

また、行政当局が目的外利用、外部提供を行った場合には、長の判断だけではなく、個人情報保護審議会への報告やその意見の外部への公表などを義務づけることも必要と考えます。

以上2点について、まず市のお考えをお尋ねいたします。

次2点目に、男女共同参画について伺います。

男女共同参画社会基本法施行から5年がたちました。しかし、政府は今年の男女共同参画白書で、政治、行政分野、労働分野及び家庭内のいずれにおいても男女共同参画の歩みが緩やかであると、自らその速度が遅いことを認めています。2000年12月に策定された男女共同参画基本計画の11の重点目標のうち、男女の職業生活と家庭、地域生活の両立の支援を見ますと、育児休業の女性の取得率は、1999年度の56.4%から2002年度には64%とわずかに増えたのに対し、配偶者が出産した男性の取得率は1999年度、0.42%からさらに低下して2002年度は0.33%という状況です。そして、働く女性の6割が第1子出産で仕事をやめ、働きながら出産する女性は23%というのが現実です。

また、基本計画では、2005年度末までに年間総実労働時間1,800時間の早期達成、定着、週40時間労働制の遵守の徹底、年次有給休暇の取得の促進、所得外労働の削減など、就業条件の整備を掲げていました。しかし、現実には、長時間労働、サービス残業が横行し、年間総実労働時間はサービス残業時間を除いても1,948時間、とりわけ子育て世代である30代では、男性の4人に1人が週60時間以上も働くなど、最も労働時間の長い世代になっています。

そして、最も共同参画の遅れが目立っているのが雇用の分野と言えます。基本計画では、均等な機会と待遇の確保を重点目標の一つに掲げてはいますが、均等な機会と言いながらパートなど女性の不安定雇用を増やし、待遇の確保と言いながらパートの待遇はさらに悪化、正社員との賃金格差もほとんど縮小していない、こうした雇用の分野の共同参画の遅れの背景には、企業の責務を求めないという基本法の決定的な弱点があるからです。

基本法制定時の国会論議でも、参考人から事業主の責務を規定した方がよいなどの意見が出され、日本共産党も雇用機会の確保、労働時間の短縮、家族的責任との両立など、企業責任の明記を主張しました。しかし、政府は、企業も国民の責務の中にも含まれるなどという理由で法律に盛り込むことを拒否したのです。ほかにも政策方針決定過程への女性の参画の拡大や高齢者等が安心して暮らせる条件の整備などの重点目標を見ても、数値的にはほとんど前進が見られず、高齢者が安心して暮らせる介護体制や所得保障に至っては、さきの国会で年金改悪が強

行され、来年は介護保険の見直しに当たり軽度の要介護者のサービスの削減をねらうなど、基本計画で掲げる安心とは逆の施策が進められているというのが現状です。

そんな中、基本法が地方公共団体の責務として男女共同参画の施策の策定と実施を義務づけ、地方自治体での条例化や計画策定が進んでいることは、国の基本計画に掲げる重点目標を推進していく上でも大きな力となっています。条例の中には、女性の意見や要求を反映して国の基本法の規定からさらに踏み込んだ問題を盛り込んでいるところがあります。注目されるのが、制定された条例のほとんどに男女共同参画の促進に努める事業者の責務や役割が盛り込まれ、計画には雇用の分野での男女共同参画の促進、家庭生活と職業生活との両立支援などが位置づけられていることです。具体的には、雇用機会均等法や労働基準法、セクハラに関する雇用管理上の配慮についての周知、育児・介護休業の普及、取得の拡大を目指し、数値目標を設定しているところもあります。こうした地方自治体の積極的な取り組みは、最も遅れていると国連女性差別撤廃委員会からも勧告を受けるほどの雇用の分野の改善に、草の根から貢献できるという点で大変有効だと考えますが、いかがでしょうか。

また、苦情処理及び人権が侵害された場合における被害者救済のための措置についても、苦情処理機関を第三者機関として設置したところではその効果を発揮しているということで、これも条例を実効性あるものにするためにも機関の設置は必要だと考えますが、全国で初めて苦情処理機関を発足させた埼玉県は、弁護士などによる3人の苦情処理委員が、この間41件の申し出を受け付け、それによってセクハラを早期解決したことはマスコミなどでも取り上げられました。また、兵庫県でも、処理した中には県の管理職員からセクハラを受けたという囑託の女性職員の申し出を受け、県当局に対し迅速な対応と再発防止を求める助言書を出したという事案があります。この2例目にもあるように、自治体内部で起こる人権侵害に対する申し出などは独立した第三者機関でなければ対応できないのではないかと思います。いかがでしょうか。条例制定を前にこのような他自治体の取り組みについて、市のお考えをお聞かせください。

再質問については、自席よりさせていただきます。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） まず1点目でございますけども、国の個人情報保護法につきましては、第4章で個人情報取扱事業者、いわゆる個人情報データベース等を事業の用に供している者に対しての義務等を規定されております。しかしながら、今回提案をいたしております本市の個人情報保護条例案につきましては、本条例の第2条第1号に規定いたしておりますとおり、本市の8つの実施機関について、個人情報の適正な取り扱いに關しての必要な事項を定めたものでございます。したがって、国の個人情報保護法第50条の適用除外規定につきましては、既に条例を制定されております全国の市町村の事例にも見られますように、本市の条例での規定においても必要はないというふうに判断をいたしております。

次に、2点目の条例第8条第1項の各号において、業務の目的を超えて目的外利用及び外部

提供を行った場合につきましては、運用の中で第6条に定めております登録表に、目的外利用記録表、または外部提供記録表を添えて審議会の方に報告するようにいたしております。また、審議会での会議あるいは会議録につきましては、基本的には公開をいたすということにしております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 要するに、この条例案は市が保管、管理している個人情報に関して保護することが主たる目的であって、それ以外の事業者、例えば報道、通信等にかかわる個人情報の保護については、国の法律に沿って対応をします。だから、1問目で要望した第50条の適用除外の規定は必要ないと、そういうふうなとらえ方をしたいのでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 国の条例、いわゆる基本法というふうに言われておりますけれども、この中にそれぞれ第4条に国の責務、第5条に地方公共団体の責務というのが明記されておまして、おっしゃいますように地方公共団体、つまり太宰府市においては6万6,000人の市民の個人情報を市の責任において保護しなさいと、そういう条例を制定することというふうな規定になっておりますので、それを受けて今回この条例案を提案いたしております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） わかりました。今言われたように、保護法、個人情報保護法の第5条で今回条例制定の改正を行うようにという義務づけがされて、今議会での提案となっているわけですが、平成16年4月2日に閣議決定をした個人情報の保護に関する基本方針、これを見ますと、地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項という中で、広報啓発と住民、事業者への支援という項目があります。そこには、個人情報保護の推進において住民、事業者に身近な行政を担う地方公共団体の役割は重要であり、法では区域内の実情に応じて住民、事業者への支援や苦情の処理のあっせん等に対して必要な措置を講じるように努めなければならないと、このようにあります。個人情報保護法では、第3章第3節の第11条から第13条までがこれに当たりますけれども、既に個人情報保護条例を制定しております全国各地の自治体で、これから条例改正をしようというところではですね、この基本方針に基づいて苦情処理のあっせんや市内事業者及び住民に対する支援、こういったことが論議をされ、その条例に盛り込むかどうかの検討が今されているようであります。そういう状況、他市はもう既に条例を制定しているところはそういう状況なんです、本市が今回制定するに当たって、そういう基本方針を検討するという事は、全くお考えにならなかったのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 今回提案をしております市の条例案の中の第4条あるいは第5条がこれらの関連をしていくというふうに思います。ただ私どもがこの案を策定する過程の中で、国

の情報、まだはっきりした明確な方針が見えてませんでしたので、現状における考え方を現在の状況の中での条例と、条例案という形で制定をいたしておりますので、またそれぞれ国あるいは県の指導等がありましたならば、その時点できちっとした対応をしていきたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） これは努力義務ということで、どうしてもやりなさいということではないんでしょうけれども、やはり今後その辺は事業者や住民による個人情報の適正処理の自主的な取り組みを促進させる意味からも、自治体の役割はやっぱり重要だというふうに考えておりますので、この点は今後検討していただきたいと思いますというふうに思います。

それで、コンピューター情報化の進展に伴って、やはり個人情報の流出や漏えいというのが大変社会的な問題になっておりますが、民間事業者の持つ個人情報の不正流出、これを規制して保護すること、これがやはり国民あるいは市民が求めていることだろうと思います。

それで、今回の条例を見ておまして、とてもわかりにくいなと思ったのが、第4条の事業者のところなんですけど、この事業者の定義について、これは前文の5行までが事業者の定義になっているようですが、大変わかりにくいのでちょっと説明を求めたいと思います。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） それぞれ市が責任を持って事業者等に指導する場合については、あくまでも市が条例として制定している内容に準じてそれぞれの個人情報を保護しなさいというふうな指導の内容になるというふうに判断をいたします。ただコンピューター等々もございしますので、その関連につきましては本条例案の第38条に一定の罰則を制定しながら、きちっとした情報管理について指導するようというふうな内容をここに明記をいたしております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） その事業者の定義というのは、どういうふうになるんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） いわゆる市内に事業者として登録されている企業、団体等に該当するものというふうに判断いたします。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 国の法律の中で、個人情報取扱事業者っていうのが出てきますけれども、この個人情報取扱事業者とただの事業者っていうのは、これは定義が全く違うんですね。それで、その個人情報取扱事業者っていうのは、国の法律できちっといろんな明記がありますが、事業者っていうのは全くないわけですね。この条例の中で見る限りでは、事業者に対して罰則、罰則は法人云々が事業者に当てはまるのかどうかっていうのもありますけど、事業者への例えば注意とか勧告っていうのは、やはり必要、盛り込むことが必要だろうというふうに思うんですけど、その点はいかがでしょうか。外部委託先の情報の漏えいが多いということで、委員会でお配りになった資料の中にも書いてあるんですけども、そういうところで外部

委託者も当然事業者の中に入ると思うんですね。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 一般的に言う事業者というふうに判断いたします。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） やはりね、事業者の定義っていうのはきちっとしとくべきだと思うんですが。だから、例えば市が委託をしますよね、外部に。その事業者も当然当てはまりますよね。外部委託の事業者っていうのも含めて事業者っていうんでしょうけれども、事業者に対しての注意、勧告っていうのは、盛り込んでいる自治体があるんですよ。例えば春日市とか、早くから条例つくってますけど、事業者に対する勧告ができるっていうふうなことで条例の中に盛り込んであるんですね。そういうのは、やっぱり入れるべきだろうと思うんですけど、いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 今回、平成15年、昨年国の方の条例がきちとした形で見えてまいりました。そういう形を受けて、事業者等についてはあくまでも国の段階での規制をしております。春日市等は以前から独自の情報、個人情報条例をつくっておりましたから、その部分が今でも入っているというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 大変わかりづらい条例で、本当に私もいろいろと法律、国の法律と比較しながら見てたんですが、やっぱり市の条例で一番何が大事かっていったら、やっぱり市民のプライバシー、個人情報を保護するっていうことが一番大切だろうというふうに思います。そういう意味では、実施機関が取り扱う個人情報の保護というところではかなりいい条例だろうというふうには思いますけれども、もうちょっとですね、やはり今後ですね、新しく法律ができて改正されている中で、やっぱりもうちょっとここは充実させた方がよからうという点もあると思いますので、その点をお願いをしておきたいと思います。

それで、個人情報の関係で言えば、国会で以前個人情報保護法が審議をされている最中に、防衛庁が自衛隊入隊に適齢となった全国の若者の個人情報、いわゆる自衛官適齢者情報を収集していたという事実が明らかになりました。この適齢者情報っていうのは、住所、氏名、生年月日、世帯主氏名のほか職業、健康状態、技術免許等、募集上参考となる事項という大変幅広い情報なんですが、防衛庁の発表では、2003年4月現在、3,190ある市町村の中で、少なくとも822の自治体が防衛庁にこの情報を提供をしていたということが国会の中でも明らかになっています。このうち557の自治体は、職業や家庭環境など慎重に取り扱うべき情報まで提供をしていたということで、本当に社会的な大問題になりましたけれども、しかし防衛庁や総務省は、地方自治体が自衛官募集事務を行うことは、自衛隊法第97条に基づく法定受託事務であり、適齢者情報の収集、提供もその一環だということで、情報収集を正当化して引き続き情報提供を求めることを明言しています。しかし、仮にこの自衛官募集事務が必要という立場では

あっても、個人情報保護の立場からはこのような情報収集あるいは提供っていうのは、やはり認められるものではありません。今回条例制定されています第8条の6項のようにですね、個人情報を行政機関が目的外に利用することも相当な理由というあいまいな要件で認められる可能性がありますので、この点を確認しておきたいんですけども、本市では過去あるいは現在において防衛庁に対してこの適齢者情報の提供を行ったことがあるのかどうか、また自衛官募集についての市のお考えをお聞かせください。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） この自衛官募集のための住民基本台帳の閲覧の件につきましては、本市においては公用閲覧という形で公開をしているという現状がございます。ただ住所と氏名と性別、生年月日、この4項目だけを閲覧という形で受け付けをやっているというふうなことでございます。

ただ住民基本台帳法というのがございまして、こちらの方で何人でも閲覧、部分の写しという部分がございますし、自衛隊法施行令と申しますか、その中でも市町村に対して必要な資料の提出を求められることができるという、いわゆる上位の法令によって本市においてもこの個人情報保護条例の中で30条あるいは8条に該当するというような中身において事務処理をしていくという考えを持っております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） ということは、例えば情報、名簿の提出などを求められれば、それに応じるということですか。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） あくまで閲覧という形で事務手続を行っております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） はい、わかりました。

防衛庁は、口では依頼と言いながら、実際には情報提供に非協力的な自治体に対しては、様々な圧力をかけて提供を強要しているというのが実態です。しかしながら、適齢者情報の提供は法令上の義務は全くありません。全体の7割を超える自治体が自衛官の募集よりも個人情報保護の方が重要だと判断して、提供を拒んでいるというのが実情ですから、今後ですね、こういった件で対応を迫られることがないとも限りませんので、そのときは幾ら圧力をかけられようと、市民のプライバシー保護、個人情報保護の立場で責任ある対応をしていただくようにくれぐれもお願いをしておきたいというふうに思います。

個人情報については終わりました、男女共同参画の方、お願いします。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 男女共同参画社会実現のための条例制定につきましては、本市男女共同参画審議会から12月20日に答申をいただく予定でございます。本市としましては、答申を十分に尊重し、条例案を検討していきますが、男女共同参画社会基本法の趣旨に沿い、基本理

念、市と市民の責務、基本的施策、市の施策に関する苦情処理や人権救済の責務について、さらに具体化していくことで実効性のあるものにしていかなければならないと考えております。本市の男女共同参画推進の取り組みは、男女共同参画プランに示しているところでございますが、人権確立を基本にして、性別にかかわらず個人の個性と能力が発揮できる社会を目指すものでございます。

また、職場生活と家庭生活との両立を目標に働きやすい職場環境づくりの施策を上げておりますが、民間企業、事業所についての環境改善には、専ら関係法令等の制度普及及び促進のための広報にとどまっております。企業、事業所が社会の一員として男女共同参画の視点を持って、その職場環境改善に取り組んでいただくことは男性を含めた働き方の見直しにもつながり、大変意義あることと思います。このように、市と市民あるいは事業者等がそれぞれの分野でともに責務を果たしながら、男女共同参画社会に寄与していくことが大変重要なことと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 今お答えの中では、雇用の分野における取り組みについては大変意義のあることだと、そういうご認識を確認いたしましたので、ぜひ条例でも具体化をさせていただくことをお願いしたいんですが、例えば、雇用の分野における行政の取り組みとして、私が注目しているのが福間町の条例です。福間町の男女がともに歩むまちづくり基本条例の事業者の責務の中には、町と工事請負などの契約を希望し業者登録する場合、男女共同参画の推進状況の提出を義務づけています。その内容は、従業員、管理職の男女数と割合の報告、育児や介護休業制度の利用状況、仕事と家庭の両立支援のための事業所の取り組み、それからセクハラ防止などですが、こうした取り組みについて福間町は育児、介護制度等の規定については、大規模な事業所が行うにとどまっております、小規模事業所に対する啓発活動の必要性を感じていると、内閣府が行ったアンケート調査にこのようにお答えになっております。先ほども申しましたけれども、こうした取り組みは大変有効だと思います。事業者に対して男女共同参画社会の意義、それから男女雇用機会均等法の趣旨、これらを理解して意義を高めてもらうことで個人の就労における権利を確保することができますし、自治体においても雇用の場での男女共同参画の現状を把握できると同時に、自治体で取り組むべき施策も見えてくるのではないかと思います。担当課の方では、こういった県内自治体の取り組みは既に把握をされていると思いますので、ぜひ前向きなご検討をお願いしておきます。

次に、苦情処理機関の設置についてですが、昨日の片井議員の質問でも触れられておりましたけれども、行政内部のセクハラ防止対策について伺います。

その対策の内容と、それから対策委員並びに相談委員の中に女性が何人入っておられるのか、それをまずお答えをお願いします。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 平成11年4月より男女雇用の機会均等法が改正されました。その21条に職場におけるセクハラ防止の雇用管理上の必要な事項が義務づけられております。それを受けまして、昨日も言いましたように、平成11年9月にセクハラ、セクシュアルハラスメントの防止に向けた取り組みのために臨時、嘱託、委託職員を含めた、もちろん正職員も含めてですけども、意識調査をいたしております。その同年12月に職場におけるセクシュアルハラスメントの防止に関する基本方針、太宰府市の方針を策定いたしまして、このアンケート調査をもとに防止のための職員の研修会を行っております。そして、平成13年にはセクハラ防止に関する規定を設けて、現在のところ職員及び所属長の責務、それから先ほど質問ありましたように、相談窓口の設置、それから対策委員会を設置いたして、今そのセクハラ防止に対する防止対策を行っておるところでございます。

この相談員制度でございますけども、これはもうこの規定の中でどの方がするというようなことを決めておりまして、行政経営課の人事係長、これは男性ですが、それと人権同和政策課男女共同参画推進の係長、女性ですね、それから衛生管理者といたしまして保健師がいますが、女性が2人、男性1名ということが相談員ということで任命をいたしております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 対策委員会の方はちょっとお答えがなかったみたいでしたけれども。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 対策委員会の方では、トップがですね、充て職になっておりまして、行政経営課長、男性ですね、それから同じく充て職で人権同和政策課長、それから教育部の教務課長、それに管理監督の職にある者として国保年金課長、それから上下水道課の庶務管理係長、それから職員団体が推薦する者として総務部の秘書広報課、それから上下水道課の職員がなっております。職員団体の推薦が2人で、男性、女性が1人ずつ。それから、管理監督の職にある者が2人でございまして、これは女性が2人です。それから、あと課長は充て職で、さっき言ったとおり男性ということで、女性が3名で男性が4名という形になっております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） それで、以前組合が実施したアンケートを見せてもらったことがあるんですが、セクハラの実事はあるわけですね。数字がちょっと何%か覚えてませんけど。それで、こういった相談窓口への苦情っていうのは今までにあったんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 相談員の方には正式にあっておりません。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） やはり内部の人間に相談するということが非常に勇気の要ることだということで、やはりセクハラというのは一般的には職場の上司が部下に対して、また学校の教師が生徒に対してというように上下関係、支配服従の関係の中で行われるというのが通常です。ですから、相談窓口が内部の場合はですね、逆に自分が不当な扱いを受けるんではない

か、あるいはそういう不安があって、結局全部もみ消されてしまうのではないか、こういう不安があります。ですから、やはり外部の相談窓口というのが当然必要になってくるだろうというふうに思うんですが、やはり既に男女共同参画条例の中で苦情処理機関を設置しているところを見ますと、やっぱりセクハラといったような相談が一番多いように見受けられます。ですから、やはり本市でもその条例の中で、中間答申ではオンブズパーソンという名称で設置が盛り込んでありますけれども、このような第三者機関の位置づけで苦情処理機関を設置することについては、ほかの自治体の状況を調査されてると思いますが、どのようなお考えを、見解をお持ちなのかお聞かせをいただきたいと思えます。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 他市の状況までちょっと調査しておりませんが、いつも研修会あるいは啓発の中でこの相談員がありますよということを申し伝えております。この内部の相談員ですから、非常に傷ついた、セクハラを受けた方がなかなかできないのではないかというようなお話もございます。それで、共済の方には心の相談ネットワークというのがあって、電話で相談を受けたりしておりまして、仕事や人間関係などで悩みのある方はお気軽に相談くださいということ、それからちくし女性ホットラインというのもございますし、組合の方でもそういう対策をとってありまして、組合の方ではNPOの方でセクシュアルハラスメントの相談窓口ってようなのを設けてありますので、そういうところにご相談をというようなことも、職員向けに「アプローチ」ってというような、こういうのが年に何回か出してるんですが、そういう窓口でどうぞというようなお話です。なかなか心の相談というのも、もう一つほかに私悩みがあるんですけども、なかなか市役所が設置をした第三者機関に行きなさいよと言っても、そこから市役所にそういうのがあるのではないかな、報告があるのではないかなというようなことも心配なさって、なかなかそういうのがないというようなことでございますので、こういうふうに全く第三者機関、NPOあたり等々が設けた機関の方が相談しやすいのかなということも思っておりまして、現在そういう紹介をいたしているところでございます。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 条例の中にそうした、先ほどお話しされたような部分も盛り込むのかということでございますが、先ほど来申し上げておりますように、まずは12月20日の答申を見せていただいて、内部の中で十分に協議をしたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 市役所内部の対応については、幾つか対策を言われましたけども、悩みがあるということもわかりますけど、ただやはりカウンセラーを設置するとかということについては、早急に検討され、やっぱり実現をさせていっていただきたいというふうに思います。

それで、苦情処理機関の役割としましては、先ほど言ったようにセクハラその他の人権侵害にかかわる相談、苦情はもちろんのこと、男女平等社会を推進する上で弊害となり得る固定概念など、参画推進の観点からあらゆる施策を見直すその発信地としての役割もあると思うんですね。例えば、これは足立区の例ですけれども、中学生のある女の子が、なぜ女子の制服はスカートと決まっているのか、自分はズボンをはきたいのにはけないという訴えから、苦情処理委員会に女子はスカート、男子はズボンという固定的な観念ではなく選択できるようにしてほしいといった申し出が出されました。それについての委員会の回答はどうだったかと言いますと、女子はスカートに限ることは条例の趣旨から男女共同参画の視点を欠いている、他校の生徒からもズボンを着用したいと申し出があった場合、男女共同の視点で対応してほしいと、そういう回答が出されたということです。これは、男女の固定概念についての問題提起と中学生の女の子の人権について審査をされたケースですが、これを聞いたら1人のわがままを聞いていていいのかとか、風紀を乱すとか、そういう批判的な意見も当然あると思います。けれども、中には今まで当たり前と思っていたことが、ただ単に制服の問題というのではなく、人権にかかわる問題なんだと意識を新たにする人もいるはずなんですね。そうした問題提起が男女平等社会を進める上では必要なだろうと思います。そういう意味からも、中間答申で言うところのオンブズパーソンの設置は、ぜひ条例に盛り込んでいただきたいと思います。

それと、今国においては男女共同参画の名のもとに新たな犠牲と負担、これを女性に求める動きが強まっていることは見過ごすことができません。例えば税制、社会保障、雇用の問題などを中心に政府の施策が男女共同参画の形成に及ぼす影響について、調査研究をしてきた男女共同参画会議影響調査専門委員会、この委員会が2002年12月に提出をしたライフスタイルの選択と税制、社会保障、雇用システムに関する報告、この中で配偶者特別控除・配偶者控除の廃止・縮小、第三者被保険者制度の見直しなどを提起し、今年の1月から所得税で配偶者特別控除が廃止をされているというのもその一例です。こうした制度の見直しは、専業主婦や低収入のパートで働く主婦と、その世帯に増税と保険料負担という負担増をもたらすのは明らかなものです。しかし、なぜそれが男女共同参画につながるのでしょうか。この影響調査報告などは、こうした制度が専業主婦を優遇しているために主婦が就職を思いとどまったり、パートで働いても年103万円を超えないように就業時間を調整する、つまりライフスタイルの選択に中立でない、そしてそのことが女性の低賃金の原因になっているということです。しかし、これは実態を見ない議論です。2002年に全労連のパート、臨時労働連絡会というところが行ったアンケートによりますと、調整をしなくても年間103万円にならない人が44.8%、103万円を気にせず超えて働いている人が22.3%、休みや時間減などで103万円を超えないように調整をしている人が26.8%という結果でした。パートで働く女性のうち半数近い人が調整をしなくても年収103万円にもならないというところにこそ根本的な問題があるのではないのでしょうか。そして、その低賃金の責任は女性パート労働者の側にあるのではなく、女性を安上がりの便利な労働者として活用をしている企業の側にあります。そうした中で、配偶者特別控除や配偶者

控除は、現状ではむしろ女性が置かれた劣悪な状況を補う役割を果たしているのであって、女性の自立の名でこうした制度を廃止すべきだというのはどうしても認めることはできません。その調査委員会が言うように、ライフスタイルの選択に中立というならば、働きたいと願う女性が仕事と子育て、家庭を両立できる条件整備をすることこそが優先的に取り組まなければならないと思います。でもって、こうした国のもくろみが男女共同参画イコール専業主婦の否定という議論につながっているということは、大変憂慮すべきことです。こうした国の動向に対しては、やはり地方の側から批判の声を上げていただきたいというふうに思うわけですが、最後に市長に男女共同参画社会の構築に向けてのお考えをお聞きしまして終わりにしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 男女共同参画社会の実現でございますが、この男女共同参画社会を形成する、この促進は皆さんいろいろご意見拝聴したとおりでございますが、我々といたしましては、男女の人権確立と同時に地域社会の活性化につながるというもろもろの条件も考えております。本市にとっての男女共同参画社会の推進ということにつきましては、大変重要な課題だと思っておりますし、これはただいま計画、プラン、答申等々条例の制定といろいろのご意見賜っておりますが、問題はそういう法令、プラン等の作成だけじゃなくて、この男女共同社会の実現は行政だけでやれるものではございません。今後は、議員の皆様方をはじめ市民あるいは事業者等につきましても、この男女共同参画の意義を理解いただきまして、それを広めると同時に協力をお願いしていきたいと、かように考えております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） ありがとうございます。太宰府市の条例がですね、中間答申同様に中身のあるすばらしいものになりますように大いに期待を持って質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員の一般質問は終わりました。

ここで15時40分まで休憩いたします。

休憩 午後3時23分

~~~~~

再開 午後3時40分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番田川武茂議員の一般質問を許可します。

〔16番 田川武茂議員 登壇〕

16番（田川武茂議員） では、ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、私は君畑交差点角のファミリーレストランの存続に向けての質問と道の駅建設の考えがあるかないか、2点についてお伺いをしたいと思います。

最初に、君畑ファミリーレストランが出店されたのが昭和55年であります。それから25年が経過されておりますが、今ではもうすっかり太宰府市民、地元住民の憩いの場所として親しま

れておるわけでありませう。しかし、平成14年5月に学校法人都築学園が買収しており、現在フォルクス店が営業は続けておりますが、前地権者との賃貸契約が平成18年1月末日までになっている関係上、営業は続けるとのことではありますが、都築学園さんからは再契約はしないとの通告を受けているのであります。都築学園としては、この土地約1,000坪の敷地に噴水を建造し、残った部分には駐車場として利用を考えているようでありますが、もしこのファミリーレストランがなくなるようなことになれば、太宰府市の活性化に少なからず悪影響を与えるものと思われませう。来年秋にはいよいよ待望の国立博物館が開館されますが、太宰府市に訪れる観光客に対し、休憩する場所もない、また食事をする場所もないでは、太宰府市の大きなイメージダウンにつながりかねませう。そこで、今後都築学園さんが事業計画を打ち出す前に、地域住民はもちろんのこと太宰府市からも強く都築学園さんに存続に向けての要望をしていただきたいと思ひますが、市長の考えをお伺ひいたします。

次に、道の駅を皆さん方ご存じでしょうか。高速道路にサービスエリア、パーキングエリアがあるように、一般道にも同じような施設があると便利だということで国土交通省が中心となって整備を進めているのが道の駅であります。この道の駅は、平成15年8月現在で全国に約743か所が登録されているのでありますが、太宰府市のまちの活性化に向けて観光客が利用し、また市の発展につながるような大型レストランの誘致や道の駅誘致等の考えがあるかないか、お伺ひしたいと思ひませう。

あとは自席にて質問をさせていただきます。

議長（村山弘行議員） ちょっと、田川議員。レストランの存続についてという事前通告で、道の駅は通告して……。

16番（田川武茂議員） いや、これ原稿に書いて出しとるんですが、それは認められませうか。

議長（村山弘行議員） フォルクスの跡地にというようなことであれば関連は可能と思ひませうけども。

16番（田川武茂議員） いや、それはどっちでもいいですよ。跡地でできるかできんかです。

議長（村山弘行議員） ちょっと暫時休憩いたします。

休憩 午後3時43分

~~~~~

再開 午後3時50分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど田川武茂議員の道の駅の発言につきましては通告外ということで、君畑交差点のレストランフォルクスの存続についてということについての一般質問といたしたいと思ひませう。

じゃあ、答弁。

地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） ご質問についてご答弁申し上げます。

ファミリーレストランフォルクスがなくなれば、確かに利用客によるにぎわいは減少するかと思われま。また、店舗の照明も消え、一帯が暗くなることが予想されます。しかしながら、第一経済大学の駐車場という目的を持って学校法人都築学園が買収されたということであれば、都市計画法上の用途的にも特に問題はございません。まして学校法人所有の土地でありますので、市として駐車場整備の取りやめやレストランフォルクスの存続を申し入れることは好ましくないと考えますので、ご理解ください。

なお、学校法人都築学園が駐車場を整備される際に、景観等も十分考慮していただくことはもちろん、防犯上の観点からも一定の照明量を確保していただくよう市から要請したいと考えております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 16番田川武茂議員。

16番（田川武茂議員） 私がですね、この問題を通告した時点で部長のお答えはですね、こういうふうになっておったんですが、しかしですね、これ私の一存じゃないわけですから、地域住民の強い要請があつてのことですから、そのことをご理解いただきたいと思います。

本当に地域住民からはですね、本当にここに1,000坪の土地にですね、そりゃ噴水ができるかもしれません。だから、あとはですね、噴水ができて100坪か200坪、あと700坪、800坪にですね、これ駐車場になってしまうわけですよ。そうすることによってですね、暴走族のたまり場になるとかですね、またあるいはにぎわいがもう全く消えてしまう。だから、今後やっぱり地元をはじめ太宰府市民の大きなやっぱりこれは活性化の失墜につながるんじゃないかというような考えをですね、強く持っておるわけですけど。

そこでですね、本当にこれ行政としては、これがですね、一般の企業なら、私もそれは理解します。だがしかし、これは学校法人なんです、ね。今1,000坪に対する固定資産税が入っておるか入ってないか、それはどれくらい入ってるか私は存じませんが、しかしですね、これが学校法人となるとですね、固定資産税もう一銭も入らんわけでしょう。大きなこれは太宰府にとってですね、これは損失じゃないかと思ひます。

そこで、やっぱり太宰府市ですね、本当にやっぱり面積が29.61km²しかないわけですけど、筑紫野市ですね、3分の1しかないわけですよ。その狭い行政の面積の中ですね、その15%がまた特別史跡地。全くですね、そこに手がつけられない。太宰府市としてはですね、本当にこのまちづくりをですね、間違えると、手法を間違えるとですね、やはり大変なことになるんじゃないかという気がいたします。しかも、太宰府にしかないという特別な特産品もないしですね、そこに加えて来年の10月、これは国立博物館もオープンするわけですけど、確たるですね道路整備も進んでいないわけですよ。そこで、昨日も道路の問題で福廣議員、安部議員さんから質問がございましたけど、それがやっぱり現状じゃないかと思うわけですけど、この3号線の君畑交差点はですね、本当に太宰府ですね、4車線あるわけですけど、大動脈にやっぱり匹敵するもんですよ。それから、あえてあの土地にですね、噴水とか

駐車場になるとですね、本当に私ども地域住民はもう非常にですね、これは理解に苦しんでおります。ファミリーレストランのあるあの土地の有効活用がですね、今後のやっぱり太宰府のやっぱり一つの大きな問題じゃないかなというふうに私は考えておるわけですけど。

今後やっぱり太宰府のまちづくりをですね、大きくやっぱり左右する不可欠のポイント、支点になるわけですから、今後のまちづくりのあり方をですね。例えば大阪にですね、大阪府の池田ですね、ここにこういう本があるわけですけど、「ガバナンス新地域づくりの支点」という本があるわけですけど、池田まちづくり株式会社を設立、こういうものがあるわけですね。本当にやっぱりこんなところはやっぱり株式会社にしてですね、出資を大阪府の池田市ですね、10万人ですか、地域の活性化を担う池田まちづくりの株式会社（仮称）、設立する資本金3,000万円、うち市が1,000万円、商工会議所が300万円出資し、残りは市民からの出資を募る、そういうですね、今後やっぱりこういうものがあるわけですね、本当にすばらしい構想ではないかと私は思っておるわけですけど、本当にそういうことを考えて、ひとつ市の方も、行政の方もですね、積極的に取り組んでいただけないかですね、そういったものを踏まえてですよ。部長、もう一回答弁をよろしくお願いします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 田川議員の市を愛する心は大変私もよく存じておりまして、レストランを残したいという気持ちも大変よくわかります。しかし、先ほども申しましたように、学校が目的を持って購入した土地でございますので、市としては手が出せないという考え方に変わりはございません。ただ、地域が皆さんで存続を希望されて、そういう運動を学校に起こされるのであれば、市もバックアップはしていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 16番田川武茂議員。

16番（田川武茂議員） 先日ですね、12月2日、私は第一経済大学に行っていてですね、理事の学部長さん、これは都築学園の総長の片腕として、何かそういう力があるそうですけど、それとですね、理事部長ですか、それから事務局長さんと私はお会いしたんですが、その中でですね、とにかく地元、太宰府市民として、レストランが消えたら本当に灯が消えますよ、だからこれはね、やっぱりにぎわいが途絶えるから、これはやっぱり存続してほしいとお願いをしたらですね、実は学部長さんがですね、理事会に諮りますと、理事会に提案しますよと、そういう約束をさせていただいております。だから、私はこれは期待を持っておるわけですけど、だからまた今後もやっぱり地元としてそういう運動は続けますが、市からもですね、市長からもその一言をですね、言ってもらえばですね、これはもう確たる存続に向けてですね、大きく変わるんじゃないか、そういうふうな気持ちを持っております。市長、そういうことですがね、市としては一切これには立ち入りできないというお考えでしょうか、市長のお考えをじゃ一言。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 今都築学園が買収したという第一経済大学横のいわゆるフォルクスのある土地、第一経済大学が買収したということでございますが、その後の計画につきましては、

学校法人都築学園からは何らの報告なり計画は聞いておりません。そういう計画等があれば、十分お聞きしたいと思いますし、またその席におきましては本日の本会議で田川議員からのご提言等があったことにつきましてはお伝え申し上げたいと思います。いずれにしても、フォルクスがごさいます君畑の角地は、太宰府市の中でも3号線の重要な交差点でございますし、今後のまちづくりの中にもキーポイントになる場所じゃないかと思えます。十分配慮しながらご意見を聞いていきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 16番田川武茂議員。

16番（田川武茂議員） そういうことであればですね、また地元からも最大の努力をしていきますし、ひとつそういうときにはですね、市長も行政からもですね、一言言ってもらえれば、これは私もそういうふうになるんじゃないかなというように思っております。

何ですかね、あそこの床屋さんが今ありますよね、床屋さんが12月いっぱい、本屋さんが来年の何月までかって、そういうふうなまだ契約があるそうですけど。そして、向こうに空き家があるわけですけどね、ビデオ屋しよった。そういったところはですね、もう近々解体するようです。そういうことを話聞いとるもんですから。まだ平成18年いっぱいあるからということ、これは見過ごしとったらですね、本当にやっぱりそういうふうになってしまうもんですから、そこら辺は十分気をつけていただきたいと思えます。

今回私がですね、こういうふうな本市の限られた土地をですね、いかに有効に活用し、今後の活性化に生かしてですね、いくべきかという視点からですね、この問題提起をしたわけですけど、ただでさえ天満宮のですね、一極集中なんですよ。だから、通過観光の一辺倒のあり方を滞在型観光に変えていくためにはですね、交通の拠点とも言うべき君畑交差点周辺については特に慎重に対処をすべきであり、現在年間650万人もの方々がですね、太宰府市に、天満宮にですね、来られてるとはいえ、経済波及効果という点ではですね、決して満足できるものではありません。国博オープンを10か月後に控えた今こそ、まちづくりのあり方をですね、抜本的にやっぱり考えるべきではなからうかと、そういうふうを考えてからですね、こういうふうな質問をしたわけですけど、ひとつ今後ですね、地元としても最善の努力をしていきますので、行政からもですね、ひとつバックアップをよろしくお願い申し上げましてですね、私の質問を終わらせてもらいます。

議長（村山弘行議員） 16番田川武茂議員の一般質問は終わりました。

次に、12番小柳道枝議員の一般質問を許可します。

〔12番 小柳道枝議員 登壇〕

12番（小柳道枝議員） 本年最後の一般質問ということになりました。皆様方には本当に2日間にわたり長時間にわたりましてお疲れのところ申しわけございませんが、いましばらくご配慮ください。

ただいま議長より一般質問の許可を得ましたので、通告に従いまして質問をいたします。

今回の質問内容は、本市における子ども条例の制定の考えについてお尋ねいたします。

子どもは、両親の愛情のもとにこの世に生を授かり誕生いたします。その子どもは、新しい家族の一員として両親はもとより周囲の温かい愛情のもと、大切に育てられていくことが最も大切なことであると思います。子は宝、よく言われますが、これは何も家族のみにとってという意味ではないと思います。私たちの跡を継ぎ、次の時代を担っていってもらうための国の宝でもあるのです。

しかしながら、現在の社会においては、その宝である子どもたちを取り巻く環境は目まぐるしく変化し、核家族や共働き家庭の増加、ひいては少子化といった現象を招いております。また一方では、ライフスタイルの変化が食生活の変化をももたらしております。飽食の時代と言われるように、昔に比べると食べ物が豊かになったゆえに偏食する子やファーストフード中心の食生活を送る子どもが増加しているのではないのでしょうか。このことは、近年目立って使用されるようになりました食育という言葉に裏づけされていると考えられます。これらの様々な要因が相まって子どもたちの体力や学力の低下あるいは我慢することができない、いわゆるキレやすい子どもの増加を引き起こしていると考えられます。

近年の状況を見ると、いじめ、不登校、引きこもりなど、子ども自身に降りかかる問題が深刻化し、また複雑化、社会問題化をいたしております。特に、昨今においては子どもを守る立場である大人による児童虐待がクローズアップされるようになり、児童に対する重大な人権侵害として憂慮されております。このような現状の中で、子どもたち一人ひとりの人格を尊重した育成を行っていくためにも、家庭、学校、行政、企業、さらには地域住民が一丸となって支え合っていくことがまずもって大切であると考えます。

今から15年前の1989年11月20日に、国際連合総会で満場一致で採択された児童の権利条約は、それから5年後の1994年に国内発効され、多くの市町村においても条例の制定がなされております。本市におきましても、2001年3月に太宰府市児童育成計画が策定され、子どもの人権が最大限に尊重され、子どもが健やかに育ち、親が子育ての喜びや楽しさを実感し、子どもとともに成長することができる社会の実現を目指して親と子の育ち合いを支えるまちづくりを基本理念に位置づけ、未来への使者である子どもたちの環境づくりに取り組まれております。

そこで、今回以下の2点についてお尋ね申し上げます。

まず、今申し上げました太宰府市児童育成計画についてであります。策定後既に3年が経過しておりますが、現在までにどのような取り組みがなされてきたのか、具体的にご回答をお願いいたします。

その上で、これまでの成果としてとらえてあるもの、また反対に問題点として上げられるものについて、あわせてご回答をいただきたいと思っております。

次に、成長過程にある子どもたち自身の現状と子どもたちを取り巻くその生活環境として、家庭、学校、行政、地域などの実態を概観された上で、それぞれの立場での責務やその役割について、市の見解をお示しいただくとともに、今後子どもに関する条例の制定に向けてのお考えをお伺いいたします。

執行部におかれましては、誠意あるご回答に期待いたしております。

以下、再質問については、自席にて行います。よろしく願いいたします。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 市長へのご質問でございますが、まず私の方から回答させていただきます。

まず1点目でございますが、子どもの人格を健全にはぐくみ育てていくためにも大人の責任は大きいと考える、本市の現状を伺うということでございますので、まずその点からお答えしたいと思います。

平成13年3月に、親と子の育ち合いを支えるまちづくりを基本理念とする太宰府市児童育成計画を策定し、平成22年度を目標年度として目標事業量を設定いたしました。現在、保育所の新設等により保育所の定員や延長保育の実施、保育所数、それから子育て支援センターの数など、一部達成した事業もございます。しかし、保育所数につきましては、目標以上に達成しているものの、待機児童が発生しているのが現状でございます。子育て支援センターの事業につきましては、需要が多く、子育ての悩みを相談できない保護者の方が相当数あるのが現状でございます。

また、ソフト的な部分につきましては、児童虐待への対応、そういうものにつきましては主任児童員、それから補導担当教員等で構成いたします児童SOSネットワーク地域連絡会議を毎月開催をいたしまして、情報交換を行っております。実際の支援につきましては、保健センターの保健師や児童相談所と連携をしながら実施しているところでございます。

近年、児童相談所への虐待に関する相談件数が年々増加していることなど、児童虐待に関する問題が深刻化しております。児童虐待の早期発見、早期対応、それから児童の適切な保護を行うことが緊急の課題となっております。本年4月には児童虐待の防止等に関する法律が制定され、本年11月には児童福祉法が改正されたところでございます。その中で、市町村が担う役割が法律上明確化され、また拡大されたところでございます。

また、次世代育成支援対策推進法に基づき太宰府市次世代育成支援対策行動計画を作成中でございます。この計画につきましては、太宰府市児童育成計画の基本理念を踏襲し、現在の状況を踏まえて多様な施策を取り入れていきたいというふうに思っております。今後は、積極的な地域での相談業務の構築やファミリーサポートセンター会員募集時の研修、そういうものにより人材の育成を推進しながら、地域の子育て力の向上を図ることで子どもたちが健全に育つ環境づくりを行ってまいりたいと考えております。同計画に基づき今後は施策を進めていくことといたしております。

2点目でございますが、子ども条例の制定についてということで、何点がご質問いただいておりますので、その点につきましてご回答させていただきます。

子どもを健全にはぐくむためには、その人権を尊重し、子どもの目線に立つ姿勢が重要なこととございます。そこで、まず家庭の責務といたしましては、子どもの最善の利益を確保する

ためには子どもの人格形成に対する責任を自覚し、好ましい家族関係を築き、愛情を持って基本的な生活習慣や社会的な決まり事を守る意識を身につけさせることだと思います。地域につきましては、人間関係を豊かにする場であることから、子どもが安心して心豊かに過ごせるように遊びや活動を支援すること。学校の責務といたしましては、集団生活を通して心身の発達に応じた生きる力を身につけさせるとともに地域とのつながりを持つこと。企業の責務といたしましては、子どもの成長に与える影響を認識し、子育てしやすい職場環境の構築をすること、また子どもの育成に関する活動に協力すること。それから、行政の責務といたしましては、すべての子育て家庭や子どもたちの支援を総合的に推進するため家庭や地域、それから子育てサークル、企業などと相互連携を図り支援の充実に努めることであると考えております。こうした責務を踏まえ、現在次世代育成支援対策行動計画を作成中であり、この計画につきましては来年3月までには策定をしたいというふうに思っております。その計画につきましては、具体的には平成17年度から実施することありますので、子ども条例の制定につきましては、貴重な提言と受けとめて今後の課題とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） 今ご答弁いただきまして、2項目にわたりご答弁いただきました。子どもを取り巻いている現状を執行部、そして現場の方も理解していると私は判断をしたいと思っております。そしてまた、その取り組みについてもですね、前向きにあるとは思いますが、今待機児童の面が出ておりますが、昨年でしたかね、待機児童ゼロというような報告を受け取った覚えがございますが、ちなみにあれからまだ1年も、おおざの保育所ができてからそのように報告を受けておりますが、それ以後、子どもの数が、人口が増えたのか、太宰府の若い世代が増えたのか、横ばいなのか、その辺の実態はおわかりでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 保育所の数につきましては、児童育成計画の中では平成12年度の状況と、それから平成16年度、今年度ですがおおざの保育園さんが開園していただいて8か所というところで、目標は達成したんですが、答弁の中にもありましたように、待機児童については解消というところですね、保育所の方も定数を増やしていただいたりとか、そういう努力はしていただいておりますが、現在47名ほどですね、待機されてる子どもさんがおられます。

それで、今後は待機児童をなくすということは、保育所の定員を増やすということになるかと思いますが、待機児童が増えることにつきましては、いろんな要因があると思います。女性の社会進出とか、それから本市としては人口はそう多くは増えてないんですが、いろんな要因はあるかと思えます。それを次世代の中でも保育所の待機児童の解消というのがまず一番に考えなければいけないというふうに思っておりますので、その辺は公立、私立とございますが、いろんな形で解消に向けてですね、努力はしていきたいと思えます。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） じゃあ待機児童ゼロというまではいかないと思いますが、できるだけ働く女性の、お母さんたちの立場、そしてまた安全に子どもたちが安心して保育できるようなその整備にお力を入れてもらいたいと思います。

と同時にですね、私考えますが、子どもの成長っていうのは、そこそこに年齢に応じて違ってくると思うんですね。おぎゃあと生まれれば保健センターのお世話になったりとか、そしてだんだんだんだんと大きくなってって、一般的に言われる、先ほどもありました青少年という年齢までの過程の中で、私は重複する、前後するとは思いますが、子ども条例というのは、大体権利条例と申しますのは15歳未満までの条例だと考えておりますけども、その後の15歳から18歳の青少年の問題も含んだところでお尋ねしたいと思いますが、小学校には小学校、中学校には中学校という場所がございます。それにつきましては、行政の中では家庭教育に始まり、成人教育、青少年教育、そして社会教育、生涯学習と多端にわたった育成がなされるべきだと思います。今ご答弁いただいておりますのは、健康福祉部の方の子育て支援課だと思いますが、間違いございませんね。その上で、結局子どもが、一人の子どもさんが成長するに当たっての青少年を家庭教育の専門家、成人教育の専門家、そして青少年育成に携わる専門家、そして社会教育と、そういう生涯学習を大きく含めた生涯学習の中で、担当部局が適切なアドバイス、そしてまたその問題点に対してのコーディネートを行っていくことが健全なる青少年の育成、ひいては子どもの育成につながっていくと私は確信いたしておりますが、もし太宰府の中でそういう専門職の職員の配置、その辺の本当に市民が困ったときに子どもの分は子どもの支援、子育て支援センターに行けばこういうアドバイスができますよ、それをコーディネートできるような、それともちろんその一つの問題に対してたらい回しではなく、縦横のつながりを持って本当に簡素化できるような、本当に青少年の育成に子どもの子育てのアドバイザーとしての経験をお持ちの方はいらっしゃるのでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 今のご質問は、健康福祉部だけの質問ではないというふうに思います。それで、今のところゼロ歳から15歳という話なんですけど、その中で就学前というところになりますと、子育て、一番、子育ての中で一番保護者の方々が悩まれたり、いろいろ苦労されるところが多いかと思っておりますので、就学前につきましては先ほどお答えさせていただきましたが、ファミリーサポートセンターの会員制度というものをつくっていきますので、その中でそういう専門的に相談を受けたり、指導までいかないかと思っておりますが、保健センターには保健師、乳幼児のですね、いろんな健診等もございますので、そういうものは人材としてですね、人材をつくっていきいたいというふうには思っております。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） どうもありがとうございます。

一例を申し上げますとですね、北海道の稚内市の方ではですね、行政の機構改革に伴って教

育委員会の内部にですね、子ども課というのが子育て支援の相談はもちろんですけども、いろんな小・中学校生まで一貫した相談、支援体制をつくっております。これは沖縄市においても子ども未来課という一括した、子どもに関しては任せんしゃいというふうな指導の体制が役所の内部でされております。

そして、私思いますのに、子育てっていうのは、地域の環境づくりじゃないかなと1つ思います。先ほど、私も地域の児童民生委員さんとか、そういうところの指導がなされてるという情報交換があるということをお伺いいたしましたが、やっぱり子育ては学校現場であり、そしてまた地域の中でできるんじゃないかなと思うんで、それには子育て支援センターっていう大きい枠ではなく、各行政区の小さな公民館があると思うんですよね。それで区長、行政区の中には児童民生委員、それから民生委員さん、健康指導委員、福祉委員さんという、そういう方々が連ねておられます。その中に、この地域で子育てに困った人、そして子どももおじいちゃんもおばあちゃんも若いお母さんも集えるような公民館活動というのはできないもんだらうかなと思ったりもいたしておりますが、それと同時にですね、相談っていうのは、私たちが本当に身近で感じるって、今もう一戸建てばかりですので、ほとんど隣は何をする人ぞということになっておりますが、もし児童虐待とか学校現場でもし発覚された場合はどのような連携を取られて、どのような対処をなさるのか。今太宰府の中でそういう実態があるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 今の質問は、学校に対しての質問だというふうに思ったんですが、学校の中での取り組みなんですかね。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） 先ほどから申しますように、子どもを育てていくときには連携が必要だと私は申し上げております。というのは、学校現場であり、また保育所であるかもわかりません。家庭であるかもわかりません。そういうところをいち早く早期に発見し、それをどのような形で取り扱っていくというか、いい方向に持っていくのか、その辺のご答弁をお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 次世代育成の今計画書を策定中なんですけど、健康福祉部としても子育てをする一つの活動の拠点づくりということもちょっと考えておるわけでございます。それで、地域の方々を取り込んだ形での拠点づくりになるかと思いますが、まず一つはいろんな相談を受ける場所としてはですね、学童保育所がございまして、学童保育所は小学校7校に7か所あります。それで、小学校の子どもたちは昼から、午後からしか使わないということもございまして、活動できる場所1つは学童保育所の午前中があるかなということも考えております。

それから、地域の中で一番行政区で44行政区がありますので、公民館を利用できればという

ことも考えておりますが、なかなか公民館自体が市の方で直接使用するということにつきましては、なかなか問題点もございますので、公民館を使うことで協力いただける区につきましては、働きかけをしていきたいというふうにも思っております。

それで、そういういろんなところを平成17年度から具体的には計画の中で実行というふうになっていきますが、それではなかなか難しい点もありましょうから、子どもは子どもなりにですね、いろんな施設を活用することによって活動の場、拠点づくり、そういうことによって就学前だけじゃなくて、小学校、中学校、そういう年齢までですね、含めた形で考えていきたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） どうもありがとうございます。これからますます子どもを取り巻く環境は厳しさを増していくんじゃないかなと思いますが、その中で次世代育成の行動計画が実施されるに当たって、市民もともに子どもたちが健全に育つように前向きな、そして本当に役に立つような実施をお願いしたいと思います。

それともう一つ、子ども条例の件なんですけれども、私はこの社会環境の変化と一緒に先ほども申しましたように、子どもにかかわっていくのは地域住民だと思います。地域住民であり学校であり、先ほども申しました。その健やかな成長を願うためには、やっぱり条例は策定の必要性があるのではないかなと考えます。

ちなみに金沢では、一応これ権利条例と今ありますけれども、金沢、それから世田谷の方においては子ども条例という、とにかく地域、皆さんの役割を明確にして子どもを健全に育てていこうという条文がなされております。ちなみに金沢のことを申し上げますと、金沢は23年前、太宰府市の少年の船が第1回を出すときに台風に遭いまして、急遽沖縄が金沢に変更されたときに、そこで受け入れてくれた金沢のジュニアリーダースクラブというのがありまして、そういうもう昔からの子どもに対する取り組み、その施策は見事なものがあります。私も金沢の方には議運の視察で行かせてもらいました折に、やっぱり子どもには子どもらしい、そして夢のあるまちづくりを徹底してやってらっしゃるなと思えました。そのときに、23年前の話を思い出しました。本市におかれましても、どうぞ未来ある子どもたちに夢を与えるような、そして子どもを産みたい、産んで育てたい、そして本当に老いも若きもが集えるようなまちになってほしいと願っております。

そこで、市長、この夢のある子どもたちに、本年最後でございますので、明るいメッセージを子どもたちへ届けていただけませんか。よろしく願いいたします。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 我々大人っていうよりも国民みんなが次世代を担う子どもたちの健全な、健やかな成長を願っておるのはもう皆同感だと思います。そういう施策につきまして、単なる行政というだけじゃなくて、学校、地域、家庭、もう何回も言われておりますように、みんなが一体となって子どもの健全育成に努力していかななくてはならないと、かように考えております。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） ありがとうございます。今年も2004年去るはさる年で去ってまいりますが、来年は太宰府市に夢のある、大きな夢であった国立博物館が開館いたします。皆さんの羽ばたいていけるとり年に期待いたします。

そして、皆さん方には、本当この1年間お世話になりました。また来年、皆さんとともに羽ばたいてまいりたいと思います。

以上をもちまして一般質問を終了いたします。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員の一般質問は終わりました。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は12月17日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後4時32分

~~~~~

1 議事日程(5日目)

[平成16年太宰府市議会第4回(12月)定例会]

平成16年12月17日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 議案第59号 市道路線の廃止について(建設経済常任委員会)
- 日程第2 議案第60号 市道路線の認定について(建設経済常任委員会)
- 日程第3 議案第80号 太宰府都市計画事業観世音寺土地区画整理事業施行規程を廃止する条例について(建設経済常任委員会)
- 日程第4 議案第81号 太宰府市個人情報保護条例の制定について(総務文教常任委員会)
- 日程第5 議案第82号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第6 議案第83号 太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第7 議案第84号 太宰府市地域活性化複合施設条例の一部を改正する条例について(建設経済常任委員会)
- 日程第8 議案第85号 太宰府市立保育所設置条例の一部を改正する条例について(環境厚生常任委員会)
- 日程第9 議案第86号 平成16年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について(各常任委員会)
- 日程第10 議案第87号 平成16年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について(環境厚生常任委員会)
- 日程第11 議案第88号 平成16年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について(環境厚生常任委員会)
- 日程第12 議案第89号 平成16年度太宰府市水道事業会計補正予算(第2号)について(建設経済常任委員会)
- 日程第13 議案第90号 平成16年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第2号)について(建設経済常任委員会)
- 日程第14 請願第4号 早期に中学校完全給食の実施を求める請願(総務文教常任委員会)
- 日程第15 請願第11号 良識的な男女共同参画条例の制定を求める請願(環境厚生常任委員会)
- 日程第16 意見書第8号 「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書(建設経済常任委員会)
- 日程第17 意見書第9号 WTO・FTA交渉に関する意見書(建設経済常任委員会)
- 日程第18 議員の派遣について
- 日程第19 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである（20名）

1番	片井智鶴枝	議員	2番	力丸義行	議員
3番	後藤邦晴	議員	4番	橋本健	議員
5番	中林宗樹	議員	6番	門田直樹	議員
7番	不老光幸	議員	8番	渡邊美穂	議員
9番	大田勝義	議員	10番	安部啓治	議員
11番	山路一恵	議員	12番	小柳道枝	議員
13番	清水章一	議員	14番	佐伯修	議員
15番	安部陽	議員	16番	田川武茂	議員
17番	福廣和美	議員	18番	岡部茂夫	議員
19番	武藤哲志	議員	20番	村山弘行	議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

市長	佐藤善郎	助役	井上保廣
収入役	松島幹彦	教育長	關敏治
総務部長	平島鉄信	地域振興部長	石橋正直
市民生活部長	関岡勉	健康福祉部長	古川泰博
建設部長	富田讓	上下水道部長	永田克人
教育部長	松永栄人	監査委員事務局長	花田勝彦
総務部次長	松田幸夫	地域振興部次長	三笠哲生
健康福祉部次長	村尾昭子	総務課長	松島健二
財政課長	井上義昭	地域振興課長	大藪勝一
市民課長	藤幸二郎	建設課長	武藤三郎
上下水道課長	宮原勝美	教務課長	井上和雄

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	白石純一
議事課長	木村洋
書記	伊藤剛
書記	満崎哲也
書記	高田政樹

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さんおはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1と日程第2を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第1、議案第59号「市道路線の廃止について」及び日程第2、議案第60号「市道路線の認定について」を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第1及び日程第2を一括議題とします。

日程第1及び日程第2は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番（佐伯 修議員） 皆さん、おはようございます。

12月3日の本会議において建設経済常任委員会に審査付託されました議案第59号「市道路線の廃止について」及び議案第60号「市道路線の認定について」につきましては、12月8日委員全員出席のもと委員会を開催し、まず執行部の補足説明を受け、現地調査を行い審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

まず、議案第59号「市道路線の廃止について」を報告いたします。

今回廃止を提案している「正尻・紺町線」は、御笠川災害復旧助成事業に伴う下川原橋の架け替えにより、この市道に平均幅員9.5mの道路、約470mを追加し、議案第60号で市道路線の認定を提案する「正尻・川久保線」として道路を整備するため、国分一丁目425番1から国分字紺町364番3までの総延長324.82m、平均幅員11.98mを一度廃止するものであるとのことです。

本議案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、議案第59号は委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第60号「市道路線の認定について」を報告いたします。

今回認定する路線は、「正尻・川久保線」と「家の前・今王線」の2路線であり、「正尻・

川久保線」は国分一丁目425番1から大字吉松39番1までの総延長794.82m、平均幅員10.51mで、先ほど議案第59号「市道路線の廃止について」を報告しました「正尻・紺町線」に平均幅員9.5m、約470mを追加して、道路を整備するとのことです。

「家の前・今王線」は、高雄一丁目3789番12から高雄一丁目4196番2までの総延長145.00m、平均幅員10.50mで、高雄台地区と梅香苑地区を結ぶ現在の道路が狭小であるため、新規に道路整備をするとのことです。

質疑において、「家の前・今王線」については、関係地権者全員の理解をいただき、道路完成に努力していくとのこと、また、その際不動産鑑定価格を基本とした金額で買収していく考えであることを確認いたしました。

本議案についての質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、議案第60号は全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第59号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第60号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第59号「市道路線の廃止について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第59号に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第59号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時05分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第60号「市道路線の認定について」討論はありませんか。

6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 通告をしておりませんでした。この路線にしまして、一部近くに水田を持っておられる方が生活道路が使えなくなるのではないかとということと、もう一つ水利、水を水田に供給するのを阻害されるようなことはないかとということで非常に疑問を持って

あるということを聞いております。その辺のことを十分に理解を得ながらこのことを進めていただきたいということをお願いしまして、賛成といたします。

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第60号に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第60号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時06分

~~~~~

日程第3 議案第80号 太宰府都市計画事業観世音寺土地区画整理事業施行規程を廃止する条例について

議長（村山弘行議員） 日程第3、議案第80号「太宰府都市計画事業観世音寺土地区画整理事業施行規程を廃止する条例について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番（佐伯 修議員） 12月3日の本会議において建設経済常任委員会に審査付託されました議案第80号「太宰府都市計画事業観世音寺土地区画整理事業施行規程を廃止する条例について」につきましては、12月8日委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部から補足説明を受け審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

太宰府都市計画事業観世音寺土地区画整理事業については、昭和52年10月に県知事の認可を受け、同年条例第29条で施行規程が設定されておりましたが、平成8年度換地処分が終了し、その後の清算事務についても完了したため、施行規程を廃止するものです。

本議案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員一致で議案第80号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第80号に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時09分

~~~~~

日程第4 議案第81号 太宰府市個人情報保護条例の制定について

議長(村山弘行議員) 日程第4、議案第81号「太宰府市個人情報保護条例の制定について」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

[19番 武藤哲志議員 登壇]

19番(武藤哲志議員) 12月3日の本会議において総務文教常任委員会に審査付託されました議案第81号「太宰府市個人情報保護条例の制定について」につきましては、12月7日に委員全員出席のもと委員会を開き、審査しましたので、その主な審査内容と結果を報告いたします。

本条例は12回に及ぶ太宰府市個人情報保護制度審議会の答申を受け、市の機関が保有する個人情報について、自己の個人情報の開示と訂正等を請求する権利を保障するとともに、収集、利用等に関する適切な取り扱いを明確にし、その実効性を確保することを目的に制定するとの執行部の説明を受け、審査を行いました。

情報の収集は、本人から収集することと、個人情報の開示請求は本人しか認めないことが原則になっております。

委員の質疑とそれに対する執行部の説明の主なものは次のとおりです。

市役所内部での業務で、他の課が保有する情報を目的外の利用として提供を受ける場合は、業務が遅滞するおそれはないかとの問いに対して、基本的にはその都度所属長の判断が要るが、現在行っている通常業務に必要な提供については、一括して審議会に諮り意見を聞くなど、余り時間をかけない方向で処理していくとのことでした。

各課からデータベースへのアクセスの制限や電算室への入退室の制限はどのようになっているかとの問いに対しては、各課からデータベースへのアクセスの記録を電算処理を委託している業者で把握できるようにしたり、電算室への入室に当たっては、指紋認証システムを採用するなど、不正防止に努めているとのことでした。

第16条で、実施機関は当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否す

ることができるとなっているが、それがどのような場合に当てはまるか、規則などで具体的に明文化されるのかとの問いに対して、運用等については、この条項をもって解釈していくとのことでした。

また、委員の意見で、実施機関の職員の不正に対する罰則規定が地方公務員法の守秘義務違反に対する罰則規定よりもはるかに重くなっていることに対して、委員から大量の個人情報を持ち出すことは重大な犯罪であることから適当であるとの意見などがありました。

執行部から出された資料に基づき、慎重審議を終え、討論はなく、採決の結果、議案第81号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第81号についての報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第81号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時14分

~~~~~

日程第5と日程第6を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第5、議案第82号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」及び日程第6、議案第83号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第5及び日程第6を一括議題とします。

日程第5及び日程第6は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求

めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 12月3日の本会議において総務文教常任委員会に審査付託されました議案第82号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第83号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について」につきましては、12月7日に委員全員出席のもと委員会を開き審査しましたので、その審査内容と結果を報告いたします。

議案第82号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」報告します。

この条例改正は、さきに報告しました議案第81号「太宰府市個人情報保護条例の制定」に伴います審査会と審議会の設置を行うために、議決を求められたものです。新しく設置される情報公開・個人情報保護審査会の委員は5名で、情報公開・個人情報審議会の委員は7名で、それぞれ識見者と一般公募により半数程度ずつで構成することです。

本議案に対する質疑、討論もなく、採決の結果、議案第82号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第83号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について」報告します。

この議案につきましては、議会全員協議会で執行部から具体的に説明がございましたことから、委員からの質疑、討論はありませんでした。採決の結果、議案第83号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第82号及び議案第83号についての報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第82号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第83号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第82号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第82号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時18分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第83号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第83号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時18分

~~~~~

日程第7 議案第84号 太宰府市地域活性化複合施設条例の一部を改正する条例について

議長(村山弘行議員) 日程第7、議案第84号「太宰府市地域活性化複合施設条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番(佐伯 修議員) 12月3日の本会議において建設経済常任委員会に審査付託されました議案第84号「太宰府市地域活性化複合施設条例の一部を改正する条例について」につきまして、12月8日委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部から補足説明を受け審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

今回の改正は、10月1日に開館した太宰府市地域活性化複合施設の愛称を市民から提案された「太宰府館」としてありますが、太宰府を積極的にPRすることに努めていくために、「太宰府館」という名称を条例に基づく正式名称として、「太宰府市地域活性化複合施設太宰府館」に改めるものです。また、執行部からの補足説明の中で、開館後の来館者数の報告があり、10月は約2万4,000人、11月は1万7,000人だったとのことでした。

質疑において、委員から12月3日の本会議で福廣議員からの質疑でもありましたように、「太宰府館」という名称がわかりにくい名称であり、何をやっているのかわからない。別の愛

称を考えることはできないのか。開館直後ということで多くの方が訪れているとは思いますが、今後職員一人ひとりが営業マンとなり、いろいろなところにPRをしていただかないと、来館者数はどんどん減少していくのではないかと。また、観光客の回遊性を高めるための取り組み等についての質疑がありました。

執行部からの回答として、開館当初は問い合わせに対し、「太宰府館」という名称では意味が通じなかったりしたが、その後パンフレットを作成し、PR等を行い、現在では「太宰府館」という名称が広く定着してきたのではないかと感じている。また、愛称等については、今後いろいろな方の意見を聞いて検討する必要があると考えるが、まずは「太宰府館」という名称を広めていきたいとのこと。PR不足については、厳しい意見と受けとめ、目線を変え、積極的に努力していくとのこと。

回遊性を高めるための取り組みとしては、太宰府展示館で受け付けされている史跡解説依頼を太宰府館でも行っているが、史跡解説員の方をはじめその他の団体の方にもお願いし、来訪者を太宰府館から市内へ誘導していく方策を検討しているので、今後具体的に詰めていきたいとのことでした。

本議案に対する質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、委員全員一致で議案第84号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第84号に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時23分

~~~~~

日程第8 議案第85号 太宰府市立保育所設置条例の一部を改正する条例について

議長（村山弘行議員） 日程第8、議案第85号「太宰府市立保育所設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） 12月3日の本会議において環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第85号「太宰府市立保育所設置条例の一部を改正する条例について」につきましては、12月9日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その内容と結果を報告いたします。

今回の条例改正は、都府楼保育所が平成18年4月1日より社会福祉法人「飛鳥会」に移譲されることに伴うものです。

本議案に対する質疑はありませんでしたが、討論において、保育所の民営化は公的責任の放棄、福祉の切り捨てであり、賛成することはできないとの反対討論がありました。

採決の結果、大多数賛成で、議案第85号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告がっておりますのでこれを許可します。

11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） ただいま委員長からも報告がありましたけれども、この議案は都府楼保育所の民間移譲に伴う条例改正ですので、保育所の民営化についてはその目的が人件費の削減で、自治体の負担を減らそうという自治体リストラの一環であり、公的責任の放棄及び福祉の切り捨てということから、これまでも民間委託については反対の意思を表明してまいりましたので、この議案には賛成できません。しかし、実際民間移譲の話は進行しておりますので、3点要望をしておきたいと思います。

1つに、子どもの精神に影響のないように、ならし保育の期間を一概に決めずに十分な時間をとること。

2つ目に、市の説明では民営化する理由として、子育て支援策の充実を上げておられました。が、子育て支援の充実については十分に市民の声を聞き、ニーズの高い支援策を実施すること。そして、またなおその法人が特別保育などの実施を行う場合には、そのために必要な補助

を行うこと。

3つ目に、障害を持つ子どもの保育を充実をさせること。

以上、この3点を要望いたしまして、討論を終わります。

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第85号に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成17名、反対2名 午前10時27分

~~~~~

日程第9 議案第86号 平成16年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について

議長（村山弘行議員） 日程第9、議案第86号「平成16年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 12月3日の本会議において各委員会に分割付託されました議案第86号「平成16年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）」の総務文教常任委員会所管分については、12月7日に委員全員出席のもと委員会を開き、執行部から項目ごとに説明を受け、その都度質疑を行いながら審査を行いました。

それでは、その審査内容と結果をご報告いたします。

まず、歳出審査における主なものとしましては、全款にわたり職員給与費の補正が計上されておりましたので、行政経営課長から一括して説明を受けました。補正の主な理由は、4月と7月の人事異動に伴う人件費の調整、及び10月1日に地方公務員共済法の一部が改正されたため補正したとのことでした。

2款1項7目15節工事請負費1,000万円の増額は、庁舎内で窓の落下事故が発生しているため、可動式窓の戸車を全部交換する費用と、庁舎内放送設備を一式更新する費用です。

2款3項2目23節過誤納金還付金2,594万円の増額のうち、約1,700万円は昭和49年の建築当時から非課税とされている固定資産に対し課税していた施設について、税法に基づく還付加算金を加え、5年分を還付するためとのことでした。

10款2項1目2細目の小学校管理運営費1,055万3,000円は、水城西小学校と太宰府西小学校の児童が増加傾向にあり、新年度から学級増となる予定で、児童用の机、いす、給食用食器、

冷凍庫などの購入費が必要となり、増額補正するとのことです。

10款5項6目17節公有財産購入費5,000万円の増額は、当初予算編成時から県を通じて国に対し、史跡地購入の増額要望を行っていたものが認められたためということです。

次に、歳入審査における主なものとして、16款2項1目の財産売払い収入の2,063万2,000円は、町の時代から所有していた史跡地を、県の災害復旧工事に係る原川災害関連緊急砂防工事の事業用地として福岡県に払い下げを行うとのことです。

21款の減税補てん債、臨時財政対策債については、それぞれ630万円の減額と1,720万円の増額ということで今年度分が確定したとのことです。

最後に、繰越明許費、債務負担行為補正、地方債補正については、質疑は特にあっておりません。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、議案第86号の総務文教常任委員会所管分については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番（佐伯 修議員） 12月3日の本会議において各常任委員会に分割審査付託されました議案第86号「平成16年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」の当委員会所管分につきましては、12月8日委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部の補足説明を受け審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

今回の当委員会所管分の主な補正は、歳出において職員の人事異動等により生じた職員給与費や事業確定等に伴う増額補正であり、主なものとしては通古賀地区整備関連事業に伴う工事設計業務委託料500万円。五条駅踏切付近に歩道を設置するための測量委託料と、吉松地区土居踏切付近の道路改良に伴う委託料、工事請負費、公有財産購入費2,360万円。佐野土地区画整理事業の来年度以降の予定していた建物移転補償等協議が調ったことに伴う建物移転補償費1億8,200万円などであり、歳入については佐野土地区画整理事業に伴う建物移転補償金の財源として、基金を取り崩して収入の財源に充てるものなどが補正されております。

それから、第2表の繰越明許費では、8款2項道路橋梁費の散策路整備事業費を9,312万円繰り越し、第3表の債務負担行為補正では、河川災害関連事業工事設計管理等委託料が3,000万円追加され、災害復旧公用車賃借料が357万6,000円に変更されております。

その中で、委員からの質疑が集中したのは、8款2項道路橋梁費のその他の道路改良関係費

の委託料に、県道筑紫野・古賀線の歩道設置のための測量委託料が計上をされていることでした。

今後の県道筑紫野・古賀線拡幅計画の福岡県との協議内容も含め、執行部に説明を求めたところ、今回、五条駅踏切付近のバッティングセンター跡地にマンション建設が計画され、歩行者の安全性を高めるためにも、マンション建設工事前に緊急に歩道を確保する必要があることから、以前、福岡県において計画されていた県道筑紫野・古賀線の五条交差点から君畑信号までの道路改良の時期等について、福岡県那珂土木事務所に確認したところ、太宰府市内での県道筑紫野・古賀線の道路改良は、五条交差点から五条駅入口信号までであり、その他の部分を緊急に拡幅するという計画はないということだったため、緊急を要する今回の歩道設置については、市で設置することを判断したとのことでした。

なお、松川交差点から筑紫野市六反までの県道については、将来太宰府市と筑紫野市に移管されることが考えられるため、その際、歩道の設置等、改良していただくことを条件に、筑紫野市と歩調を合わせ福岡県と協議していきたいとのことでした。

本議案についての質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、議案第84号の建設経済常任委員会所管分については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） 12月3日の本会議において各常任委員会に分割審査付託されました議案第86号「平成16年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）」の環境厚生常任委員会所管分につきましては、12月9日に委員全員出席のもと、委員会を開催し、審査いたしましたので、その内容と結果を報告いたします。

今回の補正における主な内容は、歳出において、身体障害者ホームヘルプサービス利用者の増に伴う支援費680万2,000円、知的障害者施設訓練等サービス利用者の増に伴う支援費440万円、知的障害者デイサービス利用者の増に伴う支援費1,028万7,000円、保育所入所児童数の増に伴う私立保育所運営委託料4,117万5,000円、インフルエンザ予防接種の増に伴う予防接種委託料1,099万8,000円などが増額補正されており、歳入については主にそれに伴う補正となっております。

今回の補正では、障害者に対する支援費の増額が目立っており、その伸びについて尋ねたところ、支援費制度の定着により、身体障害者へのサービスに対する需要が年々増加しているこ

とが主な理由であり、この傾向は今後もずっと続くのではないかとの説明がありました。

また、委員より、保育所運営委託料の増額に関連して、待機児童への対応を尋ねたところ、現在市が把握している待機児童は47人であるが、潜在的な数を含めると100人以上いると思われる、現在のところ定員増で対応しているが、施設の増設あるいは新設でしか対応できなくなってきたとの回答があり、早急に待機児童対策について検討するよう要望いたしました。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、委員全員一致で議案第86号の当委員会所管分につきましては原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで報告、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。報告のとおり議案第86号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時41分

~~~~~

日程第10と日程第11を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第10、議案第87号「平成16年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」及び日程第11、議案第88号「平成16年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第10及び日程第11を一括議題とします。

日程第10及び日程第11は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） 12月3日の本会議において、環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第87号「平成16年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」、議案第88号「平成16年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」につきましては、12月9日に委員全員出席のもと、委員会を開催し審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

まず、国民健康保険事業特別会計については、主に一般被保険者及び退職被保険者が増加したことにより、医療費が増加したことに伴う補正です。

具体的には、前年度と比較して一般被保険者が118人、退職被保険者が605人増加しており、委員よりこのままでは医療費だけが伸びる一方であり、何か歯どめをかける方法を検討する時期ではないかとの意見が出され、執行部としても関係課との連携を取りながら、効果のある方法を見出したいとのことでありました。

次に、介護保険事業特別会計についてですが、これは居宅介護サービスに対する給付費の増や住宅改修費の増、介護サービス適正実施指導事業という新規事業が主なものになっています。かねてから要望しております住宅改修費のチェック体制の件について、再度確認をしましたが、技術吏員は昨年の災害の関係の業務に追われているため、協議が進んでおらず、引き続き協議を続けていきたいとの回答がありました。

それぞれの議案に対する討論はなく、採決の結果、委員全員一致で議案第87号、議案第88号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第87号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第88号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第87号「平成16年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第87号に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり原案可決することに

賛成の方は起立願います。

( 全員起立 )

議長 ( 村山弘行議員 ) 全員起立です。

したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時45分

議長 ( 村山弘行議員 ) 次に、議案第88号「平成16年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算 ( 第2号 ) について」討論はありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

議長 ( 村山弘行議員 ) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第88号に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

( 全員起立 )

議長 ( 村山弘行議員 ) 全員起立です。

したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時46分

~~~~~

日程第12と日程第13を一括上程

議長 (村山弘行議員) お諮りします。

日程第12、議案第89号「平成16年度太宰府市水道事業会計補正予算 (第2号) について」及び日程第13、議案第90号「平成16年度太宰府市下水道事業会計補正予算 (第2号) について」を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第12及び日程第13を一括議題とします。

日程第12及び日程第13は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

[14番 佐伯修議員 登壇]

14番 (佐伯 修議員) 12月3日の本会議において建設経済常任委員会に審査付託されました議案第89号「平成16年度太宰府市水道事業会計補正予算 (第2号) について」及び議案第90号「平成16年度太宰府市下水道事業会計補正予算 (第2号) について」につきましては、12月8日委員全員出席のもと、委員会を開催し、執行部の補足説明を受け、審査いたしましたのでその主な内容と結果をご報告いたします。

それではまず、議案第89号「平成16年度太宰府市水道事業会計補正予算 (第2号) につい

て」をご報告いたします。

今回の補正は、収益的支出で、職員の人事異動等に伴う職員給与費の補正、資本的支出において、建設改良費の配水施設費では、収益的支出と同じく職員給与費の補正と浄水施設費で、落合浄水場用地購入費として486万8,000円が計上されております。この落合浄水場用地購入費は、昭和53年度に落合浄水場用地を地権者から購入した際の条件として、将来河川改修等でこの地権者所有の残地が生じた場合は、残地を浄水場用地として市が買収する約束で、今回の御笠川河川改修において、残地が生じることがほぼ確定したことから、その残地約128㎡の土地を購入するものであります。

また、浄水場業務の一部委託について、来年度以降の業者を早目に確定し、業務の円滑な遂行を図るため、平成17年度までの債務負担が計上されております。

本議案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、議案第89号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第90号「平成16年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」をご報告いたします。

今回の補正は、収益的収入において職員の人事異動等に伴う職員給与費の変更、平成15年度下水道事業会計決算が認定されたことに伴う平成16年度の一般会計からの繰入金が増加すること、平成16年度国の一般会計繰り出し基準の変更により繰出額を変更するもの、平成16年度の資本費平準化債の借入額と借入利率が確定したことに伴う変更、収益的支出においては、職員給与費の変更と資本費平準化債の確定に伴う支払い利息の減額です。

資本的収入において、宝満川上流下水道補助事業に伴う流域下水道事業債の増額と、資本費平準化債の元金を一般会計から繰り入れるための増額、資本的支出においては、職員給与費の変更と雨水幹線整備を行うための認可変更業務委託料の増額です。

また、芝原雨水幹線実施設計業務委託について、平成17年度までの債務負担行為が補正されております。これは、朱雀一丁目地内の平野商店付近から国道3号線の側道を通して御笠川に流す雨水幹線として、約500mを整備するための設計業務です。

質疑において、芝原雨水幹線整備の工期等について確認いたしましたところ、平成17年度から平成18年度までの2か年を予定しているとのことでした。

本議案についての質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、議案第90号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第89号の委員長の報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第90号の委員長の報告に対し質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第89号「平成16年度太宰府市水道事業会計補正予算(第2号)について」討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第89号に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時53分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第90号「平成16年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第2号)について」討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第90号に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時54分

~~~~~

日程第14 請願第4号 早期に中学校完全給食の実施を求める請願

議長(村山弘行議員) 日程第14、請願第4号「早期に中学校完全給食の実施を求める請願」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

[19番 武藤哲志議員 登壇]

19番(武藤哲志議員) 本年の3月定例会において当委員会に審査付託され、6月、9月の定例会でも継続審査となっておりました請願第4号「早期に中学校完全給食の実施を求める請願」については、12月7日に委員全員出席のもと委員会を開き審査しましたので、審査内容と

結果を報告いたします。

この請願につきましては、執行部において中学校給食導入についてのアンケート調査が実施され、来年の2月に調査結果がまとまり、3月議会で全議員に説明が行われるとのことから、継続審査が必要との意見が出されました。よって、請願を再度継続審査することについて採決した結果、請願第4号につきましては委員全員一致で継続審査すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第4号に対する委員長の報告は継続審査です。委員長報告のとおり継続審査することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、請願第4号は継続審査することに決定しました。

継続審査 賛成19名、反対0名 午前10時56分

~~~~~

日程第15 請願第11号 良識的な男女共同参画条例の制定を求める請願

議長（村山弘行議員） 日程第15、請願第11号「良識的な男女共同参画条例の制定を求める請願」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） 12月3日の本会議において環境厚生常任委員会に審査付託されました請願第11号「良識的な男女共同参画条例の制定を求める請願」につきましては、12月9日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その内容と結果を報告いたします。

請願第11号では、男女共同参画社会基本法に基づき、市が制定を予定しております条例につ

いて、数点にわたり要望がなされており、また男女共同参画審議会の中間答申の内容についても幾つか触れられております。

委員より、請願の中の「専業主婦を否定しない」や、「憲法で保障された基本的人権を侵害し、法令に抵触違反する恐れが強い条項」といった文言が、国の基本法や審議会の中間答申の何を指しているのかが明確でないため、不採択にすべきではないかとの意見も出されましたが、現在はあくまでも審議会が中間答申に対する市民の意見を集約している段階であり、審議会としての最終答申が市に提出された段階で慎重に審査すべきではないかとの意見が出され、最終的に本請願は継続審査することで採決を行いました。その結果、大多数賛成で請願第11号については継続審査すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告がっておりますので、これを許可します。

11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） ただいまの委員長の報告では、継続審査ということでしたが、請願の内容に賛成できない点がありますので、私は請願には反対の立場から継続審査には反対をいたします。

審議会が9月に出された答申、中間取りまとめと照らし合わせまして改めて読みましたけれども、この請願に書かれてあるような男らしさ、女らしさの否定や伝統文化や慣習、家庭の破壊を主張した箇所、専業主婦を否定しているのとれる箇所、憲法で保障された基本的人権を侵害し、法令に抵触違反する恐れが強い条項などについて、私の主観ではそういうふうにとれると思われる箇所はないというふうに判断をいたしました。

それと、国においてジェンダーフリーが否定されているとありますが、政府の国会答弁では、ジェンダーという用語はあえて使用しない方がいいと考えている、このように答えているだけで、ジェンダーフリーそのものを否定しているわけではありません。それは、内閣府が発行しております逐条解説男女共同参画社会基本法を見れば明らかにされています。

何よりもまずこの請願に賛成できない一番の理由としては、オンブズパーソンの設置に関する条項の削除を求めている項目が入っていることです。先行して条例で独立した苦情処理機関を設置している自治体を見ますと、人権救済保護に大きな役割を果たしておりますし、憲法や基本法の理念である基本的人権を擁護し、条例を実効あるものにするためにも、私はこのオンブズパーソンの設置は必要であるという考え方をっております。

以上のような理由によりまして、この請願内容には賛成をしかねます。よって、継続審査には反対を表明して、討論を終わります。

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第11号に対する委員長の報告は継続審査です。委員長報告のとおり継続審査することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、請願第11号は継続審査することに決定しました。

継続審査 賛成17名、反対2名 午前11時01分

~~~~~

日程第16と日程第17を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第16、意見書第8号「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書」及び日程第17、意見書第9号「WTO・FTA交渉に関する意見書」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第16及び日程第17を一括議題とします。

日程第16及び日程第17は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番（佐伯 修議員） 12月3日の本会議において建設経済常任委員会に審査付託されました意見書第8号「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書」及び意見書第9号「WTO・FTA交渉に関する意見書」につきましては、12月8日委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

それではまず、意見書第8号「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書」をご報告いたします。

本意見書は、現在政府で「食料・農業・農村基本計画」の見直しが検討されており、中間論点が整理され報告されておりますが、その中には食糧自給率の向上についての施策が先送りされており、中間論点で出されている課題が食糧自給率の向上にどのように結びつくのか明確に示されていないことから、5項目についての実現を求められているものです。

審査に当たりましては、8月10日に開催された食料・農業・農村政策審議会において、同審議会企画部会で取りまとめられた中間論点が報告されているため、その報告を審査資料として

準備いたしました。委員から、この中間論点を参考に意見書の内容をさらに検討にする必要があることから、継続審査をお願いしたいとの意見がありました。

その他、本意見書に対する意見はなく、継続審査について採決した結果、委員全員一致で意見書第8号は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、意見書第9号「WTO・FTA交渉に関する意見書」をご報告いたします。

本意見書は、アメリカなどの農産物輸出国から要求されている上限関税の設定や高関税品目の大幅引き上げ、関税割り当て数量の大幅拡大などについて反対し、関税については各国が自国の生産資源を最大限活用できる新たな農産物貿易ルールの確立に改めることや、農林水産物の関税撤廃・削減を行わないことなど、5項目についての実現を求められたものです。

審査に当たりましては、農林水産省が発表しているWTO・FTA交渉における我が国の基本的な方針やWTO交渉における大枠合意の概要等を審査資料として準備いたしました。委員から意見書の内容をさらに検討する必要があることから、継続審査をお願いしたいとの意見がありました。

その他、本意見書に対する意見はなく、継続審査について採決した結果、委員全員一致で意見書第9号は継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

意見書第8号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、意見書第9号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

意見書第8号「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書」について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第8号に対する委員長の報告は継続審査です。委員長報告のとおり継続審査することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、意見書第8号は継続審査することに決定しました。

継続審査 賛成19名、反対0名 午前11時06分

議長（村山弘行議員） 次に、意見書第9号「W T O ・ F T A交渉に関する意見書」について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第9号に対する委員長の報告は継続審査です。委員長報告のとおり継続審査することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、意見書第9号は継続審査することに決定しました。

継続審査 賛成19名、反対0名 午前11時07分

~~~~~

日程第18 議員の派遣について

議長（村山弘行議員） 日程第18、「議員の派遣について」を議題とします。

地方自治法第100条及び太宰府市議会会議規則第161条に基づき、別紙のとおり議員の派遣が生じたので、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~

日程第19 閉会中の継続調査申し出について

議長（村山弘行議員） 日程第19、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、太宰府市まちづくり総合問題特別委員会、太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員会から申し出がっております。別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

お諮りします。

本定例会において決議されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会において議決されました案件整理について、これを議長に委任するこ

とに決定しました。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

これをもちまして平成16年太宰府市議会第4回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、平成16年太宰府市議会第4回定例会を閉会します。

閉会 午前11時08分

~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成17年2月22日

太宰府市議会議長 村山 弘行

会議録署名議員 中林 宗樹

会議録署名議員 門田 直樹